

# 經濟經營研究

年 報

第 21 号 (I)



神 戸 大 学

經 濟 經 営 研 究 所

1971

# 經濟經營研究

21 (I)



神戸大学経済経営研究所

## 目 次

貿易と港湾と情報システム……………	米 花 稔	1
続神戸船主考……………	佐 々 木 誠 治	17
—その国内的ウエイトの変遷—		
家計セクターにおける移転取引の分析…	能 勢 信 子	41
国際通貨危機と適正準備水準……………	藤 田 正 寛	69
経済開発の一般的過程……………	片 野 彦 二	97
会計測定と同形性……………	中 野 勲	133
—とくに利益測定に関連して—		
国際経営問題と経営行動科学……………	吉 原 英 樹	171

### 研究会記事

- 所 員 研 究 会
- 1970年代における国際経済協力と経営の国際化に関する専門委員会
- 国際資金専門委員会
- 情報システム専門委員会
- 特 別 研 究 会

# 貿易と港湾と情報システム

米 花 稔

## 1. 開 題

コンピューターとコミュニケーションのハードウェアならびにソフトウェアの発展は、情報システムの展開を、一方には事業体の内部において、いわば集約的浸透ともいうべき方向に進め、他方において、事業体の境界をこえ、かつ公私活動にわたって、いわば広域的展開ともいうべき方向にも進めつつある。わが国においては、昭和43年来のいわゆるマネジメント・インフォメーション・システム (MIS) の考え方の流行的ひろがり機会に、各分野で逐次専門的ほりさげもみられるようになってきている。

当研究所の経営機械化部門を担当する筆者が、情報システムの展開に関心をもつとともに、同じ研究所の構成部門である国際貿易、あるいは海事経済などの分野においても、最近は情報の問題に関連するところがすくなくないようである。そのような意味で、未熟ながらあえてこれら関連部門の接点の接近の試みの一つとして、本主題をとりあげることとした。しかもこれらは、筆者のあわせて関心をもつ地域開発問題にも、すくなくからず関連するものであることはいうまでもない。

もっともここで本主題をとりあげるに至ったのには、もう一つの動機がある。昨昭和45年7月、東京ならびに神戸を会場として、開催せられた世界貿易センター協会 (WTCA — World Trade Centers Association) の第1回総会のとりあげたテーマが、「世界貿易センター情報サービス」と「世界貿易センター通信サービス」を主とし、いずれにしても、貿易と港湾と情報システムに関するも

ので、それらの資料によるとそこでの所論がきわめて興味深いと思われたからである。たまたま同年4月おなじく東京において、鉄道サイバネティクス第3回国際会議が開催せられ、ここでも鉄道交通についての情報と制御に関する問題が、とくに、経営問題のレベルで論ぜられたということとも関連して、各分野毎の専門的ほりさげが、進みつつあることに刺戟せられたからでもある。

しかも現に、神戸においては、貿易センタービルが完成したうえ、ポート・アイランドの埋立が逐次進行して一部利用されはじめられるにつれて、貿易なり、港湾に関連しての情報センターなり情報システムの問題が、検討せられはじめており、また横浜港における港湾についての情報システムの問題が、港湾経済学会で報告せられたりして、逐次研究が進められつつあるようである。このような現実的な実態を前にしてまた、この問題への関心が大きくならざるを得ないのである。

以上のような諸事情によって、ここに本主題を序論的にとりあげることとした。従って、まず、世界貿易センター協会の国際会議における所論、ならびに同協会の発行している機関誌“World Traders”にみられる関連論説等を資料的よりどころとし、さらに関連する若干の文献を参照して、これらの最近における考え方、問題への接近の仕方などを考察し、ついで情報システムに関する私見をもって、わが国の実態なり特殊性との関連でさらに論理的にほりさげて考えることをしたいと思っている。

## 2. 貿易についての国際的情報・通信ネットの構想

世界貿易センター協会は、1969年10月ニューヨークにおいて、情報ならびに通信サービスについての会議をもち、そこで国際的なネットワークについての方向づけについて討論を行った(“WTCA Information-Communications Meeting”. World Traders, January ~ March, 1970)。ここでは、各国の加盟世界貿易センターにおける情報センターの充実の問題と、各センター相互のネットワ

ークの問題とについての、いわばガイドラインが論ぜられている。このような討議はなんとといっても、1971年春から入居がはじまり、完成の近いニューヨークの世界貿易センターの意欲的な情報センター構想着手と密接な関係があると思われる。しかしながらまた、欧州のブラッセル、アムステルダム、パリなど世界貿易センターにおける研究調査の進展とも関連しているようである。ただその会議では、各貿易センターの規模、成立事情、その段階などに相異があることから、ネットワーク問題の細部まで検討することは困難であるとして、結論的には、一般的なガイドラインを申合せとしてまとめることでおわっている。その主な点を示すと次の如くである。

- (1) 世界貿易センターの基本的な役割として、国際的貿易情報サービスと近代的な通信施設の整備を行うこと。
- (2) 各センター間で、このガイドラインに従って、最も効果的な情報ネットワークを開発すること。
- (3) 情報サービス実施のためには、可及的に既存の国際的貿易情報サービス機関と協力すること。
- (4) 現存の情報源によって利用できないような面を補完する情報サービスを検討すること。
- (5) 既存情報サービスの量と質を向上させるために既存機関と協力すること。
- (6) 既存の情報供給源を可及的にセンタービルに集中するようにするとともに、そのことのできない機関との提携について工夫すること。
- (7) 貿易センター間の不要な重複をさけるように、情報サービス計画には、相互協力すること。
- (8) 各世界貿易センター間の情報サービスについて協力すること。
- (9) 効果的な情報サービスのために、コンピューターならびに通信施設の開発につとめること。
- (10) 世界貿易センター相互間の情報交換について、次の諸点の開発につとめる

こと。

- (a) 貿易センター内諸事業体の業務に関する情報。
- (b) 定期刊行物
- (c) センター内事業体ならびに関連機関の提供ならびに需要する製品とサービスに関する情報。
- (d) 関係地域の経済的その他の実態を明かにする情報。
- (e) センター内事業体のビジネス旅行について、他のセンターとの協力とその情報。

以上のようにこれからの情報サービスについてきわめて大まかな申合せをまとめているのであるが、今日わが国でも各分野において問題になっている情報センターなり情報サービスに関連してこれを見ると、関連機関との相互の関係、既存の他の情報サービス機関との協力関係、およびセンタービルという施設と、そのなかに入居する諸事業体との関連におけるシステム的な情報サービスを問題にしていることなど、いくつかの注意せられるべき点の指摘されていることを知るのである。これらの点については、のちにさらに再説したい。

### 3. ニューヨーク貿易センターの情報通信ネットの構想

いま完成に近づきつつあるニューヨーク・ポート・オーソリティの世界貿易センターにおけるインフォメーション・センターの構想が具体的に提示せられつつある。同ビルの入居予定の公私の事業体5,000が情報の発生源であり、その需要者であるとともに、ニューヨークに約400のなんらかのインフォメーション提供機関とネットし、いわゆる中枢機能を果そうというのである。コンピューター関連施設をふくむ Communication nerve center（情報通信中枢センター）ともいうべき機能を意図しているようである。

その構想は、ニューヨーク・ポート・オーソリティと、New York Telephone Co. と RCA とが協力して、システム開発をして、その具体化を進めて

いるという。これは、センター・ビル自体がポート・オーソリティの手によるもので、公私機関、展示場、研究、研修機関、クラブ、ホテルなど関連施設を統合的に管理運営することの可能な前提条件をもっていることがうらづけとなっている。

このような情報について、WTC style のビジネスの名のもとに“World Traders” July-Sept, 1969に紹介されている。

それによると、かりに欧州のある電子工業関係業者がニューヨークの貿易センターに着いて、仕入業務を開始するところから、取引をへて、受渡、本国への輸送など一切の仕事が終結するまでを例示することによって、全体のシステムを明かにしようとしている。

このシステムは、タイム・シェアリングのコンピューターと、インテグレートされたコミュニケーション・システムと、各種の新しく開発されたインプットならびにアウトプット機器の整備により、センター入居事業体、ホテルその他センター施設ならびに外部の関係事業体とのネットワークなどが前提になっている。

例示によると、貿易センターのホテル到着から、そのフロントの Touch-Tone telephone, ならびに Inktronic printer などセンターのコンピューターと直結する施設によって連絡をうけ、さらに本国本社からの緊急呼出し可能な message center とも結ばれる。業務開始にあたっては、インフォメーション・センターにおいて、Electronic Classified Directory が取引相手の検出サービスをする。さらに Picturephone サービスによって、当センタービルに入居の検出された取引先と接触のうえ、当該営業所において取引交渉が開始される。

同営業所における取引交渉にあたっては、在庫その他取引関係のインフォメーションについては、センターのコンピューターと直結するオフィスのスクリーンにデータが示される。さらに在庫などの資料不足の場合は、同営業所の他都市の本社とのコンピューター・ネットワークを利用してサービスされる。営

業所側からの欧州の取引相手の信用状態などは、貿易センター内の金融機関への問合せによってコンピューター・システムが利用されて、即座にチェックを可能にする。これらの手続きによって、取引契約が実現する。

そのあと現物の発送であるが、売手のセンターにあるオフィスと、同社の本社のトランスポーターション・コントロール・センターとの直結によって、内陸の輸送から港湾の輸送をへて欧州の買手までの輸送方式が、その希望による選択によって、情報検索され、具体的に決定される。その間輸出取引であるから、貿易上の規制、通関手続、各種チャージなどの計算等、いわゆるパッケージ・サービスができるようWTCの情報センターが機能をうけもつこととしている。

以上通じて、ここで計画せられているのは、売り手、買い手を中心としたパッケージ・サービスないしトータル・サービスという考え方で、インフォメーションとコミュニケーションのシステムを、できるだけ進んだ機器を用いて作りあげようということを目指しているといえよう。いいかえるともろもろの関係主体を結合した情報システムを目指しているのである。

#### 4. 欧州の貿易情報センター構想の事例

以上のようなニューヨークの試みと相照応して、ヨーロッパでも、いくつかの試みがみられる。さきあげた東京における国際会議に報告せられたパリとブラッセルその他の場合を簡単にみてみよう。

##### (1) パリの場合

パリにおける世界貿易センターは、もと中央卸売市場のあったあと地の再開発として、建設することを1971年から手がけようとしているという。市場があったということから、交通上の便利性が示され、インフォメーション・システムとともに情報についての人と人との接触の重要性をもとりあげて、再開発に

よるいわゆる都市の中核機能の1分野の充実を目指しているという。そのなかのインフォメーション・センターは、売り手なり買手について、商品別国別の情報さらに具体的な取引関係者の情報、価格その他の取引上の基本的情報、各種税金、輸送ならびに港湾のチャージ、保険金融機関、輸送手段等についての情報検索を可能にするような計画を準備している。当面は主としては手作業のサービスで、1部分をコンピューター処理によろうとしている。

さらに同貿易センターのコミュニケーション・サービスとしては、ビル内で有線テレビ100チャンネルを準備し、そのうち5チャンネルはロビー客用、10チャンネルはパリの商品市況、20チャンネルは外国商品市況、5チャンネルが船舶関係の情報、5チャンネルはテレビニュースなど一般情報、講演など、10チャンネルはドキュメントのプリント用に使用、10チャンネルはマイクロ・フィルムの情報検索性、10チャンネルはコンピューターのディスプレイ装置、20チャンネルは予備用などとしての設置を計画しているという。

## (2) ブラッセルの場合

ブラッセルはEECの本部をはじめすくなくない国際機関の立地しているところであるが、このような国際的な立地条件を背景として、都心の再開発事業として、海陸空の立地条件のとのったところに、1972年完成予定の世界貿易センター建設の工事が進められているという。

その機能としては、センター・ビル入居の事業体、ならびに同ビルの訪客に対するインフォメーション・サービスを第1次の対象として、情報処理センターならびにコミュニケーション・ネットワークの形成を目指しているという。

その内容としては、現在の情報源を可及的にネットし、特に公私情報関係機関の全部または出先のセンターへの入居を促進し、センターにおいては、情報収集、処理と通信システムをもつデータバンクを計画し、これによってひろく情報需要に応じることを目指しているという。

以上のほか、オランダのアムステルダム、ロッテルダムなども、貿易センターの新設用地を都市再開発計画のなかで既に決定し、近く建設の段階にあるようであるが、そのなかでも、同様に情報センター設置が検討中であることは、さきの東京の国際会議においてのべられたところである。たとえばロッテルダムの場合、全国的視点からの情報機能の最適化、検索の迅速化と重複の排除を目指して研究段階にあることが紹介されている。

## 5. 貿易情報センターの国際的動向と特徴

ここでとりあげたのは、世界貿易センターの国際会議ならびにその関連資料をよりどころにした情報センター構想のいくつかに限定せられるので、おのずからきわめて限られた問題にとどまっている。しかしながらそのなかでも、いくつかの特徴的な点がうかがえるのである。

第1に、なによりコンピュータと、コミュニケーションの最新の技術なり施設を活用することを意図し、とりわけ多様なインプット、アウトプットの機器の利用をとりあげている。

第2に、その情報システムは、ユーザーの観点からのトータル・システムなり、パッケージサービスという観点から企画しようとしている。

第3に、従って情報に関連するきわめて多様の公私事業体なり、機関とのれんけいがある中心課題になっている。

第4に、とりわけ関連する情報の収集処理にかかわる既存の専門機関の協力にもとづくスイッチング・センター的な機能を重視している。

第5に、ここでの情報機能は、直接的には貿易取引を中心としつつ、港湾の関係、物的流通関係についての情報をもふくめてのユーザー・サービスを目指しているようである。

第6に、情報交換について、これらの情報技術のハードウェア、ソフトウェアの発展に依存する定型の情報のみでなく、人と人との接触による非定型情報

の交換の場としての機能をもあわせて重視している。貿易センター機能としては当然のことではあるけれども、この点はここでほとんどふれなかったが、その国際会議のレポートによると、別にオフィス、クラブ施設その他の機能の重視されているなかで、このことが知られる。

第7に、これらの情報センターと入居事業体とそれらをふくむビル施設の母体との有機体関係が前提となっていることも看過できない点である。

第8に、以上の諸機能の効率的な発揮のためには、当然施設についての交通上の利便性がなにより重視されている。そのために都市の中核機能の一として位置づけ、都心の再開発事業の一部として、計画され、あるいは実施されつつある。

以上のような国際的な動向と関連して、わが国におけるこの分野、貿易と港湾とに関する情報の問題を考えてみよう。京浜、阪神において、あらたにこの種の情報センター構想が現にいくつか検討せられつつある。その検討過程においての問題点の一は、この種情報についての需要の量ならびに質に関する点がある。いくつかのアンケート調査も試みられているようであるけれども、情報需要がなお明確に把握せられているとはいえない。これについては、いくつかの問題点があげられる。

第1に、一方には情報化時代という考え方から、その重要性がとりあげられつつ、他方においては、現実には具体的に情報の評価が十分でないことがあげられる。物的なものの評価に対し、情報サービスについての評価が十分でないという点である。

第2に、後にふれることであるが、情報という概念的把握の内容についてのほりさげが十分でないという点がある。いいかえると、コンピューターとコミュニケーションのハードウェア、ソフトウェアという手段の急速な発展からの情報の考え方と、事業活動のにない手という主体からの情報需要との間に、大きなギャップがあることにかかわる点である。

第3に、貿易情報に関しては、日本貿易振興協会（JETRO）、その他の若干機関による情報サービスによって、既に当面の情報提供は行なわれているということがあげられる。

第4に、よりわが国の特殊事情として、いわゆる総合商社、専門総合商社などの特異な業態が、大規模に発展し、この面からあるていど情報機能が特徴的にうけもたれているという点があるといえよう。

さらに、従ってまた港湾機能とか、物的流通に関する情報処理が、別に検討せられているという事情も考えられる。

第6に、情報機能自体が以上のようにかなり多様であって、それぞれが情報センター構想をとりくみつつ、他方ビル施設なり、その入居事業体との関係もまたあまり有機的になり得ないのがこれまでのわが国の実情である。

以上のような内外の情報処理に関する事情の特殊性を考慮しつつ、以下さらに、貿易と港湾と情報システムについての関連を私見を中心としてほりさげてみることにする。

## 6. 貿易・港湾・情報システムの態様

これまでみてきた貿易と港湾と情報システムに関連する内外の動向を参照しつつ、ここでの主題を、ややすじみちをたてて考察すると、次の如くまとめられると思う。

ここでとりあげているような広域的で、多くの主体にかかわる情報システムを考える場合、一般的にいて、次の3のレベルの情報システムがあげられると思う。

- (1) オペレーショナルな段階の情報システム
- (2) コントロールなり、モニタリングの機能をもつ情報システム
- (3) 計画なり意思決定のための情報システム

このわけ方は、この限り個々の事業体内部におけるいわゆるマネジメント・

インフォメーション・システムの場合と一応同様であるけれども、これを内容的にみてゆくと、多数の各種公私関係主体にまたがる情報システムとして、特徴的な点がいくつかみられることはいうまでもない。ここでの主題にかかわらしめてみてゆくこととする。その場合、計画なり意思決定のレベルの問題と、オペレーショナルなレベルと、コントロールなりモニタリングのレベルとをあわせて考察する場合の問題との2つにわけてみる。

#### (1) 計画、意思決定の段階の情報システム

コンピューターとコミュニケーションのシステムが急速に発展して、いわゆるマネジメント・インフォメーション・システムの構想が一般化している今日の段階においても、日本はもちろんアメリカの場合も、計画なり意思決定の段階の情報化は、コンピューターなりコミュニケーションのうけもつ部分は、なおきわめて低い。すぐ後にもふれるように逐次その役割の増大もみられるけれども、このレベルでの情報はなんといっても、人と人との接触を欠くことのできないものとしている。貿易、港湾の問題についても例外ではない。

貿易センター構想が、施設計画もふくめて、各国においてとりあげられている一面の原因はここにある。情報システムのなかで、人と人との接触と人みずからの作業による情報収集処理の段階を看過することができない。さきの国際会議での各国のセンター計画のなかで、オフィス、貸オフィス、ホテル、会議室、クラブなどの施設計画が、都心の都市再開発計画との関連でとりあげられていることは、広義の情報システムそのものといってもよい。このことは、1969年東京で開催せられた第15回 CIOS 国際経営会議における MIS 論議においても明かなところである。（このことは、本報前月号第20号所載拙稿「MIS 論の位置づけ——第15回 CIOS 国際経営会議に関連して」参照）いわゆる中枢機能といわれるものは、計画なり意思決定の機能、そのための情報交換機能、そのための具体的な場としての施設とが、よくインテグレートされる

ことを必要とすることを示しているのである。

もちろんこの段階における情報システムのなかでも、コンピューターとコミュニケーションのネットワークの果す役割は、次第に増大しつつある。それは、とりわけデータ・バンクとその情報検索機能にかかわるものである。さきに例示したところでも知られるように、取引先関係の情報検索、信用調査関係の情報検索、海陸輸送についての情報検索などが、このことを示している。しかしながら、データ、バンクの成立には、そのための情報の蓄積に多くの困難をともなうことから、需要される情報を、部分的に逐次実態に即して収集処理蓄積を進めてゆくことになるであろう。

いずれにしても、このレベルでは、部分的に情報検索機能を充実しつつも、人と人との接触による情報交換の効率をいかに向上せしめるかということが中心課題であるといえよう。

## (2) オペレーションとコントロールの段階の情報システム

ここでの問題としてこれをみると、貿易取引に関連して、官庁、商社、船会社、メーカー等関係主体の機能的な関係と、具体的な物的流通に関連して、港湾におけるもろもろの関係主体との関係とがあって、これらの運行とその間の円滑化のための管理の高度化ないしモニタリング機能が、情報システムとして検討されなければならない。ここでは、コンピューターならびにコミュニケーション・システムのネットワークがきわめて大きな機能を果す可能性をもつこととなる。しかもこのような多くの関係主体と情報システムとの関係の仕方には、3の観点があると考えられるのである。

- ㊤ 売手にしろ買手にしろ、それら広義のカスタマーないしサービスをうける側からみた情報のトータル・サービスのシステム
- ㊦ その取引なり物的流通なりの流れのなかにあるそれぞれの事業体の立場からの情報システム、これは本来のマネジメント・インフォメーション・

システムにあたるもの

- ◎ これらの貿易と港湾にかかわる業務は、公私の施設利用が混交するけれども、これらの港湾を中心とする施設の効率的利用、あるいは港湾管理のための情報システム、これにはさらに、今日では港湾を中心とする環境管理のシステムもここにふくまなければならないであろう。

このうち、㊸は本小文のはじめにみてきた貿易センターの情報サービスの中心的な目標となっている情報システムであり、㊹は貿易、港湾に限らず公私事業体の立場におけるいわゆるMIS論で、一般にとりあげられているものであり、㊺は横浜港あるいは神戸港などで検討せられているところである。㊺はさらに船舶自体のコンピューター・システムとも関連することになる。しかも、理念的には、㊸㊹㊺のそれぞれのシステムは、それぞれ特有の分野をもちながら、同時に活動のにない手としての主体の相互関連のなかで、密接に関連しあっていることもいうまでもない。それぞれのよりどころが異なるところに難しさがある。㊸はトータル・サービスとして、高度のフレキシブルなサービス性をよりどころとするシステムであり、㊹は事業体の経営計算の側面からの効率的運営をよりどころとするシステムであり、㊺は施設の維持管理とその効率的利用をたてまえとするシステムである。それぞれがインテグレートされたシステムであり、トータルなシステムであるとともに、それらをサブ・システムないし関連システムとして、㊸㊹㊺が可及的にインテグレートされることが必要になることはいうまでもないところである。

以上のような貿易と港湾と情報システムの関係は、きわめて人間的なレベルから、高度の機械化システムまで、またその間に人間と機械のかかわりあいの複雑な段階をふくめて、なりたっているものと考えることができる。しかも現在の実態は情報システムという観点からは、きわめて低い段階にあるものというべく、全体の広域のシステムを構想しつつ、それぞれのレベルで、その具体

化についての検討が地道に進められねばならないところにあるといえよう。

## 7. 情報システムと主体的課題

以上のような情報システムの各レベル、各分野の問題を考えた場合、なによりこれらシステムの関係するもろもろの公私主体間の関係が中心課題になることが知られる。このことは、ハードウェア、ソフトウェアにわたる技術的な実施段階においても、機種、プログラミング、規格化、標準化などにおいて多くの問題のあることはいまでもないけれども、その前提条件としての、情報システムの形成のための、主体間協力を可能にすることの問題が、より中心的なものとしてあるのである。本来システムということばのなかには、特定の問題にかかわる手法のみでなく、そのもとになる主体の関係のあり方が当然にふくまれているものと考えられるのである。

このような考え方で、はじめに引用した世界貿易センターの考え方なり、そのなかでの情報センター、コミュニケーション・サービスの目指しているところをみると、このような主体間の関係が重視せられていることに気づくのである。

第1に、計画とか意思決定などトップ・マネジメントにかかわる情報機能として、オフィス、貸し部屋、会議室、研修、クラブなど、人と人との接触の場の形成による高度な情報機能ともあわせてこれをたすけるハードウェア、ソフトウェアをもつ情報検索機能をも可能にするような、管理主体をもったいわば計画的集合機能施設が意図せられているところに、もっぱら関係主体の相互関連づけを工夫しているものとみることができる。各分野において、いわゆる情報化社会における施設面からの1の基盤整備ということもできる。

第2に、情報システムを形成するために、関連する多くの主体の特定のセンター施設に可及的に集中させること、さらには当施設外立地の主体とのネットの形成これら既存の諸主体との関係のなかでの、スイッチング・センターを構

想しているという点である。このような広い視野での関係主体間の協力関係を前提としない限り、情報センターはきわめてスケールの小さなものになり、かつそれにかかわる努力の歩留りを著しく低下させ、いわんやトータル・サービスを指向することはできないことになる。このようにオペレーショナルないしコントロールの段階においては、一層緊密な主体間協力を必要とする。

以上のような観点から、貿易と港湾と情報システムの問題を、主体的課題と関連づけて考えると、その形成のために、2のプロセスを必要とする。

第1は、関係主体の協力を可能にするような前提条件を形成することである。より具体的にいえば、まえにふれた全体のシステムにしても、またそのなかでの、利用者中心のサブシステムなり、施設の管理、環境の管理のシステムにしる、それらサブシステムについても、その関係主体が、情報についてそれぞれのよりどころとする論理ならびに実態とその問題点などにわたるものを、相互にもちよりつつ、逐次システム化を工夫することが必要であるという意味である。これらのシステムは、情報システムの専門家のみによって、つくりあげることのできない性質のものである。

第2に、このような、いわばライン的な人々の問題接近に協力し、あるいは調整機能をもつスタッフ的な専門の人々のノウハウの協力を必要とする。これには、当然のことながら、貿易、港湾など本来の機能と、実態と問題点に精通する公私の専門分野の人々を必要とするとともに、情報システム、通信システムの専門分野の人々を必要とするのもいうまでもなく、これら各分野の協力によるスタッフ活動の援助が欠くことができないであろう。

今日各分野で、情報センター構想がとりあげられつつ、その調査検討段階をへて計画段階にいたって、なかなか内容が明確化できないことがしばしばみられるのであるが、その原因の一は、このようなプロセスにおけるとりくみ方が十分でないこと、あるいはそのことが相互の理解の不足によって困難であることにあるといてよいように思う。

しかしながら、このような主体間の協力関係によってシステム化を進めるにしても、その実現の度合いは必しも高いものといえないかも知れない。漸進的な接近を必要とする。それにもかかわらず、このような試みの進展過程において、貿易にしろ、港湾にしろ、多少とも関連する業務のシステム的な見直し作業が行なわれることとなり、情報のシステム化とならんで、業務改善の機会となることもまた評価せられねばならない。

このことは、既に一の事業体内部におけるマネジメント・インフォメーション・システム構想による情報処理改善の過程において、多くの公私事業体の経験しているところである。いまこのような事業体の境界をこえる情報システム化においても、同様のことが予想せられることは、プロセスの問題がとりわけ重要であることを示すものといってよいであろう。

以上貿易と港湾と情報システムの関連的接近についての序論的考察として、本小論を試みてみたのである。

# 続 神 戸 船 主 考

——その国内的ウエイトの変遷——

佐々木 誠 治

## は じ め に

近隣に兵庫湊という帆船時代の名港があった事実と全く無関係に開発・築造されたものでないにせよ、神戸港は、それ自体、一応、全く偶然且つ新規につくり出された近代港であるとみなす私見はすでに述べた<sup>(1)</sup>。同時に、それゆえにこの港土着の船主・海運企業というものが、開港当時乃至築港初期には全く存在しなかったという事実、および、その発生・成長が、比較的遅々としていたという事情についても前言した。本小稿は、それらを前提としたうえで、ようやく発育しはじめた神戸船主グループの実際の発展状況を資料に即して掘り下げて眺め直し、時々の神戸船主の顔ぶれ——少なくとも主要構成分子たち——を、なお不十分なかたちと内容のものとしてであれ、ともかくひとつの論文・資料の中にまとめて今後の斯分野研究に利便をあたえることを主目的としている。従前の海運史書乃至海運関係の諸論文・諸資料をいくつかじっくり眺めかえし・つきまぜれば、開港後 100 年間の神戸（また、日本）の船主たちの形成・発達の過程について何程かの輪廓を求め知ることができようけれども、残念ながら、多くの場合、或程度の、もしくは一応の輪廓を得るにとどまるのが現実である。その主たる原因は、各書・各資料がそれぞれ違った観点・根拠から船主もしくは彼等の所属船腹に関する分析・記述、差当って、神戸船主の構成を指摘乃至示唆しているにすぎず、同一書にあっても、時期によって、その記

(1) 拙稿「神戸船主考」国民経済雑誌102-1（昭45.1）所載——参照

述に精疏の差があり、分類の観点亦異にしていることがあるからである。こうしたことのため、海運史研究が渋滞しがちなことは筆者が多年痛感してきたところであり、この小稿の資料のみで、決して充分でないことを自認しつつも、敢えて、後続研究者にとって何程かの便宜となればと考えた次第である。もち論、単なる資料の提示にとどまらず、その内容分析を試みるべきであるが、目下のところ、時間的余裕が少ないため、多くは他日にゆずって、ここでは、神戸船主の比重＝ウェイトの変遷、特に、第一次大戦後第二次大戦前までの期間におけるその比重・地位のたかまり具合について簡単にふれるにとどまる。これは、わが国近代船主の地位・分布状況の史的考察であると言いかえることも許されよう。併せて参考になれば幸いである。

もともと港町でなく、したがって、船主乃至海運企業というものが全くいなかった土地に近代的貿易港をつくりあげて行くこととなったのであるから、港或いは港における貿易活動ならびに海運活動の展開・発展につれて、船主が生まれ或いは移住してくるようになり、その数が段々ふえて行くことになれば、そのふえた分だけ、神戸船主グループの勢力がつよまり、結果として、神戸船主の国内的なウェイト・地位というものが上昇・増大すること、それ自体は、一応、自明の理であり、筋道である。とはいえ、この神戸船主のウェイトの上昇経過そのものも、船主＝企業の数に即して眺める場合と、彼等の保有する船舶の数量に即してとらえる場合とでは、若干の微妙な差異があり得る。けだしたたとえば、第一次世界大戦の前と後とを比較する意味で作られた第2表と第3表をみ比べるとき、大正3年末における神戸船主10名（社）という数字（阪神間船主では10社）が大正8年末には17名（社）（阪神間船主では19社）という数へ、丁度倍増している事実が認められる一方、彼等神戸船主の保有船舶に即して眺めれば、大正3年末の32隻・10万トン弱から大正8年末の200隻・72万トン強へ7倍余の増大があったものとして示されるからである。言うならば、船

主の増加率よりも船舶・船腹の増大率の方がずっと大きいわけである。こういうことがらについても、正しく、少なくとも事実は事実として、理解されることが必要であろう。もっとも、資料としては、船舶に関するものがより稀少であり、また、本来、流動な性質のものでもあるので、船主数が中心とならざるを得なかった。

なお、ウェイト変遷の事実を説述するに先き立って、ここに掲示した、或いはしようとする資料について、若干解説しておくことも、研究手がかりとして参考となるところであろう。

- ① 明治・大正期のわが国海運業者（船主）に関する正確な——少なくとも或る程度の信ぴょう性乃至有用性のある——一覧表のごとき資料は、ほとんど存在しないようだ。明治25年頃に設立された「日本海運業同盟会」および明治34年に改組・改名してできた「日本船主同盟会」は、ともに社外船のみの団体であり、しかも、社外船の有力構成分子であることの確かな企業・船主のいくつかさえ未加入な組織であるので、あり得るとしても、その所属船主名及び船舶名をもって、当時のわが国主要船主の有り方を代弁せしめたり、うかがおうとしたりすることは問題である。大正9年に「日本船主協会」が設立されたときにも、加盟会員は114名、その船舶708隻192万総トン余であり、トン数において、日本商船隊の約64%にとどまっていた。もっとも、同会加入の船主をもって、当時のわが国主要船主とみなしてよいであろう。少なくとも、爾後現在にいたる船主協会所属のわが国船主——一応有力海運企業であり、少なくとも、外航活動をいとなむもの乃至その船舶所有者はほとんど、含まれているとみてよからう——の実数・実勢と比較でき得るかと思われる。けれども、致命的欠陥は、この全体としての数字は指摘され、判明しているにもかかわらず、その内訳、つまり、企業（船主）別明細が資料として不明確なことである。さらに附言すれば、この資料としての限界性のために、船主協会加盟会員の地域分

布に関する考察は、確定的に行ないがたいわけである。まことに不備な資料しかないわが国海運の実相である。

- ② 大正3年末と同8年末の資料は、前述したとおり、なかんづく甚だ限定的である。ここに示される船主は、極めて不特定の概念の「主要船主」であり、ほとんど、その兩年度を比較する時にだけ意味のある資料といえるかもしれない。
- ③ 明治44年度の資料は3,000総トン以上の船腹をもつ船主であり、対して大正15年度は1,000総トン以上の船腹をもつ船主であって、この双方の間にも基準のちがいが認められる。だが、いまのわれわれには、このような不備・不一致な諸資料でさえ、利用できれば幸いな感なしとしない。明治および大正時代の海運事情分析にあたり、船主の地域分布を知り、また、その所有船舶数をさぐるための目下最も古い、乃至は、まずまずの資料とみてよかろう。

### 船主（企業）数に即して

さて、いよいよ本論に入ろう。最初に、主として、船主（企業）の数に即してとらえたウェイトの変遷を眺める。

日清戦争直後の明治28年末にあっては、厳密な意味では、いまだ神戸船主と

（第1表）

明治28年末現在のわが国船主			
神	戸	1名	1%
阪	神間	2	3
大	阪	7	10
東	京	10	14
四	国	5	7
九	州	7	10
北	海 道	14	19
北	陸	16	22
そ	の 他	10	14
合 計		72名	

（「海運興国史」p. 732）

認めがたい八馬兼介および喜多伊兵衛をも含めて、ようやく3名をかぞえ得るにすぎない状態の神戸船主の国内におけるウェイト・比重は、言うまでもなく甚だ僅少・低度であり、全体の1%——阪神間船主を含めても4%——にすぎなかった。日露戦争を経て、いよいよ、神戸船主の興隆期を迎えたこと前述したとおりであって、第3表に示されるとおり、第一次大戦前の大正3年末において、すでに、少くとも7名——神戸および阪神間を合せれば10名——にふえている。そして、第一次大戦中の神戸船主の勃興ぶりは、文字通りすさまじいものであって、第4表のごとく、大正8年末には、同様、少なくとも17名——神戸および阪神間を合せれば19名——となっており、同戦争前に比して2倍、明治28年頃に比すれば17倍——少なく見つもっても6~7倍——という増加ぶりであることが判明する。この第2表および第3表の大正3年末および8年末の

(第2表)

大正3年末のわが国主要船主

			総トン数	
神 戸	8名 (20.5%)	32隻 (6.7%)	97,249	(7.8%)
阪 神 間	2名 (5.1%)	25隻 (5.2%)	72,521	(5.8%)
大 阪	7名 (18.0%)	183隻 (38.1%)	333,941	(26.7%)
東 京	9名 (23.1%)	132隻 (27.5%)	609,186	(48.7%)
そ の 他	13名 (33.3%)	108隻 (22.5%)	137,845	(11.0%)
合 計	39名	480隻	1,250,742	総トン

(「海運興国史」 pp. 494~6)

(第3表)

大正8年末現在のわが国主要船主

			総トン数	
神 戸	17名 (40.4%)	200隻 (29.2%)	725,170	(35.1%)
阪 神 間	2名 (4.7%)	20隻 (2.9%)	73,194	(3.5%)
大 阪	7名 (16.7%)	184隻 (26.9%)	439,721	(21.3%)
東 京	6名 (14.4%)	169隻 (24.7%)	669,380	(32.3%)
そ の 他	10名 (23.8%)	112隻 (16.3%)	161,395	(7.8%)
合 計	42名	685隻	2,068,860	総トン

(「海運興国史」 pp. 494~6)

資料は、かなり限定的性質のものであること、前にふれたところであり、ここ

でかぞえられる船主（企業）数に基づいて、神戸船主の国内的な比率・比重を求め出すことは余り意味があるまい。そこで、より包括的・全体的な資料と思われる第4表の「明治44年末現在」および第5表の「大正15年末現在」——この双方の間に若干の基準差があること指摘したとおりである——に拠って見直すことにすれば、明治末期の神戸船主は6乃至9名〔阪神間船主を含む〕であり、大正末期のそれは60名乃至68名〔同前〕ということになり、後者の事実から、神戸船主の第一次大戦を機とする興隆ぶりの大きさが一層明瞭に裏打ちされる。しかして、明治44年末における有力・主要な日本船主66名中に神戸船主が9名いるということは、そのウェイトは約14%ということに外ならず、同じく大正末期において、1,000総トン以上の船舶をもつ日本船主213名のうちの神戸船主68名は、ほぼ32%のウェイトを占めること、即ち、全国の約三分の一近い勢力にまで成長していることを物語っている。

第2次大戦は、いわゆる国家経済と国民生活の破壊にとどまらず、海運諸資料の消滅・破損を結果しており、昭和期に入ってからわが国の海運企業、したがって亦神戸船主の盛衰増減を語るに適した資料はほぼ全く欠如している。大勢観として、第二次大戦前まで、神戸は海運活動の最大中心地でありつづけいわゆる神戸を本拠としたわが国海運企業は、引きつづき興隆の道をたどったこと、そして、それゆえに敗戦に伴なう海運業の潰滅は、神戸船主に対して最も直接的且つ強烈であったことが指摘できようし、第二次大戦後最近にいたるわが国経済構造および海運業の構造・構成の変化が、経過的に神戸船主界に史上はじめての甚だきびしい試練を強いたことも周知のところであろう。こうした結果が、昭和45年春現在、日本船主協会加盟船主221社のうち、神戸船主54社、全体の24%（約四分の一）という形を生み出しているわけである。これが再び増勢に転じるのか、現状維持乃至低減へ向うかは、いまは、むしろ、まだ、云為すべきでなからう。

## 船腹量に即して

次に、船主＝海運企業が所有した船舶の数量、なかんずく、船腹量（総トン数）に注目して眺めると、一面、上述船主数に即してみた場合と相似的な動きもみられるとともに、一面、かなりちがった点もあることを認めねばならない。なお、前にもことわったとおり、船舶に関する資料は量的にも、内容面でも、甚だ制約的な条件・性質をもち、提示した資料のうちには相互比較が可能なものと、不能・不適なものがある。まず、最も限られた範囲内では相互比較できないのが、大正3年末と大正8年末の資料であり、且つ、それは、両者の間においてのみ比較の対象たり得る性質のものであること、船主数におけるウェイトの場合とほぼ同一である。

前述したように、大正3年末と大正8年末との間では、神戸の船主——少なくとも有力・主要な——の数は2倍にふえたが、それは、彼等の保有船舶量のうえにも当然反映されている。否むしろ、船舶面にあっては、より大きな増大率となってあらわれている。32隻10万トン弱から200隻72万5千トン余へ、つまり、隻数で6～7倍、総トン数で7倍以上にふえたわけである。大正3年当時39名（社）をかぞえたいわば歴きとした日本船主——主要船主——の保有船腹量合計の1割5分にも満たぬ13.6%を占めただけの状態から、いまや全国42名（社）の主要船主の保有船腹量合計の三分の一以上、35%というウェイト<sup>(2)</sup>へ、大巾に伸びたのもあたりまえであろう。

明治44年末現在における3,000総トン以上の船腹所有者66社、594隻、1,068,<sup>(3)</sup>027総トンという資料と大正15年末現在1,000総トン以上の船腹所有者213社、

(2) 本邦（内地）における汽船保有総量は、大正3年1,577,025総トン、大正8年2,840,650総トン。したがってここで主要船主と称されたものの保有量合計は大正3年において全体の79%、大正8年において同じく、その72%に相当したといえよう。

(3) 海運興国史 pp. 360～362。なお、同時期のわが国汽船総数は1,375,083総トン。したがって、その77%に相当する。

939隻, 3,468,956総トン<sup>(4)</sup>という資料とは、本来、厳密には比較しがたいものであろう。他面、時代とともに船舶の大型化および保有船腹の拡大がすすむ事実からは、逆であれば——すなわち、明治末は1,000総トン以上、大正末は3,000総トン以上——より好ましいことであったかもしれない。けれども、一面、わ

(第4表) 明治44年末現在のわが国主要船主 (保有船腹3,000トン以上)

		総トン数		
神 戸	6名 (9.1%)	17隻 (2.9%)	47,350 (4.4%)	
阪 神	3名 (4.6%)	24隻 (4.0%)	57,432 (5.4%)	
大 阪	15名 (22.7%)	208隻 (35.0%)	317,310 (29.7%)	
東 京	10名 (15.1%)	208隻 (35.0%)	482,670 (45.2%)	
四 国	2名 (3.0%)	16隻 (2.7%)	6,754 (0.6%)	
九 州	4名 (6.1%)	23隻 (3.9%)	24,319 (2.3%)	
北 海 道	6名 (9.1%)	34隻 (5.7%)	32,466 (3.0%)	
北 陸	2名 (3.0%)	5隻 (0.9%)	11,347 (1.1%)	
そ の 他	18名 (27.3%)	59隻 (9.9%)	88,379 (8.3%)	

合 計 66名 594隻 1,068,027総トン  
 (「海運興国史」pp. 360~2)

(第5表) 大正15年末現在のわが国主要船主 (保有船腹1,000トン以上)

		総トン数		
神 戸	60名 (28.1%)	261隻 (27.8%)	994,336 (28.7%)	
阪 神	8名 (3.8%)	44隻 (4.7%)	161,614 (4.7%)	
大 阪	33名 (15.5%)	203隻 (21.6%)	746,231 (21.5%)	
東 京	31名 (14.6%)	261隻 (27.8%)	1,135,547 (32.7%)	
そ の 他	81名 (38.0%)	170隻 (18.1%)	431,228 (12.4%)	

合 計 213名 939隻 3,468,956総トン  
 (「海運興国史」pp. 40~46)

が国歴史資料の整備度を考えるならば、明治期について、この程度の基準で把握されることは精一杯のところであり、大正末期にいたって、ようやく、より整調された海運資料も作られ得たのであろうし、一面、近代日本海運業史上に何等かその名を記され、また、何程かの足跡乃至功績を残した船主・海運企業

(4) 海運興国史 pp. 40~46。なお、同時期のわが国汽船総数は、3,607,038 総トン。したがって、その96%に相当する。

——特に神戸の——の多くが、この明治44年末および大正15年末の資料の中に認められることができ、その意味での歴史的価値は明白なので、敢えて、見くらべることにしたい。

明治末期には、前掲資料からもうかがえるごとく、神戸には、数名程度の船主しかいなかったから、その所有船腹も、全国主要船主保有船腹量合計の5%以下の比率にとどまっており、到底大阪商船のいる大阪船主のウェイト(29.7%)や、日本郵船、東洋汽船などのいる東京船主のウェイト(45.2%)に比すべくもなかった。なお、大阪船主の絶対数15社——そのウェイト22.7%——に対し、東京船主のそれが10社——ウェイト15.1%——とより低小であるにもかかわらず、後者の船腹量面における比重が45.2%と逆に一際高いのは、上記、郵船、東洋汽船、日清汽船などの特殊な大企業が含まれていたためである。

だが、第一次大戦を体験して、神戸海運業乃至神戸船主の地位昂揚は、まことに眼覚しい。阪神間所在のものを含めたとき、その所有船腹は、いまや絶対量で東京グループのそれを凌駕するにいたり、もち論、大阪船主のそれよりは40万トン以上も多くなった。明治期はいわば、大阪〔船主〕の陰に入った恰好だったともいえるが、大正末には、むしろ、神戸〔船主〕が主役の座につき、大阪をリードする形である。ここに、最も明瞭な神戸船主の怡頭ぶりが指摘されうるかもしれない。

(第6表) 昭和45年3月1日現在のわが国主要船主

			総トン数		
神	戸	54社 (24.4%)	341隻 (19.4%)	3,023,340 (15.6%)	
大	阪	24社 (10.9%)	213隻 (12.1%)	1,237,347 (6.4%)	
東	京	108社 (48.9%)	1,044隻 (59.2%)	14,771,851 (76.1%)	
四	国	13社 (5.9%)	40隻 (2.3%)	115,957 (0.6%)	
九	州	8社 (3.6%)	48隻 (2.7%)	72,615 (0.4%)	
そ	の	他	14社 (6.3%)	76隻 (4.3%)	171,718 (0.9%)
合	計	221社	1,762隻	19,392,828G/T	

(「船協海運年報1969」pp. 228~234)

最後に第二次大戦を経過した最近の神戸船主の保有船腹量について述べればそこには、又、甚だ顕著なウェイトの低下が指摘できる。昭和30年代以降の目覚ましい船型大型化傾向をも反映して、神戸船主の保有量絶対数は、現在300万トンを超えているけれども、その全国比率は15.6%にすぎないのであって、いふなれば、明治時代もしくは第一次大戦前の状態への逆もどりとさえ思われる。第二次大戦後の日本経済の東京集中化傾向を海運的に反映して、東京船主の船腹量ウェイトは実に76%と四分の三に達することが、この神戸船主、否、東京以外のわが国船主の地盤沈下現象の原因であることほぼ確かである。

### 明治28年末現在のわが国主要船主

神戸……………1名

岡崎藤吉

阪神間……………2名

八馬兼介 喜多伊兵衛

大阪……………7名

大阪商船 名越愛助 福永正七

尼崎伊三郎 共栄汽船 岸本五兵衛

共同曳船

東京……………10名

岩崎久弥 日本郵船 東京湾汽船

大倉喜八郎 梅浦精一 浅野総一郎

三井物産合名 三井善之助 三井三郎助

三菱合資

四国……………5名

石崎平八郎 伊予汽船 土佐郵船

宇和島運輸 阿波国共同汽船

九 州……………7名

石 塚 甚 蔵	帶 谷 休 五 郎	大 川 運 輸
松 田 源 五 郎	小 曾 根 ミ ヲ	木 崎 健 太 郎
三 山 近 六		

北 海 道……………14名

岩 内 汽 船	岩 田 栄 蔵	岩 田 貞 次 郎
函 館 汽 船	服 部 治 郎 次	間 半 四 郎
北 海 道 炭 鉱 鉄 道	筑 前 善 次 郎	渡 辺 佐 兵 衛
渡 辺 熊 四 郎	辻 快 三	能 登 善 吉
天 塩 漕 運	麻 里 英 三	
北 見		

北 陸……………16名

馬 場 道 久	浜 中 八 三 郎	西 谷 庄 八
中 越 汽 船	大 家 七 平	加 能 汽 船
角 谷 甚 太 郎	横 山 彦 市	右 近 権 左 衛 門
増 田 又 一 郎	伏 木 航 運 社	小 林 庄 治 郎
三 陸 汽 船 合 資	南 島 間 作	新 湊 汽 船
越 佐 汽 船		

そ の 他……………10名

日 本 共 立 汽 船	緒 明 菊 三 郎	尾 崎 房 太 郎
依 田 善 六	太 湖 汽 船	丸 尾 文 七
松 城 兵 作	藤 岡 庄 一 郎	菊 地 萬 蔵
三 浦 共 立 運 輸		

(「海運興国史」 pp.732~3参照)

明治44年末現在のわが国主要船主 (保有船腹3,000総トン以上)

船主名	隻数	総トン数	船主名	隻数	総トン数
神戸(6名)			田中省三	4	4,695
岡崎汽船	8	16,930	原真一	4	3,701
乾合名	3	8,558	永田三十郎	9	3,125
乾新兵衛	1	2,787	東京(10名)		
明治海運	2	7,545	日本郵船	70	287,077
三上豊夷	1	3,798	東洋汽船	9	77,114
〃外1人	1	3,763	三井物産	27	31,697
松方幸次郎	1	3,657	日清汽船	12	27,398
阪神間(3名)			緒明圭造	14	21,951
辰馬汽船	15	36,329	三菱合資	30	14,263
八馬永蔵	6	13,529	東京湾汽船	41	7,265
八馬兼介	3	7,574	帝国海事協会	2	6,476
大阪(15名)			山下カメ	2	5,069
大阪商船	108	149,937	山下汽船	1	4,360
岸本汽船	10	38,836	四国(2名)		
原田商行	15	32,479	阿波国共同汽船	6	3,751
広海二三郎	7	17,868	宇和島運輸	10	3,002
岸本兼太郎	5	14,629	九州(4名)		
山本藤助	4	10,099	深川喜次郎	4	7,519
尼崎伊三郎	29	9,666	橋本喜造	4	6,874
尾城汽船	4	8,870	大川運輸	10	5,296
尾城満造	1	3,883	鹿兒島郵船	5	4,630
大家七平	3	8,009	北海道(6名)		
右近権左衛門	2	6,317	板谷合名	6	19,297
林竹三郎	3	5,037	藤山要吉	12	6,997
			北海道炭鉱汽船	7	4,900

続 神 戸 船 主 考 (佐々木)

酒井秀次	2	4,152	宇田友四郎	3	4,346
合資会社佐藤商会	2	3,825	嶋谷徳三郎	5	4,313
釧勝興業	5	3,335	秋田寅之助	4	4,254
北陸(2名)			横山久太郎	2	3,877
中越汽船	3	6,189	石田庄七	2	3,644
馬場合資	2	5,158	臯月商会	2	3,600
その他(18名)			有馬組汽船部	1	3,460
日本商船	4	10,441	広運	3	3,415
太湖汽船	12	7,976	渡辺熊四郎	1	3,294
藤岡幸一郎	2	7,451	中村準作	2	3,293
中村精七郎	4	6,593	新田ヨシ	2	3,276
海外貿易	4	6,214	会資会社		
田中長兵衛	5	5,811	宇都宮廻酒店	1	3,121

(「海運興国史」pp. 360~2参照)

大正3年末現在のわが国主要船主

船主名	隻数	総トン数	船主名	隻数	総トン数
神 戸 (8名)			大 阪 (7名)		
岡崎汽船	11	25,030	大阪商船	116	184,123
乾新兵衛	5	16,644	岸本汽船	22	88,637
山下汽船	2	16,542	原田汽船	11	26,056
明治海運	6	12,424	広海商事	5	13,358
橋本喜造	3	8,367	大家七平	3	8,097
橋本汽船	2	7,058	尼崎伊三郎	23	7,628
三上豊夷	1	5,755	森平蔵	3	6,042
勝田銀次郎	2	5,429	東 京 (9名)		
阪神間(2名)			日本郵船	103	398,327
辰馬汽船	14	42,602	東洋汽船	9	82,025
八馬永蔵	11	29,919	日清汽船		27,757

経済経営研究第21号(Ⅰ)

三 菱 合 資	10	16,529	田 中 長 兵 衛	6	9,538
緒 明 圭 造	4	12,711	佐 藤 商 会	3	8,774
帝 国 海 事 協 会	2	7,448	田 隆 汽 船	2	8,417
日 本 商 船	2	6,071	金 森 商 船	5	8,395
尾 城 満 三	2	5,841	岩 城 兼 吉	3	7,830
その他(13名)			藤 山 要 吉	8	7,152
板 谷 商 船	7	22,003	中 村 商 会	3	6,342
南 満 州 汽 船	5	22,358	新 田 仲 太 郎	2	6,071
南 満 州 鉄 道	26	15,425	犬 上 慶 五 郎	3	5,702
朝 鮮 郵 船	35	9,838			

(「海運興国史」pp. 494~6参照)

大正8年末現在のわが国主要船主

船 主 名	隻数	総トン数	船 主 名	隻数	総トン数
神 戸 (17名)			川 崎 造 船 所	3	13,436
国 際 汽 船	60	309,960	大 正 汽 船	4	13,407
川 崎 汽 船	9	52,793	松 田 汽 船	16	12,061
山 下 汽 船	9	51,927	阪神間(2名)		
勝 田 汽 船	11	49,439	辰 馬 汽 船	13	55,391
太 洋 汽 船	7	38,027	八 馬 兼 介	7	17,803
内 田 汽 船	13	29,725	大 阪 (7名)		
神 戸 棧 橋	9	24,113	大 阪 商 船	126	331,843
東 和 汽 船	13	23,936	岸 本 汽 船	13	42,618
新 田 汽 船	16	22,306	広 海 商 事	7	23,159
互 光 商 会	7	21,017	浜 口 汽 船	6	10,817
橋 本 汽 船	7	17,680	原 田 汽 船	4	10,687
明 治 海 運	5	16,922	田 中 鉦 山	8	10,591
乾 合 名	5	14,720	尼ヶ崎汽船	20	10,006
上 西 汽 船	6	13,701			

続 神 戸 船 主 考 (佐々木)

東 京 (6名)

日 本 郵 船	96	438,000
東 洋 汽 船	11	96,123
三 井 物 産	26	61,338
日 清 汽 船	15	34,499
三 菱 商 事	17	28,912
日 本 海 運	4	10,508

そ の 他 (10名)

日 下 部	24	23,852
-------	----	--------

大 正 海 運	4	21,373
遼 東 汽 船	5	20,138
大 連 汽 船	11	17,430
板 谷 商 船	5	15,248
北 日 本 汽 船	13	14,104
犬 上 慶 太 郎	7	13,421
栗 林 商 船	7	12,924
嶋 谷 汽 船	10	12,525
朝 鮮 郵 船	26	10,380

(「海運興国史」pp. 494~6参照)

大正15年末現在のわが国主要船主

船 主 名	隻 数	総 ト ン 数	船 主 名	隻 数	総 ト ン 数
神 戸 (60名)			岡 崎 汽 船	8	13,189
国 際 汽 船	55	295,850	町 田 商 会	3	12,694
川 崎 造 船 所	22	131,286	橋 谷	4	12,609
川 崎 汽 船	22	79,854	日 本 汽 船	2	10,477
山 下 汽 船	16	60,119	戸 田 商 店	2	8,910
勝 田 汽 船	8	32,495	内 田 汽 船	4	8,339
明 治 海 運	6	30,011	野 口 汽 船	3	7,928
嶋 谷 汽 船	14	27,182	甲 斐 緑	2	7,864
K. K. 中 村 組	9	24,899	小 野 汽 船	2	6,803
乾 合 名	5	19,762	神 戸 汽 船	2	6,668
神 戸 棧 橋	4	18,922	大 福 汽 船	2	5,959
太 洋 海 運	3	18,547	菅 谷	3	5,798
神 戸 商 船	4	15,676	大 連 佐 藤 国 汽 船	1	5,459
三 上	4	15,385	東 海 汽 船	1	4,932
東 和 汽 船	5	14,848	岡 崎 藤 吉	3	4,684
K. K. 浜 根 商 店	5	13,452	松 田 漁 業	2	4,362

K. K. 阿部商会	2	4, 227
吾妻汽船	2	4, 112
神戸製鋼所	1	3, 834
大関直治	1	3, 771
相良信一	2	3, 704
神港汽船	2	3, 453
甲南汽船	1	3, 142
山本佐次郎	1	3, 120
佐藤定雄	1	3, 048
鑄木吉胤	1	2, 658
堀五郎	1	2, 572
平出商事	2	2, 442
筒井清松	1	2, 379
枋木清助	1	2, 338
千歳汽船	2	2, 297
阿部浜崎	1	2, 180
阪間孝一郎	1	2, 072
楠本汽船	1	2, 041
共同漁業	1	1, 998
合資会社 興隆商会	1	1, 986
関口合資	1	1, 790
山本平三郎	1	1, 616
岡田信吉	1	1, 281
田中卯三郎	1	1, 273
神鑿	1	1, 258
田中国太郎	1	1, 248
岩田可盛	1	1, 242
帝国汽船	1	1, 233
大同汽船	1	1, 058

阪神間 (8名)

辰馬汽船	12	52, 621
橋本汽船	9	33, 063
松岡汽船	6	23, 350
板谷商船	5	19, 663
武庫汽船	6	15, 292
八馬汽船	4	10, 802
加納文治	1	3, 980
灘製材所	1	2, 843

大阪 (33名)

大阪商船	97	423, 709
岸本汽船	13	45, 625
広海商事	9	35, 839
山本商事	5	18, 513
原田汽船	6	18, 434
大阪鉄工所	4	17, 528
山本汽船	4	16, 787
原商事	5	12, 831
下村汽船	2	11, 320
塩崎与吉	4	10, 301
田中汽船鋳業	3	9, 728
豊彦汽船	2	9, 606
鞆商船	3	9, 231
森平汽船	3	8, 701
右近商事	2	8, 604
林汽船	4	8, 502
摂津汽船	6	8, 152
田中商事	3	7, 775
大和汽船	2	7, 547

続 神 戸 船 主 考 (佐々木)

白 洋 商 船	2	5,735	合資会社 草場船舶部	2	6,141
大 家 商 事	2	5,246	矢 吹 合 名	1	5,247
大 信 汽 船	3	5,132	日 本 海 運	2	5,052
相 沢 岩 吉	4	5,029	日 之 出 汽 船	4	4,877
上 野 汽 船	2	5,020	日 魯 漁 業	3	4,767
乾福之助外2人	1	4,886	興 運 汽 船	1	4,689
笠 原 商 事	2	4,528	工 藤 祐 雄	2	4,456
浜 口 汽 船	1	4,520	釜 石 鉦 山	2	3,125
高 橋 幸 三	1	4,233	南 洋 貿 易	1	3,114
小 野 商 事	3	3,802	五 十 嵐 与 助	1	2,803
K. K. 久米商会	1	3,145	K. K. 佐藤商店	1	2,631
藤本ビル ブローカー銀行	2	3,029	芝 商 事	1	2,491
尾 崎 汽 船	1	1,959	大 成 漁 業	1	2,217
尼 崎 汽 船 部	1	1,234	青 木 音 松	1	1,917
東 京 (31名)			三 菱 造 船	1	1,792
日 本 郵 船	94	608,136	西 脇 健 治	1	1,540
近 海 郵 船	40	99,328	山 科 礼 蔵	1	1,293
三 井 物 産	28	99,008	そ の 他 (81名)		
東 洋 汽 船	10	58,348	大 連 汽 船	17	46,234
日 清 汽 船	17	41,475	樺 太 汽 船	7	27,771
日本共同汽船	7	37,742	犬 上 慶 四 郎	8	18,916
大 日 本 塩 業	10	32,681	栗 林 商 船	9	18,898
共 立 汽 船	9	21,356	内 外 汽 船	4	16,991
旭 石 油	3	19,545	北 日 本 汽 船	10	14,283
北海道炭鉦汽船	7	19,527	南 洋 鉦 業 公 司	3	13,459
南 洋 郵 船	4	16,061	K. K. 酒井商店	4	11,775
三 陽 社	2	9,401	宇 和 島 運 輸	3	11,578
萬 成 汽 船	2	8,444	橋 本 汽 船 合 名	2	10,851
久 原 鉦 業	2	6,343	阿 波 国 共 同 汽 船	4	7,981

經濟經營研究第21号 (I)

合名会社小熊商店	2	7,718	日東汽船	2	3,032
洞海汽船	2	7,332	栄徳商会	1	2,962
荻布海商	3	7,217	横浜船渠	2	2,924
枋木商事	4	7,096	馬場合資	1	2,886
K. K. 八木本店	3	6,987	本郷伊吉郎	2	2,872
佐藤商会	2	6,643	北洋水産	1	2,790
村尾汽船	3	6,539	北陸汽船	2	2,729
増田久五郎	2	6,450	植田汽船	1	2,657
新田汽船	2	6,158	松崎隆一	1	2,615
大正汽船	1	5,953	山崎汽船	1	2,611
藤山要吉	3	5,950	鹿児島郵船	2	2,577
板谷宮吉	1	5,742	大家善太郎	1	2,359
桂汽船	1	5,723	長谷川藤三郎	1	2,343
福原汽船	1	5,475	東洋海運	1	2,272
澤山汽船	2	5,221	金森商船	1	2,186
北州汽船	1	5,069	片野汽船	1	2,087
大北汽船	2	5,068	日下部久太郎	1	1,902
合資会社英和商会	2	4,876	片桐寅吉	1	1,800
海華	3	4,689	福田慶四郎	1	1,777
橘株式会社	1	4,606	松浦静夫	1	1,774
多聞汽船	1	4,589	田隆汽船	1	1,597
中野忠太郎	1	4,465	佐々木汽船	1	1,572
貝島商業	2	4,280	北東貿易	1	1,531
K. K. 朝日商会	2	4,201	海通公司	1	1,496
深沢増吉	2	4,175	共同汽船	1	1,477
村尾船渠	1	3,831	荒田太吉	1	1,440
南満州鉄道	1	3,402	北辰漁業	1	1,430
二宮純一	1	3,322	白井鹿太郎	1	1,410
松本汽船部	1	3,055	和田権治郎	1	1,404

続 神 戸 船 主 考 (佐々木)

増 谷 汽 船	1	1,355	松 谷 忠 蔵	1	1,144
南 楠 太 郎	1	1,328	小 樽 造 船	1	1,131
御 船 鑑 詰	1	1,287	土 佐 同 盟 汽 船	1	1,106
大 家 善 六	1	1,279	K. K. 石 油 共 同 販 売 所	1	1,084
高 辻 栄 太 郎	1	1,177	岡 田 汽 船	1	1,072
帝 国 船 舶	1	1,151	岡 田 文 治	1	1,033

(「海運興国史」pp. 40~46参照)  
(山下汽船等数社関東州置籍船を加算)

昭和45年3月1日現在のわが国主要船主

船 主 名	隻 数	総 ト ン 数	船 主 名	隻 数	総 ト ン 数
神 戸 (54社)			東 和 汽 船	6	22,628
川 崎 汽 船	90	1,649,031	扶 桑 海 運	8	21,474
明 治 海 運	12	206,080	新 田 汽 船	4	20,575
日 本 汽 船	17	114,302	山 陽 船 舶	5	14,963
乾 汽 船	9	86,299	嶋 谷 汽 船	5	14,338
太 洋 海 運	9	86,132	神 戸 棧 橋	5	12,710
澤 山 汽 船	7	77,144	山 一 汽 船	4	12,649
松 岡 汽 船	7	77,050	佐 藤 国 汽 船	5	11,906
神 戸 汽 船	6	66,104	乾 光 海 運	1	10,818
玉 井 商 船	11	62,813	山 友 汽 船	4	9,878
八 馬 汽 船	6	55,334	江 口 汽 船	4	9,754
徳 島 汽 船	5	46,753	熊 野 汽 船	4	8,113
国 洋 海 運	15	45,666	丸 神 船 舶	3	7,134
大 日 海 運	7	42,107	下 崎 汽 船	3	7,089
協 成 汽 船	10	39,127	神 戸 船 舶	4	6,804
東 興 海 運	5	33,811	江 進 海 運	2	6,689
宮 地 汽 船	3	26,401	七 洋 汽 船	2	6,318
共 同 汽 船	9	23,977	第 一 船 舶	3	5,936
広 海 汽 船	5	23,684	日 産 プ リ ン ス 海 運	4	5,658

経済経営研究第21号 (I)

園田汽船	2	4,857	関西運油	19	13,148
山崎近海汽船	3	4,813	瑞星海運	3	12,037
旭汽船	3	4,801	扇興運輸	6	11,732
協和近海汽船	2	4,531	松南汽船	3	11,422
山陽汽船	2	4,478	大鯨汽船	8	9,485
松尾汽船	2	4,423	池田商船	3	7,292
新大岡汽船	1	3,600	国華産業	5	4,925
橋本汽船	1	2,711	近畿汽船	2	4,098
富洋汽船	1	2,627	森産業海運	4	3,912
大和船舶	1	2,504	丸栄汽船	2	3,587
日豊海運	1	1,977	白洋汽船	2	2,987
大王汽船	1	1,933	三晃海運	2	2,530
川崎重工業	6	1,173	関電阪急商事	2	2,018
小松海運	1	960	東京(108社)		
日下部汽船	5	703	日本郵船	138	2,438,336
泰通海運	—	—	大阪商船三井船舶	124	1,970,188
東和船舶	—	—	ジャパンライン	78	1,724,185
大阪(24社)			山下新日本汽船	66	1,389,188
三光汽船	30	806,209	昭和海運	50	1,011,745
東光商船	9	64,104	新和海運	43	588,183
大阪船舶	8	60,721	大洋商船	14	549,838
関西汽船	34	59,113	飯野海運	11	457,177
共和産業海運	18	33,226	第一中央汽船	22	437,440
大和海運	5	27,745	東京タンカー	7	346,453
万野汽船	5	27,411	太平洋海運	11	337,541
小谷海運	7	24,870	照国海運	11	319,097
辰巳商会	23	15,329	日正汽船	12	314,135
佐野安商事	3	15,201	出光タンカー	3	290,796
田淵海運	10	14,245	日邦汽船	5	200,902

続 神 戸 船 主 考 (佐々木)

日本水産	5	174,197	山和商船	3	22,827
森田汽船	5	155,186	大洋海運産業	4	21,932
太平洋汽船	11	152,213	中村汽船	7	21,906
共栄タンカー	8	143,298	大阪造船所	4	21,635
シュル船舶	2	127,149	三井近海汽船	7	21,488
日新汽船	8	120,298	京北海運	8	20,599
新栄船舶	9	93,453	同和海運	6	19,777
丸善海運	4	79,707	栗林商船	7	17,174
岡田商船	7	77,351	丸の内汽船	1	15,572
日本海汽船	9	72,701	新東海運	5	14,850
東京船舶	9	54,754	昭和油槽船	13	14,323
昭和郵船	11	53,999	山栄船舶	2	13,890
東海運	18	50,982	馬場大光商船	3	13,820
旭海運	3	49,811	商船三井近海	5	13,780
日之出汽船	7	45,346	日本海運	11	13,306
東京海事	8	41,459	大洋漁業	1	13,155
金成汽船	5	38,326	鶴見輸送	13	13,086
北星海運	10	35,697	永井海運	10	12,110
板谷商船	3	35,480	東洋郵船	1	11,004
反田産業汽船	3	35,078	東海汽船	11	10,903
三協海運	11	34,412	晴海船舶	3	9,910
富士汽船	6	33,475	日正海運	5	9,038
神原汽船	7	25,003	東京商船	5	8,887
近海郵船	7	24,576	富士木材貿易	2	8,819
泉汽船	9	24,571	平和汽船	5	8,305
国土産業	5	24,316	野田修護商店	2	7,788
ジャパン近海	16	24,049	英雄海運	5	6,941
三井室町海運	8	23,340	三洋海運	4	6,770
千代田汽船	8	22,871	山下 新日本近海汽船	4	6,553

経済経営研究第21号 (I)

北洋水産	1	6,385	永和汽船	1	1,992
太平洋船舶	2	6,252	千代田海運	1	1,819
日和産業海運	2	6,020	三信汽船	2	648
枋木汽船	4	5,863	国洋汽船	1	424
新栄海運	5	5,164	反田海運	—	—
栗林海運	2	4,979	柏汽船産業	—	—
三和船舶	2	4,963	四国(13社)		
北日本汽船	3	4,957	福神汽船	5	17,635
東栄海運産業	2	4,947	鹿島汽船	3	15,806
協同商船	5	4,933	桑名海運	5	12,549
福宝海運産業	2	4,904	正栄汽船	4	11,951
原海運	2	4,475	忽那海運	3	10,248
正福汽船	3	4,121	瀬野汽船	4	10,096
日本塩回送	2	3,990	三宝海運	3	8,920
中野海運	2	3,916	東福汽船	1	8,299
檜崎産業	3	3,673	山下運輸	3	7,693
千代田内航汽船	1	3,522	中予汽船	2	5,981
日産船舶	3	3,427	豊和海運	2	3,439
日水海運	2	3,387	宇和島運輸	3	3,340
鍛治田商会	1	3,367	フォワードライン	—	—
丸の内海運	1	3,301	九州(8社)		
富洋商船	1	3,162	丸二商会	8	24,062
太平洋沿岸汽船	2	3,079	宮崎産業海運	12	15,694
宗像海運	3	2,941	上野商会	7	12,199
日興海事	2	2,935	北九州運輸	11	6,962
日本輸出入石油	2	2,762	協和汽船	5	5,710
邦洋海運	2	2,561	三和商興	2	4,268
太陽汽船	1	2,343	九州汽船	2	2,236
日本サルヴェージ	2	2,189	鶴丸海運	1	1,484

続神戸船主考(佐々木)

その他(14社)

京阪海運	3	5,586	宇部興産	13	51,167
日新タンカー	7	4,965	名古屋汽船	2	32,207
昭和海運	1	2,322	新潟臨港海陸運送	7	19,657
東洋海事工業	2	1,378	上野運輸商会	20	17,962
金尾汽船	1	999	実生商船	5	15,920
上野タンカー	2	991	島津海運	11	12,077
東鋼運輸倉庫	1	495	宝洋海運産業	1	5,992

(「船協海運年報1969」pp. 228~234による。)

# 家計セクターにおける 移転取引の分析

能 勢 信 子

## 第1節 開 題

家計セクターの所得階層別分布とその移転取引後の分布の構図を作り、かつ戦後の諸年についてその変化を吟味することは、国民所得会計家にとって一つの魅力ある設問である。けだし現在、家計セクターの層化が呈起せられ、M. モッツラを中心に所得分配の観察という一度は舞台裏に退いていた古典的な問題が復活しつつあるからである。<sup>(1)</sup>

小論は、日本の官庁統計を使用できる範囲でこの問題を追求することを目的としている。ちなみにここで取扱う移転は、家計セクターの政府セクターに対する移転支払に限られている。なおわれわれは、観察単位を個人とせず、家計ないし世帯を単位とする。

家計セクターの移転支払を取扱う小論の主題は、筆者が先に発表した分析「家計セクターの所得分布」<sup>(2)</sup>と同一である。小論は、この論文作成後に判明した追加・修正分を除き結論がこれと同じであり、問題の概述である該論文と叙述および結論について不可避的に重複している。ただし本稿ではこの主題の計

---

(1) 所得分配に関する I. A. R. I. W. の関心を示すものとして、次の近刊がある。  
C. Clark and G. Stuvell(ed.), *Income Redistribution and the Statistical Foundations of Economic Policy, Income and Wealth, series X, 1964. The Review of Income and Wealth, series XVI, Sept., 1970.*

(2) 拙稿「家計セクターの所得分布」——国民経済雑誌第122巻第1号所収——。

算解説とドキュメンテーションに最も力点が置かれた。

## 第2節 昭和42年度における家計セクターの所得分布 と直接移転後の状況

われわれの目的の力点は、一つには分析の単位が個人所得の階層分布ではなく家計ないし世帯所得の階層分布であり、いま一つは実際に支払われた移転の実効値である。それ故、利用資料としては、個人単位の収入・支出ではなく家計単位のそれが求められる。ただし所得の階層分布と移転後の状況を観察する場合、個入の収支よりも家族構成員の収支を反映した世帯の収支の方が、ヨリ真相に近い。直接移転たる直接税は、現行税制の認める家族構成員の数を反映した控除制度に従って行なわれ、また間接移転たる間接税は、家族構成員の実際の消費支出を介して、支払われるからである。<sup>(3)</sup> 家計単位の所得分析の観察に利用できる統計として、総理府統計局による「就業構造基本調査報告」がある。<sup>(4)</sup> 他方、支出については、おなじく「家計調査年報」および「消費者実態調査」がある。ただし後者は、次節に述べるわれわれの観察年度の分がないので、補足的にの

---

(3) 直接税に関する統計たとえば国税庁統計年報書・地方税統計年報から個人所得水準別税率を求めることができる。しかし種々の控除制度があり、かつ現実には未納や還付があるため税統計を利用して家計セクターから政府セクターに払われた実際の移転金額を階層別に推測することは困難である。家計の支払う実効税率の計算が必要となる理由は、それによって家計の可処分所得の現実の階層分布を知ることができるからである。

(4) 就業構造基本調査報告は、昭和31年以後3年おきに刊行せられている。その調査対象は全国の家計の80%強で標本数はその1%（うち約0.83%が既婚者世帯、残りが単婚者世帯）である。この調査は世帯別有業人口の就労条件を調査するのが主目的であって、所得の階層分布はいわば副産物である。この調査の所得分配資料としての欠点は、(イ)イギリスの所得センサス（90%以上をカバーする）に比してカバーリッチが少いこと、(ロ)現物収支の帰属分を計上していないために、農民や個人業主の所得を過小表示する可能性があること、(ハ)調査対象から抜けている職業たとえば自衛隊員があること、(ニ)利子・配当収入の捕捉が十分になされていないことである。ただしこれ以上の資料は、日本ではいまのところ望むことができない。

<sup>(5)</sup> み用いる。これらは、何れも家計セクターの階層別所得分布とその移転後の状況を直接呈示する資料ではない（尤もそうした資料は存在しない）ので、われわれには、利用する資料の特性を考慮しつつ推計する以外は方法がない。

われわれの主題にとって必要な計算手続きは、大別してつぎの4つになる。第一が、各年度の家計の階層別平均所得（移転前）の計算である。第二が、家計の階層別直接税支払性向の計算である。第三が、家計の階層別可処分所得の各種支出に対する支出性向の計算と、これから導かれる間接税支出率の計算である。第四が、家計セクターの階層別分配状況の時間比較を行なうために、共通単位（たとえば昭和42年の円）に揃えるという計算である。家計セクターの所得の一次分配、直接移転、間接移転という分配の各段階は論理的・事実にはいうまでもなく独立している。したがって以上の計算も一見段階的に独立している。しかし計算作業自体は事実上相互に密接に関連して居り、各段階で必要な考慮を充足しうるような作業仮説がとられている。<sup>(6)</sup> またそうしなければ最終結果が得られないのである。換言すると個々の計算は相互に連繫しており、選ばれた作業仮説にもとづいて計算すると、結果が一挙に得られる。

(5) われわれが家計調査の中でも「都市勤労者階級の収入と支出」を使用した理由は、このデータが調査年度を通して毎年得られるためである。消費者実態調査は、対象年度が飛んでいてわれわれの調査年度とあわない。ただし項目設定上仕器等より詳細便利であり、またより高水準の所得階級の世帯の収支をも包括しているので、部分的にのみ使用した。

(6) この1例は、次節で明らかとなる家計セクターの階層のキザミをつける場合である。就業構造基本調査の対象である世帯の所得の階層のキザミは、昭和30年度36年度42年度をとおして一貫していない。すなわち、初期の年度の資料ほど低所得が捕捉されまたそのキザミが多く、後年度のものほど逆である。中間の所得のキザミについてもキザミは一致していない。比較分析上各年の所得を同一年度の円によって表示する場合単位を共通にするために各年度の階層別所得に名目所得のベースアップ率をかけた数値が、三つの年度に共通する階層のキザミの所得の巾の中に収まることが必要である。これが可能かどうかを確かめた上で分析表の階層がえらばねばならない。第3表は、第4表の前段階であるのに、そこですでにこの考慮がなされる必要があるわけである。

まず本節では資料の許す最も新しい年度である昭和42年度の家計セクターの1次分配とその変化を見よう。就業構造基本調査報告43年版には、既婚者家計の所得について、その階層別の分布が記入せられている。これから第1表第3列の各数字を得ることが出来る。他方、各階層の平均所得の数字は同報告43年版には無い。やむを得ずわれわれは、昭和42年の家計の階層別平均所得曲線を家計調査から作り、これを就業構造基本調査報告の所得のケザミに合わせて読み取り、第1表第4列階層別家計の平均所得の数字を得ることとする。

第1表は、昭和42年度における既婚者世帯の所得の階層別分布を示す。

第1表 既婚者世帯の所得（課税前）昭和42年度

所得階層 (年収)	階層所属家計の 階層数 (単位10,000)	百分率 %	各階層の平均所得 (円)
2,000,000円 以上	12.7	5.5	2,647,000
1,500,000円—2,000,000円	16.73	7.3	1,718,000
1,000,000円—1,500,000円	46.47	20.2	1,249,000
600,000円—1,000,000円	80.79	35.3	782,000
240,000円—600,000円	57.85	25.2	382,000
240,000円 以下	14.97	6.4	145,300

第1表によれば、既婚者世帯の最大多数が第4番目の所得階層すなわち年収60万円—100万円のクラスに入ることが明らかである。これについて多いのが第5番目の年収24万円—60万円のクラスであり、第3番目の100万円—150万円のクラスがこれに続く。最下位の所得階層すなわち年収24万円以下のクラスに属する家計は、最上位階層すなわち年収200万円以上のクラスに属する家計と同様、少数である。なお最下位階層に属する家計の数が昭和42年度以

(7) 昭和43年版就業構造基本調査の対象は、同年7月時点の世帯の年間収入である。しかし小論では、これを同年3月（すなわち昭和42年度）の世帯収入を代表するものとして計上した。なお昭和31年版および37年版の就業構造基本調査の数字についても、それぞれ昭和30年度および36年度を示す数字として取扱った。総理府統計局、「昭和43年就業構造基本調査報告」。

家計セクターにおける移転取引の分析（能勢）

後ヨリ一層減少するであろうということは、十分に予想がつく。前回の調査の昭和39年度の最下位所得階層の比率は7.35%であったし、<sup>(8)</sup> 下位階層の名目所得が上位階層のそれよりも相対的にヨリ速かに上昇する傾向があるからである。したがって次回の調査の昭和45年度以降は、最下位および第5位の所得階層の比率の収縮が生じるであろうと考えることができる。

第1表は家計セクターの1次分配の状況を六つの所得階層に分けて示している。もっとも原始資料である就業構造基本調査報告の資料が世帯所得の中に社会保障収入という政府セクターから家計セクターに対する移転支出をすでに含んでいるので、厳密には直接移転支払すなわち直接税支払前の家計セクターの所得の階層分布表というべきである。この直接税が家計セクターの分配構造を修正する効果があることは、周知である。それ故われわれは、直接税支払後の段階で家計セクターの階層別所得分布の表を作成する必要がある。このためわれわれは、第1表の各階層所得の数値と家計調査から導出した直接税支出性向表<sup>(9)</sup>とから第2表既婚者世帯の可処分所得を得る。

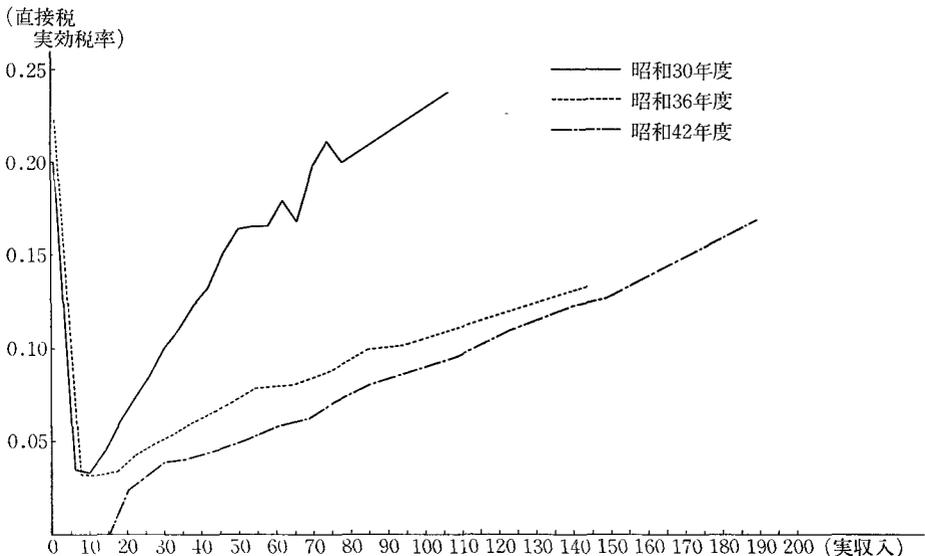
第2表 既婚者世帯の所得（課税後）昭和42年度

所得階層	直接税率 (%)	税額 (万円)	平均可処分所得 (万円)
2,000,000円以上	20.3	53.736	211.0
1,500,000円 —2,000,000円	12.4	21.3	150.5
1,000,000円 —1,500,000円	9.2	11.491	113.4
600,000円 —1,000,000円	6.2	4.848	73.35
240,000円 —600,000円	3.9	1.498	36.7
240,000円以下	0	0	14.53

(8) 総理府統計局、「昭和40年就業構造基本調査報告」から計算。

第2表は、第1階層に属する家計の所得が平均20.7%の直接税率を賦課せられることを示している。日本のこの第1階層には、税率の75%を適用せられる年収6,000万円以上の家計が含まれる反面約19%の負担に留まる年収200万円の家計も含まれ、かなりのバラツキがある。この数字はこれらの家計の平均にすぎない。かつこの数字は、**実効税率**を示している。第1列の数字は、名目所得税率よりもかなり低い、実際の支払率であることが特徴である。他方、第2表では第6階層に属する家計の直接税負担がゼロになっている。これは、この年度の免税点引上げの影響である。

付図1 直接税支払性向



(9) 直接税は、家計調査では「非消費支出」という項目に計上せられている。同項目は国税である所得税、地方税である住民税、県市町村税と社会保障費の家計拠出分から成立している。われわれは、昭和42年家計調査の階層別実収入（月収）と「非消費支出」金額から、家計の直接税支払性向を求める。次に、第1表の階層別年収を12分して月、収ごとに該当する直接税支払性向を付図1から読みとり、直接税支払額（月当り）を得る。これを更に12倍することによって、第2表第4列の数字を得る。

第1表と第2表とを比較対照するために、両表のローレンツ曲線の係数を求めると、家計セクターの所得の1次分配に対する直接移転の補正効果が得られる。すなわち下表の如くである。

所得階層	所得比	可処分所得比	世帯比
VI	1	1.14	6.4
V	10.6	12.4	31.6
IV	42.1	44.2	66.9
III	70	72.3	87.1
II	83.9	85.8	94.4
I	100	100	100

### 第3節 昭和30、36および42年度における 家計セクターの階層別所得分布

#### (1) 1次所得の分配

昭和42年度の階層別所得分布が前節で示された。本節の目的は、昭和42年度とこれに先立つ昭和30年度以降の所得の階層分布を比較することにある。

さて敗戦以後昭和30年度までに起きた一連のドラスティックな社会経済的变化のうち、移転については20%から90%に及ぶ財産税の賦課、昭和20年以降シャープ税制導入までの高率課税——そのピークは昭和24年の個人所得に対する個人税<sup>(10)</sup>12.5%——が顕著である。こうした事象が日本の所得分配に与えた平等化効果について、利用できる正確な情報は存在しない。しかし戦前に比較すると、昭和30年度の時点では所得の不平等は課税以前の第1次分配の段階においてすら著しく減少していることが明らかである。

第3表は、この昭和30年度から現在にもっとも近い42年度までの所得の階層別分配を示す表であり、昭和30年度および昭和36年度は昭和31年版および昭和37年版の就業構造基本調査報告から、また昭和42年度の分は第1表から作られ

(10) 経済審議庁国民所得課、「戦後の国民所得」p. 37 から算出。

(11)  
ている。

第3表について、若干の説明が必要である。まず上記30年度（それは、たまたま就業構造基本調査報告の始期に当る）から42年度までの12年間に3年置きに同報告が刊行せられている。しかしながら3年という間隔は明らかにこの種の分析にとって短かすぎるので、6年おき、すなわち昭和30年度、同36年度、および最新の昭和42年度が選ばれたのである。いま一つは、作表上の考慮である。それは第3表——12年間の比較分析を簡明に行なうために、前の2つの表と異なり4分位になっている——の各階層を選ぶについて、後述する12年間の名目所得水準の変化の問題に対処するために第3表の各階層の平均所得を同一年度の円に換算した第4表を作成する上での配慮である。

第3表 昭和30年度、36年度および42年度の世帯所得の分布（課税前）

年度	所得階層	階層別世帯の数 (百分率表示)	平均所得 (当年価値)
昭和 三十年 度	I. 576,000円以上	3.9 %	82.362万円
	II. 384,000円—576,000円	9.0	45.299
	III. 192,000円—384,000円	36.3	26.613
	IV. 192,000円以下	50.8	11.165
三 昭 和 三 十 六 年 度	I. 800,000円以上	9.5	128.38
	II. 600,000円—800,000円	9.6	69.1
	III. 300,000円—600,000円	37.0	42.96
	IV. 300,000円以下	43.9	17.02
四 昭 和 十 二 年 度	I. 1,500,000円以上	12.8	211.7
	II. 1,000,000円—1,500,000円	20.2	124.9
	III. 600,000円—1,000,000円	35.3	78.2
	IV. 600,000円以下	31.7	33.41

第3表はイ。昭和30年度から同42年度までの12年間を通して、上から三番目

(11) 昭和30年度および36年度については、就業構造基本調査報告に階層別平均所得の数字（付表1参照）がでている。昭和42年度については、第1表、30年度および36年度については付表1の各階層の数字と第3表の階層のキザミとを対比し、第3表の階層のキザミの中に入る付表および第1表の階層の所得の加重平均を、各階層の家計の占める比率をウェイトにして算出する。

の階層に属する世帯数の割合がほぼ一定していること、ロ、昭和36年度と昭和42年度との間に、第二番目の階層に属する世帯数の割合が著増したこと、ハ、逆に昭和30年度、36年度、42年度と第4階層に属する世帯の数の割合が減少しつつあることを明らかにする。さらにこの表は、ニ、昭和30年度と36年度の間に生じた第1階層に属する世帯数の比率の著しい増加と、36年度から42年度の間を生じた第2階層の世帯数の比率の増加とを示す。この第1階層に属する世帯数の増加は、昭和36年度と42年度の間にも続いているが、増加のピッチは緩やかになっている。

第3表が示すいま一つ顕著な事柄は、昭和30年度、36年度、42年度なる三つの年度の階層別平均所得がかなりレベルが違っていることである。これは昭和30年度から42年度までの12年間に、C P Iにして約160%の上昇があり、これに対応して名目所得の上昇があったからである。したがって第3表の第3列について、たとえば昭和30年度の年収60万円グループの家計の所得と昭和42年度の同一年収グループのそれとを横に並べて比較することは、明らかに誤っているのであり、同一額の所得階層に属する家計といえども、昭和30年度または昭和36年度の家計は、昭和42年度の家計に比して明らかにヨリ富裕であるし、また当然にヨリ稀少であるはずである。

これは長期にわたる階層別所得水準の比較に当って遭遇する一つの難問に外ならない。これを避けて進むために、われわれはさし当って昭和30年度および昭和36年度の各階層別世帯平均所得に、それぞれの年度から昭和42年度までの名目賃金上昇率をかけ、以て昭和42年度の円に統一するという、ヒックス教授のとった方法を採用する。これによって、第4表すなわち昭和42年の円で表示した昭和30年度、36年度、42年度の階層別家計所得の表が得られる。<sup>(12)</sup>

(12) 日本の昭和42年の平均賃金は該当年次のそれを示す統計年鑑によれば、昭和30年の2.7倍であり、36年の1.8倍である。ヒックス教授の方式（*The Social Framework*, 3rd ed., pp. 209-233）にならって、第3表第4列の昭和30年度、36年度の各階層の数

第4表 昭和30年度、36年度および42年度の世帯所得の分布（課税前）（単位万円）

所得階層 (年収)	階層別世帯の数 (百分率表示)			平均所得（昭和42年の円表示）		
	30年度	36年度	42年度	昭和30年度	昭和36年度	昭和42年度
1,500,000円以上	3.9	9.5	12.8	222.379	231.084	211.7
1,000,000円—1,500,000円	9	9.6	20.2	122.307	124.38	124.9
600,000円—1,000,000円	36.3	37.0	35.3	71.855	77.328	78.2
600,000円以下	50.8	43.9	31.7	30.147	30.636	33.41

第4表によれば、昭和30年度の階層別世帯所得の水準は、昭和36年度に第一階層に属する家計の所得が約4%、第三階層に属する家計のそれが約7%上昇した。ただし第三階層に属する家計の数の比率は固定的であり他方第一階層に属する家計数の比率は急昇したことは、すでに第3表で見たとおりであり、第4表第2列にこれが再現されている。他方、他の二つの階層の家計の平均所得水準も夫々上昇しているが、上昇率は2%以下である。また昭和42年度には第1階層に属する家計の平均所得水準は約9%下り、他方第4階層に属する世帯の平均所得水準は9%上昇していることが明らかである。（尤もこれは、第3表で見たように、第1階層に属する家計の数が比率で見れば著増し、他方第4階層のそれは大巾に減少したことによって、カバーされるべきである。）他の2つの階層の平均所得の上昇は36年度よりも僅かである。

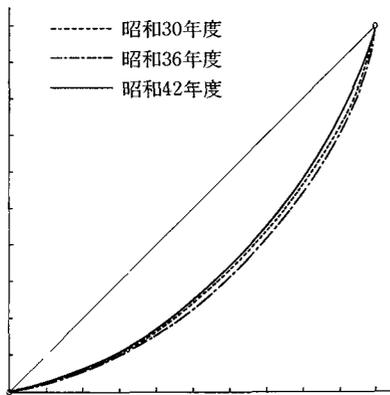
以上、第3表と第4表から見るかぎり、昭和30年度から12年間の間にはまず最初の6年間に所得分配の全体的流動は後の6年間ほど明瞭ではなく、第1階層・第3階層への偏りが前半に、そして第2階層・第4階層の上昇が後半に著

---

字にみぎの倍率をそれぞれ掛ける。（つまりこれによってわれわれは、昭和30年度の1,000円を昭和42年度の2,700円に、そして36年度の1,500円に換算したことになる）。従って、例えば第4表においては昭和30年度の列に年収60万円以下として示されている家計は現実にその年度にあっては第3表の30年度の列に示されている年収19.2万円以下の所得を得ていた家計なのであり、同様の調正が昭和30年度、36年度の全家計について行っている。そこで第4表によれば、各年度の階層別平均所得金額水準の比較および同一の所得グループに属する世帯数の比較が可能となる。

しい。数字から得られるこうした認識は、所得階層別世帯分布が、昭和30年度から同42年度までの12年間に、ジグザグ運動をとっていることを示唆する。即ち最初の6年間に家計の所得分配は、明らかに不平等<sup>(13)</sup>に向い、そして後の6年間にそれは平等化<sup>(13)</sup>に向っているのである。

付図2 世帯所得の分布(課税前)



とりわけ第2階層に属する家計は後半の6年間に至って最初の6年間——利潤インフレーション期——に顕著であった分配面の遅れをある程度回復することができた<sup>(14)</sup>と見ることができる。以上の観察をヴィジュアライズするには、付図2のローレンツ曲線の動きが便利である。

## (2) 直接税支払後の所得の階層別分布

第3表および第4表に示される昭和30年度、36年度および42

年度の階層別世帯所得の所得は、課税以前のものである。これらの年度にお

(13) 平均賃金指数によって修正した小論の方法では、昭和30年の1,000円が昭和36年の1,800円、そして昭和42年の2,700円に換算せられた。しかるにCPIによれば、昭和42年の物価は昭和30年の2.7倍ではなく1.6倍である。故に同一購買力によって昭和42年と昭和30年の各世帯の階層別所得を比較するならば我々は第4表および第6表の最後の欄の所得および可処分所得を約70%ずつ引上げることができる。この方法によれば、第4階層の平均可処分所得は91%、第3階層は79.5%、そして第1階層は約68%の上昇となる。下2階層の上昇が上2階層の上昇よりも大きいという点で、これは平等化を意味する。この方法のいま一つの意味は、家計セクター全般にわたる実質購買力の上昇が明白になるということである。

る課税以後の所得分布を見るために、まず当該各年度の直接税実際支払額を当該各年度の実収入から控除した階層別世帯所得を示す第5表が必要となる。第5表は、第3表およびその原表と、家計調査から得た直接税支出係数(付図1参照)<sup>(15)</sup>とから作られている。

第5表 昭和30年度、36年度および42年度の世帯所得の分布（直接税控除後）

(単位万円)

年度	所得階層	直接税率 %	直接税	平均可処分所得 (当年価値)
昭和三十年 度	I. 576,000円以上	19.67	16.202	66.160
	II. 384,000円—576,000円	12.17	5.514	39.785
	III. 192,000円—384,000円	7.74	2.059	24.554
	IV. 192,000円以下	4.86	0.543	10.621
昭和三十 六年 度	I. 800,000円以上	11.65	14.96	113.424
	II. 600,000円—800,000円	7.8	5.39	63.71
	III. 300,000円—600,000円	5.68	2.44	40.52
	IV. 300,000円以下	4.47	0.76	16.26
昭和四十 二年 度	I. 1,500,000円以上	16.62	35.2	176.5
	II. 1,000,000円—1,500,000円	9.2	11.49	113.41
	III. 600,000円—1,000,000円	6.2	4.848	73.352
	IV. 600,000円以下	3.56	1.19	32.22

- (14) 昭和30年度から42年度までの12年間における所得分配のジグザグ運動を説明する理由として、つぎの原因が考えられる。まず第1階層の最初の6年間の増大については、昭和30年に先立つ数年間の日本の所得と富の状態がある。上述した終戦以後の制度的変化と資本課税およびシャープ税制下の富裕税の結果、蓄積が少なかった反面、所得分配の平等化が達成せられ、富裕層はしごく限られていた。昭和30年から36年にかけて資金面では各企業は増資に次ぐ増資プロセスを開始し、他方実物面では資本形成が急速に進行した。この期間の不平等化をプロモートした原因は、何よりも資本の稀少性に求められるであろう。他方、平等化要因として考えられている硬直的な貨幣収入（たとえば利子、賃貸料等）については、日本の場合、家計セクターの公社債保有の割合が少く、かつ家賃統制令が実効しなくなったために、十分に機能しなかったと考えられる。なお配当性向が粘着的だったとは云え、株式保有者の収入自体は、龐大なキャピタル・ゲインによって大きく膨脹した。高率の相続税および贈与税は存在したが、不平等化要因の方が平等化要因よりも差し引きはるかに大であったために、こ

ところで各年度における階層別世帯の可処分所得水準の比較を階層ごとに行なうことは、意味がない。理由は、1次分配の場合に見た第4表作成のそれと同じである。そこで、第4表に対応して、税引き後の各年度の階層別世帯可処分所得の表昭和42年の円表示を作成すると、第6表が得られる。<sup>(16)</sup>

第6表は、昭和36年度において、第1階層に属する家計の可処分所得は、昭和30年度の可処分所得よりも14%上り、1次分配の段階よりも上昇度が大であること、第3階層に属する家計の可処分所得は昭和30年度のそれよりも10%上っており、1次分配の段階よりも、僅かに上昇したことを示している。他方第1次分配では2%以下の上昇にすぎなかった第2階層の家計の所得水準は、第

---

の最初の6年間には所得分配は所有者階級に有利に動いたと考えることが出来る。他方平等化要因は漸次増大して行った。一つには相続税賦率課の上昇であり、いま一つのそしてより大きい原因は、賃金・俸給の不断の上昇である。

(15) 第5表は、第2表および第3表と同じ計算仮説によって作られている。付表1の昭和30年度、36年度の階層別平均所得の数字と、各年の家計調査から得た直接税支払性向表（付図1参照）とから、所得のキザミ毎に階層別平均直接税額と、可処分所得を計算する。つぎに第3表の所得の階層キザミにあわせて、その階層の巾に入る付表の税額と可処分所得の加重平均値（ウェイトは、第5表の階層に入る付表の家計数の比率）を計算する。他方42年度については、第2表ですでに6階層別家計の可処分所得が算出せられているので、第3表の所得のキザミと合せて階層ごとに加重平均税額および可処分所得（ウェイトは第3表の各階層の巾に入る第1表の各階層の家計数の比率）の加重平均を出す。なお第3表と第1表の階層のキザミが同じである所得階層の可処分所得は第2表の数字がそのまま使われる。

直接税支払率ならびに次節の間接税支払率の計算における作業の一つのヤマは、就業構造基本調査報告の階層別収入と、家計調査の所得階層別収支を対応せしめ、以て所得階層ごとに階層別平均所得直接税支払率及び商品別消費性向を計算することである。ところでこの二本の主要データの所得階層のキザミがぐいちがって居る（この点は木村教授も指摘せられている）ために、家計調査のデータから得る所得なり支出性向なりと就業構造基本調査報告の所得階層のキザミとを併せて必要な数字を読み取る作業が、必要となる。なおこうした読み取り作業は、前節の第1表作成に際してもなされている。

(16) 第6表は、第4表と同じ計算仮説・計算手続によって作られている。すなわち、第5表の昭和30年度、36年度の各階層の数値に、2.7および1.8をそれぞれかけて、42年度と同じベースに揃えるのである。

第6表 昭和30年度、36年度および42年度の世帯所得の  
分布（直接税控除後）

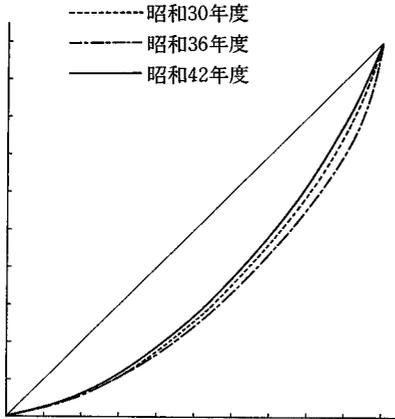
（単位万円）

所得階層 (年収)	階層別世帯の数 (百分率表示)			平均可処分所得（昭和42年の 円表示）		
	30年度	36年度	42年度	昭和30年度	昭和36年度	昭和42年度
I. 1,500,000円以上	3.9	9.5	12.8	178.634	204.163	176.5
II. 1,000,000円-1,500,000円	9	9.6	20.2	107.42	114.678	113.41
III. 600,000円—1,000,000円	36.3	37.0	35.3	66.296	72.936	73.352
IV. 600,000円以下	50.8	43.9	31.7	8.677	29.268	32.22

6表の示すところでは、可処分所得の段階において6.8%上昇していることが明らかである。第4階層に属する家計の可処分所得は、36年度には微増している。このことは、第5表第3列から説明できる。昭和30年度の第1階層の家計に対して課せられた実効税率の数字は、約19.7%であって観察年度を通して最高の税率が課せられていたのであるが、昭和36年度には約11.7%に下り、また昭和30年度に約12.2%であった第2階層の家計に対する実効税率が、36年度には約7.8%に下がっているからである。

同じく30年度の第3階層の家計に課せられた実効税率は、約7.7%であったが、36年度には約5.7%に減少し、他方約4.9%であった昭和30年度の第4階層の実効税率は、36年度には僅かに減じて約4.5%になっているからである。すなわち第6表からわれわれは、はじめの6年間には、1次分配のみならず、税制面においても、所有者階層に有利に作用したことを知ることができる。つぎに、昭和42年度においては、第1階層の家計の平均可処分所得が36年度のその86%強となり、1次分配の場合よりも減少し、また第2階層の家計の平均可処分所得は、昭和36年度のそれよりも微減した。他方、第3階層に属する家計の平均可処分所得は、36年度のそれと殆どかわらず、したがって1次分配の状況——36年度の所得の42年度の所得に対する比率で見ると——を持続している。また第4階層の平均可処分所得は、36年度のその約10%上昇で1次分配

付図3 世帯所得の分布（課税後）



の状況よりも僅かだが上っている。これを、第5表および後出の第10表の実効税率面から見ると、昭和42年度は第1階層および第2階層に属する家計の負担率が上昇し、それぞれ約16.6%および9.2%となった。尤も42年度のこの実効税率は30年度のそれをいまだ下廻っている。他方第4階層の家計の実効税率は3.56%で3つの年度の実効税率のうち最も小さい。なお第3階層の家計の実効税率は、無視出来る程度の減少に留まる。

第5表および第6表は、昭和42年度には36年度よりも直接税の移転がヨリ平等化の方向に向ったことを示している。かくて最初の6年間とは逆に後の6年間には1次分配面にとどまらず制度面すなわち納税面でも所得分配の平等化の方向が現われているのである。付図3のローレンツ曲線が、このことをヴィジュアルライズするに便利である。

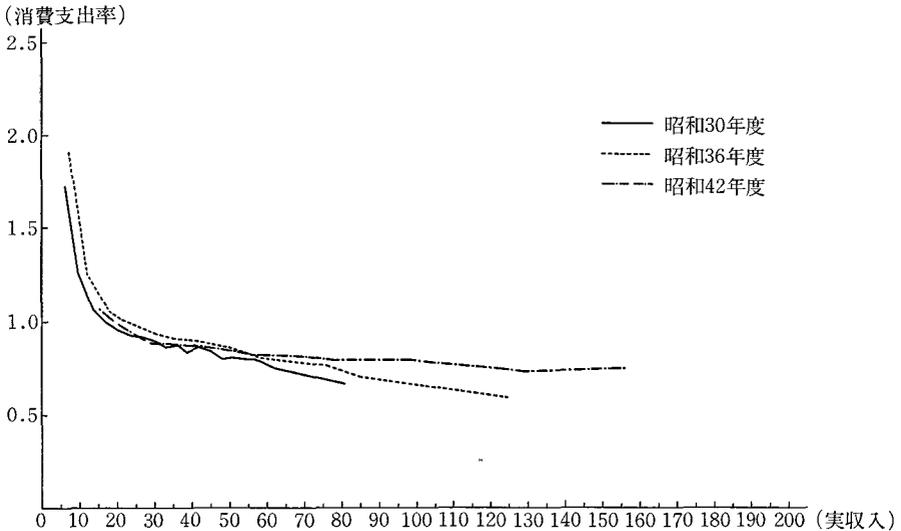
#### 第4節 昭和30年度，36年度および42年度における 家計セクターの階層別間接税支払後の所得分布

前節では取扱われなかった各年度における間接税の支払状況を階層別に推計するのが本節の目的である。戦後、間接税は国税の中で占める比率を減少しているが、依然として家計セクターの移転の一主要項目であることには変りはない。ただ間接税は、直接税とは異なり消費支出に伴って支払われるので、家計の所

得と実効税率から計算する直接税の場合よりも、計算が複雑である。とりわけ間接税を課せられる財貨が、酒、煙草、揮発油等多数に上り、税率を異にするのみならず該当資料が乏しいために、必然的に多くの推測を含まざるを得ない。<sup>(17)</sup>

家計セクターの支払う間接税には、税目が家計調査の支出項目にあるものと、家計調査の支出項目にないものがある。前者は、酒、煙草、光熱費に関する間接税であり、後者は、揮発油税、道路税など自動車関係の間接税および物品税、骨ばい税、入場税などである。小論は、前者については家計調査の項目別に支出性向表を作り、後者については消費性向によって代用する方法をとる。

付図4 消費性向表



なお間接税には、事業税のように本来的な間接税ではない上に計算するには転嫁の仮定の必要な税目と、固定資産税、不動産取得税、印紙税のように家計の

(17) 間接税を階層別所得集団にわり当てる計算について、日本でも若干の試算がなされている。例えば、木村元一「所得階層別租税負担について」経済学研究 No. 9, 1965. 貝塚啓明・新飯田宏「税制の所得再分配効果」——館竜一郎・渡辺経彦編「経済成長と財政金融」所収。

耐久消費財消費の一種である住宅消費に関連し、その限り推計さるべき間接税ではあるが、転嫁の仮定を設けることの困難な税目とがある。これらについては、小論は推計を行なわないものとする。

第7表は、消費性向表を含む支出性向表の一覧表である。<sup>(18)</sup>

第7表 家計セクターの所得階層別支出性向 (%)

年度	所得階級	消費性向	酒消費性向	煙草消費性向	光熱費支出性向	砂糖消費性向	什器消費性向	消費支出構成比率	什器支出構成比率
昭和30年	I	80	1.02	0.74	1.68	0.3	16.3	42.4	50.2
	II	86.5	1.168	1.08	1.97	0.58	10.3	27.6	29.9
	III	92	1.48	1.57	2.07	0.812	5.5	18.7	13.1
	IV	133	2.00	3.20	5.15	1.42	2.3	11.3	6.8
昭和36年	I	68	0.87	0.41	1.81	0.275	4.1	41.7	45.3
	II	85	1.17	0.63	2.55	0.393	4.4	29.3	27.1
	III	93	1.54	1.04	2.93	0.616	5.0	19.9	19.1
	IV	104	2.3	2.35	3.23	0.95	5.45	9.1	8.6
昭和42年	I	74	0.82	0.31	1.925	0.154	2.4	42.0	30.0
	II	80	1.2	0.48	2.10	0.238	4.14	29.2	33.3
	III	82	1.57	0.78	2.15	0.305	4.6	19.3	23.9
	IV	92	2.09	1.36	2.80	0.519	5.6	9.5	12.8

(18) 第7表の支出性向の作成は次のごとくである。まず消費性向は各年度の家計調査記載の「都市勤労者の収入と支出」表にある実収入から非消費支出を控除した額（以下これを可処分所得という）によって消費支出を除した比率である。消費構成比は全階層消費合計に対する階層別消費支出の比率である。次に酒、煙草、光熱への各支出性向とは可処分所得に対する酒支出、煙草支出、電気・ガス支出合計額の各比率である。以上は月単位で算出せられる。さとう消費性向は、上白・粗糖への各年支出の和を年可処分所得で割った比率である。昭和30年度および36年度の各家計調査については、該当調査がないので、やむを得ず昭和31年および昭和35年の家計調査の資料で夫々代用した。最後に什器消費性向の計算は、昭和34年消費者実態調査から可処分所得に対する什器支出額の比率を出し、30年度および36年度の什器支出性向に使用した。42年度については昭和39年消費者実態調査から計算した該比率を充用した。

可処分所得と第7表と個々の間接税率に関する資料から、われわれは、第8表第2列の数字を得ることができる。<sup>(19)</sup>第8表は、昭和30年度、36年度、42年度

(19) 間接税負担額の計算について。間接税には税目が家計調査の項目にあり、かつ実効税率の情報が入手しやすいものと、税目が家計調査の項目にないもの、しかも実効税率が不明のものがある。前者については、それぞれの項目の支出性向表と可処分所得（月額）から得た階層別支出金額に税率をかけ、12倍して年額を得る。なお間接税率は、酒税、タバコ税、さとう税については財政金融統計月報191号「租税特集」pp. 96-7 所収のものを使った。酒税はビール税と清酒税の平均である。ちなみに42年についての税率の情報が同書にはない。われわれは税率の判断がないという判断から、同書の41年の率を用いた。光熱税については、「財政統計」所収の税率を用いた。後者については、更に二つの型がある。一つは、物品税、骨ばい税、料飲税のように、全家計が支払い、しかもそれは、全家計の消費構成比と関連付けて計算できると考え得る税目であり、他は、揮発油税、軽油引取税、LPガス税（42年度のみ）のような自動車の使用・利用に関連する税目であって、その支払いが特定所得階層の家計に集中すると考えられ、そして特定所得階層の家計の消費構成比に関連付けて計算できると考え得る税目である。まず第1の型の骨ばい税、入場税、料飲税については、各年度の各該当集計値を「財政統計」および上記「租税特集」から求める。このうち、料飲税についてのみまず昭和40年産業連関表のサービス業最終需要合計に対する家計セクターへの売上比率  $\tau_1$ （付表5参照）をかけてまず縮小し、ついで全部を目下対象にしている戸数分に割当ててさらに縮小する。この縮小係数  $\alpha$  は、日本の個人所得合計を分母とし、平均一世帯当り家計所得に就業構造基本調査記載の対象戸数を乗じた積を分子とした比率である（付表5参照）。縮小された数値をさらに各年度の階層別世帯数の占める比率に各階層の消費構成比をかけた積で階層別にわりふりし、さらに階層別世帯戸数で割って1戸分を出す。物品税についても各年度の集計値を同じく該当年度の財政統計から求め、 $\alpha$  で縮小した後各年度の階層別什器支出構成比と世帯比率の積を以て収縮した物品税を階層別にわりふり、さらに階層別世帯の戸数で割る。この場合消費構成比の代りに什器支出構成比を使っているわけである。次に第2の型の間接税で個人消費にかかわるものには、自動車税、揮発油税、LPガス税、地方道路税など自動車関係の間接税と通行税がある。これらの集計値を各年度の「財政統計」および上掲「租税特集」（地方税のみ）から求め、自動車関係の税金については、昭和40年産業連関表のガソリンの最終需要合計に対する家計セクター需要の比率  $\tau_2$ （付表5参照）によって縮小し通行税については交通業の最終需要合計に対する家計セクター需要の比率  $\tau_3$ （付表5参照）によって縮小する。それぞれを更に  $\alpha$  によって対象階層分に縮小し、戸数で割る。最後に消費構成比（第7表参照）から第1階層、第2階層の消費構成比率を算出し、これと第1階層第2階層の戸数比によって先の縮小せられた自動車関係の税金と通行税とを二つの階層にふりわけ、更に階層別世帯数で割っ

第8表 昭和30年度、36年度および42年度の可処分所得（間接税控除後）の分布（単位万円）

所得階層	昭和30年度		昭和36年度		昭和42年度	
	間接税	間接税支払後の可処分所得	間接税	間接税支払後の可処分所得	間接税	間接税支払後の可処分所得
I	15.554	64.6052	27.231	110.701	29.782	173.522
II	11.771	38.6079	19.385	61.7715	26.547	110.755
III	7.886	23.7654	12.692	39.2508	17.516	71.598
IV	5.607	10.0603	7.815	15.4785	10.159	31.204

の家計の階層別間接税賦課状況をそれが支払われた当該年度の円で示している。

第8表第3、5および7列は、各年度の階層別間接税額を、第5表記載の対応する階層の可処分所得から減算した数字であり、間接税控除後の可処分所得とよばれる。なお、先に述べた理由で所得水準の比較上必要な42年度の円への統一を行なった表が、第9表である。第8表から第9表を得る計算は、第4表および第6表の作成の場合と同じである。

第9表 昭和30年度、36年度、42年度の可処分所得（間接税控除後）の分布（単位万円）

所得階層	間接税支払後の可処分所得（昭和42年の同表示）		
	昭和30年度	昭和36年度	昭和42年度
I 1,500,000円以上	174.434	199.2618	173.522
II 1,000,000円—1,500,000円	104.241	109.389	110.755
III 600,000円—1,000,000円	64.167	70.651	71.598
IV 600,000円以下	27.163	27.861	31.204

第8表から各年度の階層別家計の間接税実効税率を求めることができる。これを第5表の直接税実効税率と併せ一表にすれば、第10表が得られる。

て1戸分を算出するのである。なお軽自動車税については、この間接移転支払が全所得階層からなされていると解して第1の型に入れた。 $r_2$ と $\alpha$ で縮小した後に1戸分を求める手続は、上述の第1の型の間接税と同じである。

第10表 所得階層別家計セクターの実効税率表

年 度	所得 階層	a	b	c	a + b
		直接税/所得 %	間接税/所得 %	間接税/可処分 所得 %	直接税+間接税 所得 %
昭和 三 十 年 度	I	19.67	1.89	2.35	21.56
	II	12.17	2.599	2.959	14.77
	III	7.74	2.96	3.21	10.70
	IV	4.86	5.02	5.28	9.88
昭和 三 十 六 年 度	I	11.65	2.121	2.401	13.77
	II	7.8	2.805	3.043	10.605
	III	5.68	2.954	3.132	8.634
	IV	4.47	4.59	4.8	9.06
昭和 四 十 二 年 度	I	16.62	1.406	1.687	18.026
	II	9.2	2.125	2.341	11.325
	III	6.2	2.24	2.388	8.44
	IV	3.56	3.04	3.154	6.60

第10表の数字から明らかなのは、まづいわゆる間接税の逆進性が立証せられるということである。これは、昭和30年度、36年度、42年度を通して第4階層に属する家計の負担率が最大であり、他方第1階層に属する家計の負担率が最小であるところから納得できよう。いま一つは、この間接税の逆進性も、また全般に間接税の実効税率も30年度および36年度に比較すると、42年度にはともに下っているということである。第9表から間接税控除後の可処分所得水準を各年度、各階層について比較すると36年度の第1階層の間接税控除後の可処分所得の水準は30年度のそれの約11.4%上昇、第2階層の間接率控除後可処分所得の水準は約5%上昇、第3階層のそれは約10%上昇、そして第4階層は変わらない。42年度の第1階層は36年度より約13%下落、第2、第3階層は殆どかわらず、第4階層のみ約12%上昇であって、この数字は、可処分所得（間接税控除前）水準の場合の数字および1次分配時点の所得水準の数字と概ね合致している。36年度は直接移転の段階において1次分配の不平等が強調せられた年であるが、間接移転の段階では下位階層の所得水準を相対的に上昇せしめ第

2階層については下降せしめたという点で、ごく僅かの平等化が見られるのである。ただし第10表第6列によって移転を総合して吟味すると昭和36年度の間接税の効果は些小である。なお間接移転のもつ逆進的な影響それ自体も、昭和30年度の下位階層の場合を除くと小であるために、間接税控除後の分配構造は、移転前の所得および可処分所得の時に得た結論と大差はない。この事実は、昭和30年度から42年度までの期間については分配率をきめる決定因が1次分配と直接税にあるということを示唆する。<sup>(20)</sup>

## 第5節 要約と展望

以上昭和30年度、36年度および42年度の観察によって、われわれは、就業構造基本調査報告および家計調査に拠る限り昭和30年度から36年度までには所得分配の不平等化が進行し、そして昭和36年度以後は平等化の方向に進みつつあること、直接税および間接税の移転支払面においても歩調が合わされていること、また逆進効果をもつ間接税移転のウェイトが全体として減少しつつあることを見たのである。しかしながら、みぎの観察には、主にデータ面からするいくつかの限界がある。それをここで指摘しておこう。

まず第1点は、第1階層のくくり方（特に昭和42年度の）があらすぎるということである。これは時点比較のための表である第4表において特に著しい。事実、この階層に属する世帯の中には年収6,000万円以上の最富裕階層も含まれている。こういう階層区分を行なった理由は、一つには表作成手続きにおいて述べたように、昭和42年の円に30年および36年の所得を換算する上で丁度換算してその比較が可能な階層別収入水準を以て所得階層の区切りを行なう必要があったという点であり、いま一つには昭和30年度以降12年間を通して家計セクターの収支を調査するためには、家計調査を利用せざるを得ず、これに合わす必要上高額所得階層を細分できないという資料上の顧慮である。例示すれば

(20) これは、木村教授の推論と合致する。木村教授上掲論文。

昭和30年度、36年度には名目所得上昇率をかけた結果が年収200万円以上となる階層のキザミがないために、第1表にある第1階層は第3表および第4表ではより下の所得階層と統合せられているのである。結果として本分析は、財産所得を含む家計セクターの階層別所得分布の一般分析というよりは、むしろ経営者からブルーカラーをも含めた、サラリーマンの所得階層分析という方が、より適当であると思われる。現金収支を中心とし、現物収支を過小に計算した利用資料の性質からも、このことが明らかである。したがって、われわれの表の示唆したところの、12年間のうち前半は不平等化へ、そして後半は平等化へという傾向は、以上の限定付きで見の方が真相に近いのである。そして、その限りサラリーマンの家計所得は確かに平等化しつつある。

いま一つ付言すべきは、表に現われた間接税の逆進性の問題である。戦前、間接税中心であり、かつきわめて逆進的であった日本の税制は、戦後の税制変化によって大巾に変わった。特に逆進性が認められる昭和30年度においても、そのウェイトは小さい。間接税の階層別負担率の変化については、財貨別消費者ビヘビヤの変化（たとえば、タバコ消費性向の下方へのシフト、酒およびガソリン消費性向の上方へのシフト）および間接税に関する税制変化（たとえば、清酒率の下降、LPG税の創設が）その主因をなすのであるが、他にも問題が少なくない。近時顕著な消費者ローンの発達は、下位階層の家計の物品税負担率上昇と結び付く可能性をもつことが考えられる。また物価の傾向的上昇期には、上級財・下級財、必需品・奢侈品、耐久財・単用財べつに相対価格および財ごとの支出性向が変化するであろうから、D. G. ティッピングの行なったように所得階層別家計の支出性向及び直接税負担率の分析をかなり詳細に行なう<sup>(21)</sup>ことが要請せられるであろう。しかるに家計調査は、戦前どおりの主食・副食に重点があり、耐久消費財・高級品についての明細はなく家計のバスケットの

(21) D. G. Tipping, Price Changes and Income Distribution, Journal of the Royal Staistical Society (series C), Applied Statistics, vol. 19, No. 1, 1970. pp. 1-17.

変化を考慮して補完が早急になされることが望まれる。なおデータの不備が隘路をなすことは、すでに文中で述べたが、要は多岐にわたる資料が相互に補完して使用されうるように、発行年度・分類基準など基準を統一しインテグレーションの実をあげるものが、切望せられるのである。

最後に付言すべきは、家計セクターの階層分解におけるフロー分析とストック分析の関連である。一般に所得の不平等を生じる最大の原因が財産所有とその継承にあることについて異論の余地は存在しないであろう。それ故、家計セクターの所得分配に関するフロー分析に対して財産ないし富の分配に関する分析、すなわちストック分析が補完すべきは当然である。ところで家計セクターの富の分布についての国富センサスは、昭和30年の国富センサス以外にはないので、ストック分析としての直接資料を持たない。<sup>(22)</sup>ただし相続税記録から、相続財産が昭和28年から同40年までの僅か12年間に8.72倍に増大していること、そして相続財産の61.4%が土地であることを知ることが出来る。ちなみに土地の市場価格ないしはその帰属価格は、一般物価または平均賃金の上昇と次元を異にする周知の事実<sup>(23)</sup>を考慮するならば、家計セクターが階層別に保有する資産、就中キャピタル・ゲインの最大発生源である土地の所有分布に関する情報を得る必要が痛感せられる。こうしたストックに関する資料を整備することが短時日には不可能であるならば、消費者実態調査や家計調査にフローとしての所得の階層区分だけではなく少くとも「家屋所有者」か「借家人」かの項目を付けて分類した資料を追加呈示することが、所得分配分析を進めるさし当りの第一歩となるであろう。問題はいまだ多いとはいえ純粹にフロー分析のみに依る家計セクターの不平等度の分析は、一応の水準に到達しつつある。より重要なそして殆ど少くとも日本では着手せられていないストック分析による家計セクターの階層別分布の分析が、今後の最大の課題と考えられるのである。

(22) 財政金融統計月報「租税特集」, 上掲書 pp. 88-89.

(23) 東京都及び周辺地区の宅地地価の年間推移は、昭和41年と同42年の間に、平均25

付表1 家計セクターの階層別所得分布

昭和30年度

	所得階層 (月収)	世帯数	構成比	平均所得 (年収)	税額 (年)	可処分所得 (年)	税率
I	8,000未満 円	(千戸) 3,505	(%) 16.9	(千円) 56.4	(千円) 4,0608	(千円) 52,3392	(%) 7.2
II	8,000～16,000	7,047	33.99	139.2	5,8464	133,3536	4.2
III	16,000～24,000	4,736	23.08	231.6	15,7488	215,8512	6.8
IV	24,000～32,000	2,752	13.27	325.2	28,9428	296.26	8.9
V	32,000～40,000	1,200	5.78	418.8	46,9056	371.90	11.2
VI	40,000～48,000	672	3.24	511.2	69,5232	441.68	13.7
VII	48,000～56,000	358	1.73	610.8	100,1712	510.63	16.4
VIII	56,000～640,00	153	0.74	710.4	119,3472	591.05	16.8
IX	64,000～72,000	108	0.52	811.2	136,2816	674.92	16.8
X	72,000～80,000	46	0.22	900	187,200	712.80	20.8
XI	80,000以上	145	0.7	1455.6	371,178	1084.42	25.5
	計	20,722	100.				

%から17.8%の上昇である。資料出所：昭和44年版国民生活白書 pp. 340-341.

なお官庁統計ではないが、不動産研究所調全国市街地価格指数によれば、用途地域別平均および住宅地価格指数は、昭和30年3月をそれぞれ100とするとき、42年9月には929および1,022である。

家計セクターにおける移転取引の分析（能勢）

昭和 36 年度

	所得階層	世帯数	構成比	a	b	c=(a-b)	税率
				平均所得	税額(年)	可処分所得	
I	(年収万円) 10未満	(千戸) 1,809	(%) 7.5	(千円) 47	(千円) 6.344	(千円) 40.66	(%) 13.5
II	10～15	2,074	8.6	121	38.707	117.13	3.2
III	15～20	2,277	9.5	170	54.37	164.56	3.2
IV	20～25	2,340	9.7	221	79.5	220.20	3.6
V	25～30	2,058	8.6	270	126.9	257.31	4.7
VI	30～40	4,000	16.6	343	171.48	325.85	5.0
VII	40～50	2,929	12.2	444	261.96	417.80	5.9
VIII	50～60	1,962	8.1	545	370.59	507.94	6.8
IX	60～80	2,306	9.6	691	538.95	637.1	7.8
X	80～100	1,023	4.2	902	802.24	821.8	8.9
XI	100～150	852	3.5	1213	1309.997	1082	10.8
XII	150以上	404	1.7	2418	362.70	2055.3	15.
		24,034	100				

昭和42年度

	所得階層 (年収)	世帯数	構成比
I	(万円) 12以下	(千戸) 881	(%) 3.8
II	12~17	189	0.8
III	18~23	409	1.8
IV	24~29	477	2.1
V	30~39	1378	6.0
VI	40~59	3930	17.1
VII	60~99	8099	35.3
VIII	100~149	4647	20.2
IX	150~199	1673	7.3
X	200以上	1270	5.5
	計	22950	100

付表2 所得階層別可処分所得(月額)

年度	所得階層	可処分所得
昭和30年度	I	55,130円
	II	33,150
	III	20,460
	IV	8,850
昭和36年度	I	94,520
	II	53,090
	III	32,930
	IV	13,550
昭和42年度	I	147,080
	II	94,510
	III	61,130
	IV	26,840

家計セクターにおける移転取引の分析（能勢）

付表3 各財の間接税率 (%)

年 度	酒の間接税率	煙草の間接税率	砂糖消費税率	光 熱 税 率
30 年	50.3	72.1	37.3	10
36 年	48.9	67.2	46.2	10
42 年	40.1	59.0	44.2	10

付表4 昭和30年度, 36年度, 42年度における所得階層別間接税支払額

昭和30年度

単位 円

	I	II	III	IV
さとう税	740.4	860.4	744	562.8
酒 税	3,396	2,336.4	1,824	1,068
光 熱 税	1,111.2	783.6	508.8	547.2
タバコ税	3,528	3,096	2,779.2	2,448
揮発油税	1,813.8	1,459.4	—	—
物品税	2,736	1,786	1,046	386
入場税等	2,228.8	1,448.8	984	595
Σ	15,554.2	11,771	7,886	5,607

昭和36年度

単位 円

	I	II	III	IV
砂糖税	1,441.2	1,156.8	1,124.4	714
酒 税	4,825.2	3,644.4	2,976	1,828.8
光 熱 税	2,053.2	1,623.6	1,158	524.4
タバコ税	3,124.8	2,696.4	2,616	2,568
揮発油税	4,245	2,986	—	—
物品税	7,981	4,775	3,365	1,515
入場税等	3,045	2,140	1,453	665
Σ	2,6715	19,022	12,692	7,815

昭和42年度

単位 円

	I	II	III	IV
砂糖税	1,201.2	1,193	9,888	739.2
酒税	5,803.2	5,457.2	4,617.6	2,698.8
光熱税	2,856	2,282	1,576.8	901.2
タバコ税	3,156	3,211.2	3,372	2,160
揮発油税	5,575	3,874	—	—
物品税	6,648	7,380	5,292	2,832
入場税等	3,636	2,520	1,669	828
Σ	28,875	25,917	17,516	10,159

付表5 縮小係数表

$\tau_1$	0.5
$\tau_2$	90.10564
$\tau_3$	0.888
$\alpha_1$	0.64979
$\alpha_2$	0.706447
$\alpha_3$	0.62047

備考  $\alpha_1, \alpha_2, \alpha_3$  は昭和30年度  
36年度および42年度の  $\alpha$   
 $\tau_1, \tau_2, \tau_3$  はサービス業、  
揮発油業、交通業の各最終  
需要に対する各家計セ  
クターの需要の比率（本  
文参照）。

# 国際通貨危機と適正準備水準

藤 田 正 寛

## I

国際通貨理論のうちで、もっとも現実的に計測の問題として、とりあげられるのは適正準備水準の問題と適正通貨地域の問題であろう。

しかし、この方面に関する計量的分析についての成果を疑問視するのがマハループ教授の有名な「衣裳箆」論である。マハループ説に代表される計量的<sup>(1)</sup>分析への批判は主観的・恣意的な計量をいましめたものであり、最適流動性の計測そのものの否定論とは異なっている。

さて、わたくしは最適流動性の計測が一国の外貨政策の策定にとり、きわめて有益であることに着目し、すでに<sup>(2)</sup>ブラウン、ケネンとユージンの計測をとりあげたが、こんにちのわが国の国際流動性政策がいわゆる外貨65億ドルという<sup>(3)</sup>事態に対する外貨減らし効果の<sup>(4)</sup>限界に苦しまねばならなくなったとき改めて適正準備問題をとりあげる必要を感じる。アメリカのドル危機は1970年の1カ年間、小康を保ったかに見えたものの、昨秋よりの6度にわたる公定歩合の引き下げは、事態が再び容易ならぬ危機にあることを意味している。

---

(1) F. Machulp, *The Cloakroom Rule of International Reserves: Reserve Creation and Resources Transfer*, *Quarterly Journal of Economics*, No. 79, Aug. 1965, pp. 353-356.

(2) 拙著「国際流動性と低開発国」東洋経済新報社、1968年、第5章、第3節、参照。

(3) 本年5月末の外貨準備は69億100万ドルとなった。

(4) 外貨減らし効果としては貿易決済における円使用(円シフト)をはじめとするドル累積の防止があり、円借款の増大、国際機関への出資の積極化、開発途上国投資(とくに東南アジア諸国)の増大、国内的には社会資本への投資増大などがあげられる。

このようなドル危機の再燃は西ドイツマルクの切り上げが昨秋、プラント政権により実施されて、いわゆる国際通貨調整が一巡して、一段落したとする見解の不適當であることを実証した。事態は、しかし、そのような、いわば SDR をもって国際通貨制度の救世主する論者の皮相的見解をあげつらうこと以上の深刻さをもってわれわれに迫っているといわねばならない。

国際通貨の強さが破綻しつつあるとき、大量の金・外貨を保有する通貨への国際通貨調整圧力は増大するのが理の当然である。アメリカのドルの金平価の切り下げは IMF 協定4条による一律変更という根本的な平価調整に進まざるをえないのが国際通貨均衡論<sup>(5)</sup>の論理の教えるところではある。

しかし、アメリカのドルそのものの平価変更は問題があまりにも質的にも量的にも重大であり、勢いアメリカのドルのコストは他の主要通貨国に転嫁されてくる。そして事態收拾の時間を国際金融協力によって稼いできたのが、1965年以降の国際通貨危機回避措置の常道<sup>(6)</sup>であった。

本稿では適正準備についての再論を最適通貨地域の理論との関連においてとりあげることが、目下のわが国の円問題、とくに円切り上げ問題への有効なひとつのアプローチとなると考えるからである。

したがって、円問題については他日を期することにした。

## Ⅱ

国際通貨危機の事態については、われわれはすでに数度の体験をしてきた。そこで危機をいかに把えるかが論者によって見解が異なるが、ここでは国際通貨危機とは IMF 体制の固定性 (fixed point) が脅威をうけることであると考え

---

(5) Robert A. Mundell, *International Economics*, New York, 1968, Part II, Chapt. 8.

拙稿、国際通貨調整の理論的考察、国民経済雑誌、121-2(昭和45年6月)。

(6) Eric Chalmers, *Monetary Policy in the Sixties*, — UK, U.S.A. & W. Germany, London, 1968, pp. 75-98.

たい。いいかえれば国際通貨の不均衡 (disequilibrium) を意味しているわけである。

マンデル<sup>(7)</sup>は国際通貨の危機をつぎのように考えている。

すなわち、国際金為替本位制は統制制度 (system of control) であるから、この control が崩れることは、いわば秩序の破壊 (break down of order) あり、また国際通貨制度上のパラメータ間の転覆関係である。したがって、こんにちの国際通貨制度が崩壊 (collapse) するのは国際金為替本位制の核心が消滅することであり、IMF 体制にとってはアメリカのドル中心の IMF 平価の均衡が破壊してしまうことである。

マンデルは危機 (crisis) というのは瓦解あるいは崩壊 (collapse) の差し迫った事態であるとする。

このような考え方によれば崩壊は一定の限界状態に到達すると起るか、あるいは国際金為替本位制のもっている統制機構 (control mechanism)、いいかえれば国際金為替本位制という国際通貨均衡制度が安定性を失った場合に起るのである。

このような崩壊過程論にしたがうと、第1の範疇の崩壊の脅威が迫っている状態が構造的危機 (structural crisis) といわれるものであり、第2の範疇の崩壊への脅威の状態が統制的危機 (control crisis) ということになる。

この議論からは、危機の問題とは体制の崩壊を予防することを意味している。それゆえ、危機を克服する諸政策や諸措置には改革の性格しかなく、金為替本位制そのものを他の体制に全面的に変えてしまうことではないから保守的な改善策あるいは保守的の收拾策であるといえる。

このことから現行 IMF の固定為替制を変動為替相場にかえる政策（フリードマンやミード教授が主唱者であるが、こんにち学界、実際界ともに賛成論が

---

(7) Mundell, The Crisis Problem, in Mundell and Swoboda ed., Monetary Problems of the International Economy, Chicago, 1969, p. 343.

増加し、現実的な修正策が多く提出されるとともに IMF 当局が公式に検討をはじめた)、金本位制復帰案 (リュエフ案)、超世界中央銀行設立案 (トリフィン案) は厳格な意味の危機問題の解決ではなく他のディメンジョンに立っているものである。

これに対して、上述以外のすべての現行制度を基礎とする GAB 増強案 (ヤコブソン前 IMF 専務理事案) をはじめとする数多の IMF 強化案 (主要国通貨案といわれるルツツ案) は SDR 創造案を含めて危機対処案であり、国際通貨調整も国際通貨均衡回復のためのものであるから、もちろん同様に危機対症的性格である。<sup>(8)</sup>

国際通貨危機は1957年以降、3回以上くり返しているから、予想される危機のひとつをとりあげて  $m$  番目の通貨危機とする。

(1)  $(m-2)$  番目の通貨危機は  $m$  番目の通貨危機の克服策そのままでは不十分。

(2)  $m$  番目の通貨危機克服策の限界は  $(m-1)$  番目の通貨危機の反動 (reaction) 対策いかんにある。

(3)  $m$  番目の通貨危機はこの危機が起きたために直接、公式にしる非公式にしる、危機救済の一連の措置が結果としては根本的改革案の形で提案されることを前提としている。

(4)  $m$  番目と  $(m+1)$  番目の通貨危機が起る間の危機の深化過程に対する応急策を策定実行するのは公式金融当局かこれと関連のある機関である。

(5) 以上の担当機関以外では対策は提案されもしないし、したがって対策が実施される筈がない。

---

(8) H.G. Grubel, World Monetary Reform, N.Y., 1963.

I.M.F., The International Monetary Fund 1945-1965, twenty years of international monetary cooperation, Washington, 1969. Vol. I, Vol. II.

鈴木浩次編, 国際流動性論集, 東洋経済新報社, 1964.

前掲拙著, 第6章, 第8章参照。

(6) 上述の当局機関の考える対策の内容はつぎの4つである。

(イ) 正規の準備の増強策（国際流動性増強策）

(ロ) 非公式な政策グループの提案する普通一般に認められている準備資産の減少策。

(ハ) 短期資金の流出対策としての提案，すなわち各国中央銀行間の貸付協約（credit facilities）の増加策。

(ニ) 過去  $m$  個の通貨危機のたびに，また  $m/3.5$  年間にもっとも有効であった通貨対策を公表する策。

これらの(1)―(6)の諸政策は IMF が発足した時点で予想された通貨投機業者の行動や投機業者の期待などを折込んだ上で策定されたダイナミックなブレトン・ウッズ協定から当然，当局が考え出すものといえる。

すでに，われわれが他の機会に検討したように現行 IMF 体制は国際的金・ドル為替本位制であり，こんにち現象的にはドルの不安とともに主要基軸通貨体制（multiple-key-currency system）は動揺しはじめている。この通貨体制では，(イ)必要準備の不足（reserve inadequacy），(ロ)過度に大量化し，激化したホット・マネーの動き（superheated hot money），(ハ)国際的為替安定装置である IMF の貿易決済金融センターの矛盾の顕在化，(ニ)固定為替制度のもっている投機抑制の安定作用が IMF の不安定化によって再調整すべき矛盾が正しく為替対策としてとりあげられぬこと，いいかえれば調整可能釘づけ相場（adjustable peg）の誤った調整巾拡大の存在，(ホ) IMF の監視（多角的共同監視への拡大を含む）機能の低下，(ヘ)国内経済政策への広範な制限政策の推進，(ト)国際間の債権国と債務国の責任の負担が不均衡であり黒字国に過重化傾向などの現行体制の不安が濃くなるとともに問題化してきている。

そこで諸提案のうち現行体制強化を  $S$ ，ケインズ・トリフィンの IMF 改革案，すなわち体制改革案を  $K$  とし，変動為替相場案を  $F$ ，金価格変更案を  $G$ ，為替管理強化案を  $E$  とすると，いままでにわれわれが知ることのできた諸提案

の関係はつぎのようにいい直せる。

$$\text{すなわち } K > F > S \quad (1)$$

$$F > K > S \quad (2)$$

しかし、この重要度ランクをつける (ranking) 場合に  $S$  がもっとも選好度が小さく、 $K$ 、 $F$  が選好度が高いことが、過去の論議であきらかとなっている。

しかし  $K$  は  $F$  の支持者が反対し、 $F$  は  $K$  の支持者が評価をしていないために (1) のような政策選択と (2) の選択とのギャップの打開が問題となる。

$$[U(F) - U(K)] < 0 \quad (3)$$

$$[U'(F) - U'(K)] > 0 \quad (4)$$

(3)、(4) から  $U(K) > U(F)$ 、 $U'(F) > U'(K)$  という具合に両案の乖離は増大する一方というのが現状である。

このことから、いくつかの次善策を組合せとして考えことができる。すなわち、

(a) このような国際通貨制度改革論議から基本的に  $K, F, G, E$  をモデルとしながら、これの合成案あるいは類似案として  $M$  案 (multiplicity plan) を提案することができる。

(b)  $M$  案の諸種の変形案

(i)  $X$  案  $K$  と  $F$  の混合案

(ii)  $\gamma$  案  $K$  案を手直したもの (わずかの修正) 金融主権を各国がもちながらの国際中央銀行センターを考えようとする。

(iii)  $Z$  案  $F$  と  $K$  の要素を修正し現行体制を改良しようとする案

(c) 国際通貨論争の激化による混乱

各種の学会や国際機関の会議などの議論が激化し、 $K$  は  $F$  を、 $F$  は  $K$  を論議の対象とし、 $K$  も  $F$  も  $S$  を共通の改革対象とする混乱がつづく結果は  $S$  の欠点をもっとも現実的問題となり、正しい  $S$  の理解が行なわれていないともいえる面がある。

(a) 現行国際通貨体制の動揺の鎮静化

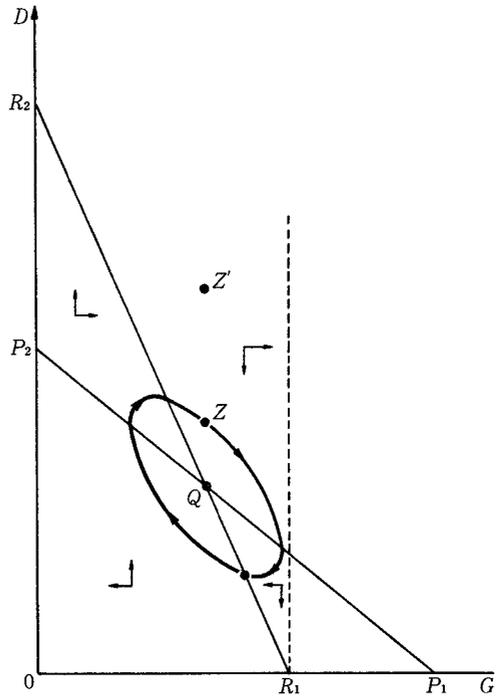
現在の国際通貨体制に不安があるといっても、いわば  $S$  の内容の検討による  $S'$  を ( $S=S'$ ) 定着させるべく、策定することが重要課題である。

国際通貨体制の現状を考えるに当って現行の機能そのものの不備が IMF 体制をして病めるドルとともに苦悩させていると見るか、あるいは IMF 協定の内容が硬直的に運用されているために IMF 機能が低下している<sup>(9)</sup>と見るかについては論の岐れるところである。

究極的な IMF 改革案に対しては現実の危機に対症的療法で対応してゆく間に、根本的なプランを練るべしという慎重論には傾聴すべきものがある。しかし、IMF 体制そのものの国際通貨理論的接近からはさらにドラスティックな改革がプランとして出されるといわねばならない。

このような方向を理解するために再びマンデルの現行 IMF 体制に対する分析を援用するならば、さらに IMF 体制の実態は明白となる。

第 1 図に示すように横軸に



第 1 図

(9) Peter S. Albin, The Penultimate Suggestion for Reform of the World Monetary System, *Kyklos*, Vol. 23, No. 3, p. 584.

ヨーロッパの金保有量 ( $G$ ) をとり、縦軸にアメリカのドル債務 ( $D$ ) をとる。

世界全体の金の保有量を一定とすると  $G$  と  $D$  の関係は  $R_1R_2$  ラインとなる。また、 $R_1R_2$  はアメリカの金準備率の望ましい状態を示している。そこで、もしヨーロッパの金保有量が  $OR_2$  であれば、アメリカへの支払をくり延べる国はない筈であり、したがってドル債務もゼロである。しかし、ヨーロッパが、もし全然、金を保有しておらず、アメリカに金が偏在しているとするとアメリカのドル債務は  $OR_2$  である (アメリカの金準備率は1以下、 $R_1R_2$  の傾斜はネガティブとなる)。

つぎに金とドルがその内容である世界全体の国際通貨の供給量が一定となるヨーロッパの金保有量とドル債務の相関関係は  $P_1P_2$  線であらわされる。この場合、物価水準にも所得水準にも遅れは起らない。

$OP_2$  量のドル資金の供給はヨーロッパの物価水準を一定水準に維持に十分に量であり、ヨーロッパの金保有も、したがってゼロとなるべきである。同様にして、もしドル供給がゼロであれば、ヨーロッパの金保有量は  $OP_1$  となるべきである。この意味から  $P_1P_2$  の傾斜は金のドル価格 (1 オンス=35ドルが基準) を示すものであるが、この場合、このスロープ (金準備をも同時に示す) は1である。

$P_1P_2$ 、 $R_1R_2$  は国際通貨政策の目標を示すものであり、アメリカの準備率が予想準備率を下廻るときは  $D$  は  $R_1R_2$  を上廻る。反対の場合は下廻る。このような場合はつねにアメリカの金融当局は  $D$  を減少 (増大) させる。

つぎに世界全体の通貨 (資金) 供給が物価水準  $P_1P_2$  を上廻るとき  $G$  は  $P_1P_2$  の右側に示される保有量となり、 $P_1P_2$  を下廻るときは  $P_1P_2$  の左側の範囲が保有量を示すことになる。前者の場合はヨーロッパでは金購入策、アメリカでは金買上げ制限策、ヨーロッパが金売却の場合はアメリカは反対となる。このことが図1の各象眼の動き (矢の方向) で説明されている。

さて、 $\alpha$  をアメリカの超過金準備の内容をあらわすドル貨の拡大率とする。

つぎに  $\beta$  をヨーロッパの金購入率とする。しかも、これは均衡水準以上に世界の超過供給があるときのその内容をあらわしているものとする。また、 $\mu$  はアメリカにおける金・ドル均衡準備を示すものとする、 $\alpha, \beta, \mu$  を一定と仮定すれば通貨制度の安定、不安定はつぎのようになる。

$$\frac{\alpha}{\beta} \geq \frac{1}{\mu}$$

境界線の場合は始発点が  $Z$  で均衡点  $Q$  の周辺を動く。

もし  $\mu$  が 25% の場合（金準備法による法定準備率<sup>(10)</sup>）アメリカの金融引き締め政策はヨーロッパの金買い上げ政策の 4 倍もの頻度で実施されねばならない。

もし  $\mu$  が 25% でないならば高物価水準のときは世界の通貨供給は増大し、反対に低物価のときは通貨供給は減少をする。この場合はドル貨の供給は同じ方向に動き超積極策がとられたり、逆に消極策となったりする。

金為替本位制が破滅するか、安定化するかの境界線は  $R_1$  からの垂直線で示される。いわゆる構造的危機というのはアメリカの金支払（金流出）が停止することである。これを、いいかえると国際的に不均衡が大巾となっており、金為替本位制の停止はアメリカの金が大量に流出しつづいた事態を示す  $Z'$  のときである。

このような危機をもっとも簡単に脱出する方策はアメリカの準備率を引き上げることとヨーロッパの  $\beta$  を低下させることかまたはアメリカの  $\alpha$  を増大させて  $\mu$  を増大させることである。

しかし、金価格を引き上げると金流出の抑制は有効性を失い、 $R_1$  から右へ動き、 $R_1R_2, P_1P_2$  とともに垂直化してしまう。

このことを別の表現を使うと、つぎのようになる。いま、 $\bar{G}$  を世界の金保有総量、 $G$  をヨーロッパの金保有量とすると  $\bar{G} - G = G^*$  がアメリカの金保有量となる。そこでアメリカの超過金準備量は  $\bar{G} - G - \mu D$  となる。 $D$  をドル債、 $\mu$  務を準備割合（内容を分数で示したもの）とし、 $M$  を均衡価格水準に対応す

(10) 1935年制定の金準備法は1968年に撤廃されている。

世界の通貨量 (ストック) とすれば  $G+D-M$  は均衡の量を超過する通貨量となる。この場合、パラメーターとして  $\alpha, \beta, \gamma, \delta$  を考えるとつぎの関係から

$$\dot{D} = \alpha[\bar{G} - G - \mu D] - \gamma[G + D - M]$$

$$\dot{G} = \delta[\bar{G} - G - \mu D] + \beta[G + D - M]$$

となる。(ここでは  $\gamma = \delta = 0$ ,  $D, G$  は均衡値からの乖離度とする)

そして方程式を書き直すと、

$$\lambda^2 + (\mu\alpha - \beta)\lambda + \alpha\beta(1 - \mu) = 0$$

( $\mu < 1$ ) でありもし  $\mu\alpha - \beta > 0$  ならば、 $\alpha = \beta = 0$  となるとすると

$$\lambda^2 + (\gamma + \gamma)\lambda + \gamma\delta(1 - \mu) = 0$$

となり、体制は安定的となる。

しかし、 $(\gamma - \delta)^2 + 4\gamma\delta\mu > 0$

であって循環的な解決は不可能である。<sup>(11)</sup> 現行の危機克服策はアメリカの金準備の撤廃により、アメリカからの輸入インフレーションの影響を予防しようとするのがヨーロッパ側の方策となっている。これに対してアメリカ側の危機克服策は金流出を防止し、金融政策の弾力化 (金利政策による引締め、または緩和の政策を緩急よろしく実施する) である。

国際金為替本位制を維持するにはアメリカのドル不安克服政策に対し、国際金融協力による厳しい監視以上にアメリカのドル支援態勢をつくりあげることかも知れない。

このためにはアメリカの国益のみに恣意的なアメリカの自発的な厳格な金融政策の節度の遵守が条件となる。しかも、善隣的国際金融政策は一方的であるべきではないことはいうまでもない。

### III

上述のような現行体制の危機に対処する方策は厳しいものがある。その認識

(11) Mundell, op. cit., pp. 348-349.

のなかで、最適あるいは適正準備水準を測定することの意義があるわけである。

適正準備水準接近には、ブラウ<sup>(12)</sup>ン、ケネ<sup>(13)</sup>ン、ヘラ<sup>(14)</sup>ー、イーガ<sup>(15)</sup>ー、バロ<sup>(16)</sup>ー、チェ<sup>(17)</sup>ング、クラ<sup>(18)</sup>ーク、マハ<sup>(19)</sup>ループ、ユー<sup>(20)</sup>ゼルフのすぐれた労作があり、これをすべて検討することは紙幅の許すところではない。

れわれは、すでにバロ<sup>(21)</sup>ー、ブラウ<sup>(21)</sup>ン、ケネ<sup>(21)</sup>ンとユー<sup>(21)</sup>ジン、ヘラ<sup>(21)</sup>ーのモデルを考察する機会があった。

適正準備については、1960年、トリフィン教授がその著、*Gold and the Dollar Crisis, 1960, revised ed. 1961*（邦訳「金とドルの危機」1963年）のなかで40%と計算し、貿易や為替の管理態勢がとられる危機ラインを30—33%、緊急準備または中・短期債務の交渉に備えるためにも準備として死守すべき最低線は20%としている<sup>(22)</sup>。

トリフィンはさらに貿易量、具体的には輸入数量に国際流動性は関数関係を

- 
- (12) W.M. Brown, *The External Liquidity of an Advanced Country*, Princeton Studies in International Finance, No. 14, Princeton, 1964.
- (13) P.B. Kenen and Yudin, *The Demand for International Reserves*, *Review of Economics and Statistics*, Aug. 1965, pp. 242-250.
- (14) H. R. Heller, *Optimal International Reserves*, *Economic Journal*, June 1966, pp. 296-311.
- (15) L. B. Yeager, *The Misconceived Problem of International Liquidity*, *Journal of Finance*, Sept. 1959, pp. 347-360.
- (16) T. Balogh, *International Reserves and Liquidity*, *Economic Journal*, June, 1960, pp. 357-377.
- (17) H. S. Cheng, *A Theory of the Optimal Amount of Foreign Reserves of a Central Bank*, Princeton, 1963.
- (18) P. B. Clark, *Optimum International Reserves and the Speed of Adjustment*, mimeo, 1967.
- (19) F. Machlup, *The Need for Monetary Reserves*, *Banca Nazionale del Lavoro, Quarterly Review*, 1966, pp. 175-222.
- (20) G. M. Youssef and J. Conrchine, *The Demand for International Reserves*, *Journal of Political Economy*, Aug. 1967, pp. 404-413.
- (21) 前掲拙著、第5章、第2節以下参照、100-121ページ。
- (22) R. Triffin, *op. cit.*, pp. 45-50.

考えたから、輸入数量説の立場に立ち、準備量としては輸入量が3倍になる。あるいは3カ月分の準備に相当するように輸入政策を策定すればよいというのである。

わが経済企画庁は1957年に適正準備量の算出式を公開した。それによると、

$$\text{適正準備量} = (\text{季節変動準備} + \text{異常的危機準備} + \text{信用保証準備} + \text{景気変動準備}) - \text{季節変動準備} = \text{異常準備} + \text{信用準備} + \text{景気変動準備}$$

となっており、当時の計算は18億ドル～20億ドルといわれ、輸入の規模も50億ドルにすぎなかった。当時の日本の国際的環境に占める地位からも、この算出式では外国からの借款期待額を除外していた。

バロー、ブラウン、ヘラーと進んだ最適流動性の計量では融資コストと対外不均衡調整費用を最小にする準備量とし、この場合、国際収支赤字の巾、輸入性向、国際準備保有機会費用をパラメーターとして IMF の国際金融統計月報を基礎として計量をし、ブラウンはとくに1953年～63年までを先進国についてだけ観察している。

ケネンとユージンのモデルは1958—62年の毎月の準備変動を EEC 諸国に日本を含む14カ国について単純回帰方程式から算出しようとしたのである。

すなわち

$$\Delta R_t = \rho \Delta R_{t-1} + \varepsilon_t, \quad 0 < \rho < 1 \quad (3.1)$$

ここで  $\Delta R_t$  は  $t$  月における国際収支が赤字または黒字によって起る準備量であらわし、 $\varepsilon_t$  は正規分布をしており、その平均と分散をそれぞれ  $\sigma_\varepsilon \bar{\varepsilon}$  とする

$$\Delta R_t = \bar{\varepsilon} + \rho \Delta R_{t-1} \quad (3.1a)$$

ととなる。

一国の国際収支の変化は純攪乱要素の平均  $\bar{\varepsilon}$ 、その分散  $\sigma^2$  および攪乱伝播をあらわす係数  $\rho$  の3つのパラメーターにより記述されている。

$0 < \rho < 1$  の場合は純攪乱要因が累積する結果の影響は減衰する。

この仮説を検討するために最小自乗法推定により、えられたのが (3.1a) 式

である。

なお、 $\bar{e}$  は  $\bar{\varepsilon}$  を近似しており、 $\hat{p}$  は  $\rho$  の推定値、 $\sigma_e$  は推定標準誤差であり、 $\sigma_e$  の推定値である。

そしてケネンとユージンは、つぎの3つの統計的仮説の検証を行なっている。

(イ)  $0 > \rho < 1$

(ロ)  $\varepsilon_t$  が正規分布かどうか

表1 1958—62年の準備の毎月の変化

国名	パラメーター (標準誤差)		推定標準誤差 $\sigma_e$ (100万ドル)	正規分布
	$\bar{e}$ (100万ドル)	$\hat{p}$		
オーストリア	5.40 (2.66)	0.4664 (0.1198)	18.9958	○
ベルギー	7.65 (4.47)	0.4216 (0.1165)	32.4678	○
カナダ	2.99 (8.64)	0.4914 (0.1149)	66.3340	×
デンマーク	2.70 (2.10)	-0.2176 (0.1306)	16.4670	○
フィンランド	1.32 (1.12)	-0.3785 (0.1280)	8.3367	○
西ドイツ	10.12 (33.14)	-0.2022 (2.1284)	256.4864	×
イタリア	22.32 (9.05)	-0.4661 (0.1139)	61.5243	○
日本	9.16 (5.02)	0.6457 (0.1001)	33.2173	○
オランダ	20.17 (6.87)	-0.10853 (0.1294)	49.3806	×
ニュージーランド	0.22 (1.97)	0.4331 (0.1177)	15.2923	○
ノルウェー	1.91 (1.34)	-0.1796 (0.1303)	10.2767	○
スウェーデン	3.36 (2.21)	0.3307 (0.1237)	16.4466	○
スイス	17.08 (8.78)	-0.0631 (0.1494)	66.6481	○
イギリス	14.69 (16.77)	0.3302 (0.1244)	127.4753	×

※ 正規分布の yes は○, no は×であらわしている。

（イ）（3.1）式の推定経路が現実の国際収支を表現しているか

この推計の結果，表1がえられる。

各国政府は為替の安定を維持するために外貨準備（対外準備）を保有する。そこで対外準備の需要は国際収支の赤字，あるいは黒字の変動巾とその継続期間についての予想の関数である。

このことは中央銀行が予想をする変動の平均  $\varepsilon$ ，変動の分散  $\sigma_\varepsilon^2$  いかんにかかっている。これをクロス・セクション分析をするために前提が必要である。

(1) 各国中央銀行，政府は所望する通貨で準備をもてるものとする。

(2) 将来の国際収支の変動巾の予測は，過去の変動中から推定できる。この推定値を  $\bar{e}, \bar{p}, \sigma_\varepsilon$  として  $\varepsilon, \rho, \sigma_\varepsilon$  の代理とみなす。

準備変動政策の主眼は国際収支と準備保有量のコントロールである。国際収支の逆調がつづき，準備不足国となる場合は  $\sigma_\varepsilon$  を収縮させ， $p$  を削減， $\bar{e}$  を拡大させる。

表1では  $\sigma_\varepsilon, p$  の値は政府の政策に左右されるものと考えたが， $\sigma_\varepsilon, \rho$  という真正のパラメーターは中央銀行が将来のために必要なパラメーターと同一視したものである。

いま， $R_{it}$  を  $i$  番目の国の  $t$  番目の月の最初の準備量とし，これらの関係のクロス・セクション最小自乗推計をするために表1のパラメーターを採用して  $\rho$  が優位でなく，あるいは優位であっても負のときはゼロとする。

$\bar{e}$  を準備変化の平均値  $\sigma_\varepsilon$  の毎月の標準偏差であらわすと，このデータより最小自乗推計方法をとって準備の計量をする（1957年12月31日と1962年12月31日），つぎのようになる。

すなわち，

$$R_{57} = 68.11 + 5.77e + 77.17p + 19.34\sigma_\varepsilon, \quad \bar{R}_2 = .95 \quad (3.2a)$$

(177.81) (15.96) (378.12) (2.16)\*

$$R_{62} = -159.80 + 95.89e + 1136.62p + 16.69\sigma_\varepsilon, \quad \bar{R}_2 = 6.9 \quad (3.26)$$

(206.91) (18.57)\* (440.00)\* (2.51)\*

これらの方程式は国際流動性準備需要が国際収支の変動中の規模と継続期間に依存するという仮説を支持している。しかも、ここでは調整値  $\sigma_t$  が説得力をもっている。

つぎに  $\beta_1$  の符号が逆（プラス）のため  $\bar{e}$  を2つの方程式から消去すると

$$R_{57} = 89.80 + 70.23p + 19.95\sigma_t \quad (3.2a')$$

(160.61) (362.40) (1.26)\*

$$R_{62} = 200.96 + 1021.19p + 26.98\sigma_t \quad (3.2b')$$

(355.51) (802.14) (2.78)\*

ここで  $\bar{R}_2$  の相関関係をみると1962年の準備の推定の相関係数は1957年のそれを下廻っている。このことからアメリカの国際収支の大巾の赤字がつづくかぎり、国際流動性準備総量が増大すると考えられるのに他の諸国に十分、配分されていないという推定ができるのである。

さらに、このケネンとユージンの計量の場合には国際収支の赤字巾とその継続期間のほかにもふたつの要因があげられる。それはつぎのように、(1)保有準備の機会費用と(2)流動債務（これは政府が準備量の請求権と考えている）在り高を考えたが成功しなかった。そこで機会費用の計測の代用として、準備蓄積のために公約、私的（民間）国内・対外資本形成をぎせいとせねばならなくなる。

その上、資本の社会的限界生産力は1人当り所得とは逆の変化をするものとも仮定をし、1人当り国民所得は直接、準備合計と相関関係があるものとするれば、1人当り国民所得の高い国では1人当り国民所得が低い国よりも大量の準備が必要となる。スイスやイギリスではこの意味から他の国々とは異った統計操作が必要となる。

つぎに国際準備の変化を計測するためにリアによると、

$$R_{it} + \beta_0 + \beta_1 + \beta_2 e_{it} + \beta_4 (Y/P)_i \beta_5 L_{it} \quad (3.3)$$

ここで  $(Y/P)_i$  は  $i$  番目の国における1人当り国民所得をあらわし、 $L_{it}$  はその国の債務の状態を示している。

この計算の結果によれば、1人当り国民所得と債務（負債）の状況は改善さ

れていない。

$$R_{57} = -371.78 + 305.95p + 20.6\sigma_e + 0.39(Y/P) - 0.02L_{57},$$

$$(275.32) (336.44) (1.19)^* (0.21) (0.01)$$

$$\bar{R}_2 = .96 \quad (3.4a)$$

$$R_{62} = 715.40 + 977.98p + 28.06\sigma_e - 0.51(Y/P) - 0.03L_{62},$$

$$\bar{R}^2 = .88 \quad (3.4b)$$

ここでは債務は2つの方程式ともにマイナスの値をとっているから、1人当たり国民所得も1962年の方程式ではマイナスとなっている。

つぎに負債を国内通貨供給におきかえれば ( $M_{it}$ )、過剰国内流動性は対外準備に対する潜在請求権を示すことになり、以下の計算がえられる。

$$R_{57} = -320.31 + 351.11p + 20.92\sigma_e + 0.35(Y/P) - 0.02M_{57},$$

$$(290.16) (383.28) (1.55)^* (0.22) (0.02)$$

$$\bar{R}^2 = .96 \quad (3.5c)$$

$$R_{62} = 757.13 + 576.12p + 25.44\sigma_e + 0.47(Y/P) + 0.02M_{62},$$

$$(720.22) (980.99) (4.25)^* (0.57)$$

$$\bar{R}^2 = .87 \quad (3.5d)$$

さて、ケネンは大国が多量の準備を保有し、準備量が増加するとともに計測値の変化も著しいという。この可能性をなくするために、一国の実力をあらわすものとして代表的に国民所得を導入してクロス・セクションで計量したが、これは説得力に乏しいうらみがある。

このようなケネンとユージンのモデルは準備の絶対的過剰、絶対的不足の判断には不備である。しかしながら各国が平均的な行動をとった場合の準備量を推定したり、平均的行動と比較して、一国の準備量の相対的過不足を推定するにはケネン・ユージンのモデルは有効である。

つぎの表は、いままで採用した回帰方程式により計測された2組の結果を示している。

この表においては過剰額は(+)表示、不足額は(-)表示、第1欄から第3欄までは1957年の計測値と実際値、第4欄から第6欄までは1962年の計測結果が

表2 （回帰方式計算の）粗準備の過剰額(+)と不足額(-)

国名	期 間			期 間			(7) $\bar{\epsilon}$
	1957年			1962年			
	(1) 実際準備額	(2) 計算準備額	(3) 過剰(+) 不足(-)	(4) 実際準備額	(5) 計算準備額	(6) 過剰(+) 不足(-)	
オーストリア	523.00	491.33	31.67	1081.00	1041.72	39.28	5.3991
ベルギー	1148.00	770.89	377.11	1753.00	1406.53	346.47	7.8446
カナダ	1926.00	1432.61	493.39	2547.00	2270.03	276.97	2.9886
デンマーク	172.00	445.99	-273.99	261.00	982.56	-721.56	1.4833
フィンランド	180.00	279.37	-99.37	317.00	765.13	-448.13	1.3186
西ドイツ	5197.00	5677.10	-80.10	6964.00	7286.80	-322.80	29.4500
イタリア	1354.00	1336.97	17.03	3644.00	2145.22	1498.78	22.3195
日本	524.00	774.07	-250.07	2022.00	1410.68	611.32	9.1578
オランダ	1009.00	1090.82	-81.82	1946.00	1824.01	121.99	15.6167
ニュージーランド	152.00	417.76	-265.76	171.00	945.71	-774.71	.2228
ノルウェー	197.00	319.53	-122.53	304.00	817.54	-513.54	1.7833
スウェーデン	501.00	440.62	60.38	801.00	975.55	-174.55	3.3577
スイス	1898.00	1429.63	468.37	2872.00	2266.14	605.86	16.2333
イギリス	2374.00	2048.29	-274.29	3311.00	3856.40	-545.40	14.6865

出されている。

この表では  $\bar{\epsilon}$  は 0 あるいは  $-p$  の調整値、計測準備量は  $R_{it}$  と  $\sigma_{\epsilon}$  とつぎの回帰方程式からえられている。

$$R_{57} = 113.74 + 19.88\sigma_{\epsilon}, \quad \bar{R}^2 = .96 \quad (3.6a)$$

(98.47) (1.15)\*

$$R_{62} = 548.99 + 25.95\sigma_{\epsilon}, \quad (3.6b)$$

(233.07) (2.73)\*

1957年と1962年の配分については上の計量では相当の差がある。第3欄と第6欄の相関関係数は0.49にすぎない。

われわれがケネンとユージンの作業を通じて知ったことは、つぎのようである。すなわち、計算した準備量（計測値）と実際の準備量（実際値）を比較すると、この時期としては準備が各国に公平に配分されているとはいえず、いわゆる準備の平準化は空論にすぎないことになる。

また、1957年当時、準備不足国であった国は1962年においても依然として準備が大量に不足しつつあることには変わりはない。したがって $\bar{e}$ の値も大である。

しかも、第3欄と第4欄との相関係数は負(マイナス)の値をとり、第7欄についても同様の値が見られ、相関度の低いことがわかる。

ケネンとユージンは国際流動性量の計量に当って輸入数量説に立脚せず、国際収支説に立って国際収支の赤字の変動巾とその継続期間による回帰分析とクロス・セクションによる計量を行なった。

しかし、国際流動性の量は輸入量の変化に対応する必要はないとしても貿易量の増大に伴って国際収支赤字の変動巾は拡大しやすい。

このような関係を現実の事態から認めるならば、国際流動性量の計測推定についても国際収支説に基礎をおくケネンとユージンのモデルは完全ではない。

完全に近い計量のためには輸入数量説より導かれたヘラー・モデルとの総合によって適正あるいは最適流動性水準を算出推定するのが妥当といわねばならない。

#### IV

前節では最適外貨水準計量方式のうち現段階において有効性の高いものとして1957—1962年の5カ年間のケネンとユージンのモデルを検討した。そしてわれわれはケネンとユージンの作業に倣い、1953年より1965年までの計量をしているケリー<sup>(23)</sup>の場合を考察することが現在の国際流動性問題へのもっとも有効なアプローチと考えるのである。

ケネンとユージンと同じ方法と仮説を用いるケリーは $R$ を準備量(ストック)

---

(23) M. G. Kelly, *The Demand for International Reserves*, unpublished doctoral dissertation, Univ. Chicago 1968.

Kelly, *The Demand for International Reserves*, *American Economic Review*, Vol. IX, No. 4, Sept. 1970, pp. 655-667.

したがってこれは過去、一国が国際収支の黒字の場合に累積され、国際収支を安定させるために保有する額である。つぎに $X$ を輸出とする。この場合、所得水準の変動の唯一の源泉として輸出を考えている。そして $M$ は商品とサービスの輸入とすると、

$$\Delta R_t = \Delta X_t - \Delta M_t \quad (4.1)$$

輸入係数  $f = \frac{dM}{dX}$ ,  $V$  は変化量

所得係数  $g = \frac{dY}{dX} = f$ ,  $E$  は予想

限界輸入性向  $= m$ ,  $R'$  は最低準備水準

とすれば  $f = mg$  となり、このことからつぎの関係がえられる。

$$\Delta R = \Delta X (1 - f) \quad (4.2)$$

$$V(R) = E(\Delta R^2) = V(X) (1 - f)^2 \quad (4.3)$$

$$V(Y) = E(\Delta Y^2) = g^2 V(X) \quad (4.4)$$

政策当局は平均的準備水準（ $E$ ）を維持しようとして種々の措置を行なう。しかし、実際の準備量が一定水準以下に落ちこむという蓋然性（ $e$ ）はきわめて小さい。

$$P[R < R' | E(R), V(R)] = e \quad (4.5)$$

この場合  $dE(R)/dV(R) > 0$

$c$  を限界消費性向、 $S$  を誤差とすると、

$$e = cV(R)/E(R)^2 \quad c > 0 \quad (4.6)$$

ここでは  $\partial e/\partial E(R) < 0$ ,  $\partial^2 e/\partial E(R)^2 > 0$ ,  $\partial e/\partial V(R) > 0$ ,  $dE(R)/dV(R) > 0$  であり、(4.3) (4.6) 式から平均的準備水準はつぎのようになる。

$$\begin{aligned} E(R) &= (c/e)^{1/2} S(R) \\ &= (c/e)^{1/2} S(X) (1 - f) \end{aligned} \quad (4.7)$$

(4.4) 式で  $g = S(Y)/S(X)$ ,  $f = mg$  代りに (4.7) 式を考えると、

$$E(R) = (c/e)^{1/2} [S(X) - mS(Y)] \quad (4.8)$$

ここへ、効用関数を導入し（一国の低所得選好と所得不安定度の低下選好を

示す関数) 最適準備水準量を決定しようと試みる。

所得の低下と準備の変化は対応するから、

$$Y' - Y = R, \quad (4.9)$$

この場合  $Y'$  は準備がなかった国の準備量,  $Y$  は機会費用 ( $i$ ) を考えて準備した準備量から生じた産出物の量とすると、

$$U = -a[E(Y') - E(Y)]^2 - b[(Y) - E(Y)]^2 \quad a, b > 0 \quad (4.10)$$

所得の変化を考慮に入れると (4.9) 式から期待効用は

$$E(U) = -ai^2E(R)^2 - bV(Y) \quad (4.11)$$

ここで (4.11) 式を最小にするため  $E(R)$ ,  $S(Y)$ , (4.8) 式の関係から最適準備を求める方程式は、

$$E(R) = \frac{S(X)}{(e/c)^{1/2} + (c/e)^{1/2}(m)^2 i^2 (a/b)} \quad (4.12)$$

この場合、所得変化の限界不効用を  $b$ , 外生ストックの標準誤差を  $S(X)$ , 所得低下の限界不効用を  $-a$ , 準備費用を  $i$ ,  $m$  を限界輸入性向とする。(4.3), (4.4), (4.6), (4.8) 方程式から

$$\frac{\partial E(R)}{\partial V(R)} > 0 \quad \text{のときは} \quad \frac{\partial^2 E(R)}{\partial V(R)^2} < 0 \quad \text{となる}$$

同様に

$$\frac{\partial V(R)}{\partial f} < 0 \quad (f < 1 \text{ であるから}) \quad \frac{\partial^2 V(R)}{\partial f^2} > 0$$

$$\frac{\partial f}{\partial V(Y)} > 0 \quad \text{のときは} \quad \frac{\partial^2 f}{\partial V(Y)^2} < 0$$

$$\frac{\partial E(R)}{\partial (Y)} < 0 \quad \text{のときは} \quad \frac{\partial^2 E(R)}{\partial V(Y)^2} > 0 \quad \text{となる}$$

$E(R) = 0$  のとき所得偏差は極大となり,  $V(Y) = 0$  のとき平均的準備量は極大となる。

このようなモデル設定によりケリーの統計操作は1953—65年間の動きを46カ国について行なった。

表 3 独立変数の係数 (logR\*)

	constant	log S (X)	log M/Y	log Y/P	log A	log L	Dunn- ing	R <sup>2</sup>
後進国	1.746	.941 (28.6)	-.453 (4.2)	-.180 (3.6)				.847
	2.244	.552 (15.5)	-.363 (4.1)		.191 (12.6)	.034 (1.8)		.897
先進国	1.348	1.037 (28.3)	-.165 (1.0)	-.090 (1.4)				.800
	1.913	.547 (11.3)	-.335 (2.4)		.220 (11.3)	.089 (3.1)		.864
総計	1.670	.993 (40.7)	-.290 (3.2)	-.152 (3.8)			.127 (1.3)	.821
低開発国	2.335	.552 (19.0)	-.274 (3.7)		.207 (17.2)	.053 (3.5)	-.213 (2.8)	.879
	3.500	.972 (27.1)	-.261 (2.7)	-.471 (6.2)				.690
	1.516	.702 (14.2)	-.518 (6.2)		.161 (9.6)	.002 (.0)		.777
工業発展国	.910	.987 (29.4)	-.079 (1.0)	.279 (3.3)				.803
	2.001	.461 (11.8)	-.300 (5.3)		.231 (13.6)	.176 (6.6)		.900
総計	1.950	.988 (38.8)	-.203 (3.3)	-.168 (2.9)			.82	.821
	1.973	.594 (18.4)	-.394 (7.9)		.202 (16.9)	.047 (3.0)	-.171 (2.6)	.879

Rを準備水準, S(X)を輸出の標準誤差, M/Yを平均輸入性向, Y/Pを1人当り国民所得, Aを対外資産, Lを対外負債として, リニアと対数値で計量した結果はダミー係数で46カ国についてテストしたときの, 対数値は fit であった。

$$\log R^* = .117 \log S(X) + .777 \log M/Y + .904 \log Y/P,$$

(3.9)                      (7.6)                      (13.0)

$$R^2 = .968 \tag{4.13}$$

$$\log R^* = .194 \log S(X) + .306 \log M/Y + .112 \log A$$

(6.4)                      (2.8)                      (7.6)

$$+ 0.62 \log L \quad R^2 = .964 \tag{4.14}$$

(3.3)

つぎのケリーの計量は調整可能釘づけ為替 (adjustable peg) のもとでダミー係数を  $D_1$ , IMF 8 条国宣言により交換可能通貨となった通貨国の国際収支改善のため貿易政策によるものを  $D_2$ , 国際収支改善のための金融政策による係数を  $D_3$  とすれば

表4 毎年のクロス・セクション係数 ( $R_3^*$ の対数)

年	constant	logS(X)	logM/Y	logA	logL	$R^2$
1953	1. 786	. 583 ( 4. 5)	- . 452 (2. 2)	. 203 ( 3. 9)	. 011 ( . 0)	. 821
1954	2. 160	. 504 ( 4. 0)	- . 483 (3. 0)	. 212 ( 5. 0)	. 035 ( . 7.)	. 871
1955	2. 316	. 540 ( 3. 7)	- . 365 (2. 0)	. 207 ( 4. 0)	. 028 ( . 5)	. 834
1956	1. 990	. 571 ( 5. 9)	- . 524 (3. 1)	. 201 ( 5. 0)	. 003 ( . 0)	. 889
1957	2. 071	. 464 ( 4. 6)	- . 654 (3. 6)	. 207 ( 5. 4)	. 055 ( . 8)	. 880
1958	2. 020	. 567 ( 6. 3)	- . 536 (3. 3)	. 180 ( 4. 9)	. 014 ( . 3)	. 901
1959	1. 814	. 643 ( 5. 9)	- . 519 (3. 0)	. 182 ( 4. 1)	. 002 ( . 0)	. 888
1960	2. 067	. 552 ( 5. 7)	- . 418 (2. 7)	. 224 ( 6. 0)	. 052 ( . 0)	. 925
1961	1. 898	. 618 ( 5. 8)	- . 392 (2. 3)	. 192 ( 4. 2)	. 037 ( . 6)	. 910
1962	1. 693	. 625 ( 5. 2)	- . 371 (2. 0)	. 182 ( 3. 6)	. 077 (1. 3)	. 902
1963	1. 677	. 566 ( 4. 1)	- . 247 (1. 3)	. 156 ( 2. 7)	. 211 (2. 9)	. 903
1964	1. 629	. 599 ( 4. 6)	- . 140 ( . 8)	. 167 ( 3. 3)	. 185 (2. 2)	. 897
1965	1. 690	. 516 ( 4. 2)	- . 215 (1. 2)	. 217 ( 4. 2)	. 182 (2. 3)	. 892
1953—65	1. 770	. 578 (19. 2)	- . 420 (8. 8)	. 196 (16. 0)	. 046 (2. 9)	. 882

$t$  の割合は各係数の下に示しある。

係数と  $t$  value は下に示す。

$$\begin{aligned}
 &+. 144T_{54}+. 256T_{55}+. 218T_{50}+. 193T_{57}+. 250T_{58}+. 287T_{59}+. 261T_{60}+. 209T_{61}+ \\
 &\quad (1. 1) \quad (1. 8) \quad (1. 5) \quad (2. 0) \quad (2. 3) \quad (2. 1) \quad (1. 7) \quad (1. 1) \\
 &. 137T_{62}+. 134T_{63}+. 024T_{64}-. 080T_{65} \\
 &\quad (1. 1) \quad (. 0) \quad (. 6)
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \log R^* = & .100 \log S(X) + .682 \log M/Y + .762 \log X/P \\ & \quad (3.3) \quad (6.6) \quad (9.5) \\ & + .352D_1 + .143D_2 + 0.41D_3 \quad R^2 = .970 \\ & \quad (5.4) \quad (2.3) \quad (.4) \end{aligned} \quad (4.15)$$

$$\begin{aligned} \log R^* = & .144 \log S(X) + .271 \log M/Y + .085 \log A \\ & \quad (4.8) \quad (2.6) \quad (5.8) \\ & + .045 \log L + .324D_1 + .347D_2 + .112D_3, \\ & \quad (2.6) \quad (4.7) \quad (6.0) \quad (1.0) \\ R^2 = & .968 \end{aligned} \quad (4.16)$$

$$\log R^* = .537D_1 + .584D_2 + .065D_3 \quad R^2 = .961 \quad (4.17)$$

(7.5) (9.8) (.6)

このようにケリー・モデルにおいては対数値によるクロス・セクション計量であったが、相関係数はかなり高い、やはり準備水準は所得成長度、輸出、輸入性向、物価、産出高に関連度が高いことが推定された。

しかし、ケネンとユージンのモデルを対数値とリニアでつないでみても、その間の継続性には今後、検討するべき点の多いものを含んでいよう。

戦後の13カ年の統計により国際流動性準備に対する需要が世界経済の規模の拡大、とくに新興国の開発需要、先進工業国の景気上昇が1965年まではつづいたことなどから輸出、輸入水準は急速に増大している。これに対してくり返し指摘したように国際流動性の供給量はつねに不足していたがヨーロッパ大陸諸国の通貨の強度の成長によって流動性は増大し、ドル過剰の状態となり、戦後予想されなかったドル不安を中心とする国際通貨の調整を必要とする段階へ入り、先進諸国とくに10カ国グループの国々では適正外貨準備水準の計測が外貨政策ひいては経済政策のもっとも重要な目標のひとつとなっている。

このとき、わが国の外貨政策の正しい策定のためにも国際資金循環の一環として円を中心とする最適外貨水準の研究が急がれるわけである。

## V

これを要するに現行国際通貨体制、すなわち IMF 体制は危機の様相を濃く

表5-1 日本の対外資産・集積

資					
	昭和 35年 末	36年	37年	38年	39年
長期資産	724	1,032	1,326	1,610	2,042
直接投資	223	316	393	515	562
輸出延払	268	437	633	737	1,072
円借款	24	51	64	124	173
国際機関への出資	77	184	190	197	103
オープン・アカウント債権	117	113	97	83	75
その他の資産	15	31	49	54	57
短期資産	2,838	2,797	3,225	3,693	4,221
為替銀行資産	830	1,058	1,142	1,582	2,177
(輸出ユーザンスなど)	(393)	(494)	(749)	(956)	(1,345)
(コルレス先預金など)	(437)	(564)	(690)	(625)	(832)
その他の民間資産	59	73	62	62	45
外貨準備	1,492	1,666	2,021	2,058	1,999
(金)	(947)	(283)	289	(289)	(304)
(外貨預け金)	(916)	(813)	(814)	(923)	(941)
(外貨証券)	(337)	304	(531)	(224)	(309)
(IMFゴールドトラ ンシュ)	(125)	(180)	(180)	180	(200)
資産計	3,562	3,329	4,551	5,303	6,263

しているが、それは崩壊の前段階と考えるべきではない。

現行国際通貨体制は金・ドル為替本位制の形態にその本質的機能があるわけであるから、これを改革する方向で IMF 体制は補強されることが望ましい。

そのかぎりでは SDR は新しい準備資産の性格をつよめながらも借入手段として発動されても、なお国際流動性あるいは国際金融資産として定着するには藉すに時日が必要である。

一国の国際流動性の単純合計を国際流動性の総量とする方式は地域流動性を求めるものであり、国際流動性総量の計測にはウエイト効果を諸量間に考慮すべきことは論をまたないであろう。

<sup>(23)</sup>ここで国際流動性効果分析について注目すべきことは輸出偏（誤）差と対外

単位：100万ドル

産					
40年	41年	42年	43年	44年	45年
2,504	3,209	4,085	5,180	6,688	8,670
639	741	866	1,085	1,291	1,620
1,315	1,718	2,200	2,784	3,458	4,210
287	434	655	893	1,229	1,860
117	161	} 361	235	399	320
76	} 155		} 183	391	660
70		5,196		8,804	10,809
4,697	4,802	3,105	6,804	5,224	6,270
2,549	2,661	(1,982)	3,829	(3,703)	(4,650)
(1,652)	(1,896)		(2,734)	1,521	(1,620)
(897)	(765)	86	(1,095)	84	84
41	67	2,005	84	3,496	4,399
2,107	2,074		2,891		
(328)	(329)				
(912)	} (1,469)				
(247)					
(210)		(276)			
7,201	8,011	9,281	11,984	15,492	19,479

資産負債の関係である。

もし、この両者が同じ率で成長する（5.8, 10.4, 9.8%）し、同じ率の輸入増大が維持されるならば、そのときは国際流動性準備の需要の平均増大率は5.9% というケリーの計量の結果が公表されていることである。<sup>(24)</sup>

SDR は3カ年に90億ドルが創出され、キー・カレンシー諸国の国際収支赤字をふまえた外貨保有と IMF 出資割当の増資とで国際流動性準備の供給の増加率は5%である。

このような状態を予想する根拠は成長率が景気に中立的となり、国際的負担

(23) 拙稿、国際流動性政策への効果的一考察、国民経済雑誌、122-4（1971年4月）。

(24) Kelly, op. cit., p. 666.

表5-2 日本の対外資産負債

負					
	昭和 35年 末	36年	37年	38年	39年
長期負債	1,592	1,889	2,367	3,139	3,687
直接投資	157	216	274	376	477
外債	216	255	327	481	635
借入金	661	827	1,083	1,453	1,683
(世界銀行)	(270)	(335)	(385)	(417)	(418)
(余剰農産物)	(105)	(105)	(105)	(105)	(104)
(輸出内銀行、アメリカ (カ)の市中銀行など)	(286)	(387)	(593)	(931)	(1,161)
証券投資	68	101	156	276	291
輸入延払	—	—	37	95	176
ガリオア・エロア債務	490	490	490	458	425
短期負債	1,630	2,488	2,770	3,490	4,387
政府・日銀負債	432	475	580	356	345
為替銀行負債	993	1,773	1,854	2,699	3,362
(輸入ユーザンスなど)	(589)	(1,143)	(1,037)	(1,698)	(1,904)
(自由円)	(191)	(285)	(378)	(451)	(625)
(ユーロ・ダラーなど)	(213)	(345)	(439)	(550)	(833)
その他の民間負債	205	240	336	453	(680)
負債計	3,222	4,377	5,137	6,629	8,074
賠償	694	684	615	551	492
純資産					

（責務）の配分調整が進行し、貿易は保護貿易色が各国ともつよまる反面、ブロック化も始動して、為替平価の変更（小巾）が現実化するという要素があるからである。

国際流動性準備需要、いいかえれば国際資金の需要は世界貿易の拡大規模の速度を鈍化させぬかぎり、資金的側面のリパーカッションは抑制すべくもない。最近の世界の輸出、輸入の年増大率はそれぞれ7.9%と7.6%であるから、資金需要を5.8~10.8%とすることは過大では決してないといえる。

しかし、1970年代はアメリカの景気の停滞にはじまる世界経済の成長率の鈍

単位：100万ドル

債

40年	41年	42年	43年	44年	45年
3,720	3,617	3,880	4,535	5,888	6,340
522	552	598	672	744	830
708	683	669	791	991	1,035
1,703	1,683	1,925	2,188	2,573	2,670
(425)	(513)				
(103)	(102)				
(1,175)	(1,068)				
231	207	275	505	1,235	1,490
167	138	94	91	94	101
389	354	319	288	251	214
4,415	4,104	5,600	6,266	6,161	7,510
349	370	362	366	171	0
3,452	3,179	4,133	4,618	4,530	5,330
(2,035)	(1,806)	(2,211)	(2,302)	(2,280)	(2,190)
(545)	(329)		(379)	(373)	(540)
(872)	(1,044)		(4,937)	(1,877)	(2,600)
614	555	1,105	1,282	1,460	2,180
8,135	7,721	9,480	10,801	12,049	13,850
859	750				
		199	1,183	3,443	5,629

化が考えられぬでもないが120カ国をこえる国連加盟国の過半をこえる開発途上国の急成長を考えると、成長の過熱を抑制すべき理由さえ出てくるであろう。

われわれは国際流動性準備の需要の所得弾力性を増大することを、むしろ目標とし GNP の平均成長率を6.3%とし、弾力性は1をわずかに下廻るところに国際経済政策と国際通貨政策の実効化への国際協力を傾注すべきである。

わが国にとっては国際収支の黒字定着化とともに資本収支の再検討、すなわち金融勘定の本格的研究が必要であり、このいみにおいても対外資産負債表の

経済経営研究第21号(I)

解剖が当面、国際金融学徒の理論的課題となることはいうまでもない。

なお最適通貨地域との関連については別稿「経済経営研究双書(金融研究3)」に展開することにして本稿では省略した(昭和46.2.10)

# 経済開発の一般的過程

片 野 彦 二

## 開発過程の総括

1. 国連開発計画委員会は国連の開発第2次10カ年の基本路線を示し、そのなかで委員会の意見として、<sup>(1)</sup>「発展途上国は全体として1970年代の10カ年の間に GNP の平均年成長率を6.7~7.0%の水準にまで、また1人当り GNP のそれを3.5~4.5%の水準にまで引き上げなくてはならない」と述べている。さらに、このことに関して、委員会の考えとして、「70年代の前半においては、GNP の平均年成長率は約6.0%の水準を実現し、1人当りの GNP のそれは3.5%を僅かに下廻る水準を実現することが必要であり、70年代の後半においては、これらの成長率は加速せしめられ、それぞれの成長率は、6.0%と3.5%より高い水準に達しなくてはならない」と述べている。

2. このような委員会の意見の基礎には、発展途上国の経済成長は加速成長径路に沿ったものでなくてはならないという考え方がある。発展途上国は全体として、まだ生産力も低く国内資源もすくない状態にある。その結果、これらの国々は、たとえその生産能力の利用に全力をつくして国内資源の動員につとめるとしても、近い将来においては独自の力だけでは目標成長率を達成しうるものとは思えない。そこで、これらの諸国はできるだけ多くの外部よりの資源を必要とする。ただし、外部よりの資源の流入には一定の制約のあることに注意しなくてはならない。このことを考慮して、先進国は、発展途上国ができる

---

(1) UN/CDP [12, 13] 参照。

だけ早く目標成長率での自立的成長を実現しうるような仕方での援助の供与を考えなくてはならない。このような基礎にたつて、発展途上国は加速成長の実現を期待しうることになるものとする。

3. ここで次の点について考えておこう。発展途上国が1970年代において目標成長率での成長を実現しなくてはならないのは何故なのだろうか。発展途上国にとってみれば、自からの経済を維持するのに必要不可欠な最小限の外部よりの資源の供与さえあれば、国内資源の利用により一定の成長を維持することができる。<sup>(2)</sup>この場合の成長率は、上で示したような目標成長率に較べれば非常に低いものであろう。しかし、この場合には、発展途上国は主として自からの力で成長しうるのである。しかし、1960年代における世界経済の動向をみてみよう。この10ヶ年の間に、先進国と発展途上国との間における所得分配の格差は拡大してきている。もしも1960年代におけると同じ経済状態が1970年代においても続くものとする、このような所得格差はますます拡大することになる。このような傾向をチェックし、その状況を好転せしめるためには、発展途上国としては1970年代において上記の目標成長率を達成することが必要となる。このことは国連開発計画委員会の基本的な考え方でもあった。

4. 発展途上国にとって、外部からの資源の流入はその経済開発にとって非常に有効である。これは発展途上国における国内資源に附加され資本形成に貢献する。同時にこれは、発展途上国における輸入可能性を高め、国内では生産されえないかまたは生産できてもコスト高であるような商品の輸入に利用されることとなる。<sup>(3)</sup>

しかし、発展途上国においては、外部よりの資源の流入（純資本流入）につ

---

(2) H. Katano [7] 参照。

(3) UN/CDP [12, 13] および L. B. Pearson [10] 参照。

いては一定の制約があることに注意を要する。これは補完的な投入の不足による投資吸収能力による制約として理解されているものである。

ところが、この投資吸収能力による制約は予想される程のものではないという考え方もつ人々もいる。投資吸収能力をきびしく抑えつけているのは援助供与国側における援助供与にあたっての融通のきかない態度である、というのである。<sup>(4)</sup> だから、このようなきびしい制約が援助供与国側におけるものであるならば、それは発展途上国の経済開発をできるだけ促進するために緩和されなくてはならないことになる。しかし、発展途上国側においても、投資吸収能力による制約を生ぜしめる要因があることを否定するものではない。それは、上で述べたように、補完的な投入の不足によるものであり、これは経済開発の進展に伴って徐々に解決されるものである。<sup>(5)</sup>

しかしながら、実際のところ、発展途上国に対する純資本流入を制約しているのは、このような投資吸収能力ではなくて、現実の援助供与量がすくないことであると言われている。投資吸収能力による制約が有効となるのは、この援助供与量が投資吸収能力を超えて大きくなった場合に始めて生じるのである。先進国は、発展途上国をして1970年代において上述の目標成長率で成長せしめるためには、より多くの援助の供与を必要とする。

5. 発展途上国はその加速成長を維持するために先進国よりの純資本流入を利用する。この加速成長過程は GNP の成長率よりも投資の成長率を高く保つことにより支えられる。したがって、先進国よりの純資本流入がより多く期待できる程、成長過程の加速化はより多く期待されることになる。ただし、上で示したように投資吸収能力による制約は存在する。

加速成長過程においては、発展途上国における GNP の成長率は時の経過と

(4) H. B. Chenery and A.S. Stront [6] 参照。

(5) J. Tinbergen [11] 参照。

共に上昇する。そして一定期間の経過の後に、その発展途上国は GNP の成長率をその目標水準に到達せしめうることになる。その後の期間においては、この発展途上国は GNP の成長率をその目標水準で維持することになる。

6. 加速成長の過程においては、実際の輸入需要は純資本流入に支えられて急速に上昇する。発展途上国の経済活動の現水準を維持するのに不可欠な最小輸入需要を上廻る輸入需要は、主として原料・中間財・投資財といった加速成長過程の基礎を与える生産能力を拡大するのに必要な商品であると考えてよい。

加速成長過程を終わり一様成長過程に入って暫らくの間は、実際の輸入需要は低下の傾向を辿るかもしれない。一様成長過程においては、投資は目標成長率で一様に成長する。しかし、できるだけ早く純資本流入への依存から脱却するため、発展途上国においては潜在限界貯蓄率を平均投資率よりも高く保つから、国内貯蓄は投資よりも急速に上昇する。そこで貯蓄ギャップは減少し、一定期間の後にはゼロとなる。ティク・オフ過程の期間においては、純資本流入は主としてこの貯蓄ギャップにより決定される。そこで、ティク・オフの期間において減少する純資本流入への依存は貯蓄ギャップを減少せしめ、このことはさらに実際の輸入需要をも減少せしめることになる。

このような現実の輸入需要の減少する過程は、それが最小輸入需要の水準に到達するまで続けられる。実際の輸入需要がこの水準以下に低下することはない。そうなれば、この経済は現在の活動水準すら維持しえなくなるからである。

7. 現実の輸入需要はその最小水準に到達した後は、その最小必要水準を保ったまま成長する。これは、一方において純資本流入への依存をなるべく小さく保つことを目的とすると共に、他方において債務償還に必要な外貨準備をできるだけ多く保つためである。債務償還に必要な外貨は主として輸出収益によ

---

(6) H.B. Chenery and A.S. Stront [6] 参照。

り賄なわれる。輸出は世界市場の状況により許される一定率にて成長する。この成長率が最小輸入需要の成長率より大であれば、いずれは輸入額を上廻る輸出収益を上げることができるようになり、それ以降はその外貨を用いて債務償還を行ないうることになる。

8. 債務償還が終った後の期間においては、この国の経済は自立的な成長を享受しうる。この段階においては、輸入は最小水準に抑えられる必要はなくなり、輸出収益で賄なえる水準にまで上昇せしめられることになる。

9. 以上がティク・オフ過程とそれに続く債務償還過程の全体を含む発展途上国の経済開発の概観である。以下においては、これらの過程を詳しくあつづけることにする。

## 成長のモデル

1. ここで、発展途上国における開発過程の成長モデルを設定しよう。モデルは現実の成長過程に対する第一次近似を与えるものとし、外部的な諸条件は不変のままに保たれるものと仮定する。

2. 成長モデルおよび以下の諸議論において用いられる変数およびパラメターを次のように定義する。

時点  $t$  における変数

$V_t$  総国民生産 (GNP)

$I_t$  粗投資

$S_t^*$  粗潜在国内貯蓄

$S_t$  粗国内貯蓄

$F_t$  外国よりの純資本流入

$M_t^*$	最小輸入需要
$M_t$	輸入需要
$E_t$	輸出
$C_t$	消費
$g_t$	GNP の成長率
$\sigma_t^*$	平均潜在貯蓄率
$\sigma_t$	平均貯蓄率
$s_t$	限界貯蓄率
$\alpha_t$	平均投資率
$\lambda$	投資成長率
$m_t^*$	平均最小輸入比率
$m_t$	平均輸入比率
$\mu_t$	限界輸入比率

パラメター

$g^*$	GNP の目標成長率
$\alpha^*$	$g^*$ を維持するための必要平均投資率
$\beta$	投資生産性
$\lambda^*$	最大投資成長率
$s^*$	潜在限界貯蓄率
$\mu^*$	最小限界輸入比率
$\varepsilon$	輸出成長率
$n$	人口成長率

3. 投資資金は国内貯蓄と純資本流入によって賅なわれる。

$$(1) \quad I_t = S_t + F_t$$

ここで純資本流入は正值をとる場合も負値をとる場合もありうる。純資本流入

が正値をとる場合には、それは先進国よりの援助により賄なわれるものと考えられるが、負値をとる場合には、援助によってえられた資金の返済と考えられればよい。

4. 投資は、最も都合のよい場合においても、その最大成長率  $\lambda^*$  以上の割合では成長しえない。

$$(2) \quad I_t = (1 + \lambda)I_{t-1}$$

$$(3) \quad 0 \leq \lambda \leq \lambda^*$$

この最大投資成長率は、基本的には、追加的な投資に対する吸収能力によって決定されるものであり、これは補完的な投入の供給によって制約されるものと考えてよい。<sup>(1)</sup>しかし、実際には、この種の最大成長率は投資資金の供給によって制約されるものであると考えるほうが妥当するように思える。発展途上国が国内貯蓄の動員に全力を傾けるとしても、その国の経済がもっている投資吸収能力にみあうだけの貯蓄は創出しえないであろうし、さらにその不足分を外国よりの純資本流入によって賄なおうとしても、現実にはそこで必要とされるだけの額の供給は望みえない実情にあることがその理由である。

5. これらの事情を考えながらも、投資はある一定の成長率で成長しうるものと仮定しよう。しかし、この成長率は必ずしも投資吸収能力の許す最大成長率であるとは限らない。外国よりの純資本流入を考えた上で、国内貯蓄の動員により全体としてどれ程の投資資金の供給が可能であるかにより、この投資成長率は決定されるものである。ただし、この成長率の上限が、投資吸収能力によって制約される最大成長率であることには注意する必要がある。

6. 上で示されるような投資の水準に対して、GNP は

---

(1) Chenery, H.B. and Stront, A.S. [6]を参照のこと。

$$V_{t+1} - V_t \leq \beta I_t$$

の条件にしたがって上昇する。ここで、等号は生産設備の正常利用の条件の下で生産が行なわれる場合の状況を示しており、不等号は生産過程において遊休設備が存在する状況を示している。しかし、以下の議論においては、われわれは、すべての生産設備が正常利用されている状況を仮定することにする。この場合には、上で示した関係は

$$(4) \quad V_{t+1} - V_t = \beta I_t$$

として示される。ここで、 $\beta$ は限界産出資本比率を表わしている。しかし、以下の議論においては、これを投資生産性と呼ぶことにする。さらにこの係数は一定値を保つものと仮定する。

7. (2)と(4)の関係から、投資と GNP の時間径路は

$$(5) \quad I_t = I_0(1+\lambda)^t$$

$$(6) \quad V_t = V_0 + \frac{\beta}{\lambda} I_0 [(1+\lambda)^t - 1]$$

として表わしうる。投資成長率は一定と仮定されているから、投資は一樣に成長する。他方、GNPは、投資生産性を一定とすると、投資の成長にしたがって成長する。

8. (4)の関係より、GNPの成長率は

$$(7) \quad g_t = \alpha_t \beta$$

となる。投資生産性は一定と仮定されているから、GNPの成長率は同一の時点における平均投資率の関数として示される。そこで、平均投資率が時間の経過と共に増大する場合には、当然の結果として、GNPの成長率も上昇する。これは、加速成長過程を生み出すことになる。これに対して、平均投資率が一定に保たれる場合には、GNPの成長率は一定に保たれることとなり、ここではGNPの一樣成長状態がみられる。

平均投資率は

$$(8) \quad \alpha_t = \frac{1+\lambda}{1+\alpha_{t-1}\beta} \cdot \alpha_{t-1}$$

の関係をみます。この関係より

$$(9) \quad \alpha_t = \frac{\alpha_0(1+\lambda)^t}{1 + \frac{\beta\alpha_0}{\lambda} [(1+\lambda)^t - 1]}$$

がえられ、さらに、

$$(10) \quad \alpha_{t+1} - \alpha_t = \frac{\alpha_t V_0}{V_{t+1}} (\lambda - \alpha_0 \beta)$$

がえられる。

(10)の関係から次のことが言える。

(a) 加速成長過程を生み出すためには

$$(11) \quad \lambda > \alpha_0 \beta$$

の条件がみたされなくてはならない。すなわち、投資成長率はすくなくとも GNP の初期成長率より大でなくてはならない。

(b) 一様成長過程を生み出すためには、

$$(12) \quad \lambda = \alpha_0 \beta$$

の条件をみたさなくてはならない。すなわち、成長の初期において投資成長率は GNP の成長率と等しくなければならない。

また(9)の関係から、

$$(13) \quad \lim_{t \rightarrow \infty} g_t = \lambda$$

であることがわかる。これは、加速成長過程においては、GNP の成長率は究極的には投資成長率に収束することを示している。このことはさらに、投資成長率は、加速成長過程において GNP の成長率を目標水準にまで高めようとするためには、すくなくともその目標成長率よりも高く保たれなくてはならないことを示している。

$$(14) \quad \lambda > g^*$$

9. 発展途上国が全力をあげて国内貯蓄の動員を行なう場合に生みだされる国内貯蓄を潜在国内貯蓄と定義しよう。そこで、潜在国内貯蓄の増分はGNPの増分の一定比率であると仮定する。

$$(15) \quad S_{t+1}^* - S_t^* = s^*[V_{t+1} - V_t]$$

このような貯蓄関数は潜在限界貯蓄率を一定と仮定することによりつくられている。(15)の関係から、潜在国内貯蓄の成長径路は

$$(16) \quad S_t^* = S_0^* + s^*[V_t - V_0]$$

と示しうる。ここで、潜在限界貯蓄率は、個人および法人の貯蓄行動を反映するだけでなく、可能な限り国内貯蓄を動員する政府の政策をも反映している。

10. 潜在限界貯蓄率がより大になれば、国内での投資資金の供給はより大となる。しかし、限界貯蓄率が大となるにつれて消費の成長率は低下する。このことは

$$\hat{C} = \frac{\Delta C}{C} = \frac{1-s}{1-\sigma} \cdot g, \quad s > \sigma$$

によって説明される。さてそこで、発展途上国の開発過程において、すくなくとも一人当りの消費水準の低下は好ましくないものと考えよう。

$$\hat{C} \geq n$$

すると、限界貯蓄率の上限が与えられることになる。

$$(17) \quad s \leq 1 - \frac{1-\sigma_0}{g_0} \cdot n \leq 1 - \frac{1-\sigma}{g} \cdot n$$

この上限は時間の経過と共に上昇するが、開発過程において有効な上限は初期状態においてみられるものであることは自明である。しかしながら、実際に可能な潜在限界貯蓄率は(17)で示されるものよりは小さい。その修正要因は、所得分配構造とか生活水準とかといった諸条件の包括的な考慮により見出されよう。

11. 実際の国内貯蓄は潜在国内貯蓄よりも低いかもしれない。

$$(18) \quad S_t \leq S_t^*$$

この関係は、発展途上国における国内貯蓄の上限を与えている。現実の国内貯蓄の水準は、後で述べるような two-gap 理論にしたがってきめられる。

12. 発展途上国は、一定水準の最小輸入需要を必要とする。この最小輸入需要は GNP の現在水準を維持するのに必要な輸入需要のことであり、これは現在のこの国の産業構造に依存するものと考えうる。

この最小輸入需要は GNP の増分に対し一定割合だけ増大するものと仮定する。

$$(19) \quad M_{t+1}^* - M_t^* = \mu^*(V_{t+1} - V_t)$$

この種の輸入関数は最小限界輸入比率を一定と仮定することによりつくられている。19)の関係から、最小輸入需要の時間径路は

$$(20) \quad M_t^* = M_0^* + \mu^*(V_t - V_0)$$

となる。ここで最小限界輸入比率は、この発展途上国における輸入依存度だけでなく、輸入代替的工業化を推進しようとするこの国の政策にも依存して決定される。

13. 最小限界輸入比率は、各商品についての最小輸入需要についての限界輸入比率を平均することにより見出される。そのために、投入産出分析の手法を用いる。そこで投入産出構造を

$$\left( \begin{array}{c|c} I-A & -e \\ \hline -m & 0 \end{array} \right) \left( \begin{array}{c} X_i \\ M \end{array} \right) = \left( \begin{array}{c} \Phi_i \\ \Phi_m \end{array} \right)$$

とする。ここで  $A$  は国産品投入係数、 $m$  は輸入品投入係数、 $e$  は輸出係数、 $X_i$  は国内生産水準、 $M$  は輸入需要、 $\Phi_i$  は国産品に対する最終需要、 $\Phi_m$  は輸入品に対する最終需要をあらわしている。そこで、最終需要のベクトルを正準化すると

$$\sum \phi_i + \phi_m = 1$$

上で定義した最小限界輸入比率は

$$\begin{pmatrix} x_i \\ \mu^* \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} I-A & -e \\ -m & 0 \end{pmatrix}^{-1} \begin{pmatrix} \phi_i \\ \phi_m \end{pmatrix}$$

によって決定されることになる。

14. 後述するように、現実の輸入需要は、特に開発過程の初期の段階においては、最小輸入需要よりも大である。

$$(21) \quad M_i \geq M_i^*$$

現実の輸入需要のうち最小必要水準を超える部分は、特に、原料・中間財および投資財からなり、国内供給の不足または欠乏により生じるものである。

15. 輸出は年率  $\varepsilon$  の割合で成長するものと考えよう。輸出成長率は、主として発展途上国よりの輸出品に関する世界市場における需要条件によって制約される。

$$(22) \quad E_{i+1} = (1+\varepsilon)E_i$$

近年においては、一次産品の輸出はむしろ停滞的である。一次産品輸出国がその輸出促進に全力をそそぐとしても、将来においてその状態を改善することは非常に困難であるように思える。そこで発展途上国からの輸出を促進しようとする為には、新しい輸出生産物を開発することが必要である。しかしながら、そのことは、発展途上国の内部において制度的要因や生産能力によって制約されるし、また世界市場の状態によっても制約される。これらの不利な状況を改善する為には、発展途上国はできるだけ経済開発を促進しなくてはならない。他方、先進諸国は、発展途上国が輸出を促進しようとしている商品に特惠を与えたり、発展途上国において輸出促進的工業化を進める為の経済援助を与えたりすることにより、発展途上国を援助しなくてはならない。これらのことは、すべて輸出成長率に反映されるものと考ええる。

16. 最後に、事後的な関係として、GNP の恒等式を考える。

$$(23) \quad V_t = C_t + I_t + E_t - M_t \\ = C_t + S_t$$

この関係は

$$(24) \quad I_t - S_t = M_t - E_t$$

と書き改めうる。この(24)の関係は、貯蓄ギャップ  $[I_t - S_t]$  と貿易ギャップ  $[M_t - E_t]$  とは事後的には常に均等することを示している。

われわれのモデルにおいては、消費は剰余項として扱われるものとする。

### Two-Gap 理論

1. 発展途上国の開発過程において、われわれは2種類のギャップを考えなくてはならない。その第1は投資と潜在国内貯蓄との差を示す貯蓄ギャップであり、その第2は最小輸入需要と輸出稼得との差を示す貿易ギャップである。これら2つのギャップは、それぞれの行動パターンが異なるために、必ずしも一致するものとは限らない。

2. これに対して、貯蓄ギャップと貿易ギャップとは、事後的には必ず一致し、しかもこれは外国からの純資本流入に等しくなる。

$$(25) \quad F_t = I_t - S_t = M_t - E_t$$

3. Two-Gap 理論は、これらの2つの事前的ギャップの相互関係を叙述するものである。この理論の論理的構造は H.B. Chenery と A.S. Stront により体系的に示されている。これは簡潔に次のように示しうる。<sup>(1)</sup>

(1) GNP の目標成長率は特定化されているものとする。

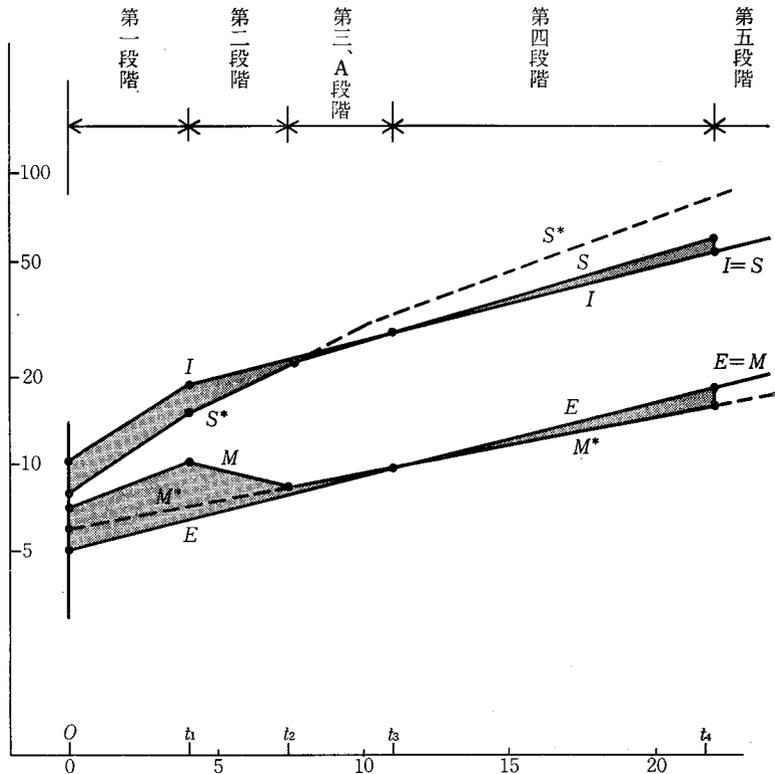
(2) 投資生産性を一定とすると、GNP の成長率は平均投資率の関数となる。したがって、GNP の目標成長率を実現するのに必要な投資水準は、GNP の

(1) H.B. Chenery & A.S. Stront [6] を参照のこと。

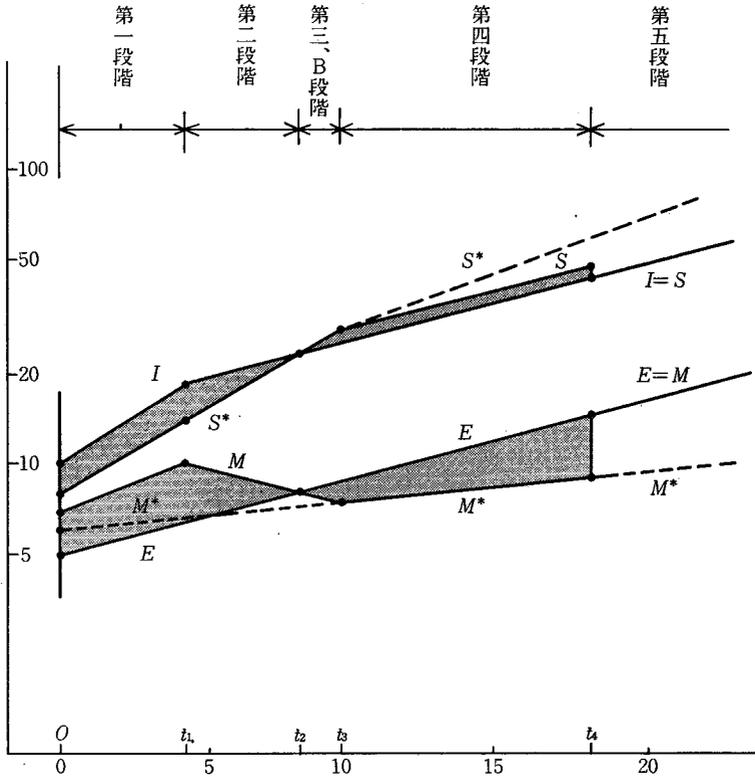
水準に対応して決定されることになる。

(3) 必要な投資水準を賄うことができ、さらにそれが有効に吸収されるならば、GNPの目標成長率は実現される。しかし、その必要な水準を賄うにたる資金がない場合には、目標成長率は実現されえない。この場合には、発展途上国は、投資成長率をできるだけ高く保つことにより平均投資率を漸次上昇せしめることに努めなくてはならない。そうすれば、一定時間の経過後において、GNPの目標成長率が実現されることになる。

(4) これらの過程において、貿易ギャップと貯蓄ギャップとは共にそれぞれの行動パターンにしたがって変化する。そして、これらのうちで大きい方のギ



第 1 図



第 2 図

ギャップが外国よりの純資本流入の大きさを決定する。

$$(26) \quad F_t = \max[I_t - S_t^*, M_t^* - E_t]$$

発展途上国が貯蓄ギャップに等しい純資本流入を必要とするときには、輸入需要は、事後的に内外均衡を実現しうるように調整されなくてはならない。この場合には、現実の輸入需要は最小輸入需要より大となる。

$$(27) \quad M_t = E_t + F_t \geq M_t^*$$

ここで

$$F_t = I_t - S_t^*$$

これに対して、発展途上国が貿易ギャップに等しい純資本流入を必要とする

場合には、国内貯蓄は、事後的に内外均衡を実現しうるように調整されねばならない。この場合には、現実の国内貯蓄は潜在貯蓄水準よりも小さくなる。

$$(28) \quad S_i = I_i - F_i \leq S_i^*$$

ここで

$$F_i = M_i^* - E_i$$

## 開 発 過 程

1. そこで、発展途上国の開発過程を段階を追って検討してみよう。われわれは、殆んど発展途上国はまだティク・オフ過程を完了していないものと考えている。ここで、ティク・オフ過程の完了というのは、発展途上国の経済が、その平均貯蓄率を必要平均投資率の水準にまで高め、目標成長率を実現しえた状態が現実されることを意味している。したがって、このことは、ティク・オフ過程の完了と共に、発展途上国は、それ自体の国内貯蓄によって必要な投資を賄ないうるにいたったことを意味することとなる。

ティク・オフ過程において、発展途上国は先進国よりの経済援助を利用する。しかしながら、粗資本流入のうちの一部は、過去における累積債務の返済にあてられる。そこで発展途上国は、その残りの部分だけを生産能力の拡充の為に利用しうる。その部分を純資本流入と呼ぶ。さらに、ティク・オフ過程を完了した後においても発展途上国はティク・オフ過程の間に（純資本流入として）累積した債務の返済をしなくてはならない。

これらの債務返済が完了した後において始めて、発展途上国は自立しえたといえる。

2. 前にも述べたように、殆んどすべての発展途上国はまだティク・オフ過程を完了するにはいたっていない。このことは、その国の平均貯蓄率がまだGNPの目標成長率を維持するのに必要な平均投資率の水準に達していないこ

と、さらには平均投資率それ自体が必要な水準以下にあるかもしれないことを意味している。このような状況においては、発展途上国は、その平均投資率をできるだけ早く必要水準にまで引き上げなくてはならない。その為には、発展途上国は国内での貯蓄を十分に動員するように努力すると共に、外国よりの純資本流入にも最善の努力を払わなくてはならない。そして、必要な水準が達成された後は、その水準を維持し、国内貯蓄だけでそれを賄ないうる状態をできるだけ早く実現し、さらにそれまでの過程における累積債務の返済を行わなくてはならない。これが、われわれの考える経済開発の過程である。この種の開発過程は多くの考えうる開発過程のうちの1種であるが、われわれにとっては最も実現可能性の高いものである。

3. 以下の議論においては、開発過程を修正された two-gaps 理論に基づいて展開する。その際、われわれは開発過程を次の5段階に分けて考えることにする。

第1段階：ティック・オフ過程（貯蓄ギャップ志向的加速成長過程）

第2段階：ティック・オフ過程（貯蓄ギャップ志向的一様成長過程）

第3(A)段階：ティック・オフ過程（貯蓄ギャップ志向的一様成長過程）

第3(B)段階：債務返済過程（貯蓄ギャップ志向的一様成長過程）

第4段階：債務返済過程（貿易ギャップ志向的一様成長過程）

第5段階：自立成長過程（一様均等成長過程）

第3段階における(A)と(B)とは代替的なものであり、主として最小限界輸入比率が他のパラメーターの大きさに対してどれ程の大きさをとるかに依存してどちらが迎られるかがきめられる。他の諸条件を不変とすると、発展途上国の開発過程は、より小さい最小限界輸入比率に対して第3(A)段階を通過し、より大きな比率に対して第3(B)段階を通過することになる。

#### 4. 初期状態の設定

開発過程の初期状態を次のように設定することにしよう。

すべての経済活動水準の初期値

$$I_0, V_0, S_0, S_0^*, M_0, M_0^*, E_0, C_0$$

は以下の関係をみたすように特定化されるものとする。

$$(29) \quad I_0 - S_0 = M_0 - E_0$$

$$(30) \quad I_0 > S_0 = S_0^*$$

$$(31) \quad M_0 > M_0^* > E_0$$

$$(32) \quad I_0 - S_0^* > M_0^* - E_0$$

$$(33) \quad F_0 = I_0 - S_0^*$$

$$(34) \quad \frac{I_0}{V_0} = \alpha_0 < \alpha^*$$

$$(35) \quad C_0 = V_0 - S_0^*$$

この初期状態においては次のような仮定がおかれているものとする。

- (a) 平均投資率は GNP の目標成長率を維持するのに必要な水準に達していない。
- (b) 貯蓄ギャップは貿易ギャップより大きく、共に正值をとっている。
- (c) したがって、純資本流入は貯蓄ギャップによって決定されている。
- (d) 国内貯蓄は潜在国内貯蓄のすべてを動員しているが、それだけでは投資需要を賅なうに足りない。
- (e) 貯蓄ギャップが貿易ギャップより大であるために、輸入需要は最小輸入需要より大となる。
- (f) 最小輸入需要は輸出収益よりも大きい。

#### 5. 第1段階

仮定 (a) は GNP の初期成長率はその目標成長率に達していないことを意味している。このことは、GNP の成長率をできるだけ早く目標水準にまで高

めることを必要としている。そこで、この発展途上国は、平均投資率をできるだけ早く必要水準にまで高めなくてはならない。われわれは、投資成長率をできるだけ高く保つことが、この目的に役立つものであることを知っている。この最大投資成長率は投資吸収能力とか投資資金の供給状態によって制約されるものであることは既に示した通りである。最大投資成長率を GNP の成長率より高い水準に保つことができる限り、平均投資率を漸次に高め、したがって GNP の成長率をも次第に高めることができる。これは開発過程の第 1 段階を創出する。この第 1 段階は、平均投資率が必要水準に達し、GNP の成長率が目標水準に達したときに終了する。

開発過程の第 1 段階においては、すべての経済活動は次のモデルにしたがって進められる。

$$(36) \quad I_t = (1 + \lambda^*) I_{t-1}$$

$$(37) \quad F_t = I_t - S_t^*$$

$$(38) \quad V_{t+1} - V_t = \beta I_t$$

$$(39) \quad S_{t+1}^* - S_t^* = s^* [V_{t+1} - V_t]$$

$$(40) \quad M_{t+1}^* - M_t^* = \mu^* [V_{t+1} - V_t]$$

$$(41) \quad E_t = (1 + \epsilon) E_{t-1}$$

$$(42) \quad M_t = E_t + F_t$$

$$(43) \quad C_t = V_t - S_t^*$$

第 1 段階の終端時点  $t_1$  においては

$$(44) \quad \frac{I(t_1)}{V(t_1)} = \alpha_t = \alpha^*$$

がみたされなくてはならない。

開発過程の第 1 段階においては、投資は最大成長率  $\lambda^*$  で成長する。

$$(45) \quad I_t = I_0 (1 + \lambda^*)^t$$

ここでは、国内貯蓄で賄ないえない投資の部分は外国よりの純資本流入によって賄なわれる。

GNP の成長率は、生産設備が正常に稼働されている限りは、平均投資率と投資生産性の関数であると仮定されている。その仮定の下では、開発過程の第1段階における GNP の成長過程は

$$(46) \quad V_t = V_0 + \frac{\beta}{\lambda^*} I_0 [(1 + \lambda^*)^t - 1]$$

として示される。

また輸出の成長過程は

$$(47) \quad E_t = E_0 (1 + \varepsilon)^t$$

である。

投資、GNP および輸出についてのこれらの成長過程は、開発過程の第1段階における成長の基礎となる。そして、これにしたがって、潜在国内貯蓄および最小輸入需要の成長過程がきめられる。

$$(48) \quad S_t^* = S_0^* + s^* [V_{t+1} - V_0]$$

$$(49) \quad M_t^* = M_0^* + \mu^* [V_{t+1} - V_0]$$

開発過程の第1段階における純資本流入の大きさは、(37)によって決定される。したがって、現実の輸入需要は(42)によって決定される。

また、消費は(43)によって決定される。

さて、平均投資率は

$$\alpha_t = \frac{\alpha_0 (1 + \lambda^*)^t}{1 + \frac{\beta \alpha_0}{\lambda^*} [(1 + \lambda^*)^t - 1]}$$

にしたがって変化するから、第1段階の終端時点  $t_1$  は

$$(50) \quad \alpha^* = \frac{\alpha_0 (1 + \lambda^*)^{t_1}}{1 + \frac{\beta \alpha_0}{\lambda^*} [(1 + \lambda^*)^{t_1} - 1]}$$

によって決定される。ただし、この(50)の関係において、最終時点  $t_1$  が決定されうるためには

$$\lambda^* > \alpha^* \beta = g^*$$

の関係がみたされていなくてはならない。このことは、既に述べたように、投

資の最大成長率が GNP の目標成長率よりも大でなくてはならないことを示している。

## 6. 第2段階

開発過程の第1段階は、平均投資率が必要水準に達し、GNPの成長率が目標水準に達する時点  $t_1$  で終了する。この時点におけるすべての経済活動の水準

$$I_{t_1}, V_{t_1}, S_{t_1}, S^*_{t_1}, M_{t_1}, M^*_{t_1}, E_{t_1}, C_{t_1}$$

は次の諸条件をみたすことになる。

$$(51) \quad I_{t_1} - S_{t_1} = M_{t_1} - E_{t_1}$$

$$(52) \quad I_{t_1} > S_{t_1} = S^*_{t_1}$$

$$(53) \quad M_{t_1} > M^*_{t_1} > E_{t_1}$$

$$(54) \quad I_{t_1} - S^*_{t_1} > M^*_{t_1} - E_{t_1}$$

$$(55) \quad F_{t_1} = I_{t_1} - S^*_{t_1}$$

$$(56) \quad \frac{I_{t_1}}{V_{t_1}} = \alpha^*$$

$$(57) \quad C_{t_1} = V_{t_1} - S_{t_1}$$

これらの関係はまた、開発過程の第2段階における初期状態を与えている。この状態においては、平均投資率はその必要水準に達している。しかし、貯蓄ギャップは依然として正值を保ち、しかも貿易ギャップより大きい。したがって外国よりの純資本流入はここでも貯蓄ギャップにより決定されている。また、第2段階の初期状態においても、現実の国内貯蓄は潜在国力貯蓄に等しい。しかし、貯蓄ギャップが正值を保っていることからわかるように、この状態における投資需要は国内貯蓄だけでは賅ない。この不足分は外国よりの純資本流入により埋められている。また、同じ理由により、現実の輸入需要は、最小輸入需要より大きい。さらに、この状態においても、最小輸入需要すら輸入収益のみによっては賅なわれえないものとする。

開発過程の第1段階の終端状態において、平均投資率はその必要水準に達し、GNPの成長率は目標水準を実現しているために、開発過程の第2段階以降においては、投資もGNPも共に、GNPの目標成長率に等しい割合で成長することになる。このような基本的な成長過程の上で、他の経済活動水準は次の条件をみたしながら成長する。

$$(58) \quad I_t = (1 + g^*) I_{t-1}$$

$$(37) \quad F_t = I_t - S_t^*$$

$$(38) \quad V_{t+1} - V_t = \beta I_t$$

$$(59) \quad I_t = \alpha^* V_t$$

$$(39) \quad S_{t+1} - S_t^* = s^* [V_{t+1} - V_t]$$

$$(40) \quad M_{t+1}^* - M_t^* = \mu^* [V_{t+1} - V_t]$$

$$(41) \quad E_t = (1 + \varepsilon) E_{t-1}$$

$$(42) \quad M_t = E_t + F_t$$

$$(43) \quad C_t = V_t - S_t$$

上で述べたように、投資とGNPは第2段階以降においてはGNPの目標成長率に等しい割合で成長する。

$$(60) \quad I_t = I_{t_1} (1 + g^*)^{(t-t_1)}$$

$$(61) \quad V_t = V_{t_1} (1 + g^*)^{(t-t_1)}$$

また輸出は所与の一定割合にて成長する。

$$(62) \quad E_t = E_{t_1} (1 + \varepsilon)^{(t-t_1)}$$

これらの成長径路を基にして、潜在国内貯蓄と最小輸入需要とは、それぞれ、

$$(63) \quad S_t^* = S_{t_1}^* + s^* [V_t - V_{t_1}]$$

$$(64) \quad M_t^* = M_{t_1}^* + \mu^* [V_t - V_{t_1}]$$

にしたがって成長する。

さらに、外国よりの純資本流入は(37)によって、現実の輸入需要は(42)によって、また消費は(43)によって決定される。

開発過程の第2段階においては、投資資金のうち国内貯蓄によって賅ないあるいは不足分については、外国よりの純資本流入によって埋められている。しかし、この段階においては、外国よりの純資本流入は、成長過程を加速化するという積極的な役割を果すのではなく、むしろ目標成長率での一様成長を維持するのに必要な資本の不足分を賅なうという消極的な役割りを果しているに過ぎない。

第2段階の終端状態は、一定時間  $(t_2 - t_1)$  の経過の後、(A)貯蓄ギャップがゼロとなる

$$(65) \quad I_{t_2} - S_{t_2}^* = 0$$

か、または(B)貿易ギャップが貯蓄ギャップに等しくなる

$$(66) \quad I_{t_2} - S_{t_2}^* = M_{t_2}^* - E_{t_2}$$

場合に達成される。

一定時間  $(t^* - t_1)$  の経過の後に貯蓄ギャップがゼロとなるためには

$$(67) \quad (1 + g^*)^{(t^* - t_1)} = \frac{s^* - \sigma_{t_1}^*}{s^* - \alpha^*} > 1$$

の関係がみたされなくてはならない。既に述べたように、平均貯蓄率は第1段階の終端状態においては平均投資率の必要水準には達していない。

$$(68) \quad \sigma_{t_1}^* < \alpha^*$$

開発過程の第2段階においては、平均貯蓄率は、外国よりの純資本流入需要を減少せしめるために増大せしめられなくてはならない。そのためには

$$\sigma_{t+1} - \sigma_t^* = \frac{Vg^*}{V_{t+1}} (s^* - \sigma_{t_1}^*) > 0$$

の条件がみたされなくてはならない。この条件がみたされる為には

$$(69) \quad s^* > \sigma_{t_1}^*$$

でなくてはならない。これは、潜在限界貯蓄率は潜在平均貯蓄率よりも高く保たれなくてはならないことを意味している。そこで、(69)と(67)の関係から、

$$(70) \quad s^* > \alpha^*$$

となる。このことは、潜在限界貯蓄率は必要平均投資率よりも高く保たれなく

てはならないことを意味している。(68)の関係を考えると、(70)の条件は(69)の条件よりも強くなる。そこで、(70)の条件がここで最も重要なものとなる。要するに、(68)の初期状態から出発して一定時間の経過の後貯蓄ギャップをゼロとするためには、(70)の条件がみたされなくてはならない。

開発過程の第2段階の初期状態においては、貯蓄ギャップが貿易ギャップよりも大である。そこで、一定時間の経過の後にその貿易ギャップと貯蓄ギャップとを等しからしめるためには、貿易ギャップは時間の経過と共に減小しなくてはならない。そこで、一定時間  $(t^{**}-t_1)$  の経過後、貿易ギャップはゼロとなるものとする。そうすると、

$$(71) \quad (1+g^*)^{(t^{**}-t_1)} = \frac{m_{t_1}^* - \mu^*}{m_{t^{**}}^* - \mu^*} > 1$$

がみたされることになる。ところで、開発過程においては、輸入代替的工業化の進展により、平均最小輸入比率は低下するであろう。

$$(72) \quad m_{t_1}^* > m_{t^{**}}^*$$

このためには

$$m_{t_1}^* - m_{t^{**}}^* = \frac{V_{t_1} g^*}{V_{t^{**}}} (\mu^* - m_{t_1}^*) < 0$$

の条件がみたされなくてはならない。この条件はさらに

$$(73) \quad \mu^* < m_{t_1}^*$$

と書ける。これは、最小限界輸入比率は最小平均輸入比率よりも低く保たれなくてはならないことを意味している。そこで、(73)と(71)の関係から、

$$(74) \quad \mu^* < m_{t^{**}}^*$$

の条件がみたされなくてはならなくなる。これは、最小限界輸入比率は貿易ギャップがゼロとなる時点において最小平均輸入比率より低く保たれなくてはならないことを意味している。(72)の関係を考えれば、(74)の条件は(73)の条件よりも強いことがわかる。そこで(74)の条件は最も効果的なものとなる。要するに、(72)の初期条件のもとで一定時間の経過後に貿易ギャップをゼロにするためには、(74)の条件がみたされなくてはならない。

開発過程の第2段階の終端状態を決定することを考えよう。既に述べたように、この第2段階の終端状態は(65)か(66)のいずれかである筈である。どちらの状態が生じるかはその他のパラメータとの関連における最小限界輸入比率の大きさによって決定される。そこで、前に示したように、貯蓄ギャップは一定時間  $(t^* - t_1)$  の経過後にゼロとなり、貿易ギャップは一定時間  $(t^{**} - t_1)$  の経過後にゼロとなるものとしよう。そうすると、ここで考える問題については次のような基準が見出されることになる。まづ、貿易ギャップが貯蓄ギャップがゼロとなる以前にそれと等しくなる場合

$$t^* < t^{**}$$

には、最小限界輸入比率は

$$(75) \quad \mu^* > \frac{(s^* - \sigma_{t_1}^*)m_{t^{**}}^* - (s^* - \alpha^*)m_{t_1}^*}{\alpha^* - \sigma_{t_1}^*}$$

の条件をみたさなくてはならない。この場合には終端時点  $t_2$  は

$$(76) \quad (\alpha^* - s^* - \mu^*)(1 + g^*)^{(t_2 - t_1)} + \frac{E_{t_1}}{V_{t_1}}(1 - \varepsilon)^{(t_2 - t_1)} \\ = \sigma_{t_1}^* - s^* + m_{t_1}^* - \mu^*$$

によって決定される。これに対して、貯蓄ギャップが貿易ギャップがそれにくらぶ以前にゼロとなる場合

$$t^* > t^{**}$$

には、最小限界輸入比率は

$$(77) \quad \mu^* < \frac{(s^* - \sigma_{t_1}^*)m_{t^{**}}^* - (s^* - \alpha^*)m_{t_1}^*}{\alpha^* - \sigma_{t_1}^*}$$

の条件をみたさなくてはならない。この場合には終端時点  $t_2$  は

$$(78) \quad (1 + g^*)^{(t_2 - t_1)} = \frac{s^* - \sigma_{t_1}^*}{s^* - \alpha^*}$$

によって決定される。

開発過程の第2段階の終端状態が(66)となる場合には、この第2段階につづいて第3・A段階が生じる。また、第2段階の終端状態が(65)となる場合には、この第2段階につづいて第3・B段階が生じることになる。

また、 $t^*=t^{**}$  となる場合には、第2段階の終端状態は(65)と(66)とを同時にみたすこととなり、この場合には、第3段階は消滅し、第2段階につづいて第4段階が生じることになる。

### 7. 第3・A段階

最小限界輸入比率が(75)の条件をみたせば、第2段階の終端状態は(60)で与えられることになり、そこでは貿易ギャップが貯蓄ギャップに等しくなる。開発過程の第2段階は $t_2$ で終ることとし、そこでの経済活動水準を

$$I_{t_2}, V_{t_2}, S_{t_2}, S_{t_2}^*, M_{t_2}, M^*_{t_2}, E_{t_2}, C_{t_2}$$

とする。これらの経済活動水準は次の条件をみたすものと考えうる。

$$(79) \quad I_{t_2} - S_{t_2} = M_{t_2} - E_{t_2}$$

$$(80) \quad I_{t_2} > S_{t_2} = S_{t_2}^*$$

$$(81) \quad M_{t_2} = M^*_{t_2} > E_{t_2}$$

$$(82) \quad I_{t_2} - S_{t_2}^* = M^*_{t_2} - E_{t_2}$$

$$(83) \quad F_{t_2} = M^*_{t_2} - E_{t_2}$$

$$(84) \quad \frac{I_{t_2}}{V_{t_2}} = \alpha^*$$

$$(85) \quad C_{t_2} = V_{t_2} - S_{t_2}$$

これらの条件は、開発過程の第3・A段階の初期状態を示すことにもなる。この初期状態においては、平均投資率はGNPの目標成長率を維持するために必要な水準にある。しかし、貯蓄ギャップは貿易ギャップに等しくなり、何れもが正値をとっている。そこで、純資本流入の決定因は、この時点 $t_2$ において貯蓄ギャップから貿易ギャップに変わる。現実の輸入需要は最小輸入需要に等しくなる。他方、投資は国内貯蓄よりも大きいから、現実の輸入需要は輸出収益よりも大となる。

開発過程の第2段階の終端において、貿易ギャップが貯蓄ギャップに等しくなり、その後は貿易ギャップが大となるから、第3・A段階における純資本流

入は貿易ギャップによって決定されることになる。また、第3・A段階を通しては投資も GNP も共に GNP の目標成長率で成長する。これらの条件を考慮すると、開発過程の第3・A段階におけるすべての経済活動水準は次のような過程を辿ることになる。

$$(58) \quad I_t = (1 + g^*)I_{t-1}$$

$$(86) \quad F_t = M_t^* - E_t$$

$$(38) \quad V_{t+1} - V_t = \beta I_t$$

$$(59) \quad I_t = \alpha V_t$$

$$(87) \quad S_t = I_t - F_t$$

$$(39) \quad S_{t+1}^* - S_t^* = s^* [V_{t+1} - V_t]$$

$$(40) \quad M_{t+1} - M_t^* = \mu^* [V_{t+1} - V_t]$$

$$(41) \quad E_t = (1 + \epsilon)E_{t-1}$$

$$(43) \quad C_t = V_t - S_t$$

これらの関係よりわかるように、第3・A段階においては、共に GNP の目標成長率で成長する投資と GNP は次の時間径路を辿る。

$$(88) \quad I_t = I_{t_2} (1 + g^*)^{(t-t_2)}$$

$$(89) \quad V_t = V_{t_2} (1 + g^*)^{(t-t_2)}$$

また、輸出は与えられた一定率にて成長する。

$$(90) \quad E_t = E_{t_2} (1 + \epsilon)^{(t-t_2)}$$

これらの成長径路に沿って、潜在国内貯蓄と最小輸入需要とは次のような成長径路を辿ることになる。

$$(91) \quad S_t^* = S_{t_2}^* + s^* [V_t - V_{t_2}]$$

$$(92) \quad M_t^* = M_{t_2}^* + \mu^* [V_t - V_{t_2}]$$

また、純資本流入は(86)により、国内貯蓄は(87)により、さらに消費は(43)により、それぞれの成長径路を与えられる。

第3・A段階においては、投資資金のうち国内貯蓄によって賅えない部分

は純資本流入によって支えられている。しかし、この場合の純資本流入は、目標成長率で経済の一樣成長を維持するための調整要因としての役割りを果しているにすぎない。

第3・A段階の終端状態は

$$(93) \quad M_{t_3}^* = E_{t_2}$$

である。この時点  $t_2$  は

$$(94) \quad \frac{E_{t_2}}{V_{t_2}}(1+\varepsilon)^{(t_3-t_2)} - \mu^*(1+g^*)^{(t_3-t_2)} = m_{t_2}^* - \mu^*$$

によって決定される。この(93)の終端状態が実現されるための必要条件は

$$\mu^* < \frac{E_{t_2}}{V_{t_2}}$$

であり、これは(74)で述べたと同じ条件である。

### 8. 第3・B段階

最小限界輸入比率が(77)の条件をみたす場合には、第2段階の終端状態は(65)で示される。ここでは貯蓄ギャップはゼロとなる。開発過程の第2段階が時点  $t_2$  で終るものとし、その時点におけるすべての経済活動水準を

$$I_{t_2}, V_{t_2}, S_{t_2}, S_{t_2}^*, M_{t_2}, M_{t_2}^*, E_{t_2}, C_{t_2}$$

であらわすことにすると、これらの経済活動水準は次の条件をみたすことになる。

$$(79) \quad I_{t_2} - S_{t_2} = M_{t_2} - E_{t_2}$$

$$(95) \quad I_{t_2} = S_{t_2} = S_{t_2}^*$$

$$(96) \quad M_{t_2}^* < M_{t_2} = E_{t_2}$$

$$(97) \quad I_{t_2} - S_{t_2}^* = 0 > M_{t_2}^* - E_{t_2}$$

$$(98) \quad F_{t_2} = I_{t_2} - S_{t_2}^*$$

$$(84) \quad \frac{I_{t_2}}{V_{t_2}} = \alpha^*$$

$$(85) \quad C_{t_2} = V_{t_2} - S_{t_2}$$

これらの条件は開発過程の第3・B段階の初期状態を与えている。この初期

状態においては、平均投資率は GNP の目標成長率を維持するのに必要な水準を保っている。しかし、貯蓄ギャップはゼロであり、投資は国内貯蓄により完全に賄なわれている。そこで、もし国内貯蓄が潜在国内貯蓄の成長径路に沿って増大し、投資が第 3・B 段階を通して目標成長率で成長するものとすれば、この発展途上国は今や累積債務の元利償還をする段階に到っていることになる。また、ここでは、貿易ギャップは負値を保つことになるので、累積債務の元利償還をする為の外貨の供給は可能となる。しかしながら、第 3・B 段階においては純資本流入の決定因は依然として貯蓄ギャップである。これは、第 3・B 段階においては、貯蓄ギャップが依然として貿易ギャップより大であるからである。したがって、現実の輸入需要はこの段階においては最小輸入需要より大となる。

開発過程の第 3・B 段階においては、投資も GNP も目標成長率で成長する。しかし、純資本流入は貯蓄ギャップにより決定される。また、ここでの純資本流入は債務償還の為に用いられる。そこで、実際の輸入需要は、事後的なバランス式が維持できるように次第に減少する。

開発過程の第 3・B 段階は実際の輸入需要が最小輸入需要に等しくなるまで続く。ここでは、貿易ギャップは貯蓄ギャップに等しくなる。これらのことを考えると、第 3・B 段階におけるそれぞれの経済活動水準は次のような径路に沿って変化することがわかる。

$$(58) \quad I_t = (1 + g^*)I_{t-1}$$

$$(57) \quad F_t = I_t - S_t^*$$

$$(38) \quad V_{t+1} - V_t = \beta I_t$$

$$(59) \quad I_t = \alpha^* V_t$$

$$(39) \quad S_{t+1} - S_t^* = s^* [V_{t+1} - V_t]$$

$$(40) \quad M_{t+1} - M_t^* = \mu^* [V_{t+1} - V_t]$$

$$(41) \quad E_t = (1 + \epsilon)E_{t-1}$$

$$(42) \quad M_t = E_t + F_t$$

$$(43) \quad C_t = V_t - S_t$$

投資と GNP は目標成長率で成長する。

$$(88) \quad I_t = I_{t_2} (1 + g^*)^{(t-t_2)}$$

$$(89) \quad V_t = V_{t_2} (1 + g^*)^{(t-t_2)}$$

また輸出は所与の比率で成長する。

$$(90) \quad E_t = E_{t_2} (1 + \varepsilon)^{(t-t_2)}$$

これらの成長径路に沿って、潜在国内貯蓄と最小輸入需要は次のように成長する。

$$(91) \quad S_t^* = S_{t_2}^* + s^* [V_t - V_{t_2}]$$

$$(92) \quad M_t^* = M_{t_2}^* + \mu^* [V_t - V_{t_2}]$$

また、純資本流入は(37)、実際の輸入需要は(42)、消費は(43)によってそれぞれ決定される。

開発過程の第3・B段階においては、投資を賄ってなお残る国内貯蓄の部分は債務償還の為に用いられる。債務償還をできるだけ早く終わらせる為に、国内貯蓄は可能な限り潜在貯蓄を動員しなくてはならない。

既に示したように、第3・B段階の終端状態は貿易ギャップが貯蓄ギャップに等しくなる場合に生じる。その時点をと $t_3$ とすると、

$$(99) \quad I_{t_3} - S_{t_3}^* = M_{t_3}^* - E_{t_3} < 0$$

である。この時点は、

$$(100) \quad (\alpha^* - s^* - \mu^*) (1 + g^*)^{(t_3-t_2)} + \frac{E_{t_2}}{V_{t_2}} (1 + \varepsilon)^{(t_3-t_2)} \\ = \sigma_{t_2}^* - s^* + m_{t_2}^* - \mu^*$$

によって決定される。このような終端状態が実現されるための必要条件は

$$(70) \quad s^* > \alpha^*$$

$$(95) \quad \mu^* < \frac{E_{t_3}}{V_{t_3}}$$

である。これらの条件の意味は既に述べた通りである。

9. 第4段階

開発過程が 3・A の段階を通過しようと、3・B の段階を通過しようと、第3段階の終端状態におけるそれぞれの経済活動水準

$$I_{t_3}, V_{t_3}, S_{t_3}, S_{t_3}^*, M_{t_3}, M_{t_3}^*, E_{t_3}, C_{t_3}$$

は次の条件をみたすものと考えられる。

$$(101) \quad I_{t_3} - S_{t_3} = M_{t_3} - E_{t_3}$$

$$(102) \quad I_{t_3} \quad \cong S_{t_3} \leq S_{t_3}^*$$

$$(103) \quad M_{t_3}^* \quad = M_{t_3} \leq E_{t_3}$$

$$(104) \quad I_{t_3} - S_{t_3}^* \leq M_{t_3}^* - E_{t_3} < 0$$

$$(105) \quad F_{t_3} \quad = M_{t_3}^* - E_{t_3}$$

$$(106) \quad I_{t_3} \quad = \alpha * V_{t_3}$$

$$(107) \quad C_{t_3} \quad = V_{t_3} - S_{t_3}$$

これらの条件は開発過程の第4段階の初期状態を与える。この状態においては、平均投資率は依然として GNP の目標成長率での成長を維持するのに必要な水準を保っている。しかし、今や、発展途上国は、すくなくとも、最小輸入需要は輸出収益で賄ないという地位にある。ここでは、発展途上国は援助供与国に対して債務償還を行なっている。この状態は貿易ギャップが負値を維持することにより保証されている。しかもその状態をできる限り効果的にする為に、実際の輸入需要は最小輸入需要の水準に保たれる。

ここでも、投資と GNP とは目標成長率で成長する。しかも、この第4段階は債務償還過程として進められる。この段階においては、すべての経済活動水準は次のような径路に沿って成長する。

$$(58) \quad I_t = (1 + g^*) I_{t-1}$$

$$(86) \quad F_t = M_t^* - E_t$$

$$(38) \quad V_{t+1} - V_t = \beta I_t$$

$$(59) \quad I_t = \alpha * V_t$$

$$(87) \quad S_t = I_t - F_t$$

$$(39) \quad S_{t-1}^* - S_t^* = s^*[V_{t+1} - V_t]$$

$$(40) \quad M_{t+1}^* - M_t^* = \mu^*[V_{t+1} - V_t]$$

$$(41) \quad E_t = (1 + \varepsilon)E_{t-1}$$

$$(43) \quad C_t = V_t - S_t$$

投資と GNP とは第4段階においても目標成長率で成長する。

$$(108) \quad I_t = I_{t_3} (1 + g^*)^{(t-t_3)}$$

$$(109) \quad V_t = V_{t_3} (1 + g^*)^{(t-t_3)}$$

また輸出は所与の比率で成長する。

$$(110) \quad E_t = E_{t_3} (1 + \varepsilon)^{(t-t_3)}$$

さらに潜在国内貯蓄と最小輸入需要は

$$(111) \quad S_t^* = S_{t_3}^* + s^*[V_t - V_{t_3}]$$

$$(112) \quad M_t^* = M_{t_3}^* + \mu^*[V_t - V_{t_3}]$$

の径路で成長する。また、純資本流入は(56)、実際の国内貯蓄は(87)、消費は(43)によって決定される。

第4段階においては投資を賄った残りの国内貯蓄は債務償還に用いられる。しかし、この段階においては、(負値をとる)貯蓄ギャップの全額が債務償還に用いられることにはならない。というのは貿易ギャップが貯蓄ギャップより大であるからである。(後者が純資本流入の決定因となる)。

実際には、債務償還額を算定することは非常に複雑である。支払猶余期間、支払期間、利率率、等の諸条件を考慮に入れるとその計算は全く面倒なものである。しかし、たとえその面倒な算定の後に償還さるべき年々の額が計算されたとしても、その支払にあてられるべき外貨が準備されていなくては支払を行なうことは不可能である。この段階において支払に充当されうる外貨準備の年々の額を決定するのは貿易ギャップである。

開発過程の第4段階は債務償還が終了した時点  $t_4$  において終る。ここでは、

発展途上国は、累積債務の  $\phi$  倍の元利を支払うべきものと仮定する。そうすると、第 4 段階の終端時点  $t_4$  は、

(a) 開発過程が第 3・A 段階を経過する場合には

$$(113) \quad \phi \left[ A + \sum_0^{t_1} (I_t - S_t^*) + \sum_{t_1}^{t_2} (I_t - S_t^*) + \sum_{t_2}^{t_3} (M_t^* - E_t) \right] + \sum_{t_3}^{t_4} (M_t^* - E_t) = 0$$

によって、また

(b) 開発過程が第 3・B 段階を経過する場合には

$$(114) \quad \phi \left[ A + \sum_0^{t_1} (I_t - S_t^*) + \sum_{t_1}^{t_2} (I_t - S_t^*) \right] + \sum_{t_2}^{t_3} (I_t - S_t^*) + \sum_{t_3}^{t_4} (M_t^* - E_t) = 0$$

によって決定されることになる。ここで A は、初期時点における累積債務額を表わしている。

## 10. 第 5 段階

第 4 段階の終了と共に、発展途上国は債務償還を完了する。そこで、時点  $t_4$  以降においては、この発展途上国は、投資と GNP の一様成長を基礎とする自立的な均等成長を享受しうることになる。そこで、開発過程の第 5 段階においては、投資は国内貯蓄によって完全に賄なわれ、輸入は輸出収益によって完全に賄なわれる。これらの点を考えると、第 5 段階の初期時点におけるそれぞれの経済活動水準

$$I_{t_4}, V_{t_4}, S_{t_4}, M_{t_4}, E_{t_4}, C_{t_4}$$

は、次の条件をみたすものと考えうる。

$$(115) \quad I_{t_4} - S_{t_4} = M_{t_4} - E_{t_4} = 0$$

$$(116) \quad I_{t_4} = \alpha * V_{t_4}$$

$$(117) \quad C_{t_4} = V_{t_4} - S_{t_4}$$

この初期状態は第 4 段階の終端状態とは異なる。第 4 段階の終端状態において

は、実際の輸入需要は債務償還額を賄うために最小輸入需要の水準に抑えられていた。それに対応して国内貯蓄はその貿易ギャップを支えるように投資より高い水準で維持されていた。

第5段階においては、成長過程は投資と GNP の目標成長率での一様成長によって基礎づけられている。そこで、すべての経済活動水準は次のような成長径路にそって成長する。

$$(58) \quad I_t = (1 + g^*)I_{t-1}$$

$$(38) \quad V_{t+1} - V_t = \beta I_t$$

$$(59) \quad I_t = \alpha^* V_t$$

$$(41) \quad E_t = (1 + \varepsilon)E_{t-1}$$

$$(118) \quad V_t = I_t + C_t + E_t - M_t$$

$$(119) \quad M_t = E_t$$

$$(43) \quad C_t = V_t - S_t$$

ここで、投資と GNP は一定の目標成長率で成長する。

$$(120) \quad I_t = I_{t_0} (1 + g^*)^{(t-t_0)}$$

$$(121) \quad V_t = V_{t_0} (1 + g^*)^{(t-t_0)}$$

また輸出は一定の比率で成長する。

$$(122) \quad E_t = E_{t_0} (1 + \varepsilon)^{(t-t_0)}$$

第5段階においては、輸入需要は輸出収益によって賄われるから

$$(123) \quad M_t = M_{t_0} (1 + \varepsilon)^{(t-t_0)}$$

また国内貯蓄は投資と同じ成長径路を辿るから、

$$(124) \quad S_t = S_{t_0} (1 + g^*)^{(t-t_0)}$$

最後に、消費も投資や GNP と同一の比率で成長するから

$$(125) \quad C_t = C_{t_0} (1 + g^*)^{(t-t_0)}$$

しかし、このような成長過程は第5段階の開始後長くは続かないかもしれない。上で示したような一様成長過程には何らかの攪乱が発生する可能性がある。

しかし、ここではそれについての詳しい分析にまでは立ち回らない。本稿での主要な目的は、第4段階の終了までの過程を示すことであったことによる。

#### REFERENCES

- [1] Adelman, I.A. and H.B. Chenery, "Foreign Aid and Economic Development: The Case of Greece", *Review of Economics and Statistics*, Feb. 1966.
- [2] Adler, J.H., *Absorptive Capacity — The Concept and Its Determinants*, The Brookings Institution, Washington, 1965.
- [3] Bhatt, V.V., "Capital-Output Ratios in Certain Industries: A Comparative Study of Certain Countries", *Review of Economics and Statistics*, August 1954.
- [4] Chenery, H.B. and M. Bruno, "Development Alternatives in an Open Economy: The Case of Israel", *Economic Journal*, March 1962.
- [5] Chenery, H.B. and A. MacEwan, "Optimal Patterns of Growth and Aid: The Case of Pakistan", *Pakistan Development Review*, Summer 1966.
- [6] Chenery, H.B. and A.S. Strout, "Foreign Assistance and Economic Development", *American Economic Review*, Sept. 1966.
- [7] Katano, H., *Macro-Economic Theory of Take-off Process*, Kobe Economic and Business Research Series: No. 4, Kobe University, Kobe, 1970.
- [8] Leibenstein, H., "Incremental Capital-Output Ratios and Growth Rates in the Short Run", *Review of Economics and Statistics*, February 1966.
- [9] McKinnon, R., "Foreign Exchange Constraints in Economic Development and Efficient Aid Allocations", *Economic Journal*, June 1964.
- [10] Pearson, L.B. et al., *Partners in Development: Report of the Commission on International Development*, Praeger Publishers, New York, 1969.
- [11] Tinbergen, J. et al., *Quantitative Models as an Aid to Development Policy*, OECD, Paris, 1967.
- [12] United Nations: Committee for Development Planning, *Preparation of Guidelines and Proposals for the Second United Nations Development Decade*, United Nations, New York, 1970.
- [13] United Nations: Committee for Development Planning, *Developing Countries in the Nineteen Seventies: Preliminary Estimates for Some Key Elements of a Framework for International Development Strategy*, United Nations, New York,

經濟經營研究第21号(I)

1968.

[14] United Nations: ECAFE, *Considerations and Proposals for Trade Expansion among the Countries of the ECAFE Region*, United Nations, ECAFE, Bangkok, 1970.

[15] United Nations: ECAFE, *Considerations and Proposals for Trade and Monetary Co-operation in the ECAFE Region*, United Nations, ECAFE, Bangkok, 1970.

# 会計測定と同形性

——とくに利益測定に関連して——

中 野 勲

## I 会計への情報・測定理論的アプローチ

かつて、「会計」とは、財務的な性質をもつ取引および出来事を「意味ある方法で、かつ貨幣にかかわらしめて記録・分類・総合するとともに、その結果を解釈する技術である<sup>(1)</sup>」と定義された。けれども最近の新しい見地によると、会計とは、「情報利用者が判断や意思決定を行なうにあたって事情に精通したうえでそれができるように、経済的情報を識別し測定し伝達する過程である<sup>(2)</sup>」(傍点引用者)と定義されている。「会計」の定義におけるこのような変化は、古い会計観から新しい会計観への変化をあらわすものであり、そして、会計観におけるその変化の内容は次の2点に要約されるであろう。

(1) 古い会計観のもとでは、会計技術(構造)の枠のなかで考案された論理のみによって、会計方法・会計手続および会計原則を解明しようところみられていた。つまり会計的考察の範囲が会計の技術的構造の範囲に局限されていた、と思われる。それに反し、新しい会計観によると、会計の技術的構造からのア

---

(1) Accounting Terminology Bulletins, Number 1 Review and Résumé, in: Accounting Research and Terminology Bulletins, Final Edition, American Institute of Certified Public Accountants, New York 1961, p. 9 (アメリカ公認会計士協会, 会計研究公報・会計用語公報, 渡辺進・上村久雄共訳, 神戸大学経済経営研究所 1959年, 171頁)。

(2) A Statement of Basic Accounting Theory, American Accounting Association 1966, p. 1 (アメリカ会計学会, 基礎的会計理論, 飯野利夫訳, 国元書房, 1969年, 2頁)。

アウトプットである会計情報が情報利用者にとって有用であることが最も大切なことだという立場から、(会計情報利用者としての)誰が何をする場合に(それに対して有用な)いかなるアウトプット情報が提供されるべきかという・会計の技術構造の範囲をこえた・諸問題に会計的考察のかなめが移ってきた。そして、それらの諸問題にかかわらしめて会計方法・会計手続および会計原則は考察されるべきものと考えられている。

(例) 取得原価主義にもとづく慣行的な棚卸資産評価方法は、古い立場では、「原価配分」を遂行するものだという会計技術的説明が与えられた。しかし、新しい見解によると、「検証可能性」が要求されるような会計用途にとってそれらは有用な情報を提供するという、アウトプットの面からの根拠づけがこころみ<sup>(3)</sup>られているのである。

(2) およそ物事を定義し説明する理想的方法是「一組の究極的に明瞭な観念をリストし、すべての他の観念をそれらにかかわらしめて定義すること」<sup>(4)</sup>である。そして、上にかかげた会計の新しい定義は、「情報」、「測定」、「伝達」という、会計をふくみかつそれよりも広く基本的な諸概念およびそれらを取扱っている諸科学——情報理論・測定理論・伝達理論など——の成果を援用して、会計をその普遍的領域の中の一つの特殊領域として一層ふかく、しかも未解決の会計学的諸問題を解決しうるような方向において、理解しようとする努力を行なうことを、会計学徒にたいして要請しているのである。

以下われわれは、新しい会計観にふくまれるこの後者の方向にそって、現代の測定理論における最も重要な概念である「同形性」という概念をとりあげ、これを会計学の中へ導入するとどのようなことが云えるかを考えてみたい。

---

(3) Ibid., p. 30 (訳書 46頁)。

(4) C. W. Churchman, Prediction and Optimal Decision: Philosophical Issues of a Science of Value, Englewood Cliffs, N. J. 1961, p. 104.

## II 測定と同形性

「会計の基礎は測定 (measurement) にある。<sup>(5)</sup> 測定とは、任意の規則にしたがって諸対象物または諸事象にたいし数をわりあてることにより、経験的に存在する諸特質または諸関係のある形式的モデルの中へ対応づけるプロセスをいう。<sup>(6)</sup> すなわち、「測定の目的は、物の間のある与えられた関係を数の間に前もって決められている関係によって表現する点にある。」<sup>(7)</sup>

測定が数の間の関係——「写体」——により物の間の関係——「本体」——を表現するという場合、測定が表現しようとする「本体の関係」とは具体的にはいかなるものであるか。スチーブンスによると、それには少なくとも次の4通りの「関係」がありうるという。<sup>(8)</sup>

(1) 異同関係：複数の学生について彼等が異なる学生であることを表現するがために、各学生にたいして相互に異なった学生番号が与えられる。このような数字わりあて(測定)は、だから、学生間の(人間としての)異同関係を表現する。野球選手の背番号もそうである。

(2) 順序関係：たとえば、あるグループの人々の間の「誕生の前後関係」は一つの順序関係である。この関係を数字の間の関係により表現するためには、たとえば、2人の人間  $a$  と  $b$  との各々にたいして各人が生れた年を示す数字 (*ex. a* には1937, *b* には1942) を割りあて、そしてその2数を比較すればよい。

(5) R. K. Jaedicke, Y. Ijiri and O. Nielsen (ed.), *Research in Accounting Measurement*, (Introductory Comment), American Accounting Association 1966, p. ix.

(6) S. S. Stevens, *Measurement, Psychophysics and Utility*, in: C.W. Churchman and P. Ratoosh (ed.), *Measurement, Definition and Theories*, New York 1959, p. 20.

(7) Y. Ijiri, *The Foundation of Accounting Measurement, A Mathematical, Economic and Behavioral Inquiry*, Englewood Cliffs, N. J. 1967, p. 19 (井尻雄士著, 会計測定の基礎, 東洋経済新報社, 1968年, 28頁)。

(8) S. S. Stevens, *op. cit.*, pp. 24~26.

(3) 区間関係：ある1対のもの  $(a, b)$  の差の大きさ(区間A)と、他の1対のもの  $(c, d)$  の差の大きさ(区間B)との大小関係——たとえばAはBより大きいとか又はAはBの2倍だとか——を、ここで区間関係と名づける。したがって、区間関係を表現するための測定においては、かかる区間相互の大小関係が数字の間の関係から読みとられうるような仕方、各対象物  $(a, b, c, d)$  のそれぞれに対しある数が割りあてられなければならない。

〔例〕 温度目盛はかかる区間関係を測定する。すなわち、ある暖かさ  $a$  が  $20^{\circ}\text{C}$  だという測定(数字わりあて)は、20という数が単独で(ex. ある単位の20倍だという形で)意味をもつことを示すものではない。実際  $20^{\circ}\text{C}$  の温度は  $1^{\circ}\text{C}$  の温度の20倍の熱さをあらわしはしないのである。  $20^{\circ}\text{C}$  の意味は、他のある温度数字(ex.  $0^{\circ}\text{C}$ )とそれとの差(20)が、他のある1対の温度数字の差(ex.  $0^{\circ}\text{C}$  と  $1^{\circ}\text{C}$  との差(すなわち1)と有意味に比較されうる(ex. 前者の温度差は後者の温度差の20倍である)ということのみである。

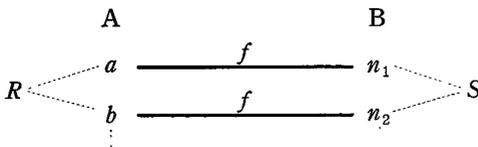
(4) 比率関係：測定対象である本体の1つが他の1つの何倍であるかという関係が比率関係である。たとえば、ある集合(ex. 本の山)の個数は、その集合の諸要素の全体が、単位となるものの何倍であるか、という比率関係に他ならない。この個数を「かぞえる」という測定は、各要素の1つ1つに自然数を対応させていって、最後の要素にわりあてられた数字をもってその比率関係を表現しようとするのである。<sup>(9)</sup>

ところで、これら4種類の諸関係のうちのいずれを数字的に表現することを意図するかにはかかわりなく、およそ測定が数の間の関係(写体)により物の間の関係(本体)を表現することに成功するための一つの重要な条件は、「測定理論」によると、本体と写体との間の「同形性」(isomorphism) または「準同形性」(homomorphism) と呼ばれる。

---

(9) トビアス・ダンツィク著、科学の言葉—数、河野伊三郎訳、岩波書店、1957年(第6刷)、12頁。

「同形性」という概念をおおまかに規定すると次のようである。測定対象の集り(A)の任意の二要素間にある関係 $R$ が定義されており、その関係 $R$ が測定すべき本体であるとしよう。つぎに、それらの測定対象(Aの諸要素)にたいして当該測定規則( $f$ )にしたがい割りあてられる数の集り(B)を考え、Bの二要素間において関係 $S$ を定義する。そうすると、測定にとって必要なことは、数との関係 $S$ が見出されるときにはつねに本体関係 $R$ がそしてそのみが現に存在することである。なぜなら、この場合にのみ、写体関係 $S$ をつうじて本体関係 $R$ の存在を確実に知りうるからである。この条件を「同形性」とい<sup>(10)</sup>う。(下図参照)[いっそう厳密な定義は、本稿末尾の補遺Aに示されている]。



〔例〕 異同関係の測定にさいしては、2人の学生 $a$ と $b$ が相互に異なる人間であるとき(それを $aDb$ とあらわそう)のみ、 $a$ に対して割りあてられる数 $n_a$ と $b$ に対して割りあてられる数 $n_b$ とが異なる( $n_a \neq n_b$ )ことが必要である。順序関係の測定においては、ある人 $a$ の方が他の人 $b$ よりも早く生まれたばあい( $aEb$ とあらわそう)にのみ、 $a$ に与えられる数 $n_a$ の方が $b$ に与えられる数 $n_b$ よりも小さい( $n_a < n_b$ )——またはその逆( $n_a > n_b$ )——ことが必要である。区間関係の測定のもとでは、1対の熱さ( $a$ と $b$ )の差が他の1対の熱さ( $c$ と $d$ )の差よりも大きい(このことを $a \sim b G c \sim d$ とあらわそう)ときのみ、それらの各々の熱さに対して与えられる数(温度数字) $n_a, n_b, n_c, n_d$ の間に、

(10) P. Suppes and J. L. Zinnes, Basic Measurement Theory, included in: R. D. Luce, R. R. Bush, E. Galanter (ed.), Handbook of Mathematical Psychology, Vol. 1, New York and London 1963, p. 6; ガストン・カザノヴァ著、村田全・小室博昭共訳、ブール代数、《文庫クセジュ》、白水社1968年、pp. 48~49; Y. Ijiri, op. cit., p. 183.

$n_a \sim n_b > n_c \sim n_d$  という関係が成立しなければならない。最後に、比率関係の測定にあっては、与えられた本の山が本1単位(1冊)の $x$ 倍であるとき、そしてそのときにのみ、その山にたいして、その本1単位に与えられる数1の $x$ 倍すなわち $x$ という数が割りあてられるべきである。

さて、このような「同形性」概念においては、ある1つの数字はある1つの対象のみにわりあてられるものと想定されている。しかし、現実の測定においては、たとえば重さや長さの測定でも、また会計測定でも、同一の数字(測定値)が2つ以上の対象物にわりあてられることが当然ありうる。そこで、各数字はただ1つの対象物にわりあてられるべきだという条件をはずして、本体関係 $R$ が写体関係 $S$ により正しく表現されることのみを要求するにとどめるものが、「準同形性」という概念である。以下、われわれは、会計測定の適切さを検討する基準としてこの「準同形性」概念をもちいるのであるが、用語としては、<sup>(11)</sup>誤解のおそれがないかぎり「同形性」という表現を使用しつづけたい。

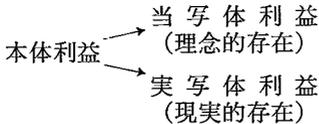
### III 利益測定と比率同形性

会計測定のうち、ここでは利益測定だけに考察を限定したいとおもう。その利益測定においてもっとも重要なことは、「今期100万円の利益がある」という場合の・数値表現としての・利益、すなわち「写体利益」と、そのように100万円と表現されている実質的測定対象としての利益、すなわち「本体利益」とを、<sup>(12)</sup>はっきり区別することである。このばあい、本体利益とは、具体的にいうと、例えば当期中の当企業の全サービス・ポテンシャルの純増加分とか、あるいは当期中の当企業の投下貨幣資本の純増加分とかいうふうに、利益観におうじて定められるであろう。

(11) P. Suppes and J. L. Zinnes, op. cit., pp. 6~7.

(12) Y. Ijiri, Physical Measures and Multi-Dimensional Accounting, in: Research in Accounting Measurement, op. cit., p. 154.

しかし、このような「本体利益」は数字的に表現される以前の存在であるから、そのままの形では、それは「写体利益」と有意義に比較されることはできない。そこで、いま、「本体利益」をもっとも正しく、もっとも真実に数字として表現したもとの写体利益というものを観念的に考え、これを、あるべき写体利益という意味で「当写体利益」と名づけよう。それにたいして、現実の会計実践において慣習のおよび技術的な諸制約のもとで実際に（その本体利益の近似的な写像として）測定されてくる写体利益を、「実写体利益」と呼ぶことにする。期間利益測定の場合においては、当写体利益と実写体利益とが一致することは、現状では不可能である。



「期間利益が正しく測定された」といいうるがためには、当写体利益額と実写体利益額とのあいだに、ある特定の関係がなりたたなければならないであろう。では、その関係とは何か。このような「利益測定の正しさ」を、うえに定義した「同形性」概念をつかって規定してみよう。

「同形性」概念のエッセンスないしユニークさは、測定というものは個々の事物そのものを数字的に表現してくるものではなくて、複数個の事物のあいだの「ある関係」を、そしてそれのみを、表現するものだ、ということを経験するところにある。そこで、いま、当企業の第  $i$  期の当写体利益を  $P_i$  ( $i=1, 2, \dots, n$ )、その実写体利益を  $P'_i$  とする。そして、第1期から当期(第  $n$  期)までの当写体利益の集合を  $P$ 、同じ期間にわたる実写体利益の集合を  $P'$  とする。すなわち、

$$P = \{P_1, P_2, \dots, P_n\} \quad \dots\dots(1)$$

$$P' = \{P'_1, P'_2, \dots, P'_n\} \quad \dots\dots(2)$$

「同形性」概念によれば、利益測定が正しいということは、当写体利益の集合  $P$  のなかの諸要素  $P_i$  (各期間の当写体利益) のあいだの「ある関係」が、実写

体利益の集合  $P'$  のなかの諸要素  $P'_i$  (各期間の実写体利益) のあいだのなんらかの関係により同形的に表現されるべきだ、ということの意味する。そうすると、そのように表現すべき「ある関係」とはいかなる関係であろうか。上にのべたように、この「関係」には4種類のものが存在する。

(a) 異同関係：もしも実写体利益のあいだの関係によって当写体利益間の異同関係が同形的に表現されることが必要かつ十分であるとすれば、複数個の当写体利益額が相互に異なるか同じかさえ明らかとなればよいわけである。したがって、

$$P_n = 450, P_{n-1} = 230$$

とすると、 $P_n$  と  $P_{n-1}$  とは異なるので、この異同関係（ここでは、相互に異なるという関係）を表現するためには、実写体利益の側では、

$$P'_n = 450, P'_{n-1} = 230$$

$$\text{または } P'_n = 300, P'_{n-1} = 200$$

$$\text{または } P'_n = 50, P'_{n-1} = 70$$

であればよい。要するに、実写体利益  $P'_n$  と  $P'_{n-1}$  とが相互に異なる金額でさえあれば、いくらであってもよいということになる。

しかし、会計情報利用者がもとめている情報は、たんに、複数個の諸期間の本体利益したがってまた当写体利益が同一か異なっているかということにとどまるものではなく、それをこえて、それらの利益がいかなる方向にどれだけ変化したか、といった情報である、とおもわれよう。したがって、利益測定により同形的に写像されるべき「関係」を「異同関係」に限定することはまったく非現実的であろう。

(b) 順序関係：もしも実写体利益のあいだの関係をつうじて当写体利益間の「順序関係」——ここでは大小関係を意味するであろう——が写像されることが必要かつ十分であるとすれば、たとえば今期の当写体利益  $P_n$  が以前の当写体利益  $P_m$  ( $m < n$ ) よりも増加したときにはかならず今期の実写体利益  $P'_n$  もま

た以前の実写体利益  $P'_m$  よりも増加することが要求されよう。(あるには逆に、当写体利益の相対的増加は実写体利益の相対的減少により、また前者の相対的減少は後者の相対的増加により、表現されるものと約束してもよい)。しかし、たんに大小関係さえ表現されればよいのだから、当写体利益の相対的増加分の金額が実写体利益の相対的増加金額と一致する必要はないのである。つまり、

$$P_n = 100 > P_m = 90$$

のとき、 $P'_n = 100 > P'_m = 90$  でも

$$P'_n = 50 > P'_m = 49 \text{ でも}$$

$$P'_n = 2 > P'_m = 1 \text{ でも}$$

よい。

けれども、たんなる順序関係ないし大小関係のみを同形的に表現するにすぎない利益測定は、情報能力が小さすぎるのではなからうか。本体利益したがってまた当写体利益のたんなる増減だけでなく、いかに(どれだけ)増えたかまたは減少したかということを測定することが非常に大切なのではなからうか。

(c) 区間関係：利益測定において区間関係が同形的に写像されるということは、具体的にいうと、つぎのようなことを意味する。たとえば当写体利益が、

$$P_n = 100, P_{n-1} = 90, P_{n-2} = 80, P_{n-3} = 60$$

とするとき

$$P_n - P_{n-1} (=10) < P_{n-2} - P_{n-3} (=20)$$

したがって、実写体利益のあいだの関係をつうじて当写体利益の区間関係が同形的に測定されるがためには、たとえば、

$$P'_n = 80, P'_{n-1} = 70, P'_{n-2} = 60, P'_{n-3} = 40 \quad (1)$$

であっても、また、

$$P'_n = 5, P'_{n-1} = 4, P'_{n-2} = 3, P'_{n-3} = 1 \quad (2)$$

であってもかまわない。なぜなら、いずれの場合にも

$$P'_n - P'_{n-1} < P'_{n-2} - P'_{n-3}$$

であり、かつ、

$$\frac{P'_n - P'_{n-1}}{P'_{n-2} - P'_{n-3}} = \frac{P_n - P_{n-1}}{P_{n-2} - P_{n-3}} = \frac{1}{2}$$

となり、かくして当写体利益のあいだの区間関係は実写体利益のあいだの関係により同形的にあらわされているからである。

たしかにこのような利益測定はたんなる異同関係や順序関係のみを同形的に表現しうるにすぎない利益測定よりも大きい情報量をもたらすであろう。しかし、かかる区間関係のみを同形的に示すにすぎない測定によると、任意の2つの期間の利益の変動比率（のび率）が正しく写像されえないのである。うへの例では、当期当写体利益の・第  $n-3$  期当写体利益に比しての・のび率は、

$$\frac{P_n}{P_{n-3}} = \frac{100}{60} \approx 1.666(166.6\%)$$

であるのに、(1)のばあいの実写体利益の系列によると、

$$\frac{P'_n}{P'_{n-3}} = \frac{80}{40} = 2.000(200\%) \approx 1.666$$

となり、また(2)の実写体利益系列では、

$$\frac{P'_n}{P'_{n-3}} = \frac{5}{1} = 5.000(500\%) \approx 1.666$$

となる。

このように、利益の変動比率（のび率）というきわめて重要な会計情報が正確に作成されえないという点からみて、たんなる区間関係のみを同形的に表現するにすぎない利益測定もまた不完全なものといわざるをえない。

(d) 比率関係：もしもこの「比率関係」を、各期の利益の相互間の比率関係と規定するならば、比率関係を同形的に写像する利益測定とは、当写体利益のあいだの比率がそれに対応する実写体利益のあいだの比率と一致するようなやり方で、各期の実写体利益額を算定してくる利益測定、を意味する。たとえば、

$$P_n = 100, P_{n-1} = 90$$

のとき、  $P'_n = 100, P'_{n-1} = 90$

でも、また  $P'_n = 10, P'_{n-1} = 9$

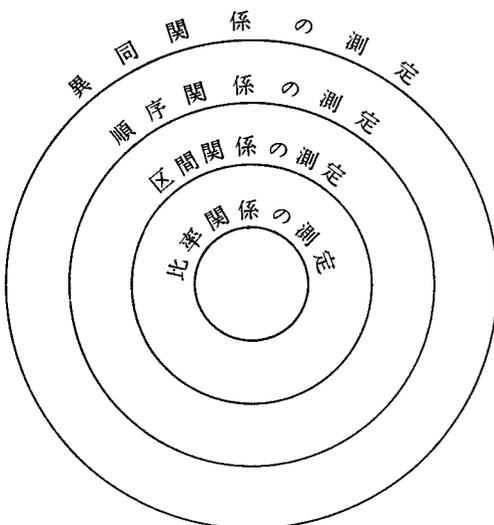
でも、また  $P'_n=20$ ,  $P'_{n-1}=18$

と測定しても、 $P_n$  と  $P_{n-1}$  とのあいだの比率は同形的に測定されていることはあきらかである。なぜなら、

$$\frac{P_n}{P_{n-1}} = \frac{P'_n}{P'_{n-1}} = \frac{10}{9}$$

だからである。

つぎの2つの理由から、会計測定はほかならぬこの(当写体利益のあいだの)「比率関係」の同形的な写像(表現)をめざしている(また、めざすべきだ)とわれわれは一応考える。「一応」という意味は次節でただちに明らかとなる)。その第一の理由は、比率関係の同形的な利益測定は、きわめて重要な会計情報であるところの、1対の期間の当写体利益の変動率を正しく測定することを可能にするからである。その第二の理由は、比率関係にかんする同形的な測定は、区間関係、順序関係および異同関係の同形的な測定をも同時に保証するということである。実際、これら4種類の関係の各々までを最高限度として同形的に測定する諸測定は、相互に、下図に示すような関係にたっているのである。<sup>(13)</sup>



この相互関係についての証明は本稿末尾の補遺Bにかかげられている。ここでは、ただ、これら4種の測定のあいだにこのような外延関係がなりたつことを例証しておく。

ex. 4つの期間の当写体利益がつぎのようであるとする。

$$P_n=100, P_{n-1}=90,$$

$$P_{n-2}=80, P_{n-3}=60$$

この利益系列を比率関係にお

いて同形的に写像する実写体利益の系列をつぎのように仮定する。

$$P'_n=10, P'_{n-1}=9, P'_{n-2}=8, P'_{n-3}=6$$

うえの当写体利益系列における区間関係は、たとえば、

$$P_n - P_{n-1}(=10) < P_{n-2} - P_{n-3}(=20)$$

となるが、それに対応する実写体利益における区間関係も、

$$P'_n - P'_{n-1}(=1) < P'_{n-2} - P'_{n-3}(=2)$$

となり、したがって、当写体利益の区間関係もまたこの実写体利益系列により同形的にあらわされている。

さらに、うえの当写体利益における順序関係、たとえば  $P_n=100 > P_{n-1}=90$  という関係は、それに対応する実写体利益における順序関係  $P'_n(=10) > P'_{n-1}(=9)$  により同形的に表現されている。

最後に、うえの4つの期間の当写体利益の諸金額が相互に異なっているという異同関係は、それらに対応する各々の実写体利益の諸金額が相互に異なっているという関係により同形的に示されていることは明らかである。

#### IV 利益の「相互比率同形性」と「単位比率同形性」

ところで、「比率同形性」という概念は、うえでは、各期間の当写体利益のあいだの比率関係がそれに対応する実写体利益のあいだの比率により同形的に表現されること、として規定された。その結果、当写体利益の系列が、

$$P_n=100, P_{n-1}=90, P_{n-2}=80, P_{n-3}=60$$

であるとき、実写体利益の系列は、

$$P'_n=100, P'_{n-1}=90, P'_{n-2}=80, P'_{n-3}=60$$

であっても、また

$$P''_n=10, P''_{n-1}=9, P''_{n-2}=8, P''_{n-3}=6$$

であってもかまわない、ということになる。そこでいま、2つの企業AとBが第n期において同じ金額の当写体利益  $P_n=100$  を稼得したと仮定しよう。と

---

(13) S. S. Stevens, op. cit., p. 24.

ころがAはうえに示した( $P'_n, P'_{n-1}, P'_{n-2}, P'_{n-3}$ )の実写体利益系列が算定されてくるようなやり方で期間利益を測定しており、したがって第 $n$ 期には $P'_n=100$ の実写体利益を計上した。それに反してBのほうは、うえの( $P'_n, P'_{n-1}, P'_{n-2}, P'_{n-3}$ )の実写体利益系列が算定されてくるような方法で期間利益を測定しており、それゆえ第 $n$ 期には $P'_n=10$ の実写体利益をBは報告した。すなわち、同一の本体利益つまり当写体利益を獲得したAとBとが、相互にまったく異なった金額の実写体利益(100と10)を測定・報告していることになり、AとBとは異なった収益性を示すことになる。要するに、うえに規定した意味の「比率同形性」を保証することは、かならずしも経営間における利益情報の正しい比較を可能にしない。

これは丁度、同じ本がある人は1冊と呼び他の人は10冊と呼ぶことと類似している。会計利益測定の正しさを判定する基準としてうえの意味の「比率同形性」を排他的にもちいることには、当然、反対がありうるであろう。

そこで、上に定義したものと異なった第2の「比率同形性」概念をつくりあげることを試みよう。第1期から第 $n$ 期までの各期の当写体利益 $P_1, P_2 \dots P_n$ にくわえて、それらの諸利益数字を表現するための単位である1(円)という数字をも、その要素にふくむ集合 $\Pi$ を考える。

$$\Pi = \{1, P_1, P_2 \dots P_n\}$$

また、第1期から第 $n$ 期までの各期の実写体利益 $P'_1, P'_2 \dots P'_n$ にくわえて、それらの諸利益数字をあらわすための単位である1(円)という数字をも、その要素にふくむ集合 $\Pi'$ を考える。

$$\Pi' = \{1, P'_1, P'_2 \dots P'_n\}$$

さて、 $\Pi$ と $\Pi'$ とのあいだの「比率同形性」にかんする第2の定義によると、 $\Pi$ における各期の当写体利益 $P_i (i=1, 2, \dots, n)$ とその測定単位1とのあいだの比率関係すなわち $\frac{P_i}{1}$ が、 $\Pi'$ においてそれに対応している実写体利益 $P'_i$ とその測定単位1とのあいだの「比率関係」 $\frac{P'_i}{1}$ により正しく写像されてい

ることを、それは意味するものと、さだめられよう。すなわち

$$\frac{P_i}{I} = \frac{P'_i}{I}$$

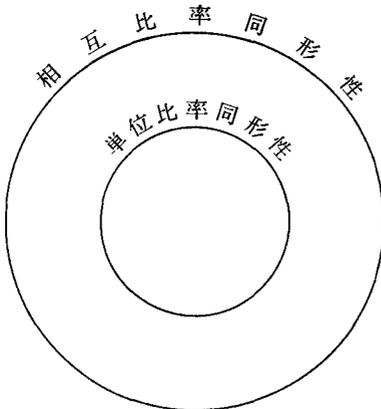
$$\therefore P_i = P'_i$$

要するに、この比率同形性は、当写体利益の大きさがその測定単位にたいしてもっている比率の大きさ（測定単位の何倍かということ）が実写体利益（の比率関係）をつうじて同形的に表現されることを要求する。簡単にいうと、この基準は、うえの  $P_i = P'_i$  という式が示すとおり、各期の実写体利益の金額がその期の当写体利益の金額に一致することを要求することになる。

さきにⅢで示した「比率同形性」概念は、複数個の当写体利益の相互のあいだの比率が実写体利益の系列により同形的に表現されることを意味するので、それは、「相互比率同形性」と名づけられることができよう。それに対して、いまここに示した新しい「比率同形性」概念は、各期の当写体利益がその測定単位にたいしてもつ比率が同形的に表現されることを意味するので、これは、「単位比率同形性」とよばれることができよう。いままでの論述からあきらかなように、前者をみたま利益測定はかならずしも後者を満足させるとはかぎらないが、後者をみたま利益測定はかならず前者をも保証する。つまり、後者の外延

は前者の外延にふくまれてその一部分をなしている（左図）。

なお、うえの論述では、比率同形性とは利益の「金額」にかんする（相互または単位）比率を同形的にあらわすこととして定義されたのであるが、場合によっては、むしろ、なんらかの「利益率」たとえば総資本利益率——を期間相互の変動割合にかんしあるいは



(外延関係)

個別期間ごとに同形的に表現することとしてそれを定義するほうがいっそう妥当なこともあるかもしれない。しかし、うえにのべたことは、後者の意味の同形性をかながえるさいにも妥当する。

もう一つ注意すべきことは、単位比率同形性も相互比率同形性も特定の利益概念のみと排他的にむすびつくものではないことである。たとえば、当期業績主義的利益概念はたしかに当企業の収益力を正しく示すことを意図しているから、それは相互比率同形性とつよく結合するかのようであるが、しかし当企業の収益力と他企業の収益力との正しい比較がのぞまれるばあいには当然、単位比率同形性が当期業績主義利益によっても志向されねばならない。また、包括主義利益ないし資本維持-余剰利益概念は各期ごとのその正しい大きさを示すことがのぞまれるという点ではたしかに単位比率同形性をできるだけそなえているべきであるが、しかし、分配可能な余剰利益の大きさが期間的にいかに推移してきたかということもそれに劣らず(またはそれ以上に)重要な情報であるかもしれない。そうすると、包括主義利益もまた相互比率同形性をもつべきだという積極的主張もなされよう。要するに、利益測定にかんして「単位比率同形性」と「相互比率同形性」との関係をどう考えるべきかという、以下考察する問題は、だから、いかなる利益概念を採用すべきかという次元の問題ではけってなくて、むしろ、会計測定の妥当性の基準をどう考えるべきかという次元の問題なのである。

## V 「相互比率同形性」を「単位比率同形性」の 上位におく立場

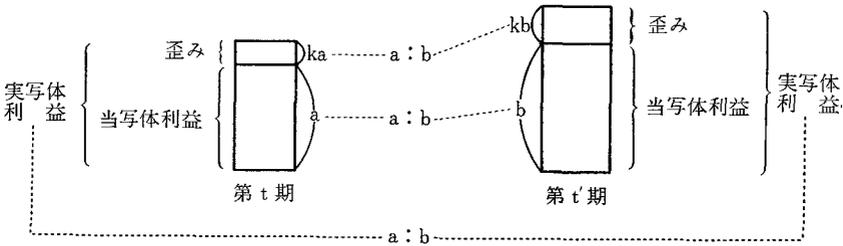
本体利益の具体的内容をどのようなものとして規定すべきかという実質的な議論にはたちいることなしに、以下においては、なんらかの本体利益はすでに与えられたという前提に立って、その本体利益をもっとも正しく数字的に表現している「当写体利益」(系列)と、現実に測定される「実写体利益」(系列)と

のあいだに成立しているべき「同形性」として、「相互比率同形性」と「単位比率同形性」とのいずれを利益測定にさいして重視すべきかという形式的な問題にかんして論理的に考える3つの立場を順次提起し、検討をくわえる。そして、現在実施されている対外報告会計制度はその3つのモデルのうちのいずれにもっとも近いであろうかを推論するであろう。未来の出来事は不確実であるという現実が、「単位比率同形性」を完全にそなえた利益測定を実行不可能なものにしその結果測定実施にさいして2種類の同形性のうちのいずれをいっそう重視すべきか、また両者の関係をいかに考えるべきか、という問題が浮びあがってくるわけである。

第1の立場は、「相互比率同形性」のほうを「単位比率同形性」の上位におく立場である。すなわちこれは、当写体利益と実写体利益とのあいだにあるべき同形性として「相互比率同形性」を採択する（たとえば、各期間の利益の絶対額ではなくて利益の期間的な趨勢を正しくあらわすことこそが問題なのだ、といった主張の形で）立場である。このような利益測定モデルがもつきわ立った特徴は、測定にさいして不確実性が大きい領域にかんして、相互比率同形性を追求するために単位比率同形性をやぶること、すなわち利益の絶対額においてある種の誤りをおかすことが、はっきりと許される、場合によっては論理的に要求されさえもする、という点にある。では、どのようなパターンの誤りが許される（または要求される）か。

下の図からもあきらかなように、任意の2つの期間の実写体利益の歪みの金額の比率が当写体利益の比率にひとしいときには、実写体利益の相互の比率は当写体利益の相互の比率にひとしい（すなわち、相互比率同形性がたもたれる）。（証明は本稿末尾の補遺Cをみよ）。

相互比率同形性を単位比率同形性の上位におく利益測定モデルにおいて、ある期間の実写体利益  $P'_i$  のなかへわざとある歪み  $d_i$  を導入することが論理的にみて要求されるケースは、その写体利益と比較されるべき他のある期の実写



体利益  $P'_{t'}$  のなかに歪み  $d_{t'}$  がすでにふくまれている場合、つまり、

$$\frac{P'_{t'}}{P'_{t'}} = \frac{P_t + d_{t'}}{P_t + d_{t'}} = \frac{P_t}{P_t}$$

となる場合である。(但し、 $P_t$  および  $P_{t'}$  は、第  $t$  期および第  $t'$  期の当写体利益額)。このような歪みの導入は、具体的には、たとえばつぎのようにしておこなわれるべきであろう。

〔例 1〕 ある設備資産について、要償却原価 100 万円、当初に見積られた耐用年数 5 年、定額法償却であるとしよう。毎期償却費の記録はつぎのようになる。

減価償却費 20 万円      減価償却引当金 20 万円

ところで第 4 年目になって、当該資産は全体で 10 年の耐用年数をもつこと、したがって、この時点の知識にてらしてみた場合正しい期間償却費は  $100 \text{ 万円} \div 10 = 10 \text{ 万円}$  であり、したがって  $20 \text{ 万円} - 10 \text{ 万円} = 10 \text{ 万円}$  の過大償却を 3 年間つづけてきたことになる。相互比率同形性を重視する利益測定モデルにおいては、この誤りをただちに訂正して残る 7 年間に 10 万円の正しい償却費を計上してはならない。

第 1 年度から第 3 年度までの各期の当写体利益 (正しい償却費 10 万円を計上してえた利益) は 50 万円、第 4 年度の当写体利益は 80 万円と仮定すると、当写体利益間の比率  $\frac{80}{50} = \frac{8}{5}$  が、対応する諸期間の償却費の歪みの比率と一致するように、当期 (第 4 期) の償却費のなかへ誤りがわざと導入されねばならない。すなわち、

$$\frac{x}{10\text{万円}} = \frac{8}{5}$$

$$\therefore x = 16\text{万円}$$

こうして、第4期の償却費は、わざと16万円の誤りを導入された金額26万円  
でなければならない。

減価償却費 26万円      減価償却引当金 10万円

期間利益修正 16万円

歪みの金額を収容する貸方勘定「期間利益修正」は、おそらく、一種の期間  
外利益という性格をもつであろう。

〔例2〕 本体利益、したがってまた当写体利益が、「物の流れ」にできるだけ  
近似した棚卸資産取得原価の期間配分を要請するときのものである、と仮定し  
よう。そして、ある種の商品について、その現実の「物の流れ」は総平均法的  
である（つまり、前期からの繰越分と当期受入分との均質な混合のうちから当  
期の払出しがなされる）にもかかわらず、なんらかの理由から（たとえばその  
事実を知らなかったため）先入先出法が適用されてきたとする。なお、取得価  
格は上昇傾向にあり、したがって、当期における先入先出法にもとづく棚卸資  
産費用額は平均法によるそれよりも小さかった。すなわち、当写体利益にくら  
べて、実写体利益はプラスの歪みをふくんでいた。

第 1 期

前期繰越高 100単位 (@ 100円) 10,000円

第1回仕入れ 200単位 (@ 110円) 22,000円

第2回仕入れ 100単位 (@ 120円) 12,000円

払出し 100単位

払出し 150単位

$$* \text{ 総平均法による単価} = \frac{10,000 + 22,000 + 12,000}{400} = 110\text{円}$$

$$** \text{ 総平均法による棚卸資産費用} = 250 \times 110\text{円}$$

$$= 27,500\text{円}$$

\*\*\* 先入先出法による棚卸資産費用額

100単位	10,000円
150単位	16,500円
	26,500円

すなわち当期の実写体利益は1,000円の歪みをふくんでいる。

次期のはじめに、この財の「物の流れ」が総平均法的であることが発見された。しかし、相互比率同形性をもっとも重視する利益測定モデルにおいては、総平均法による正しい棚卸資産費用額を計上するわけにはいかない。

第 2 期

前期繰越高	150単位	{ 総平均法 16,500円 先入先出法 17,500円 }
第1回仕入れ	150単位 @110円	16,500円
第2回仕入れ	200単位 @ 90円	18,000円
払出し	300単位	

\* 総平均法による単価 =  $\frac{16,500 + 16,500 + 18,000}{500} = 102$ 円

\*\* 総平均法による棚卸資産費用額 =  $300 \times 102$ 円 = 30,600円

もしも第1期の当写体利益と第2期のそれとの比率が 1 : 1.5 とすると、第2期の棚卸資産費用のなかに導入すべき歪み $y$ は、

$$\frac{1}{1.5} = \frac{1,000}{y}$$

∴  $y = 1,500$ 円

∴ 第2期棚卸資産費用額 =  $30,600 - 1,500 = 29,100$ 円

仕訳はつぎのようになるであろう。

売上原価	29,100円	仕	入	30,600
期間利益修正	1,500円			

マイナスの歪みを収容する「期間利益修正」勘定は、一種の期間外費用と理解されよう。

相互比率同形性を単位比率同形性の上位におく利益測定モデルにおいては、

うえに例示したような歪みの意識的な導入がおこなわれなければならない。では、現実の会計実践ではこのようなことはなされているであろうか。現在の会計学の諸テキストブックによれば、その答えはあきらかに否である。たとえば減価償却会計において固定資産の耐用年数の当初の見積りが誤っていたことが後にわかった場合、テキストブックが提示する許容されうる会計手続はつぎの2つのうちのいずれかである。<sup>(14)</sup>

(1) もしも減価償却計算が最初から、現在正しいと考えられる(耐用年数の)見積りにもとづいていたと仮定したばあいには到達していたであろう金額へと、減価償却引当金勘定を修正し、そして以後の減価償却費をその改訂された見積りにもとづかせる方法。

うえの〔例1〕にたいしてこの方法を適用するならば、つぎの仕訳記入がなされなければならないであろう。

減価償却引当金 300,000円 過年度償却費修正 300,000円

そして第4年度からさきの諸年度の減価償却費は、訂正された金額である100,000円として計上される。

減価償却費 100,000円 減価償却引当金 100,000円

(2) 以後の減価償却費は、その誤りの発見年度末現在の未償却原価を残存耐用年数にわたって配分するという形で計算し、減価償却引当金勘定の現在の残高は変更しないという方法。

〔例1〕にたいして(2)の方法をもちいると次の仕訳記入がおこなわれるべきである。第3年度までにすでに償却された金額は20万円×3=60万円であり、したがって、第4年度における未償却原価は100万-60万円=40万円、したがって

---

(14) H. A. Finrey and Herbert E. Miller, *Principles of Financial Accounting, A Conceptual Approach*, Englewood Cliffs, N. J. 1968, pp. 206~208; R. W. Schattke, H. G. Jensen and V. L. Bean, *Accounting, Concepts and Uses*, Boston, 1969, pp. 327~328; Rufus Wixon (ed.), *Accountants' Handbook*, New York 1956, pp. 17·37~17·38.

それを残存耐用年数7年でわると、以後の償却費は $40万 \div 7 = 5.7142$ 万円となる。

減価償却費 57,142円 減価償却引当金 57,142円

うえの2つの方法のうちいずれが正しいかに関しては定説はない。(1)の支持者によれば、そもそも会計上のいかなる誤りも遡及的および将来的な修正をおこなわれるべきであり、「過年度修正を行わないことは、未来の諸期間においてそれを相殺するための誤りをもたらし、その結果、過去と未来の両方の諸会計期間の営業成果が歪められる<sup>(15)</sup>」と主張される。それに対して、(2)の主張者達は、「いったん償却費をつうじて識別され吸収された費用はさらに会計処理をなされうるものとは考えられない<sup>(16)</sup>」とのべている。また、実際問題として、(1)の方法ではなくて(2)のみが合衆国所得税目的上承認されうるにすぎない、という点もあげられている<sup>(17)</sup>。

棚卸資産にたいする会計処理においては、相互比率同形性を単位比率同形性の上位におく利益測定モデルのもとでは当然要求されるはずの、うえの〔例2〕で示したような「歪みの意識的な導入」は、会計学のテキストブックによっては全く言及されていない。

これらの事実は何を意味するであろうか。相互比率同形性を明示的に追求する利益測定においては行われるはずの歪みの導入が現実にはなされも考えられもしていないという事実、そして、発見された過年度の歪みは遡及的および(又は)未来的に訂正しようとする努力こそが現に存在するという事実は、おそらく、単位比率同形性のほうが相互比率同形性よりも現実の会計処理をつよく支配していることを証明するものである、とわれわれは考える。したがって、相互比率同形性を単位比率同形性の上位におくような利益測定モデルは、現実

(15) Rufus Wixon(ed.), op. cit., p. 17・37. また、ペイトンも、これと同じ見解をのべている。Cf. W. A. Paton and W. A. Paton, Jr., *Asset Accounting*, New York 1952, pp. 301~302.

(16) H. A. Finney and Herbert E. Miller, op. cit., p. 208.

(17) *Ibid.*, p. 208.

の会計測定<sup>18</sup>の構造と合致しない、といわざるをえない。

この帰結にたいしては、しかし、つぎのような反論が提起されるかもしれない。その第1のものは、現実の会計制度のもとでその遵守が<sup>18</sup>つよく要求されている「継続性」(consistency)原則は「趨勢や差異が真実であって幻覚ではないという事実を知るため」に守られるべきものである——すなわちわれわれの用語でいえば「相互比率同形性」を意識的に追求するために守られるべきだ——から、やはり相互比率同形性のほうが単位比率同形性よりも重視されているのだ、という反対説である。けれども、われわれの考えでは、(1)論理的にみると、会計方法の「継続性」は、できるだけ適切な会計方法が選択されているかぎりその方法が誤りであることがのちに判明するまでは、「単位比率同形性」にできるだけ近似するような利益を達成するためにも不可欠である(ex. 定額法償却がもっとも適切であると当初予想されその方法が適用されてきた固定資産について、途中で理由もなしに定率法への切りかえがなされるならば、相互比率同形性が破壊されるだけでなく、また単位比率同形性が達成される確率も減少したといわねばならない)；(2)「継続性」原則は条件つきで、すなわち「測定が<sup>19</sup>いっそう正確になる場合をのぞいて」、適用されるべきである、逆にいえば測定が(絶対数値において)いっそう正確になる会計方法への変更は「継続性」によっても妨げられない、というのであるが、相互比率同形性を最高基準とする立場によっては、かかる変更がおこなわれる根拠は説明しえないであろう。この説明は、単位比率同形性をもっとも重視する立場からのみなされるにすぎない。

第2の反論として、現実には棚卸資産にかんする諸会計方法にしてもまた減価償却方法にしても、個々の特定の状況においては特定の会計方法がもっとも

---

(18) Maurice Moonitz, *The Basic Postulates of Accounting*, New York 1961, p. 44. (アメリカ公認会計士協会, 会計公準と会計原則, 佐藤孝一・新井清光共訳, 中央経済社, 1962年, 83頁)。

(19) Maurice Moonitz, *op. cit.*, p. 43. (上掲訳書, 82頁)。

正しいという形の指示はまったく存在しない、いずれの方法をとるかは会計士の選択にまかされているという事実があげられるであろう。すなわち、この事実、単位比率的同形性の追求がはじめから断念されていること、その断念のうえにたつて継続性原則の遵守をつうじてせめて相互比率的同形性になりとも接近することが試みられているにすぎないこと、を示すのだ、と主張されるであろう。けれども、われわれの見解によれば、(1) もしも本当に費用測定方法の選択が客観的事実とは無関係に恣意的におこなわれているならば、その事実は、単位比率同形性の成立を否定するだけでなく、また相互比率同形性の存在の可能性をも排除してしまうのである。たとえば、毎期ほぼ均等な質と量のサービスを提供しつづける設備財にたいして定率法を採用するとすれば、継続性原則がいかにまもられようとも、利益数値の相互比率同形性は保証されえないであろう。(2) 経営状況および経済環境の動態的な変化が存在するから、継続性原則をまもったとしても、相互比率同形性が近似的にでも達成される見込みは小さいであろう。たとえば、同一の減価償却方法を設備財にたいして継続的に適用したと仮定しても、当期にはその設備からの製品の生産数量に大幅な変動が生じたとすれば、前期の償却費と今期の償却費とのあいだには、したがってまた前期の利益数値と今期の利益数値とのあいだには、相互比率的同形性はほとんど存在しないことであろう。このようにして、論理的にみると、現実の会計制度のもとでは、たしかに単位比率同形性の達成度は低いであろうが、しかし相互比率同形性が保証されているという可能性もきわめて小さいのではなからうか。

それゆえに、現実の会計制度が——なんらかの意味の同形性をそれは志向していると仮定して——単位比率同形性と相互比率同形性との関係についていかなる立場をとっているかをしらべるためには、両者の基準(がそれぞれ要求する会計手続)が矛盾しあう場合、すなわち以前の歪みが今期に発見された場合にどう処理がおこなわれているか、という点を唯一のきめ手とせざるをえ

ない。この場合歪みの意識的導入はまったく要求されていないところからみて、現実の会計制度は、相互比率同形性を単位比率同形性の上位におく立場ではなく、逆に、単位比率同形性を相互比率同形性の上位におく立場にたっているように思われる。

## VI 「単位比率同形性」と「相互比率同形性」 を同等の位置におく立場

しかし、最終的に結論をだすまえに、この見出しにより示されている第2の立場をかながえてみなければならない。これは、当写体利益と実写体利益とのあいだにあるべき同形性として「単位比率同形性」と「相互比率同形性」とをともに要求する立場である。この立場から論理的に要請されてくる特徴的な会計手続はつぎの2点にあるとおもわれよう。(1) 利益数値の相互比率同形性がつよくもとめられるのだから、前期利益の歪みが今期に発見されたばあいには、その歪んだ前期利益を相手方として正しい相互比率同形性がもたらされるような程度だけ、今期の利益のなかへ歪みが意識的に導入されなければならない（その会計方法は前節で示したとおりである）。(2) しかし同時に、単位比率同形性をできるだけそなえた実写体利益が要求されるのだから、(1)での歪みが導入される前における利益数値もまた測定・表示される必要があるであろう。要するに、この利益測定モデルのもとでは、相互比率同形性を確保するための歪みを導入する前の利益と、それをふくんだ利益との両方が、区別して測定・表示されねばならないことであろう。

前節の例1と例2を合体して、相互比率同形性をできるだけそなえた実写体利益をもとめるために、減価償却費(正しくは10万円)をつうじて16万円の(プラス)歪みが、そして棚卸資産費用(売上原価とする)(正しくは30,600円)をつうじて1,500円の歪み(マイナス)が、導入されねばならない、と仮定する。なお、当期の売上収益は30万円とし、さらに、他の費用はなかったと仮定する。

そうすると、この第2の利益測定モデルにしたがうと、つぎのような損益計算書が作成されるべきであろう。

損益計算書

売 上	300,000
売 上 原 価	30,600
売 上 総 利 益	<u>269,400</u>
減 価 償 却 費	100,000
単 位 比 率 同 形 的 純 利 益	<u>169,400</u>
利 益 修 正*	158,500
相 互 比 率 同 形 的 純 利 益	<u>10,900</u>
* 160,000 - 1,500 = 158,500	

このような損益計算書が現実の会計制度のもとにおいて要求（または作成）されているであろうか。あきらかに否と答えざるをえない。ゆえに、単位比率同形性と相互比率同形性とを同等の位置におく利益測定モデルは、現実の会計制度における利益測定のおくみとは一致しないのである。

この結論にたいしては、しかしながら、現実の会計実践においても、いっそう正確な方法への会計方法の変更にさいしては「適切な表示が要求される。たとえば、もしも償却方法が1968年のはじめに変更されるならば、会計士は1968年についての減価償却費をもとの方法とあたらしい方法とによって計算するであろう。<sup>(20)</sup> あたらしい方法による金額は帳簿と財務諸表とに計上され、償却方法の変更という事実、そして両方法による金額の差異が大きいときには純利益にたいするその影響が脚注にしめされるのである。したがって、このばあいには、単位比率同形的利益のみならず相互比率同形的利益も（脚注をつうじて）知られうるのであり、したがって、財務諸表そのものの上で報告されるか脚注のうえで示されるかのちがいはあっても、実質的には、単位比率同形性と相互

(20) H. A. Finney and Herbert E. Miller, op. cit., p. 242.

比率同形性と同じウエイトがおかれているのだ、と反論されるかもしれない。

けれども、この反論はまちがっている。第1に、相互比率同形的利益が脚注をつうじてのみ知られうるにすぎないならば、その事実はやはり、単位比率同形性（を志向する利益）を相互比率同形性（をめざす利益）の上位にしていることの具体的なあらわれである、と解すべきである。そして第2に、現実・に要請されている脚注表示の内容は、誤まっていたことが今期にはすでにあきらかになっているところの古い会計方法とそれにもとづく利益であり、この数値は今期の知識にてらすともはや正しい相互比率同形性をもつものではない。古い方法の継続にもとづく利益ではなくて、今期のカレントな知識のもとで前期利益にふくまれていた歪みを計算し、その歪んだ前期利益との比較において真に相互比率同形的になるように当期の単位比率同形的利益に意識的に歪みを導入した利益——それは古い会計方法にもとづく今期利益とは異なりうる（ex. 前節の例1では古い耐用年数による今期償却費は20万円だが、相互比率同形的利益をもたらす償却費は26万円である）——なのである。ゆえに、現実の会計制度における利益測定は、単位比率同形性と相互比率同形性とを同等の位置におくものではけっしてないのである。

しかし、それはともかく、会計実務は会計方法の変更にさいしてもとの古い会計方法による当期利益額（への影響）を脚注にしめすことにより、いったい何をねらっているのであろうか。まったく理解にくるしむのである。政策的提言として、われわれは、継続性原則をやぶっていっそう正確な会計方法への変更がなされた場合、相互比率同形性の確保のためにその新しい会計方法がいがいの方法が利益におよぼす影響が脚注にしめされるべきならば、その金額は、すでにのべたように、相互比率的同形性が存在するがために当期利益が意識的にふくむべき歪みの大きさであるべきだ、という主張をたてておきたい。期間利益の測定はたしかに大きな不確実性をおびてはいるが、論理的にアプローチする面から少しずつそれを洗練していくことが、利益情報の質の改善のために

必要である、とわれわれは考える。

## VII 「単位比率同形性」を「相互比率同形性」 の上位におく立場と継続性原則

このようにして、現実の会計制度のもとでの利益測定は、「相互比率同形性」を「単位比率同形性」の上位におく立場でもまた両者を同等の地位におく立場にもたっていないこと、したがってその利益測定がもとづいている見地は「単位比率同形性」を「相互比率同形性」の上位におく立場がいにはありえないことが、消極的なかたちではあるが、証明されたのである。

しかし、この説にたいする疑問点として、もともと「単位比率同形性」を利益測定がみたすことは不可能であり、またそれをみたしているかいなかさえわからないのだから、そのようなものを利益測定の妥当性の基準としてもちいることは無意味ではなからうか、という考えがだされるかもしれない。「神は存在する」という形而上学的命題が経験科学的には意味をもたないのと同じように、「利益測定は単位比率同形性をもつ（又はもたない）」という命題も無意味なたわごとではなからうか。

論理実証主義の哲学者エイヤーによれば、任意の命題——経験をさししめず事実的命題——が有意味であるかどうかをしらべる基準は「検証可能の基準」である。ある文章がある人にとって意味をもつのは、「一定の条件のもとにおいて、どんな観察をしたら、その命題を真なりとしてうけいれることが、あるいは、逆に偽なりとしてしりぞけることが出来るかを、彼が知っている場合である」<sup>(21)</sup> 反対に、その文章があらわす命題を真と仮定しても、偽と仮定しても彼の未来の経験の性質についてのいかなる仮定とも両立しうるならば、それは同語<sup>トートロジー</sup>反復でなければ「まがいものの命題」(pseudo-proposition)<sup>(22)</sup> であるにすぎない。では、その「検証可能の基準」とは何か。

(21) A. J. エイヤー著、言語・真理・論理、吉田夏彦訳、岩波書店、1969年、9頁。

エイヤーによると、ある命題がそれ自身観察—命題（観察によって直接にその真偽をたしかめうる命題）であるか、またはそれと一個以上の観察—命題（前提）との連言（「そして」でつながれた諸命題の組合わせ）からすくなくとも一個の観察—命題が論理的にみちびきだされ、しかもこのみちびきだされた命題はこれらの他の前提のみからは演繹されえない場合、この命題は「直接に検証可能」という。そして、命題が次の条件をみたす時、それは「間接検証可能」とであると定義される。その条件とは、第一に、それと他のある前提との連言が、それら他の前提のみからは演繹されえない直接検証可能な命題を一個以上みちびきだすこと、第二に、これらの他の前提には、分析的である（つまり、数学的命題のようなトートロジーの命題である）か直接検証可能かあるいは別途に間接検証可能として確立しうるかのいずれかでないような命題（ex. 「絶対者はなまけものである」といった無意味な形而上学的命題）は一つも含まれないこと、である。そうすると、検証可能の基準とは、任意の命題にたいして、分析的でなければうえの意味で直接または間接検証可能であることを要求する基準<sup>(23)</sup>である。

この基準にてらすと、「利益が単位比率同形性をもつ」という命題が有意味したがって検証可能であるがためには、この命題そのものを直接に経験にてらして検証——それは不可能である——しなくてもよいのであり、それと他の前提との連言から演繹されるある命題が上の意味で検証可能であればよいのである。そこで次の諸命題を考えよう。

- (a) 検証すべき命題：「期間利益（実写体利益）が単位比率同形性をもっている」
- (b) つけくわえられる諸前提：(1)「当該経営活動を単位比率同形的に測定する諸会計方法が選択された」；(2)「それ以後、それら諸方法の妥当性を破

---

(22) 前掲書，9頁。

(23) 前掲書，222頁。

壊するような事象も状況変化もみられない」(3)；それ以後、単位比率同形性をその会計方法ほど(またはそれ以上に)達成しうるような会計方法は考えだされていない。

あきらかに、これらの4つの諸命題の連言(「そして」でそれらを結合したもの)からは、「最初に選択された諸会計方法が毎期継続的にもちいられている」という命題が、論理的必然として演繹されてくるのである。そしてそのことは、「期間利益が単位比率同形性をもっている」という命題はうえに示された論理実証主義的な意味で「検証可能」であり、したがって単位比率同形性を期間利益測定の基準としてもちいることは有意味であること、を証明しているものといえよう。そして、そのように単位比率同形性を期間利益測定が十分に達成しているかないかを検証する基準が、会計方法の継続性がまもられているかどうかということである。したがってこの推論によれば、「継続性原則」は相互比率同形性の達成を第1にめざしているのではなくむしろ単位比率同形性を達成するための1つの必要条件(うえの諸前提のもとでの)であり且つ単位比率同形性の有無を検証する1つの部分的な基準として機能している、と解釈されねばならないことになる。

もちろん、継続性原則が単位比率同形性を可能にするがためにはうえの(b)に示された諸前提が同時にみたされていなければならず、現実の会計制度のもとではそれらの諸前提がみたされている可能性は非常に少ないではないか、という反論が予想される。しかしそれらの諸前提をできるだけつくりだそうという努力は現実に存在していると我々は答えたい。

〔例1〕 棚卸資産原価の期間配分のための具体的方法としては、「先入先出法、各種の平均法、後入先出法、個別法等がある」が、<sup>(24)</sup>「各企業は期間損益の適正な算定を指導原理とし、企業の性質、棚卸資産の性質・種類、物的移動の実情、

(24) 企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第四 棚卸資産の評価について 第一の二(昭和37年、企業会計審議会)。

採用する原価計算の方法等を考慮にいれて期間配分の方法を選択しなければならない<sup>(25)</sup>と、わが国の連続意見書第四「棚卸資産の評価について」は主張している。減価償却方法の選択にかんしては、「減価が主として時の経過を原因として発生する場合には、期間を配分基準とすべきである(ex. 定額法, 定率法, 級数法, 償却基金法等——引用者)。これに対して、減価が主として固定資産の利用に比例して発生する場合には、生産高を配分基準とするのが合理的である<sup>(26)</sup>(すなわち生産高比例法をもちいるべきである——引用者)」(わが国の連続意見書第三「有形固定資産の減価償却について」)。このように、非常にあいまいではあるが、なんとか各期間の利益を費用発生の実態にそくしてできるだけ正しく、つまり単位比率同形的に測定する会計方法を採用しようとする意図は現実の会計制度のもとにあってもみられていることがわかる。もちろん、この好ましい意図にもかかわらず、どのような状況においていかなる会計方法がもっとも大きな程度において単位比率同形的かを示す会計基準はまだ確立されてはいないのであるが……。そして、この会計基準をうちたてることこそが現在のもっとも重要な課題としてのこされているのではあるが……。

〔例2〕 会計方法にかんする継続性原則の適用にさいしては、測定がいっそう正確になる場合にかぎってその会計方法の変更をおこなうことがみとめられ、「変更が行なわれる場合には、当該諸報告を比較可能なものとするのに十分に詳細な当該変更についての明示がなされる。<sup>(27)</sup>」ここで「測定がいっそう正確になる場合」とは、おそらく、いままで適用されてきた会計方法の妥当性を破壊するような事象または状況が生じた場合、あるいは、単位比率同形性をいっそうよく達成しうるような新しい会計方法が考案・承認されるにいたった場合、のいずれか(又は両方)であろう。そして、これらの場合には継続性がいった

(25) 同上 第一の二。

(26) 企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第三 有形固定資産の減価償却について、第一の五(昭和35年, 企業会計審議会)。

(27) Maurice Moonitz, op. cit., p. 43 (訳書, 82頁)。

んやぶられることがむしろ要請されているということは、毎期つねに、うえにのべた2通りの事態のいずれか(又は双方)が現実に生じていないかどうかを絶えずチェックしていることを意味するのである。いいかえれば、単位比率同形性にかんする論理実証主義的な検証を可能にするための前提のうち(b)の(2)と(3)とが現実にあてはまっているかどうかがつねにチェックされているのである。これらの諸前提が現実に妥当しなくなるときには、継続性原則がまもられていることを確認することによっては単位比率同形性の存在はもはや検証されえないので、そこで、単位比率同形性をできるかぎり回復するがために、あたらしい会計方法へのきりかえが行なわれるわけである。

このように理解すると、現実の会計制度のもとでの利益測定は「単位比率同形性を相互比率同形性の上位におく立場」にたっていること、しかも、「各期の利益が単位比率同形性をもっているかどうか」ということが、「継続性原則」の遵守をチェックすることとその遵守が単位比率同形性を保証することになるために必要な諸前提をチェックすることをつうじて、たえず論理実証主義的な意味で——不完全ながら——検証されていること、があきらかになった。

## Ⅷ 結 論

要するに、われわれの上の考察によれば、現実の外部報告会計制度における期間利益の測定は、「単位比率同形性を相互比率同形性の上位におく立場」にたっている。しかし、現実に利益数値の単位比率同形性が達成されている程度は、おそらく、小さいものにすぎないであろう。そしてその原因は、(a)ほんとうに各場合にたいして単位比率同形的な会計方法は何かが究明されていないこと、(b)会計方法が変更されるべき経営状況は具体的にはいかなる状況なのか不明確であること、(c)現存する諸会計方法よりも同形性をいっそう大きな度合において達成する新しい会計諸方法の開発・普及が不十分であること、にあるのである。

しかし、そうであっても、単位比率同形性のために要求される会計処理方法と相互比率同形性をたもつために要求されるであろう会計処理方法とのあいだに対立が生ずる場合には現実の会計制度は前者を採択することを会計実践にたいして求めていること、そして、さらに、現実の会計制度は各期間利益が単位比率同形性をもっているかないかを論理実証主義的な意味で検証する——不完全だが——仕組（そしてその同形性が明らかに失われたばあいにはそれを出来るだけ回復しうる会計方法へ切り替えるという仕組）になっている事実からみて、現実の会計制度はやはり「単位比率同形性を相互比率同形性の上位におく立場」にたっている、と結論せざるをえない。

つぎに、会計制度がいかにあるべきかという政策的立場からかんがえても、経営間における利益（または利益率）の正しい比較が可能なのは、各企業の期間利益が単位比率同形性をそなえている場合のみである（*ex.* すべての企業に同一会計方法を統一的に採用せしめてみても、企業Aではそれにより単位比率的に正しい利益が測定され企業Bでは歪みをふくんだ利益が算定されたならば、その2つの企業の当期利益は比較可能ではない）ことからみても、単位比率同形性をできるだけ高めるような方向において会計実践を変革して行くことがのぞましい、いや不可欠であろう。そのために必要なことは、(1)各場合、各状況にたいして単位比率同形的な会計方法は何かを究明すること、(2)会計方法が変更されるべき経営状況は具体的にはいかなる状況をあきらかにすること、そして(3)単位比率同形性をいっそう大きい程度において達成しうるような新しい会計諸方法を開発すること、の3つが必要である。どれも非常に困難な問題であるが、それらについてはまた稿をあらためて論じたい。

(1971. 2. 4)

#### 〔補遺A〕同形性の定義

測定によって物の間のある関係が数の間のある関係により適切に表現されう

るがためには、数のあいだの関係と物のあいだの関係が同じ構造をもっていなければならない。この同じ構造という直観的観念を正確にあらわすものが「同形性」概念である。

まず、「関係システム」(a relational system) というものを定義する。関係システムとは有限順序をもった形式  $\alpha = \langle A, R_1 \cdots R_n \rangle$  をいう。ここで  $A$  は関係システムの定義域とよばれる・諸要素の・空でない・集合である。そして  $R_1 \cdots R_n$  は、 $A$  における諸関係をあらわす。

〔例1〕  $A_1$  は今生きている全部の人間の集合、 $R_1$  は、 $A_1$  にふくまれるすべての人  $a$  と  $b$  について  $a$  が  $b$  よりも前に生まれた場合そしてその場合のみ  $aR_1 b$  であるような、 $A_1$  におけるある2要素の関係を示すとすると、 $\alpha_1 = \langle A_1, R_1 \rangle$  は1つの関係システムである。

つぎに、関係システムの「タイプ」を定義する。正の整数の  $n$  個の項の連なりを  $S = \langle m_1, m_2, \cdots, m_n \rangle$  とする。 $m_i = m_j$  ということもありうる。このとき、関係  $R_i$  が  $m_i$  個の要素のあいだの関係をあらわす ( $i=1, 2, \cdots, n$ ) ならば、 $\alpha = \langle A, R_1 \cdots R_n \rangle$  はタイプ  $S$  であるという。

〔例2〕 うえの〔例1〕における関係システム  $\alpha_1$  はタイプ  $\langle 2 \rangle$  である。また、たとえば、 $\alpha_2 = \langle A_2, P_2, T_2 \rangle$  とし、ここで  $P_2$  と  $T_2$  は  $A_2$  にかんする2要素の関係であるならば、 $\alpha_2$  はタイプ  $\langle 2, 2 \rangle$  である、といえる。

もう一つの準備的定義として、2つの関係システムが同じタイプである (ex. どちらも  $\langle 2, 3 \rangle$  である等々) とき、それらは「類似」(similar) であるという。

いまや、われわれは「同形性」(isomorphism) の一般的定義をあたえることができる。 $\alpha = \langle A, R_1 \cdots R_n \rangle$  と  $\beta = \langle B, S_1 \cdots S_n \rangle$  が類似した関係システムであるとしよう。もしも  $A$  から  $B$  の上への1対1関数が存在して、各々の  $i$  ( $i=1, \cdots, n$ ) および  $A$  の諸要素の各順序  $\langle a_1, a_2, \cdots, a_m \rangle$  に関して  $S_i(f(a_1) \cdots f(a_m))$  であるときかつそのときのみ  $R_i(a_1 \cdots a_m)$  であるならば、 $\beta$  は  $\alpha$  の同形写像 (isomorphic image) である。 $\beta$  は  $\alpha$  の同形写像であるというかわ

りに、 $\alpha$  と  $\beta$  とは「同形的」である、という。

関数  $f$  が 1 対 1 であるという要件をおとした場合、うへの  $\beta$  は  $\alpha$  の準同形的な (homomorphic) 写像である、といわれる。

(以上は Patrick Suppes and Joseph L. Zinnes, Basic Measurement Theory, op. cit., pp.3 ~7 によった)。

〔補遺B〕 4種類の測定のあいだの外延関係について

(a) 比率関係の測定は、区間関係、順序関係および異同関係をも正しく (同形的に) 測定しうることの証明。

本体  $P$  にぞくする任意の2つの要素を  $a, b$  とし、当該測定により  $a$  にたいしては  $f(a)$ 、 $b$  にたいしては  $f(b)$  という数字がわりあてられるものとしよう。この測定は本体における比率関係を同形的に写像するのであるから、

$$\frac{a}{b} = \frac{f(a)}{f(b)} = k \quad \dots\dots(1)$$

$$(b \neq 0, f(b) \neq 0)$$

本体  $P$  にぞくする任意の4つの要素を  $a, b, c, d$  とすると、うへの測定規則  $f$  によれば、本体における区間関係  $\frac{a-b}{c-d}$  に対する写像は  $\frac{f(a)-f(b)}{f(c)-f(d)}$  となる。しかるに、 $f(c)$  と  $f(d)$  のうちのいずれかは0でないから、いまそれをかりに  $f(c)$  とすると、

$$\frac{f(a)-f(b)}{f(c)-f(d)} = \frac{\frac{f(a)}{f(c)} - \frac{f(b)}{f(c)}}{1 - \frac{f(d)}{f(c)}} = \frac{\frac{a}{c} - \frac{b}{c}}{1 - \frac{d}{c}}$$

(∵ 比率関係は同形的に写像されるから)

$$= \frac{a-b}{c-d} \quad \dots\dots(2)$$

ゆえに(2)から、比率関係を同形的に写像する任意の測定は区間関係をも同形的に測定することが証明された。

つぎに、 $P$  の任意の2要素  $a$  と  $b$  について、

$$\begin{aligned} f(a) - f(b) &= f(b) \left\{ \frac{f(a)}{f(b)} - 1 \right\} = f(b) \left\{ \frac{a}{b} - 1 \right\} \\ &= \frac{f(b)}{b} (a - b) \end{aligned} \quad \dots\dots(3)$$

$\frac{f(b)}{b} > 0$  のときは、 $a$  と  $b$  のあいだの順序関係(大小関係)は  $f(a)$  と  $f(b)$  とのあいだの大小関係により同形的に写像されることはあきらかである(∵  $a > b$  なら  $f(a) > f(b)$ ,  $a < b$  なら  $f(a) < f(b)$ )。他方、 $\frac{f(b)}{b} < 0$  のときは、 $a > b$  ならば  $f(a) - f(b) < 0$  すなわち  $f(a) < f(b)$ ,  $a < b$  ならば  $f(a) - f(b) > 0$  すなわち  $f(a) > f(b)$  となる。したがってこの場合には、測定値のあいだの大小関係と本体の大小関係は逆なのだという約束をもうければ、前者から後者を正しく推論することができる。

最後に、本体  $P$  の任意の 2 要素  $a, b$  について、(1)から、

$$\frac{a}{b} = \frac{f(a)}{f(b)} = k$$

であるから、 $a \neq b$  のとき且つそのときにかぎり  $\frac{f(a)}{f(b)} \neq 1$  である。したがって、測定値のあいだの比率が 1 にひとしいか否かにもとづいて、本体における異同関係を知ることができるわけである。

(証明終)

(b) 区間関係の測定は順序関係および異同関係を正しく(同形的に)測定しうるが、比率関係を正しく測定することはかならずしもできないことの証明。

本体  $P$  の諸要素  $a, b, c, d$  についての区間関係を当該測定規則  $g$  により同形的に測定しうるから、

$$\frac{a-b}{c-d} = \frac{g(a)-g(b)}{g(c)-g(d)} \quad \dots\dots(4)$$

(4)より

$$g(a) - g(b) = \frac{g(c) - g(d)}{c - d} (a - b) \quad \dots\dots(5)$$

(5)式から、もしも  $\frac{g(c) - g(d)}{c - d} > 0$  ならば、 $g(a) > g(b)$  のときかつそのときにかぎり  $a > b$ ,  $g(a) < g(b)$  のときかつその時にかぎり  $a < b$  となる。すなわちこの測定 ( $g$ ) は、本体の順序関係(大小関係)を同形的に写像しうる。

また、もしも  $\frac{g(c)-g(d)}{c-d} < 0$  ならば、 $g(a) > g(b)$  のときには  $a < b$ 、 $g(a) < g(b)$  のときには  $a > b$  である。したがってこの場合には、測定値大小関係と本体大小関係とは逆向きだということさえ知っておけば、前者から後者を正しく推論しうる。

つぎに、(5)式において  $\frac{g(c)-g(d)}{c-d} \neq 0$  だから ( $\because$  もしも  $\frac{g(c)-g(d)}{c-d} = 0$  となりうるならば  $\frac{g(a)-g(b)}{a-b} = 0$  すなわち  $a-b \neq 0$  なのに  $g(a)-g(b) = 0$  となりうるわけだが、これは(4)式と矛盾する)、 $g(a) = g(b)$  のとき且つそのときにかぎり  $a = b$  であり、 $g(a) \neq g(b)$  のとき且つそのときにかぎり  $a \neq b$  である。ゆえに、この測定 ( $g$ ) は本体異同関係を同形的に測定する。

区間関係の同形的な測定  $g$  が比率関係をかならずしもつねに同形的に写像しえないことを証明するためには、ただ1つの例をあげるだけで十分である。そしてその例は本稿Ⅲの141頁～142頁ですでに示された。

(証明終)

(c) 順序関係の同形的な測定は異同関係を正しく示しうるが、区間関係を(したがってまた比率関係を)同形的に測定しうるとはかぎらないことの証明。

もしもある測定が本体における異同関係を正しく写像しないならば、それは(i)  $a \neq b$  であるのに  $a = b$  であると写像するか、(ii)  $a = b$  なのに  $a \neq b$  として写像するかのいずれかである。そしてそのいずれも、 $a$  と  $b$  とのあいだの順序関係を歪めて写像していることはあきらかである。ゆえに、順序関係の同形的な測定はかならず異同関係を同形的に測定する。

順序関係についての同形的な測定がかならずしも区間関係を同形的に測定しえないことを証明するためには、1つの例をあげることで十分であり、そしてその例はすでに本稿Ⅲ141頁において示されている。

(d) 異同関係の同形的な測定はかならずしも順序関係(したがって区間関係したがってまた比率関係)を同形的に測定しうるとはかぎらないことの証明。

この証明のためには1つの例をあげることで十分であり、その例は本稿Ⅲ140

頁においてすでにあたえられている。

[補 遺 C]

第  $t$  期の当写体純利益を  $P_t$ , 第  $t'$  期のそれを  $P_{t'}$ , 第  $t$  期末の純資産(当写体)を  $N_{te}$ , 第  $t$  期首のそれを  $N_{ta}$ , 第  $t'$  期末のそれを  $N_{t'e}$ , 第  $t'$  期首のそれを  $N_{t'a}$ ,  $N_{te}$  にふくまれる歪みを  $\alpha$ ,  $N_{ta}$  におけるそれを  $\beta$ ,  $N_{t'e}$  におけるそれを  $\gamma$ ,  $N_{t'a}$  におけるそれを  $\delta$  とする。なお, 第  $t$  期の実写体—純利益を  $P'_t$ , 第  $t'$  期のそれを  $P'_{t'}$  とする。

第  $t$  期と第  $t'$  期との実写体利益の比率が, それらの期の当写体利益の比率にひとしいのだから,

$$\frac{P'_t}{P'_{t'}} = \frac{(N_{te} + \alpha) - (N_{ta} + \beta)}{(N_{t'e} + \gamma) - (N_{t'a} + \delta)} = \frac{(N_{te} - N_{ta}) + (\alpha - \beta)}{(N_{t'e} - N_{t'a}) + (\gamma - \delta)} = \frac{P_t}{P_{t'}}$$

しかるに,  $\frac{P_t}{P_{t'}} = \frac{N_{te} - N_{ta}}{N_{t'e} - N_{t'a}}$

であるから,

$$\frac{(N_{te} - N_{ta}) + (\alpha - \beta)}{(N_{t'e} - N_{t'a}) + (\gamma - \delta)} = \frac{N_{te} - N_{ta}}{N_{t'e} - N_{t'a}}$$

$$\therefore \frac{N_{te} - N_{ta}}{N_{t'e} - N_{t'a}} = \frac{P_t}{P_{t'}} = \frac{\alpha - \beta}{\gamma - \delta} \quad \dots\dots(1)$$

(1)式は, 第  $t$  期実写体利益にふくまれる歪み  $(\alpha - \beta)$  と第  $t'$  期実写体利益の中の歪み  $(\gamma - \delta)$  との比率が第  $t$  期当写体利益と第  $t'$  期当写体利益との比率に等しいことが, 期間利益の相互比率同形性の存在のために必要であることを示す(ただし,  $\gamma - \delta = 0$  のときは  $\alpha = \beta$ )。

(証明終)

# 国際経営問題と経営行動科学

吉 原 英 樹

## 1. 経営の国際化

現代社会における代表的企業は、大企業である。大企業の行動は、現代社会をうごかしている諸要因のうち、もっとも重要な要因の1つであると考えられる。

大企業の行動は、さまざまな特質を示すが、その重要な特質の1つとして、経営の国際化をあげることができよう。経営の国際化は、大企業の行動を特質づけるものとして、近年、その重要性をましつつある。

ここで経営の国際化とは、企業の経営活動が1国の領土のなかでもっぱら展開される状態から、2つ以上の国家の領土にまたがって展開される状態に拡大されることを意味している。したがって、経営の国際化が進展すると、企業の経営活動のなかで「国際経営」(international business) が大きな比重を占めるようになる。<sup>(1)</sup>

---

(1) 「国内経営」(domestic business) にたいして「国際経営」を特質づけるもっとも基本的なメルクマールは、企業の経営活動が2つ以上の国家の領土にまたがって行なわれることにもとめられよう。

たとえば、フェアウェザーは国際経営の定義にかんして、つぎのようにのべている。「国際経営 (international business) のきわめて精緻な定義を行なうことは可能であるが、それは、唯一の中心的特質——国際経営は2つ以上の国家にまたがった経営である——をもつように思われる。」

J. Fayerweather, *International Business Management: A Conceptual Framework*, 1969, p. 5.

なお、国際経営の定義にかんしては、つぎも参照。

E.J. Kolde, *International Business Enterprise*, 1968, chapter 1.

「国内経営」(domestic business) 活動に専念している製造企業が経営の国際化によって国際経営活動に関与を深めてゆく過程は、一般的、原理的に整理すればつぎのようになる。<sup>(2)</sup>

まず第1に、企業が他の輸出諸機関(輸出業者、バイヤー、買付事務所、メーカー輸出代理店、輸出協会など)を通じて輸出する段階、すなわち間接輸出の段階がある。

つぎに、企業みずからが輸出部門(輸出課、輸出事業部、輸出販売会社など)をもち、それを通じて製品を輸出する直接輸出の段階がある。

これらの商品輸出の段階のつぎに、パテント、商標、技術などを輸出する段階がある。それは、ライセンスの段階である。

経営の国際化がさらに進展すると、企業はいよいよ海外に直接進出し、種々のかたちでの現地事業単位(駐在員事務所、支社、合弁会社、子会社など)を設立し、販売、保管、組立て、製造などを行なうようになる。

こんにち重要な問題として注目をあびている経営の国際化は、いままで経営の国際化の段階のうち、ライセンスと企業の海外進出、とくに後者である。

さて、経営の国際化のうち、ライセンスと海外企業進出は、これまでのところ、もっぱらアメリカの大企業の行動として理解してもさしつかえなかった。若干のヨーロッパの大企業をこれに加えれば、だいたい十分と考えられた。そして、これに応じて、国際経営問題の研究もほとんどアメリカにおいて展開され、国際経営にかんする文献は大部分アメリカの研究者の手によるものであった。<sup>(3)</sup>

---

小林規威稿「国際経営管理序説」小林規威編『国際経営』(講座・現代の経営、第7巻、河出書房、昭和43年)5—10ページ。

(2) 竹田志郎著『国際企業の経営管理』(中央経済社、昭和31年)11ページ。

(3) 衣笠洋輔稿「世界企業成立の条件」村田昭治編『ワールド・マーケティング』(久保村隆祐編、現代マーケティングの構図、第5巻、日本生産性本部、昭和44年)35ページ。

この状態は、基本的には、こんにちにおいてもなおつづいていると思われる。しかし、日本企業の経営の国際化の進展を無視したり、過小に評価することは、もはやゆるされなくなってきたことを注意しなければならない。日本経済の大型化と国際化に対応して、日本企業の経営の国際化も大きく進展しており、ライセンスや企業の海外進出もさかんになっているのである。

つぎに示す表1は、戦後の日本企業の対外直接投資の推移を示したものである。<sup>(4)</sup>

表1 対外直接投資の形態別推移 (単位：千ドル)

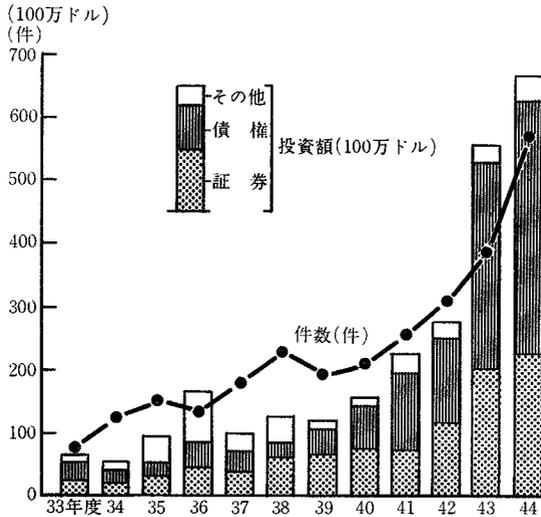
	証券取得		債券取得		海外 接 事 業		支 店		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金額	件数	金 額
1951～59年度	305	92,611	98	75,890	12	21,587	149	7,065	564	197,153
60	104	34,083	28	21,130	5	37,208	12	1,574	149	93,998
61	86	46,588	34	38,753	1	77,806	12	1,059	133	164,205
62	112	39,542	35	31,300	4	24,769	26	3,814	177	99,424
63	155	64,134	35	23,276	4	37,286	29	2,729	223	127,424
64	136	68,912	40	38,988	2	11,946	17	623	195	120,470
65	153	75,578	40	69,236	5	11,991	9	382	207	157,186
66	191	74,493	43	121,316	4	30,590	15	708	253	227,107
67	219	118,897	54	85,051	3	20,081	31	4,944	307	228,976
1951～67累計	1,461	614,838	407	504,940	40	273,264	300	22,899	2,208	1,415,941
68 (暫定)	—	194,000	—	316,000	—	28,000	—	535	—	539,000
1951～68累計	—	809,000	—	821,000	—	301,000	—	23,000	—	1,955,000
(注) ① 許可ベース	② 件数は新規のみ。						1969年度	568	668,000	
③ 「支店」は開設資金のみ。										
④ 一部暫定数字を含む。										

(出所) 経済企画庁総合計画局調べ

(4) 経済審議会国際資本移動研究委員会編『資本自由化と海外企業進出——国際資本移動研究委員会報告書——』(大蔵省印刷局, 昭和44年) 132～133ページの第8—1表を転載。ただし、1969年度の数値は、筆者が追加したものである。1969年度の数値は、つぎによる。

『統計月報』(東洋経済新報社) 昭和45年10月号, 3ページ。

図1 日本企業の海外投資（許可実績）



また、図1は、昭和33年（1958年）から昭和44年（1969年）について、日本企業の対外直接投資の推移をグラフ化したものである。<sup>(5)</sup>

この表とグラフから、日本企業の対外直接投資はこの数年に急激に増加していることがわかる。

また、このようなマクロのレベルのデータではなく、個々の企業あるいは企業集団の段階でも、日本企業のライセンスと海外企業進出がこの数年に急激に増加していることがわかる。主要な企業のかなりのものは、ライセンスあるいは海外企業進出を実施しており、多くの企業がその実施を計画している状態にある。<sup>(6)</sup>

日本の企業は、輸出のかたちでの国際的な経営活動にかんしては、古い経験と大きな実績をもっている。最近では、これに加えて、ライセンスや海外

(5) 『同上書』3ページの図を転載。

(6) 主要企業の海外関係会社については、つぎにくわしいデータがみられる。『同上書』2—23ページ。

企業進出のかたちでの国際的な経営活動が、急激に重要性を加えつつあるのである。

要するに、経営の国際化、とくにライセンスと海外企業進出は、アメリカとヨーロッパの企業に固有な動向ではなく、日本の企業にとっても基本的な動向になりつつあるといえるのである。<sup>(7)</sup>

## 2. 国際経営問題

企業は、経営の国際化によって国際経営活動への関与を深めてゆくにつれて、国内経営活動では経験しなかった新しい種類のさまざまな問題に直面するようになる。また、企業はその国際的な経営活動によって、その環境にたいして新しい種類の問題を提出したり、さまざまな影響をおよぼすようになる。

まず、後者のほうからみると、企業の国際経営活動、とくにライセンスと海外企業進出（以下、本稿で国際経営活動というとき、それはおもにライセンスと海外企業進出を意味するものとする）は、進出先の政治、経済、社会などにたいしてさまざまな影響をおよぼす。たとえば、ロビンソン (R. D. Robinson) がその著『国際経営政策』で詳細に論述しているように、アメリカおよびヨーロッパの企業の国際経営活動は、アジア、アフリカおよびラテン・アメリカの諸国の政治にたいして、ひじょうに大きな影響をおよぼしてきた。<sup>(8)</sup> こんにちでは開発途上国とよばれるこれらの国の政治の歴史は、西欧企業の国際経営活動をぬきにしては理解できないほどである。企業の国際経営活動は、今後、開発途上国の政治にたいしてのみならず、先進工業国の政治にたいして

(7) 日本企業のライセンスと海外進出の状況については、つぎの2冊の書物がとくに参考になると思われる。

前掲『資本自由化と海外企業進出』第3部。

重化学工業通信社編『海外投資・技術輸出要覧』(重化学工業通信社, 昭和44年)。

(8) R.D. Robinson, *International Business Policy*, 1964. (小沼敏訳『国際経営政策』ペリかん社, 昭和44年) chapter 1.

も、大きな影響をおよぼしつづけることが予想される。

1 国の経済は、企業の国際経営活動によって大きな影響をうけることがある。たとえば、外国企業の進出は 自国産業の発展を阻害したり、あるいは逆に促進することがあり、それに応じて、国の産業政策は左右される。また、企業の国際経営活動は、その海外投資をとおして国際収支のうごきに大きな影響をおよぼすばあいがある。アメリカ政府は、この数年間国際収支危機に直面して、アメリカ企業の海外投資を規制する政策をとっている。

企業の国際経営活動は、進出先において社会的、文化的な影響をおよぼす。たとえば、1960年以降におけるアメリカ企業のヨーロッパ各国への急激な進出は、ヨーロッパの社会や文化にすくなからぬ影響をあたえ、「アメリカ化」の現象をひきおこしているといわれる。企業の国際経営活動は、さらに、各国の法律制度および国際法にたいしても、国際二重課税、投資保証、投資紛争などにかんしてさまざまな問題を提出し、その現在のあり方に検討を要請している。

これらは、企業の国際経営活動がその政治的、経済的、法律的、社会的、文化的な環境にたいしておよぼす影響の問題としてひっくるめることができよう。国際経営活動が大きくなるにつれて、これらは重要な問題となり、(国際)政治学)、(国際)経済学、(国際)法学、社会学、文化人類学などにたいして1つの研究テーマを提供するまでにいたっている。そして、これらのテーマにかんして、<sup>(9)</sup>すでに研究がすすめられつつある。

---

(9) 企業の国際経営活動をめぐる法律的問題については、つぎを参照。

*Ibid.*, chapter 2.

経済学者による国際経営問題のとりあつかいについては、つぎを参照。

C.P. Kindleberger, *American Business Abroad*, 1969. (小沼敏監訳『国際化経済の論理』ベリかん社、昭和45年)。

小宮隆太郎稿「直接投資と産業政策」新飯田宏、小野旭編『日本の産業組織』(岩波書店、昭和44年) 322—363ページ。

浜田宏一著『経済成長と国際資本移動』(東洋経済新報社、昭和42年)。

企業の国際経営活動をめぐる社会的、文化的な問題については、つぎを参照。

ところが、経営学の立場から企業の国際経営活動をめぐる諸問題に接近するならば、これらの問題とはちがった、つぎのような問題が中心的な問題としてうかびあがってくると思われる。

企業は、なぜ、経営の国際化を推進し、国際経営活動に従事するようになるか。

企業は、どのような方法ないし形態によって、国際経営活動を行なっているか。それは、どういう理由によるか。

国際経営活動に従事している企業の組織構造はどのようになっているか。それは、国内経営活動に専念している企業のばあいとくらべて、どのような相違を示すか。その理由は、なにか。

現地事業所の管理は、どのように行なわれているか。また、そこにはどのような問題がみられるか。

さらに、企業は、その国際経営活動をより合理的に遂行し、また推進するためには、どのようにしなければならないか。

経営学の1分野として国際経営論を位置づけるならば、これらの問題が国際経営論のとりくむべき中心的な問題の例になるとと思われる。<sup>(10)</sup>

以下、本稿においては、国際経営論を経営学の1分野として位置づけ、このように位置づけられる国際経営論の立場から、企業の国際経営活動をめぐる諸問題をとりあげていくことにしたい。

---

T.C. Cochran, "Cultural Factors in Economic Growth," *Journal of Economic History*, Vol. xx, No. 4, December 1960, pp. 515-530.

中川敬一郎稿「経営者行動の国際比較」小林規威編『前掲書』211～232ページ。

(10) ここに例示した問題は、組織論とくに近代組織論をベースにする経営学にとって中心的な問題である。経営学としては、これ以外にすくなくとも企業の資本論ともいふべき企業形態論をあげなければならないであろう。企業形態論の立場からは、ここにあげたものとはちがう国際経営問題が中心的な問題となるであろう。その例については、たとえばつぎを参照していただきたい。

佐藤定幸著『世界の企業』（岩波新書、岩波書店、昭和39年）。

さて、いま、国際経営論にとって中心的と思われる問題をいくつか列挙したが、ここで、それらを整理することにしたい。そのばあい、手がかりとして、衣笠洋輔助教授が提出されている世界企業の判別基準を利用することにした。

衣笠助教授によれば、世界企業の判別基準は、発生順につきの3つに分類できるとされる。<sup>(11)</sup>

- (1) 企業の海外進出の度合いおよび形態にかんするもの……海外製造基地の有無およびその数、海外投資、売上げおよび利益の絶対額、その伸長率および全体にたいする割合
- (2) 経営視野にかんするもの……世界的視野の確立のいかん、およびその視野にもとづく経営方針、経営政策決定の有無
- (3) 管理組織にかんするもの……この世界的視野にもとづく経営政策の実行にとって重要不可欠の地域別、国別分権化のための管理組織の整備状況、あるいは地域別事業部制組織の確立の有無

この3つの基準をあげられたうえで、これらの3つの基準を適用して世界企業を判別する方法について、同助教授はつぎのように主張される。

「これら3つの基準は単独で用いる場合、いずれも問題点を持ち、この三者の総合的適用が必要となる。この場合、3つの基準は平面的に理解されることなく、②経営視野に関する基準を1次の基準として、①および③の基準をその補完的基準として理解されることが最も適切である。」<sup>(12)</sup>

---

(11) 衣笠洋輔稿「世界企業成立の条件」村田昭治編『前掲書』45—51ページ。

(12) 『同上書』45—46ページ。

衣笠助教授による世界企業の判別基準の定式化は、世界企業の研究の分野においてなされたもっとも重要な貢献の1つであると思われる。ただ、つぎの点を指摘しておく必要があると思われる。衣笠助教授は、経営視野を「市場志向を基調とする経営視野」としてとらえられ、世界企業の成立の過程を、市場視野が「国内市場志向視野」から「国内対海外市場志向視野」へ、さらに「国際（世界）市場志向視野」への変化の過程としてとらえられる。この立場は、基本的にマーケティング論的思考に立脚するものであり、その点にユニークさがあり、また、意義をもっていると思われる。

つぎに、この衣笠助教授による世界企業の判別基準を手がかりにして、企業の国際経営活動をめぐる諸問題を整理する作業をすすめることにしたい。

まず、1次の基準とされる経営視野にかんする基準をみることにする。衣笠助教授は、「1次の基準としての、②経営視野に関する基準は、企業戦略、特にその戦略策定の中核ともいべき企業の基本的・長期的目標と密接な関係のもとに把握されており、これら3つの基準のなかで最も基準的かつ包括的な基準といえる<sup>(13)</sup>」とのべられている。この主張からみると、経営視野にかんする基準は、経営学の意味決定論の分野の概念を用いて、企業の基本的な目的と戦略にかんする基準といいかえることができるであろう。そして、もしこのいいかえが可能であり、また適当であるとすれば、企業の国際経営活動をめぐる諸問題の全体のうちから、まず、企業の国際経営活動を全体的に、基本的に支配している基本的な目的と戦略という問題領域を区別することは可能であり、また適当であると思われる。

国際経営活動にかんする企業の基本的な目的と戦略の問題（以下、「国際経営の戦略問題」とよぶことにする）とは、たとえば、つぎのようなかたちで考えることができるであろう。

企業の国際経営活動の成功・失敗を判定する基準は、経営目的である。国際経営活動は、自明のことであるが、経営目的の達成をめざして行なわれるものである。したがって、国際経営活動の基本的な目的を解明することは、企業の国際経営活動を理解するためには、必要不可欠である。なお、企業の国際経営活動を直接的に指導する目的（以下、国際経営目的とよぶ）を解明するばあい、それだけを切りはなしてとりあげるのではなく、それを企業の全体的な経営目的のシステムのなかに位置づけてとらえることも重要であると考えられる。

---

しかし、マーケティング論的思考がやや強調されすぎている点は、否定できないと思われる。この点にかんしては、十分な検討と批判が必要であると考えられる。

(13) 『同上書』46ページ。

つぎに、企業は、その国際経営活動を行なうにあたり、明示的なものであるか暗黙的なものであるかは別にして、いくつかの基本的なルールにしたがうのがふつうである。そのルールは、国際経営戦略とよぶことができる。前述の国際経営目的が国際経営活動によって達成ないし実現すべき変数およびその水準を指定するのにたいして、国際経営戦略は、国際経営活動をその事業の形態ないし方法にそくして基本的に指定する。

より具体的にいえば、国際経営戦略としては、たとえばつぎのような戦略がある。<sup>(14)</sup>

- (1) マーケティング戦略
- (2) 供給戦略
- (3) 労務戦略
- (4) 要員戦略
- (5) 所有戦略
- (6) 財務戦略
- (7) 法律戦略
- (8) コントロール戦略

企業の国際経営活動は、基本的には、国際経営目的と国際経営戦略の2つによって規定されると考えられる。したがって、国際経営目的と国際経営戦略は、1つの重要な問題領域を形成するといえよう。

つづいて、補完的な判別基準の1つである管理組織にかんする基準をみることにしよう。衣笠助教は、この基準についてつぎのようにのべておられる。

「企業が世界市場志向視野に立ち、それにもとづく経営方針および経営戦略を展開しているかどうかは、その管理組織をみる場合、最も明らかである。すなわち、管理組織は企業の経営方針および経営戦略の遂行を最も具体的、

---

(14) この8つの戦略は、ロビンソンがあげているものである。

R.D. Robinson, *International Management*, 1967.

かつ適切に反映したもので、この意味において、この管理組織に関する基準に代わりうる基準はないであろう。<sup>(15)</sup>

衣笠助教授のこの主張の根底には、「構造は戦略にしたがう」（“structure follows strategy”）というチャンドラー（A.D. Chandler）の基本命題がおかれていることは、明らかである。<sup>(16)</sup> すなわち、衣笠助教授の経営視野はチャンドラーの戦略に相当しており、管理組織は構造に相当しているのである。そこで、チャンドラーの構造の概念規定をみると、チャンドラーは、「構造は企業を管理するための組織の仕組みと定義できる」<sup>(17)</sup>とのべている。そして、つづいてつぎのようにのべている。「この仕組みは、それがフォーマルに定義されているかインフォーマルに定義されているかは別にして、2つの側面をもっている。それは第1に、異なる管理部門間や管理者間の権限とコミュニケーションのラインをふくんでおり、第2には、これらのコミュニケーションと権限のラインを流れる情報とデータをふくんでいる。<sup>(18)</sup>」

衣笠助教授の管理組織は、チャンドラーの構造とほぼ同じ概念であると考えられる。そこで、この管理組織という基準を手がかりにして、国際経営活動の諸問題のうち国際経営活動にかんする組織構造の問題を1つの問題領域として分類することができる<sup>(18)</sup>と考える。それは、「国際経営の組織構造問題」とよぶことができよう。

国際経営の組織構造問題とは、その名称が表現しているように、企業の国際経営活動をめぐって生じる組織構造の問題である。それは、より具体的にいえば、本社において国際経営活動を担当する組織単位をどのように形成し、また

(15) 衣笠洋輔稿「世界企業成立の条件」村田昭治編『前掲書』46ページ。

(16) A.D. Chandler, Jr., *Strategy and Structure: Chapters in the History of the Industrial Enterprise*, 1962.（三菱経済研究所訳『経営戦略と組織——米国内企業の実業部制成立史——』実業之日本社、昭和42年）p. 14.

(17) *Ibid.*, p. 14.

(18) *Ibid.*, p. 14.

どのように位置づけるかという問題，および本社と現地事業所のあいだの権限とコミュニケーションの関係をどのようにつくりあげるかという問題などが中心的な問題となるであろう。

最後に，企業の海外進出の度合いおよび形態にかんする基準をみることにしよう。われわれは，この基準を手がかりにして，現地事業所を直接的な舞台にして生じる国際経営問題を1つの問題領域として提案することができるであろう。これは，一般に，「現地管理問題」，「在外経営問題」，「フォーリン・オペレーション問題」などの名称でよばれている問題領域である。本稿では，「現地管理問題」の名称を用いることにする。

企業が，政治的，経済的，社会的，文化的な諸条件を異にする外国地に進出して経営活動を営むばあい，国内経営活動では経験したことの無い新しい種類のさまざまな困難な問題に直面する。現地人管理の問題はその代表的な例である。この現地管理問題は，本社の国際経営目的と国際経営戦略によって設定される基本的なフレームワークのなかで行なわれる現地事業所の経営活動をめぐって生じる問題である。

さて，以上において，国際経営活動をめぐって生じる経営問題を，衣笠助教の世界企業の判別基準を手がかりにして，つぎの3つの問題領域に分類し，<sup>(19)</sup>整理したわけである。

---

(19) 参考のために，ここに示した国際経営問題の3つの領域のそれぞれと既存の主要な文献との関連づけを行なうと，つぎのようになるであろう。

まず，国際経営の戦略問題を取りあつかっている主要文献としては，ロビンソンのつぎの文献をあげることができる。

R.D. Robinson, *op. cit.*, 1964.

R.D. Robinson, *op. cit.*, 1967.

つぎに，国際経営の組織構造問題にアプローチしている主要な文献としては，つぎのものをあげることができるであろう。

G.H. Clee and A. di Scipio, "Creating a World Enterprise," *Harvard Business Review*, November-December 1959, pp. 77-89.

G.H. Clee and W.M. Sachtjen, "Organizing a Worldwide Business," *Harvard*

- (1) 国際経営の戦略問題
- (2) 国際経営の組織構造問題
- (3) 国際経営の現地管理問題

ここで、ここに提出した国際経営問題の整理は、1つの整理の仕方であることをことわっておかなければならないであろう。ここに示したものの以外にも、いくつかの整理の仕方があるものと思われる。そこで、つぎに、国際経営問題をうえのように3つの問題領域に整理する理由と意図について、明らかにしなければならぬ。

筆者が国際経営問題へアプローチするにあたっての基本的な問題意識は、経営学における最近の動向を代表する「経営行動科学」——それがいかなるものであるかは、次節で明らかにする——によって国際経営問題を取りあつかうにはどのようにすればよいかというものである。すなわち、筆者は、国際経営問題への経営行動科学的アプローチの可能性を探求し、それを実現したいという抱負をもっているのである。この節で示した国際経営問題の整理は、じつは、この基本的な問題意識の所産にほかならない。つぎに、節をあらためてこの点をくわしくのべることにしたい。

### 3. 経営行動科学

経営学は、この10年あまりのあいだに、めざましい発展をとげた。この発展は、経営学におけるつぎのような新しい動向ないし流れによってもたらされた

---

*Business Review*, November-December 1964, pp. 55-67.

衣笠洋輔稿「世界企業成立の条件」村田昭治編『前掲書』。

第3の国際経営の現地管理問題については、フェアウェザーの一連の著作でくわしく論じられている。

J. Fayerweather, *The Executive Overseas*, 1959.

——, *Management of International Operations*, 1960.

——, *International Marketing*, 1964.

——, *International Business Management: A Conceptual Framework*, 1969.

といえよう。

その第1の動向は、オペレーションズ・リサーチやマネジメント・サイエンスの展開である。それは、経営の意思決定問題を合理的に解決するための方法をもとめて、意思決定問題に数量的分析の方法で接近することを特色にしている。

第2の動向としては、行動科学的意思決定論の展開をあげることができる。それは、バーナード(C. I. Barnard)、サイモン(H.A. Simon)、マーチ(J.G. March)、サイヤート(R.M. Cyert)などを中心的な担い手として発展してきた流れである。それは、第1の動向を方法論的に批判し、それに対抗するかたちで展開されてきている。

第3に、組織におけるモチベーションやリーダーシップの問題を中心的な問題として追求する流れがある。アージリス(C. Argyris)、リッカート(R. Likert)、マグレガー(D. McGregor)などは、この流れを代表する研究者である。この流れにたいしては、研究の方法と対象からみて、「モチベーションの行動科学」の名称が<sup>(20)</sup>適当と考えられる。

これらの3つの流れのうち、第2の流れと第3の流れは、行動科学的アプローチをとる点で共通している。そこで、この2つの流れを「経営行動科学」という名称でとらえ、第1の流れと区別することにしたい。

つぎに、経営行動科学を構成する2つの流れについて、もうすこしくわしくみることにしたい。まず、行動科学的意思決定論のほうからみることにする。

意思決定の理論としては、1つに、古典派経済学の「経済人」の合理的な選択の理論を原型とし、その後、ゲームの理論や統計的決定理論として、また、

---

(20) この流れは、「人間関係の行動科学」あるいは「リーダーシップの行動科学」とよばれることもある。つぎを参照。

占部都美編著『企業行動科学』(鹿島研究所出版会、昭和43年)11ページ。

西田耕三著『企業行動科学の基礎』(現代経営学全集、第21巻、白桃書房、昭和44年)50-56ページ。

オペレーションズ・リサーチやマネジメント・サイエンスとして発展している「経済人的意思決定論」<sup>(21)</sup>がある。行動科学的意思決定論は、この経済人的意思決定論を方法論的に批判し、それに対抗すべきものとして提示されている意思決定論をさしている。具体的にいえば、それは、さきほどのべたように、パーナード、サイモン、マーチ、サイヤートなどによって展開されてきている意思決定論である。

経済人的意思決定論が、方法論的に意思決定者として全知全能の「経済人」を仮定し、最適な意思決定のためのルールを追求するのにたいして、行動科学的意思決定論は、現実の意思決定の過程において、とくに組織における意思決定の過程において、意思決定の合理性を制約している諸条件にとくべつの注意をはらう。現実の意思決定過程においては、代替的手段のうちのごくかぎられたものしか知りえないのがふつうであり、また、その代替的手段のもたらす結果についても不明なところが多い。さらに、達成すべき目的が明確なかたちで定義されることは、まれである。意思決定の多くは、現実には、このような制約された条件のなかで行なわれるというのである。

この基本的な認識——それは「制約された合理性の原理」とよばれる——にもとづいて、行動科学的意思決定論は、(1)満足基準の仮説、(2)「不満足——探求」の仮説、(3)学習による適応の仮説など、一連のユニークな仮説を開発し、それらによって現実の意思決定の過程を分析し、説明しようとする。

この行動科学的意思決定論によって企業組織の意思決定の過程を解明しようと最初に試みたのは、サイヤートとマーチを中心とする研究グループである。かれらは、企業組織で行なわれる意思決定のうち、とくに生産量の決定と価格の決定をとりあげ、その決定の過程を行動科学的意思決定論によって解明しよ

---

(21) 筆者はこれまで「規範的意思決定論」という名称を用いていたが、その後、この名称は誤解をまねく要素もっていることが明らかになったので、本稿では、「経済人的意思決定論」という名称を用いることにした。

うとした。かれらのこの研究プロジェクトは「企業の行動理論」(a behavioral theory of the firm)の名でよばれる。この「企業の行動理論」の研究プロジェクトに刺激されて、つぎつぎと一連の研究が行なわれるようになり、そしてその成果が公表されるようになる。クラークソン(G. P. E. Clarkson), ボニーニ(C. P. Bonini), アンソフ(H. I. Ansoff)の研究は、その代表的なものである。<sup>(22)</sup>

ここで、アンソフの研究についてとくに言及しておくことにしたい。アンソフは、多角化戦略の形成と多角化プロジェクトの選択という企業の戦略的決定の領域に行動科学的意思決定論を基本的な武器としてアプローチしている。アンソフの行動科学的な戦略的決定論は、国際経営問題への経営行動科学の適用を意図している筆者に、1つの重要な示唆を提供してくれる。国際経営問題のうちのとくに戦略問題にたいして行動科学的意思決定論を適用する試みの可能性が、アンソフの試みに示唆されていると思われるのである。この点については、次節以下で具体的に明らかにする予定である。

経営行動科学を構成するもう1つの流れであるモチベーションの行動科学は、モチベーションの概念を基本的な概念として、組織における人間行動にアプローチすることを基本的な特色にしている。したがって、モチベーションやリーダーシップの問題が中心的な問題になる。この流れは、概観すると、つぎのようになるであろう。<sup>(23)</sup>

まず、リッカートの研究がある。かれは、グループ・ダイナミックスの方法論と研究成果から強い影響をうけつつ、おもに第1線監督者のリーダーシップ

---

(22) 行動科学的意思決定論のくわしいことは、つぎをみていただきたい。

拙著『行動科学的意思決定論』(現代経営学全集、第20巻、白桃書房、昭和44年)。

(23) くわしいことは、たとえばつぎをみていただきたい。

拙稿「モチベーションの行動科学と新しい管理システム」今井賢一、岡本康雄、宮川公男編『企業行動と経営組織——企業行動コンファレンス報告・1——』(日本経済新聞社、昭和46年)。

と従業員のモチベーションの関係进行分析し、その分析結果にもとづいて参加的・集団的な管理をもっともすぐれたものとして提示している。つぎに、重要なものとして、自己実現欲求の観点から個人と組織の関係を分析し、個人と組織の統合の方法を追求しているアージリスの研究がある。マグレガーは、企業組織の成員の欲求システムにおける変化の認識を基礎において、伝統的な「命令と統制による管理」にかわる新しい管理として、「統合と自己統制による管理」を提唱している。ハーズバーグ (F. Herzberg) は、人間は基本的に2組の欲求、すなわち不快さを回避したいという欲求と精神的成長によって自己実現をはかりたいという欲求をもつという仮説にもとづいて、有名な動機づけ一衛生理論を展開している。これらの研究に共通してみられる重要な問題意識は、組織の成員の欲求の充足を可能にする機会を組織のなかで成員に提供することによって、かれらのモチベーションを高め、最終的には組織の生産性を高めるためには、どのような管理、とくにモチベーション管理を行なうべきかというものである。

国際経営問題への適用という観点からは、モチベーションの行動科学は、主として現地管理問題の問題領域に貢献の可能性をもっていると考えられる。というのは、現地管理問題の1つの重要な問題は、現地人管理の問題であり、とくに現地人のモチベーション管理の問題であると考えられるからである。

異なる社会的、文化的な条件のもとで育ち、そして生活している現地人は、当然、国内の従業員とはちがう欲求構造をもっているであろう。したがって、国内で成功をおさめているモチベーション管理をそのまま外国地の事業所で実施しても、成功しないと考えられる。そのモチベーション管理を現地人の欲求構造の特質に適応させて修正したり、あるいはまったく新しいモチベーション管理を創造することが必要になる。この問題にたいしては、モチベーションの行動科学は1つの貢献を行なう可能性をもっていると考えられるのである。

筆者は、基本的な立場として、いままで経営行動科学を基本的な武器にして国際経営問題にアプローチすることを意図しているのである。さしあたり、本稿の以下のところでは、行動科学的意思決定論による国際経営の戦略問題への接近を試みることにしたい。

そのまえに、前節で示した国際経営問題の整理について一言しておかなければならない。

アンソフはその著『企業戦略論』において、企業的意思決定をつぎの3つのカテゴリーに分類している。<sup>(24)</sup>

(1) 戦略的決定 (strategic decision)

戦略的決定は、主として、企業の内部問題よりも企業の外部問題にかかわるものであり、とくに企業の製品市場分野の選択にかかわるものである。企業の戦略的決定の問題としては、企業の目的や目標の設定と多角化戦略や拡大戦略といった経営戦略の形成がある。

(2) 管理的決定 (administrative decision)

管理的決定とは、最大の遂行能力を発揮するように企業の資源を構造化する意思決定をさしている。この管理決定は、2つに大別される。その1つは、組織についての決定であり、とくに権限と責任の関係やコミュニケーション・システムについての決定である。もう1つは、資源の調達と開発にかんするものであり、それには、資材の調達、人材の採用と訓練と開発、必要な資本の調達、設備の調達についての決定がふくまれている。

(3) 業務的決定 (operating decision)

業務的決定の主要なものには、価格、生産量、予算配分、在庫管理などについての決定がある。これらの決定の目的は企業の資源の転形過程の能率を最大

---

(24) H.I. Ansoff, *Corporate Strategy*, 1965. (広田寿亮訳 『企業戦略論』 産業能率短期大学出版部, 昭和44年) pp. 5-6.

占部部美著 『戦略的経営計画論』(白桃書房, 昭和43年) 13-14ページ。

にすることであり、いいかえれば、日常的な業務の収益性を最大にすることである。

アンソフのこの分類は、企業の意味決定問題を整理し、分類する方法として、もっともすぐれたものの1つであるとされている。筆者は、このアンソフの分類を国際経営問題の整理に適用すれば、1つの有益な結果をえることができるのではないかと考える。そこで、アンソフの意味決定の3つのカテゴリーを基本的なフレームワークとして、衣笠助教授の世界企業の判別基準を直接的な手がかりにして、国際経営問題を前節で示したように3つの問題領域に整理し、分類したのである。この問題整理は、国際経営問題への経営行動科学の適用、とくに行動科学的意味決定論の適用をすすめるために必要な1つの基礎作業と考えられる。

#### 4. 国際経営戦略論

##### I 国際経営の戦略問題へのアプローチ

企業の国際経営活動は、前述したように、国際経営目的と国際経営戦略の2つによって設定される基本的なフレームワークにしたがって行なわれているとみることができる。この国際経営目的と国際経営戦略の概念、機能、その形成過程、その適応過程などを記述論的に、また実践論的に分析することが、国際経営戦略論の課題である。

国際経営論の分野の文献で国際経営の戦略問題に言及していないものはほとんどないが、本格的にとりあげているものはごく少数しかないようである。それらの少数の文献についてみると、まず、企業の国際経営活動の戦略的側面を中心にして、詳細な叙述的分析を行なっている文献をあげることができる。その代表例は、ウィルキンズとヒル (M. Wilkins and F. E. Hill) の『フォードの海外戦略』である。<sup>(25)</sup>

(25) M. Wilkins and F.E. Hill, *American Business Abroad: Ford on Six Conti-*

本書は、1903年に設立されたフォード自動車会社の設立以来60余年にわたる国際経営活動を取りあつかったものである。それは、とくに、国際経営活動の戦略的側面に焦点をあてており、世界企業フォードがいかなる方針のもとになにをめざして、国際経営活動を行なってきたかを詳細に叙述している。本書の執筆のためには、フォード自動車会社の文書保管所をはじめ、あらゆる海外事業所の資料が提供され、それらの資料にもとづいて、フォードの国際経営活動の歴史の全貌が克明に、しかも興味深い筆致でえがかれている。本書は、個別経営史の分野での最高の傑作の1つとみなされている。

ところで、この『フォードの海外戦略』でとられている研究アプローチは、「叙述的アプローチ」として特色づけることができるであろう。ここで、叙述的アプローチというのは、企業の国際経営活動について、多面的な、詳細な、具体的な叙述を行ない、対象の詳細な実態像を明らかにすることを主要なねらいにする研究アプローチをさしている。それは、企業の国際経営活動についてゆたかな肉付きをもった叙述を行なうが、少数の仮説を用いて対象を科学的に説明するという厳密な方法をとらない。<sup>(26)</sup>

『フォードの海外戦略』に代表される国際経営の戦略問題への叙述的アプローチは、国際経営活動の戦略的側面の克明な、実態的な像をわれわれに提供してくれる。国際経営活動の戦略的側面は、最高の企業機密に属する分野であり、部外者である研究者がその実態を知りたいと思っても、ほとんど不可能である。したがって、叙述的アプローチは、戦略的側面の実態の詳細な叙述を提供することによって、戦略問題の研究の発展に基礎的な貢献を行なうものであるといえよう。

しかし、戦略問題の研究は、叙述的アプローチだけで十分というわけにはい

---

nents, 1964. (岩崎玄訳『フォードの海外戦略』上, 下, 小川出版, 昭和44年)。

(26) 叙述アプローチをとる文献としては、『フォードの海外戦略』のほかにつぎのようなものをあげることができるであろう。

かない。国際経営戦略論を厳密科学の段階にまで高めようとするならば、いくつかの基本的な仮説を構成し、その仮説で理論を組立て、その理論でもって企業の国際経営活動の戦略的側面の種々の現象を科学的に説明できるようにしなければならない。そのためには、叙述的アプローチのほかに、「分析的アプローチ」を発展させることが必要であると思われる。

ここで分析的アプローチというのは、少数の基本的な仮説を設定し、その仮説にもとづいて一連の仮説の系列をみちびき出し、その仮説の系列すなわち理論によって国際経営の戦略問題を科学的に説明するというアプローチである。また、実践論的にいえば、分析的アプローチは、記述論的分析の成果に立脚しながら、国際経営の戦略問題の合理的な解決に役立つ技法や原理を発見し、定式化しようとするものである。この分析的アプローチは、社会科学の分野では、経済学においてもっとも発達したかたちでみることができる。筆者は、国際経営の戦略問題の研究も、この分析的アプローチをとるようにならなければならないと考えるものである。

分析的アプローチという観点からは、ロビンソンの研究が重要な意味をもってくると思われる。ロビンソンの国際経営戦略論は、戦略問題への分析的アプローチの第1歩をふみ出していると考えられるからである。そこで、つぎに、ロビンソンの研究をとりあげて検討することにしたい。

## II ロビンソンの国際経営戦略論

企業の生存と成長は、企業のおかれている環境的諸条件に適合した経営目的

---

F.G. Donner, *The World-Wide Industrial Enterprise: Its Challenge and Promise*, 1967. (小沼敏訳『GMの世界戦略——世界的企業の経営理念——』(ベリかん社, 昭和42年)。

小林袈裟治著「GE——典型的世界企業の形成と発展——」(脇村義太郎監修, 世界企業シリーズ, 第4巻, 昭和45年) とくに第5章と第10章。

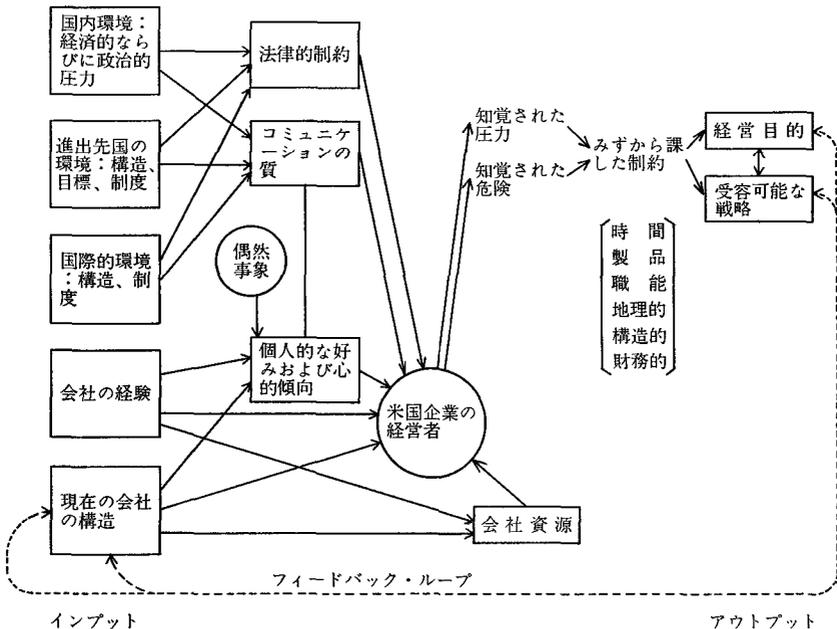
沢田久男著『五番街の日章旗——ソニーの海外戦略——』(講談社, 昭和45年)。

の設定と経営戦略の形成に直接的に依存している。企業の国際経営活動についても、同じことがあてはまる。では、国際経営目的の設定と国際経営戦略の形成は、実際にどのようにして行なわれており、また、どのように行なうのが合理的であろうか。

以下、国際経営目的の設定と国際経営戦略の形成について、ロビンソンの所説<sup>(27)</sup>をみることにしたい。

まず、国際経営目的と国際経営戦略の形成過程における重要な変数として、つぎの4つをあげる(以下、図2を参照のこと)。

図 2<sup>(28)</sup>



(27) 以下の論述は、おもにつぎの文献にもとづく。

R.D. Robinson, *op. cit.* 1967, pp. 6-13.

- (1) 国内環境
- (2) 進出先国の社会経済的環境
- (3) 国際的な経済および政治のシステムの構造——この2つはいずれも法律的な制約をうみ出す。

- (4) 会社資源

このうち、会社資源とは、財務資源、人材、技術的知識、グッドウィル、無形資源（パテント、著作権、商標、取引にかんする機密など）、配給システム、政治的な力などをさしている。

つぎに、国際経営目的と国際経営戦略の形成過程において、正確なコミュニケーションと環境への柔軟な適応を阻害する変数として、つぎの4つがあげられる。

- (1) 会社の経験
- (2) 現在の会社の構造
- (3) コミュニケーション・システムの質
- (4) 個人的な好みと心的傾向

ここで、会社の構造とは、短期間のうちに大幅に変更するのが困難である組織的な硬直性を意味しており、所有、経営者の独立性、取締役会の地位、事業部の独立性、事業部の形成基盤、会社の規模、他の企業との契約関係などの要素から成り立っている。

うえにあげられた4つの変数は、いうまでもなく、密接に関連しあっている。会社の構造と経営者の個人的な好みおよび心的傾向は、コミュニケーション・システムの質を部分的に決定する。そして、コミュニケーションの質と経営者の個人的な好みおよび心的傾向は、国内環境および海外環境についての経営者の知覚に変化をもたらす。

また、これらの4つの変数は、経営者によって知覚された他の変数（すなわ

---

(28) *Ibid.*, p. 8, Figure 2.

ち、国際的な環境、進出先国の環境、国内環境、会社資源）との相互作用をと  
おして、知覚された圧力と危険をうみ出す。そして、この圧力と危険のシステ  
ムは、たいていのばあい、「みずから課した制約」をみちびき出す。これには、  
つぎのようなものがふくまれている。

- (1) 時間の制約……これは、国際経営戦略の時間的特性にかんする制約であ  
る。戦略には短期的な性格の戦略と長期的な性格の戦略とがあり、その  
いずれを選択するか、またどのように組合わせて選択するかは、重要な問  
題である。
- (2) 海外で販売あるいは製造される製品にかんする制約
- (3) 職能的な制約……これは、進出先国においてとる事業形態にかんする制  
約である。進出先国においてとられる事業形態には、販売、組立て、製造、  
建設、エンジニアリング、コンサルティング、ライセンスなどがある。
- (4) 国際経営活動の地理的範囲にかんする制約
- (5) 構造にかんする制約……これは、前述した会社の構造にかんする制約で  
ある。
- (6) 財務上の制約……これは、財務政策にかんする制約であり、たとえば、  
海外子会社の拡張はそれぞれの会社の利益の再投資によるのでなければな  
らないという政策などがその例である。

これらの6つの制約のなかで、経営者は国際経営目的を定義し、その目的を  
達成するための国際経営戦略を形成するのである。

以上が、ロビンソンの提示している国際経営目的の設定と国際経営戦略の形  
成の過程である。図2は、それを図示したものである。

なお、ここで、経営目的と経営戦略についてのロビンソンの定義を明らかに  
しておくことにしたい。

ロビンソンは、企業の目的は利潤の極大化であるという立場をとっている。  
この立場は、国際経営活動にかんしても一貫してとられている。したがって、

われわれのいう国際経営目的は、ロビンソンにあっては利潤極大化であるとい  
ってよいと考えられる。ただ、ロビンソンが、たんに利潤の極大化といったの  
では無意味であり、「どこで」、「だれのために」、「いかなる期間にわたって」利  
潤を極大化するかを明らかにしなければならないとのべていることは、重要で  
ある。なお、ロビンソンの国際経営目的については、のちほどくわしく検討す  
ることにしたい。

つぎに、ロビンソンは、戦略とは方針の選択 (policy choice) であり、それは  
一度選択されると、制度化される傾向にあり、したがって短期的な変更には抵  
抗を示すとしている。この戦略にたいするのは戦術 (tactic) であり、それは日  
常業務的な決定である。それは将来ちがった日常業務的な決意を行なうことに  
たいして、ほとんどあるいはまったく制度化された抵抗をもたらさない。ロビ  
ンソンによる戦略の定義についても、のちほどくわしく検討することにしたい。

さて、ロビンソンは、つづいて、海外プロジェクトの選択のプロセスについ  
てのべている。ひきつづいて、ロビンソンの所説をみることにしたい。<sup>(29)</sup>

海外プロジェクトの選択のプロセスは、大きく、つぎの5つの段階にわけら  
れる（以下、図3を参照のこと）。

- (1) 海外プロジェクトにたいする関心を喚起する段階
- (2) 海外プロジェクトについて第1段階的な評価を行なう段階
- (3) 海外プロジェクトについて本格的に調査することを決定する段階
- (4) 本格的な調査の段階
- (5) 最終的に海外プロジェクトを選択し、投資を決定する段階

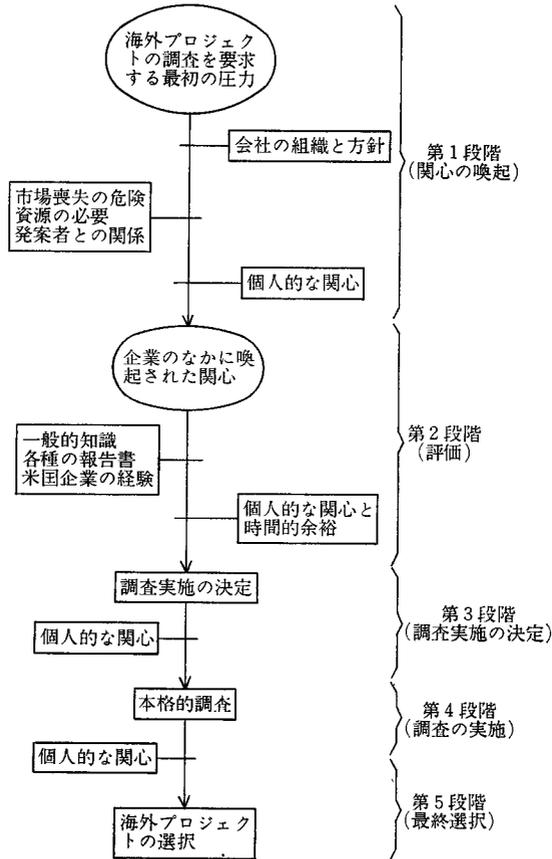
まず、第1の関心の喚起の段階についてみると、ロビンソンは、1956年から  
1959年にかけての調査にもとづいて、アメリカの会社において海外プロジェクト

(29) 以下の論述は、おもにつぎの文献にもとづく。

R.D. Robinson, *op. cit.*, 1967, pp. 13-17.

R.D. Robinson, *op. cit.*, 1964, pp. 208-218.

(30)  
図 3



トにたいする関心がどのように喚起されるかについて、つぎのような一般化を行なっている。

第1に、経営者に最初に海外プロジェクトに関心をもたせた圧力ないし刺激の源泉は、ほとんど企業の外部にあった。そのなかでは、外国人実業家グルー

(30) R.D. Robinson, *op. cit.*, 1967, pp. 14-15, Figure 3 を筆者が単純化したものである。

ブと会社の在外代表者がもっとも重要な源泉であった。

第2に、会社の組織と方針は、国内経営活動を念頭においてつくられていることが多いので、海外プロジェクトを検討するよいうにという最初の圧力にたいして、1種の制動機としてはたらくことがある。

第3に、会社に海外プロジェクトを真剣に考慮させたもっとも顕著な理由は、現在または将来の市場が失われる危険、資源の必要、プロジェクトの発案者にたいする信頼（および発案者にたいする関係）の程度、会社の方針などであった。

企業のなかに海外プロジェクトにたいする関心が十分に育ってくると、つづいて第1段階的にそのプロジェクトを評価する段階がくる。この段階の評価のプロセスは、ひじょうに主観的であることが多く、また、会社の規模、会社の経験、時間的余裕などによって左右される。

この評価の段階において、プロジェクトについて本格的な調査を実施するか否かをきめるために使われるもっとも重要な情報源は、「一般的知識」であったが、それは明らかに会社をとりまく一般的な環境と過去における海外事業の経験からえられたものであった。2次的な重要性をもつ情報源は、会社の輸出業者および販売業者、一般的な法律事務所、銀行などから出される報告書、それに進出を考慮している国における他の米国企業の経験についての一般化されている見解であった。

海外プロジェクトがこの段階の評価に合格し、つぎの本格的調査の段階へとすすむことができるか否かを左右する支配的な変数は、そのプロジェクトに関心を示し、またそのプロジェクトについての論議に時間を費やすことのできる人が相当上層の管理階層のなかに存在するかどうかである。

さて、この第1段階的な評価の結果、その海外プロジェクトが有望であると考えられるにいたると、つづいて本格的調査の段階がはじまる。

1つの海外プロジェクトを本格的に調査しようという意思決定は、ひじょう

に重要な意味をもつ意思決定である。まず、それは、本格的な調査のために、時間と人間と資金などの会社資源を投入することを意味している。つぎに、この決定は、それまでに海外での事業機会に関与したことのない企業にとって、重大な心理的突破を意味している。

ところで、本格的調査を実施するという決定は、2つの決定をふくんでいる。その1つは、だれが調査を行なうか、とくにどの管理階層の者が責任者となって調査を行なうかを決定することである。もう1つは、調査の性格や方法を決定することである。

つづいて、本格的調査が実施される。ロビンソンの調査の結果では、調査の方法と調査結果の分析方法は、会社によってひじょうにちがっており、一定の方式は存在しない。

この本格的な調査につづいて、最終的な選択の段階がくる。最終的な選択は、つぎの2つについてなされる。その1つは、どこに投資するかを決定すること、すなわち投資地域を決定することである。もう1つは、どのような事業形態で投資するかを決定することである。

以上が、ロビンソンが提示している海外プロジェクトの選択のプロセスの骨子である。

ロビンソンの国際経営戦略論は、国際経営の分野における著者の多年にわたる、また幅広い調査と研究のうえにきずかれており、ゆたかな肉付きをもっている。しかし、本稿では、その肉付きのほとんどをけずり落として、骨格だけを明らかにするように努力した。つぎに、節をあらためて、ロビンソンの国際経営戦略論の骨格について、詳細な検討を加えることにしたい。

## 5. 国際経営の戦略問題と行動科学的意思決定論

ロビンソンの国際経営戦略論は、戦略問題への分析的アプローチの展開という点からみて、1つの大きな意味をもつと考えられる。

前述したように、国際経営の戦略問題を本格的にとりあげている文献は少数しかなく、その少数の文献もたいていは叙述的アプローチをとっている。国際経営の戦略問題にたいして分析的アプローチを試みている文献は、現在のところほとんどない状態である。<sup>(31)</sup>

この状態は、国際経営の戦略問題の性格を考えると、ある意味では仕方のないことだともいえよう。国際経営の戦略問題の領域では、他の問題領域と比較して、問題解決にあたって、合理的な計算や計量を行なうことはひじょうにむずかしく、したがってそのようなことはほとんど行なわれない。それにかわって、経営者の主観や心的傾向などが重要な役割を演じる。戦略問題の解決の過程は、高度に不確実な状況のもとで行なわれる高度に非定型的な過程である。したがって、国際経営の戦略的過程に科学的な分析を加えることは、ひじょうに困難である。ロビンソンの国際経営戦略論の試みは、このような性格をもつ国際経営の戦略的過程に分析的アプローチをとろうとしている点で、高く評価されるべきものであると考えられる。

ロビンソンは、国際経営の戦略問題を、まず、国際経営目的と国際経営戦略を選択ないし形成する過程としてとらえる。その過程は、192 ページの図 2 のように定式化されている。つぎに、ロビンソンは、個別的な海外プロジェクトを選択する過程を明らかにする。その過程の骨格は、196 ページの図 3 のように示される。

いうまでもなく、図 2 と図 3 に示されている段階の分析では、まだまだグロ

(31) 国際経営戦略として、製品戦略、マーケティング戦略、ロジスティック戦略、財務戦略、所有戦略などをとりあげ、それぞれにたいして考察を加えている文献がいくつかみられる。しかし、それらの文献は、国際経営の戦略問題を表面的にとらえているにすぎないばあいが多い。国際経営目的と国際経営戦略について、その概念、その機能、その形成過程、その適応過程など、国際経営の戦略問題の核心をとらえている文献は、ほとんどみあたらないといってよい。

E.J. Kolde, *op. cit.*, part IV.

J. Fayerweather, *op. cit.*, 1969, chapter 5.

スでありすぎ、現実の国際経営の戦略的な過程を説明することは不可能である。また、それは実践的な意味もあまりもたないと思われる。現実の国際経営の戦略的過程を科学的に説明するためには、また、それを実践的な立場から改善するためには、分析のレベルをさらにレベルアップすることが必要である。とくに、概念のあいだの関係を明確に定義し、可能なかぎり数学的に定義し、操作可能なモデルをつくるように努力することが必要である。

ロビンソンの試みは、したがって、分析的アプローチへの道を切りひらくものとして評価されるべきであるといえよう。

さて、国際経営の戦略問題にたいして分析的アプローチをとるといっても、その具体的な方法にはいろいろの方法がある。ロビンソンのばあいには、国際経営戦略論は基本的には意思決定論として展開されていると考えることができる。

ロビンソンは、国際経営の戦略問題を、すでにくわしくみたように、まず第1に、国際経営目的と国際経営戦略の選択ないし形成の過程としてとらえ、第2に、海外プロジェクトの選択の過程としてとらえている。したがって、ロビンソンのばあいには、国際経営の戦略問題は国際経営の戦略的決定の問題といかえることができるのである。

ところで、国際経営の戦略問題を戦略的決定の問題としてとらえ、国際経営戦略論を意思決定論として展開するばあい、すくなくとも2つの方向が可能である。その1つは、経済人的意思決定論を基礎におく方向である。もう1つは、行動科学的意思決定論を基礎におく方向である。では、ロビンソンは、この2つのいずれの方向をとっているであろうか。

ロビンソンの示している国際経営戦略についての意思決定の過程(図2と図3を参照)をみてただちに気づくことの1つは、意思決定者の個人的な好み、関心、心的傾向が意思決定の過程における1つの重要な変数として重視されていることである。また、ロビンソンは、1956年から1959年にかけて行なった国

際経営にかんする調査の結果の分析にもとづいて、「多くの海外事業については、信頼できる財務的ならびに経営的分析が困難なため、個人的な意見——および感情——がそれだけ意思決定において大きなウエイトを占めることになった<sup>(32)</sup>」とのべている。

このように、国際経営の戦略的決定の過程において、客観的、合理的な分析が困難であること、それに応じて、意思決定者の個人的、主観的な意見や判断、さらに感情が重要となることを指摘することは、ロビンソンの分析において1つの重要な特色になっているのである。

この特色からみると、ロビンソンの方向は、経済人的意思決定論を基礎におく方向であるよりは、行動科学的意思決定論を基礎におく方向により近いといえると思われる。経済人的意思決定論は、すでにのべたように、方法論的に意思決定者として、全知全能の経済人を仮定し、その経済人の合理的な意思決定の究明を主要な課題とする。これにたいして、行動科学的意思決定論は、現実の意思決定の過程の分析にもとづいて、合理的な意思決定を制約している各種の制約条件に注目し、経済人の合理的な意思決定は現実にはほとんどのばあい不可能であると考え。そして、意思決定状況の複雑さに比較して意思決定者の能力は限定されているため、現実の意思決定の合理性は、主観的、相対的な性格の合理性でしかない<sup>(33)</sup>と主張する。意思決定過程についてのロビンソンの基本的な見方は、行動科学的意思決定論のこのような基本的な立場と共通するものであると考えてよいと思われる。

つぎに、この見解を支持するものとして、ロビンソンが意思決定問題にアプローチするにあたって、過程志向の立場をとっている点を指摘できる。ロビンソンは、国際経営の戦略的決定の過程の全体を分析する立場に立つのである。

(32) R.D. Robinson, *op. cit.*, 1964, p. 217.

(33) この点のくわしいことは、つぎをみていただきたい。

拙著『前掲書』第4章。

たとえば、ロビンソンの示している海外プロジェクトの選択の過程は、(1)関心の喚起、(2)第1段階的な評価、(3)調査実施の決定、(4)調査、(5)最終的な選択の5つの段階から成り立っている。

2つの意思決定論のうち、経済人的意思決定論は、代替案の評価と選択の段階にその分析を集中させる傾向をもち、最適な代替案とはどのような代替案であるかを明らかにすることを主要なテーマにしている。その意味で、経済人的意思決定論は意思決定にたいして結果志向的アプローチをとるものとして特色づけられる。これにたいして、行動科学的意思決定論では、代替案の探求から最終的な選択にいたるまでの意思決定のすべての段階が分析され、意思決定の過程を明らかにすることが主要なテーマになっている。その意味で、それは、意思決定にたいして過程志向的なアプローチをとるものであるといえる。<sup>(34)</sup>ロビンソンの意思決定分析は、国際経営の戦略的決定の過程の解明を主要なねらいにしており、その意味で過程志向的アプローチをとるものであるといえよう。したがって、それは、行動科学的意思決定論と共通するものをもっているといえるのである。

以上、ロビンソンによる国際経営の戦略問題の分析は、国際経営の戦略的決定の分析として展開されていること、しかもその意思決定分析は重要な点で行動科学的意思決定論の分析と共通することを明らかにするようにつとめてきた。しかし、ロビンソンの国際経営戦略論は、現在のかたちのままでは、行動科学的意思決定論による国際経営の戦略問題の分析であるとはいえない。それは、いくつかの点で、不十分なところをもっているのである。つぎにこの点をくわしくみることにしたい。

---

(34) この点のくわしいことは、つぎをみていただきたい。

拙著『同上書』257ページ。

なお、つぎも参照。

西田耕三著『前掲書』第3章の第3節および第4節。

まず、第1に、国際経営目的と国際経営戦略の形成過程と海外プロジェクトの選択過程の区別およびその関係について、ロビンソンの所説をみることにしたい。

すでにくわしくみたように、ロビンソンは、国際経営の戦略問題を、大きく、国際経営目的と国際経営戦略の形成過程と海外プロジェクトの選択過程の2つにわけて分析する方法をとっている。この方法は、国際経営の戦略問題を分析する方法として、ひじょうにすぐれたものであると考えられる。

企業の国際経営活動は、海外プロジェクトの選択およびその実施の過程としてとらえることができよう。ところで、海外プロジェクトの選択は、国際経営目的と国際経営戦略によって設定される基本的なフレームワークにしたがって行なわれることを注意しなければならない。

いま、たとえば、海外企業進出にあたっては全額出資の子会社という所有戦略をとっている企業を仮定しよう<sup>(35)</sup>。この企業に2つの海外プロジェクトが提案される。第1のプロジェクトはA国に企業進出するプロジェクトであり、A国では全額出資の子会社を設立することが可能である。第2のプロジェクトはB国に企業進出するプロジェクトであり、B国では50パーセント以下の出資比率しか認められない。この2つのプロジェクトがほかの点ではひとしいばあい、この企業は第1のプロジェクトを選択するであろう。なぜなら、全額出資の子会社という所有戦略が第2のプロジェクトの選択を拒否するからである。

重要なことは、どのような海外プロジェクトが最終的に選択され、実施されるかは、基本的には、国際経営目的と国際経営戦略によってきまるということである。

国際経営目的と国際経営戦略は、まず、個別的な海外プロジェクトの探求にあたって、探求ルールとして機能する。さきほどの所有戦略でいえば、海外プ

(35) 実際に、ゼネラル・モーターズ社はこの所有戦略をとっている世界企業として有名である。

プロジェクトの探求は、原則的には全額出資の子会社の設立を認めている国にたいして行なわれ、認めていない国にたいしては行なわれないであろう。つぎに、国際経営目的と国際経営戦略は、探求された海外プロジェクトを評価する際に、評価基準として機能する。全額出資の子会社という所有戦略が評価基準としてどのように機能するかは、すでにみたとおりである。そこで別の例で考えると、国際経営目的の主要なものが危険分散の目的であるとする。この危険分散の目的は、新しい地域への進出あるいは新しい製品分野への進出を意味する海外プロジェクトに有利な評点をあたえるであろう。

国際経営の戦略問題の分析は、したがって、つぎの2つの段階において分析するのが適当であることになる。

- (1) 国際経営目的と国際経営戦略の形成過程
- (2) 個別的な海外プロジェクトの選択過程

ロビンソンの分析の方法は、基本的にはこの方法をとっていると考えられ、その点ですぐれたものであると考えられるのである。

さて、ここで、意思決定の過程を、目的と戦略についての意思決定の過程と個別的な代替案についての意思決定の過程の2つにおいて分析する方法は、行動科学的意思決定論を特色づけている1つの基本的な方法であることを指摘しなければならない。経済人的意思決定論、たとえば投資決定論では、個別的な投資案の評価と選択の段階に分析が集中されている。これにたいして、行動科学的意思決定論では、まず、個別的な代替案の評価と選択の段階だけでなく、探求の段階も分析の重要な対象とされる。さらに、行動科学的意思決定論では、個別的な代替案の探求・評価・選択の過程は基本的には決定ルールによって支配されるという認識を基本において、決定ルールの形成・変更の過程が分析の対象とされる。戦略的な決定過程においては、経営目的と経営戦略が決定ルールとなり、この2つにたいして分析が行なわれるのである。<sup>(36)</sup>

ロビンソンは、さきほどのべたように、分析の基本的な方法として、国際経

営目的と国際経営戦略の形成過程と個別的な海外プロジェクトの選択過程とを区別して分析する方法をとっている。しかし、ロビンソンの分析は、その細部においてはいくつかの不十分な点を残していることを指摘しなければならない。

前掲の図2と図3のあいだの関連が、ロビンソンのばあいにはかならずしも明確にされていないように思われる。図2の過程の最終的なアウトプットである国際経営目的と国際経営戦略とが、図3の個別的な海外プロジェクトの選択過程では、すくなくとも明示的なかたちでは、あらわれていない。おそらく、図3における「会社の方針」のなかに国際経営目的と国際経営戦略とがある程度まではふくまれていると思われるが、明確にのべられているわけではない。

ロビンソンは、国際経営の戦略問題を2つの段階にわけて分析する方法をとっている。しかし、かれのばあいには、その方法について明確な認識が確立されていないために、2つの段階のあいだの関連に不明確なところが出てきたのではないかと考えられる。筆者は、行動科学的意思決定論の分析方法によってロビンソンの分析を新たに展開しなおすならば、国際経営の戦略問題の分析は一段の飛躍を示すことになると考える。

つづいて、第2の問題点として、国際経営目的についてのロビンソンの所説をとりあげることにはしたい。

ロビンソンは、その国際経営にかんする論述において、経営目的の論述のためにはほとんどページをさいていないように思われる。かれは、わずかにつぎのようにのべている程度である。

「経営目的について一言することが必要である。そうでないと、最適な戦略についてのわれわれの関心は意味を失ってしまうからである。なにについての最適であろうか。まず第1に、基本目的は利潤の極大化であることに同意しよう。

(36) この点くわしいことは、つぎをみていただきたい。

H.I. Ansoff, *op. cit.*, pp. 22-24.

占部都美著『前掲書』第5章。

しかし、どこで、だれのために、どれだけの期間にわたって、利潤を極大化するのであろうか。経営者がまずこれらのパラメーターを定義しないかぎり、利潤極大化は無意味である。<sup>(37)</sup>」

ロビンソンのこの主張からみて、ロビンソンは国際経営目的を利潤極大化としてとらえる立場に立つと考えられるのである。

利潤極大化を経営目的とする立場は、経済学の伝統的な企業理論の立場である。伝統的な企業理論では、企業は利潤の極大化を目的とし、それを達成するために限界収入と限界費用とが一致するように価格と生産量を決定すると説明される。この立場は、基本的には、経営学の投資決定論によってもうけ入れられている。

しかし、周知のように、経営目的を利潤極大化とする立場にたいしては、多くの批判がよせられている。そして、こんにちでは、大勢として、現実の企業行動を説明するためには、経営目的を利潤極大化とする立場は不十分であり、経営目的として複数の目的を設定することが必要であるとする立場が有力となりつつあるようである。<sup>(38)</sup>

このことは、企業の国際経営活動についても妥当するといえよう。利潤極大化のための企業行動として説明してしまうには、現実の企業の国際経営活動は、あまりに多様であり、またゆたかな内容をもっているのである。現実の企業の国際経営活動を分析し、説明するためには、国際経営目的を利潤極大化とするロビンソンの立場は不十分であり、国際経営目的について本格的な研究をはじめることの必要性が痛感されるのである。なお、そのばあい、戦略的決定論のなかでアンソフによって展開されている経営目的論が、1つの重要な示唆を提供してくれるものと考えられる。<sup>(39)</sup>

(37) R.D. Robinson, *op. cit.*, 1967, p. 12.

(38) この点のくわしいことは、つぎを参照。

占部都美著『前掲書』88—97ページ。

J. W. McGuire, *Theories of Business Behavior*, 1964, chapter 4 and 5.

第3の問題点として、つぎに、国際経営戦略についてのロビンソンの所説をとりあげることにしたい。

すでに一度引用しているが、ここにふたたびロビンソンによる戦略の定義を引用することにしたい。

「戦略とは方針の選択 (policy choice) と定義され、それは一度選択されると制度化される傾向にあり、したがって、短期間での変更には抵抗<sup>(40)</sup>を示す。」

ロビンソンのこの定義は、経営戦略の重要な性格をとらえているので、だいたい適当と考えられるが、つぎのような点で不十分であると考えられる。

まず、第1に、この定義では、戦略と目的との関係が明らかでないということである。戦略は、そのことばの本来の意味において、目的を達成するための手段である。つぎに、この点について、アンソフの所論を基礎において検討<sup>(41)</sup>することにしたい。

経営目的は、経営活動によって達成すべき変数とその水準を明らかにする。たとえば、売上高利益率10パーセントという経営目的は、経営活動によって達成すべきものとして、売上高利益率という変数と10パーセントという水準を示す。しかし、経営目的は、意思決定者にその目的を達成するために「なに」を「どのように」行なったらよいかを示さない。経営目的は、経営活動の方法や形態を示さないのである。これを示すのは、経営戦略である。

たとえば、全額出資の子会社という所有戦略は、海外に企業進出するばあい、全額出資の子会社という方法によって行なうことを明らかにする。また、海外子会社の拡張は、その会社の獲得する利益の再投資によって行なわれるべきで

---

(39) アンソフの経営目的論については、つぎをみていただきたい。

H.I. Ansoff, *op. cit.*, chapter 3 and 4.

占部都美著『前掲書』第6章。

(40) R.D. Robinson, *op. cit.*, 1967, p. 6, footnote 2.

(41) H.I. Ansoff, *op. cit.*, chapter 6.

占部都美著『前掲書』第7章。

あるとする財務戦略は、海外子会社の拡張を財務的な側面から規定する。

したがって、同じく決定ルールといっても、経営目的と経営戦略とは性格を異にしていることを明確にとらえなければならない。経営目的は経営活動によって達成すべき変数とその水準を示す。これにたいして、経営戦略は、その経営目的を達成するための手段として、経営活動の方法や形態を示すのである。

さて、ロビンソンは、国際経営戦略として、具体的には、8つの戦略をあげて論じている。その8つの戦略とは、(1)マーケティング戦略、(2)供給戦略、(3)労務戦略、(4)要員戦略、(5)所有戦略、(6)財務戦略、(7)法律戦略および(8)コントロール戦略である。しかし、ロビンソンの論述においては、これら8つの戦略の関連について、かならずしも明確でないように思われる。国際経営戦略について正しく概念を規定するとともに、その概念を基礎にして、それから具体的な個別戦略を体系的に展開する努力が必要であると考えられる。

ロビンソンによる国際経営の戦略問題の分析について、最後にもう1点だけ指摘しておきたい。

ロビンソンはすでにのべたように国際経営の戦略問題を国際経営の戦略的決定の過程の問題としてとらえ、その過程においては、客観的、計量的な分析が困難であり、そのために意思決定者の主観的、個人的な要素が重要な役割を演じるという基本的な立場に立っている。この立場は、国際経営の戦略的決定の過程のもっとも重要な性格をとらえており、それゆえに有効なものであると考えられる。

しかし、ロビンソンのばあいには、国際経営の戦略的決定の過程における主観的、心理的な変数とその役割について、十分明確に定式化を行なうところまでいたっていないようである。いいかえると、ロビンソンのばあいには、意思決定過程についての基本的な仮説が確立され、それがモデル化されるということまでにはいたっていないと思われるのである。この点にかんして、行動科学的な意思決定論を専攻している者としては、その意思決定モデルすなわち意思決

定の適応的モデルを国際経営の戦略的決定の過程を分析するための基本モデルとすることが、1つの有効な方法ではないかと考える。

行動科学的意思決定論では、意思決定の過程は合理性を志向する過程であり、その過程は基本的に社会的、心理的な過程であるとされる。そして、意思決定過程は、満足基準の原理、不満足探求の仮説、学習による適応の仮説といったいくつかの基本的な仮説によってモデル化される。モデル化される意思決定過程は、要約していえば、満足基準にしたがって行なわれる、逐次的な、適応的な、そして探求活動をふくんだ過程である。これが、意思決定の適応的モデル<sup>(42)</sup>である。

国際経営の戦略的決定の過程は、この意思決定の適応的モデルを適用するのに適した1つの意思決定分野であると考えられる。というのは、意思決定の適応的モデルは、本来的にいって、複雑な、不確実な状況のもとでの意思決定過程のモデルであり、国際経営の戦略的決定の過程はそのような意思決定過程としては代表的なものであるからである。

以上、ロビンソンの国際経営戦略論を、行動科学的意思決定論による国際経営の戦略問題の分析という問題意識をもって、検討してきた。そして、不十分と思われる点を4つばかり指摘した。それらの不十分な点を克服するには、いままでの論述を通じて明らかになっているように、結局、国際経営の戦略問題の分析のために行動科学的意思決定論を全面的に適用することが必要であると考えられる。すなわち、国際経営の戦略問題の研究を発展させる1つの有力な方向は、行動科学的意思決定論によって国際経営の戦略問題を分析することであると考えられるのである。

なお、行動科学的意思決定論によって国際経営の戦略問題にアプローチするばあい、アンソフの研究が1つの有力な、そして直接的な示唆を提供してくれ

---

(42) 意思決定の適応的モデルのくわしいことは、つぎをみていただきたい。

拙著『前掲書』第4章および第5章。

経済経営研究第21号（I）

るであろう。アンソフが多角化の問題について試みたのと同じようなことを国際経営の戦略問題について試みなければならない。それは、筆者に課せられたこれからの大きな課題である。

(1970. 11. 22)

# 研究会記事

## 所員研究会

第39回(45年8月17日)

### 会計における『測定』と『情報』

中野 勲

最近のあたらしい会計観によれば、会計とは、情報利用者が判断や意思決定を行なうにあたって事情に精通したうえでそれができるように、経済的情報を識別し測定し伝達する過程である、と考えられている。すなわち、この見方は、会計をもって、「測定」、「情報」、「伝達」という一般的な諸概念によってカバーされる領域の中における一つの特殊領域として理解して行こうとするのである。われわれも、この立場に立って、測定理論および情報理論の諸成果を明示的に会計研究に導入することにより、あたらしい内容の会計学をつくりあげて行きたいと考える。

この目的のために、当研究発表では、いわゆる測定理論上の重要な概念である「同形性」(isomorphism) 概念をとりあげ、この概念を資本維持研究に適用しようとした。

「同形性」とは、測定すべき対象の集まり(本体)の間にある関係Rがあるとき且つその時にかぎって、測定数値(写体)のあいだにある関係Sが存在するという、ことを意味している。この同形性という条件を測定一般、したがってまた会計測定が満足させることが、会計数値のあいだの関係(S)をつうじて、人々が知りたいと願っている、測定対象における、諸関係(R)を正しく表現しうるために必要不可欠であることは明らかである。

さて、われわれの見解によれば、「正しい利益とは何か」、「損益計算において企業が維持すべき資本はいかなるものであるべきか」といった問題にかんして昔から闘わされてきた論争は、測定理論的にみると、会計が測定すべき「本体」とは何か、という問題であった、と理解することができる。そして、物価変動期における慣行的な取得原価主義会計の困難は、「本体」とみなされた一般購買力資本維持または実体資本維持にもとづく利益が、取得原価主義という測定規則によっては「写体」としての会計利益数値の上に

同形的に表現されえない点に存する，ということを，我々はこの研究報告において証明した。

第40回（46年1月13日）

## 貿易と港湾と情報システム

米 花 稔

個々の事業体のなかでのマネジメント・インフォメーション・システム構想の展開とともに，事業体の境界をこえたインフォメーション・システムが各分野で検討せられはじめている。貿易と港湾にかかわる情報システムの問題も，例外でなく，神戸，横浜，さらに東京などでとりあげられつつある。たまたま1970年7月東京を主会場として，世界貿易センター協会（World Trade Centers Association—WTCA）の第1回国際会議が開催せられ，その討議の主たるテーマが，世界貿易情報サービスと，世界貿易通信サービスとであって，いわゆる情報システムの問題であった。この国際会議ならびにその準備段階でとりあげられた貿易と港湾とにかかわる情報システムの所論は，内容的に興味があることと，またこの分野における国際的動向を示すものであることから，これらに一層関心をもつこととなった。

ここでは，これらの所論のとりあげ方を考察し，ついでこれらをよりどころとして一般的な問題としてこれをほりさげることとした。それは，貿易，港湾にかかるオペレーショナルな段階の情報システム，業務運営のコントロールないしモニタリングの機能の段階の情報システム，さらに計画なり意思決定にかかわる情報システムにわけてこれを見，前二者がコンピューターとコミュニケーションのハードウェア，ソフトウェアの発展にかかわることの大きいものに対して，後者は人と人との接触の場としての施設の機能の重要性をみるのである。

いずれにしても，これらの情報システム形成には，なにより関係主体が公私にわたって多様であることから，主体の関係論をぬぎにして，この問題を考えることができないのである。この点からの情報システム形成のプロセス論に及んだ。

なお討議の段階で，わが国における特徴的な総合商社の発展と情報システムの関係，ジェトロその他の情報機能を担当する機関との関係などが問題となった。

## 1970年代における国際経済協力と 経営の国際化に関する専門委員会

### 国際経済協力分科会

第1回（45年4月24日）

#### 国際経済協力分科会の打合せ

第2回（45年5月8日）

#### 1970年代における国際経済協力と経営の国際化 に関する専門委員会の今後の方針について

第3回（昭和45年12月17日）

#### EECの連合アフリカ諸国に対する援助政策

川田 富久雄

#### 1. 連合地域

ローマ条約（1957年3月調印）第4部は海外の国および領域との連合について規定している。すなわち第131条では「加盟国はベルギー、フランス、イタリアおよびオランダと特別の関係を有する非欧州諸国および領域を共同体に連合させることに同意する」と述べ、それらの国および領域はローマ条約付属書IV（付表）にこれを掲げている。

この連合の目的は「これらの国および領域の経済的および社会的発展を促進し、共同体全域との間に緊密な経済関係を樹立することにある」と規定されている。（同条）

1959年と62年との間にこれら諸国および領域の19が独立した。このうちギニア（Guinea）を除く18カ国がEECとの連合関係を継続した。

これら18カ国（連合アフリカ諸国およびマダガスカル（Associated African States

and Madagascar — AASM または AAMS と略称される）はアフリカの全面積の約3分の1（約1102万平方キロ、日本の約30倍）を占め、人口は6000万に及び、全アフリカ人口の約20%を占めている。

いまだに独立していない諸国や領域は1958年以来、依然として同一の法律関係がつづいている。

## 2. 連合の諸段階

A. 第一段階 これは1958年1月1日より1964年5月31日に至る期間であってローマ条約第4部（§ 131～136）にもとづく段階であって、ローマ条約付属書「海外の国および領域と共同体との連合に関する適用協定」に従って海外の国および領域に対する貿易制限の除去と経済援助が行なわれた。経済援助のためには欧州開発基金（European Development Fund — EDF）が設けられ、1958年1月1日から1962年12月31日に至る5カ年間に加盟国は毎年一定の割当額をその財政資金から醸出し、委員会がこれを管理した。基金の総額は5億8125万ドルであった。

その出資額の内訳はドイツおよびフランスがそれぞれ2億ドル、ベルギーおよびオランダがそれぞれ7000万ドル、イタリアが4000万ドル、ルクセンブルグが125万ドルとなっていた。

一方、配分額はフランス5億1125万ドル、オランダ3500万ドル、ベルギー3000万ドル、イタリア500万ドルとなっていた。

第一次欧州開発基金の利用状況は1967年3月末現在でプロジェクト数は382（うちAASMは319）、支出金額は3億9761万ドル（うちAASMは3億4485万ドル）となっている。

ローマ条約第4部の適用協定の期間が完了した（1962年12月31日）時から、1964年6月1日に新しい連合規約が発効するまでの期間は過渡的な措置がとられた。

B. 第二段階 これは1964年6月1日から1969年5月31日に至る期間である。

1963年7月20日にEECとAASMとの間に連合協定が締結せられ、1965年6月1日に発効した。この新しい連合協定は一部熱帯産品の無税輸入、対アフリカ援助の増大、連合理事会の新設などを特徴とするが、その期間は1964年6月1日から1969年5月31日に至る5カ年となっている。その協定はカメルーンの首都ヤウンデで調印されたのでヤウンデ協定（第一次）と称せられる。ローマ条約付属書の適用協定では宗主国を通じてアフリカ諸国に援助が与えられたが、この協定ではアフリカ諸国に直接に援助が与えられることとなった。

1969年5月31日から新しい連合協定が発効するまでの期間は過渡的な規則が設けられた。

第2段階における援助総額は8億ドルであり、そのうち第二次欧州開発基金は7億3000万ドル、欧州投資銀行 (European Investment Bank) は7000万ドルであった。

欧州開発基金による援助は大部分贈与であるが欧州投資銀行による援助は借款である。(7億3000万ドルのうち、2億3000万ドルが産業多様化、価格差補給〔これは第三段階では廃止された〕に向けられることとなっている。) しかし、欧州投資銀行よりの借款については3%まで欧州開発基金から利子補給が与えられることとなっている。

第二次欧州開発基金への出資額はドイツおよびフランス各2億4650万ドル、イタリア1億ドル、ベルギー6900万ドル、オランダ6600万ドル、ルクセンブルグ200万ドルとなっている。

第2次欧州開発基金による援助7億3000万ドルのうち、贈与は6億8000万ドル(うちAASMへは6億2000万ドル、その他海外領域へは6000万ドル)で特別融資(長期低利)は5000万ドル(うちAASMへは4600万ドル、その他海外領域へは400万ドル)となっている。

欧州投資銀行よりの通常借款はAASMに対して6400万ドル、その他の海外領域に対して600万ドルとなっている。

第二次欧州開発基金の利用状況は1967年3月末現在で約束額3億7915万ドル、そのうち農産物価格支持や未配分額を除いた3億4754万ドルのうち、生産開発へ44.3%、経済基礎施設の近代化に31.4%、社会開発に23.6%、その他に0.7%が充当されている。

C. 第三段階 いわゆる第2次ヤウンデ協定が1969年7月29日に調印された。この協定は1971年1月1日に発効し、1975年1月31日まで有効であることとなっている。

第2次ヤウンデ協定はEECとAASMとの間の貿易を促進することを依然として目標としているが、アフリカ諸国間貿易や地域協力に対しても関心を払っている。連合諸国は相互間に、または外部の諸国と関税同盟や自由貿易地域を形成したり、経済協力協定を結ぶことができるようになった。

第三段階では5か年間に総額10億ドルの援助が貸与されることとなっているが、その内訳は第三次欧州開発基金から9億ドル、欧州投資銀行から1億ドルとなっている。前者は大部分が贈与であるが、後者は借款である。

第三次欧州開発基金の一つの特色は世界価格の一時的変動に備えて緊急基金 (Krisenfonels) を設けたことであろう。

第三次欧州開発基金9億ドルへの出資額の内訳はドイツおよびフランス各2億9850万

ドル、イタリア1億4060万ドル、ベルギーおよびオランダ各8000万ドル、ルクセンブルグ240万ドルとなっている。

第三次欧州開発基金による援助9億ドルのうち8億1000万ドルは贈与（AASMへ7億4800万ドル、その他海外領域へ6200万ドル）であり、9000万ドルは特別融資（AASMへ4000万ドル、その他海外領域へ1000万ドル）となっている。

欧州投資銀行よりの通常借款1億ドルのうちAASMへは9000万ドル、その他海外領域へは1000万ドルとなっている。

### 3. 結 語

このように1958年1月1日から1975年1月31日までの約17年の間に合計23億8100万ドルの援助が計画的に与えられる予定である。このことは受益国にとって一定の計画の下に開発を行なうことを可能ならしめる利益がある。

そのうえに援助の大部分が返済を必要としない贈与であることも受益国にとって有利である。いま援助のうち贈与の占める割合を見れば第一段階100%，第二段階85%，第三段階81%となっている。

また貿易面においてもEECとAASMの間には相互に特惠関税が供与され、貿易の拡大が図られている。ただし、AASMの側では財政上、産業保護上の理由でEECの商品に関税を賦課することは認められている。

ともかくも特惠制度によってAASMの産品はEEC市場へ進出が容易になったことは事実であって、特惠制度は貿易面における援助の一形態と考えられる。

しかし、AASMの貿易額は少額であって、1968年におけるその輸出は18億7180万ドル（うちEECへ10億9340万ドル）、輸入は16億9730万ドル（うちEECより10億2120万ドル）となっており、輸出品はコーヒー、ココア、バナナ、落花生、綿花、ちようじ、熱帯木など一次産品が主である。

要するにEECのAASMに対する援助は(1)金額が確定しており、しかも規則的にこれが支出されること、(2)その援助額の大部分が贈与であること、(3)貿易と援助が結びついていることなどの点に特徴がある。

しかし17年間に23億ドル余という額は余りにも少な過ぎる感じがする。これに関してはEEC加盟各国がそれぞれ別個に低開発国に対して巨額の二国間援助を行なっている事実注目する必要がある。

例えば1967年の政府援助だけの数字を見ても、フランス8億3110万ドル、西ドイツ5億4940万ドル、イタリア2億280万ドル、オランダ1億1350万ドル、ベルギー9880万ド

ル、合計17億9560万ドルとなっている。この数字から見ても EEC の AASM やその他海外領域に対する援助額の僅少なことは痛感されるであろう。

## 経営の国際化に関する分科会

第1回（45年4月22日）

経営の国際化に関する分科会の打合せ

第2回（45年5月8日）

1970年代における国際経済協力と経営の国際化  
に関する専門委員会の今後の方針について

特別研究会（45年5月11日）

ブラジルにおける我国進出企業をめぐって

小 堀 多 聞

第3回（45年8月20日）

世界企業について

衣 笠 洋 輔

### 1. 世界企業 の 概 念

- (a) 世界企業の範疇の下に理解されている企業実体を表現する名称。
- (b) 世界企業の名称をめぐる論争。
- (c) 世界企業の判別基準と世界企業的基本的特質および要件。

## 2. 世界企業の成長戦略

その基本的特質

- (a) 世界企業において、その戦略は国内企業の場合と同様、市場志向理念に基いて展開されていること。
- (b) 世界企業の成長戦略は世界市場を場として展開されていること。
- (c) (b)を反映して世界企業の成長戦略は地域的拡大政策に大きなウェイトがかけられていること。
- (d) 世界企業においては、戦略上の基本的意志決定はすべて世界的基準でなされること。
- (e) 世界企業においては、現地主義を基調とした地域別、国別戦略の形式が重要不可欠となること。

## 3. 世界企業の管理

- (a) 管理問題が世界企業の初期的段階において必ずしも大きく問題とされなかった理由。
- (b) 事業部制組織の市場志向性。
- (c) I.D. (International Division) の形骸化。
- (d) 管理組織展開の系譜。

### 第4回(45年12月25日)

## G. G. ミューラー著『国際会計論』をめぐって

中 野 勲

新しい会計研究領域の一つであるといわれる「国際会計論」は、(1)国ごとに顕著にあらわれている会計の特徴を理解し、それらをいくつかの類型にまとめること、(2)国際企業の発展にともなう特殊な会計実務上の諸問題を研究すること、の2つを内容とすると云われている。この研究会では、時間の制約のため、(1)の問題にかんするミューラーの見解を紹介・検討した。

諸国の会計制度は次の4つの類型に分類することができるといわれる。(1)マクロ経済学の枠組に入る会計：国家経済政策の遂行のための手段という特徴をつよく与えられた会計であり、たとえば投資奨励のための加速減価償却制度(アメリカ合衆国、日本、スウェーデン)、公益事業においてサービスの料金(料率)の大きさを適正に決定することを

目的として形成された特殊な会計制度等が紹介されている。(ロ)ミクロ経済学的なアプローチ：実質資本維持ないし実体資本維持というミクロ経済学的諸概念を会計に導入することにより、取替原価にもとづいて費用を測定しようとする立場であり、たとえばオランダの会計実践においてはこのような会計方法が一般に認められ実施されている、といわれる。(イ)独立の学問領域としての会計：他の学問領域とは別個に、現実の会計実践を観察しそこから帰納してくることにより、会計学独自の概念とコンベンションを樹立し、それらをもって会計理論を形成しようとする立場であり、たとえばアメリカ合衆国における正統的な会計学やアメリカ公認会計士協会等の会計指導的諸活動はこの類型にふくまれるものと主張されている。(ニ)統一会計：政府による経済統制または経営統制のための会計（ex. ソ連における中央経済統制のための会計）や、財務諸表の比較可能性を高めるために会計諸手続を標準化する試み（ex. 世界各国における統一勘定図表）等がこの類型にぞくしている。フランスのプラン・コンタブル・ジェネラルも、ここにふくまれる。

ソロモンズは、この書物を批判して、上にのべられた4つの類型は、いずれの国の会計制度の中にも多かれ少なかれ共通にみられる諸特徴である（ex. どの国の税務会計もある程度マクロ経済学的配慮を行っており、どの国の会計も会計慣行の発達にもとづく独自のコンベンションや会計思想をもっている……等々）から、このように類型化することをもって「国際会計」とよぶことはできない、とのべている。つまり、会計は本質的に一つの「技術」であり、国ごとの特殊性よりもむしろ共通性という点にこそその特徴と重要性がみられる、というのである。この批判的見解を我々はこの発表のしめくくりとして引用した。

## 国際資金専門委員会

第1回（45年6月20日）

### 変動為替相場について

藤 田 正 寛

最近の国際通貨改革論議は IMF に SDR という新準備資産を創設することで一つの結末がついたかのようなのである。しかも SDR は現実に1970年1月1日より、function しはじめており、通貨であるか借入便宜であるかの論議をこえて IMF 体制にとって大

きな機動力となった。

しかしながら固定為替相場を基礎とする IMF 体制の国際通貨均衡はアメリカのドルの動向が不安定な状態であるかぎり、国際通貨体制の不安定はつづいている。

この際、国際通貨改革論争のなかでフリードマン (M. Friedman), ミード (James Meade) が主張していた変動為替相場論 (Flexible exchange rates system) が学界の論議は勿論、従来、反対論が主流であった実業界においても真剣にとりあげられ、IMF 当局も検討を行なうにいたった。

われわれはこの事態を直視し、変動為替論を系譜的、網羅的にとくに本邦以外のあらゆる著作、論文を検討し、この問題を深くほり下げようとするべく、bibliographycal な研究をはじめようとするに際して問題点を先づ探ることにした。

ファカルティ・セミナー（45年7月3日）

## The Pre-Keynes, Keynes' and Post-Keynes Keynes' System

シカゴ大学教授

Robert A. Mundell

第2回（45年7月25日）

### 最適通貨地域の問題点

藤 田 正 寛

変動為替相場の問題点は不確定性、為替リスク、準備水準の撤廃など多くの問題をもっているが、それは IMF の現在の調整可能釘づけ (adjustable peg) に対して freely flexible rate との中間段階に考えられる。それは floating rate でなり wider band, movable band, そして crawling peg, sliding party などの process がある。

変動為替相場の問題には適正通貨地域 (optimal currency Area) の理論をも関連して考察すべきである。

これは生産要素の移動、経済の開放性 (economic opens), diversification, などが内容であり、マンデル (Mundell), ケネンなどの論文の詳細な分析が必要である。一つの通貨地域は域内で固定相場をとり他の地域との間に変動為替をとろうとするものであ

るから、いわゆる通貨圏の問題としてとらえ通貨選好 (preference of currency) と関連する。

第3回 (45年9月12日)

## ゾーマンの為替論について

馬 淵 透

ゾーマンは伸縮為替相場制度の有力な支持者である。かれの議論<sup>(1)</sup>を考えられるいくつかの基準について、

(1) 伸縮相場制の場合の  $\begin{cases} (1) & \text{利益} \\ (2) & \text{欠点} \end{cases}$

(2) 現行釘付け相場制の場合の  $\begin{cases} (1) & \text{利益} \\ (2) & \text{欠点} \end{cases}$

を明らかにして比較することにより、その主張をより正しく評価することができると思われる。<sup>(2)</sup> 分類基準としてはつぎのようなものをえらんだ。

I. 金融・財政政策の国内有効性について。<sup>(3)</sup>

- a) 完全雇用の達成と維持。
- b) 先物市場を考慮した場合はどうか。

II. 貿易量はどうなるか。

III. 投機的資本移動について。

IV. 生産と雇用について。<sup>(4)</sup>

V. 物価はどうなるか。

VI. 政府の金融節度について。

VII. 為替安定性について。

- a) 一時的安定性
- b) 短期的安定性
- c) 長期的安定性

(1) Egon Sohmen, *International Monetary Problems and the Foreign Exchanges*, 1963.

(貝塚訳, 国際金融と外国為替, 1964.) 邦訳では原著の内容からさらに拡充されている。

(2) この方法は、三木谷良一学兄のアイデアによるものである。

(3) ゾーマンは財政政策については触れていない。

(4) ゾーマンは、'資源配分は最適か'の問題に触れていない。

経済経営研究第21号（I）

VIII. 歴史的経験はどうか。

IX. 反対論と擁護論。

ゾーメンの議論しているかぎりでは、伸縮相場制度は現行釘付け相場制と（政府の介入しない）自由変動相場制との長所を併せ持ち、しかもそれらの短所を捨てた理想的な為替制度であるという結論が導かれるのであるが、報告当日ご出席の先生方のご意見を総合したところでは、釘付け相場制をとっている現行体制のもとで先進工業国のうちの一国だけが伸縮相場制を採る場合には成功するかもしれないが、その一国にしてもそれが後進国なら失敗するかもしれないし、また多数国が同時に伸縮相場制を実施すれば混乱が生じるおそれが大きいという評価となったようである。

## 研究所特別研究会

昭和45年6月5日

### Old and New Plans for International Monetary Reform

プリンストン大学国際金融研究所長

Fritz Machlup

## 情報システム専門委員会

第1回（昭和45年5月11日）

ドキュメンテーションと財務データ・サービス

生 島 芳 郎

情報伝達技術の進歩によって、企業財務情報サービスが情報産業の一分野に抬頭してきている。これは適格な情報を必要な時に、適切な形態で提供するドキュメンテーション技術と科学技術、とくにマイクロフィルミングとコンピュータとの結合によって進展してきた。今これらの企業化の例をみると、

(1) マイクロフィルミングの利用 資料のマイクロ化による簡便な利用を目的とし、マ

マイクロ資料の販売を行なう。米国のメリル・リンチ— NCR, SEC (証券取引委員会) — Leasco, NY 証券取引所—ゼロックスなどの提携事業で主として上場企業の年次報告書、有価証券報告書などのマイクロ化資料(マイクロフィッシュ)を製作販売しており、わが国でも有価証券報告書のマイクロ化販売、世界企業の年次報告書のマイクロフィッシュの賃貸などが行われている。

(2) コンピュータの利用 企業財務データを収めた磁気テープの販売と、データバンク化によるデータ提供の企業化である。米国 S & P 社の Compustat Service は、磁気テープファイルの賃貸を主に、英国の International Data Highways 社の SCAN システムは、投資者へのポートフォリオ評価をふくむオンライン・リアルタイム・サービスをしている。わが国では日経の日経財務データサービス、興銀財務データや三井銀行・野村総研などの企画が前者の例にあたり、後者ではまだ自社、自行内のシステムに止まっているが、日興証券、新日本証券の証券分析用や開銀、長銀の投融資分析用などへの使用がある。

これら企業財務データの提供は、今後技術的には電算機とマイクロフィルミングの結合による COM, MOC などの開発でさらに進展するであろう。そして今後はユーザーの利用目的による提供内容の多様化が問題となつてこよう。たとえば投資者の需要に対する原データや比較、加工データの提供は証券投資の参考情報ではあるが、さらに投資価値の決定には、これら計量的情報のみでなく、質的(記述)情報の導入が必要になるであろうし、研究目的には諸データ項目の追加、計算方式の検討、一般経済情報の利用などが必要で、これらを総合したデータバンク・システムへの指向が求められよう。

## 第 2 回 (昭和45年 6 月15日)

### シャーペ「コンピュータの経済学」

小 野 二 郎

本報告は、コンピュータの経済効果測定に関するシャーペ (Sharpe, William F.) の著「The Economics of Computers, Columbia University Press, 1969」の概要を紹介したものである。

この書は、第 I 部理論編と、第 II 部アプリケーション編とに分れる。第 I 部においては、マイクロ経済学の立場から、コンピュータについても所謂「費用・効果分析」の手法が適用し得ることを明かにしている。とくに、コンピュータの場合では、レンタル・シ

システムによって、各経済主体の効用関数に応じて差別価格を課することができる点として興味あるところである。

第Ⅱ部においては、「コンピュータ産業の概観」、「コンピュータの販売とレンタル」、「コンピュータ・システムの費用・効果分析」、「記憶装置の費用・効果分析」、「コンピュータ・サービスの価格決定」などの諸章において、現実に用いられている具体的な手法を積み上げてこれを整理することによって、コンピュータの経済効果測定に関する理論的な方向づけを行ない、最後の「コンピュータ産業におけるサービス、市場およびコスト」の章において総括を試みている。

コンピュータの経済効果測定という場合には、(1)情報システムから生み出されるアウトプットの効果測定と、(2)ハード・ウェア、ソフト・ウェアを中心とするコスト面の分析が重要なものとなるが、本書は、とくに後者の問題へのアプローチに対して貴重な手掛りを供するものである。

### 第3回（昭和45年7月6日）

## 地域情報処理システム調査報告について

米 花 稔

地域情報システムについて、筆者も参加した関西地区の専門研究者ならびに地方自治体の情報処理担当者との共同研究、さらにその間実施した公私事業体の境界をこえる情報処理の現状についての実態調査などのとりまとめられた段階での、そのアウトラインについての報告を行った。

この検討については、まず大都市において、中枢管理機能といわれるものについて考察し、ついでそのなかでの情報の機能をとりあげ、そのような情報と、手段としてのコンピュータならびにコミュニケーションのハードウェア、ソフトウェアとの関係の検討に及んだ。その間さききふれたように、いまその緒についたばかりと思われる公私事業体間の情報システムの実態を調査した。例示すれば、自動給電コントロール・システム、公害監視システム、行政機関相互のシステム、系列企業間のネットワーク、同業種間、異業種間のネットワークのいくつかの試みをみた。

これらの考察をよりどころに、地域における情報処理機構の基本問題をとりあげ、その中核的な機能をもつものとしての地域情報センターの存立可能性、条件などの検討を行った。このような地域情報センターは、単に情報処理機能をになうのみでなく、一方

には必然的に地域の諸問題についての研究開発の機能，他方にはこれから相ついでみられることの予想される多くの専門的な情報処理機構について，連絡調整機能をもつことが期待せられることなどが結論づけられたのである。

第4回（昭和45年7月21日）

### 造船業における電子計算機の適用状況調査

第5回（昭和45年7月28日）

### 万博コンピューター・システムの 調査およびコンピューター室見学

第6回（昭和45年11月16日）

### 「電子計算機部門の構造と管理」に関する実態調査

小 野 二 郎  
都 藤 希 八 郎

本年4月，全国1210事業所に対しアンケート方式による上記実態調査を行なった結果，316事業所（有効297，無効19，回収率26.1%）よりの回答をえた。

今回は，この調査結果に関する中間報告を行なうとともに今後の内容分析に対する各面からの討議も行なった。

報告は調査項目の分担によって次の各項について行なった。

(1)調査票の回答概要 (2)主要対象業務 (3)機械化時期の特徴 (4)システムのレベルアップ (5)電子計算機部門の人事管理 (6)ハードウェア・ソフトウェアに対する要望(小野)  
(7)人事管理上からみた（とくにヒューマン・エンジニアリング的観点からの）電子計算機室の設備のあり方（都藤）

## 「電子計算機部門の構造と管理」に関する実態調査

小 野 二 郎  
都 藤 希 八 郎

本報告は前回行なった中間報告に引続き、その討議の結果などをもとに、さらに集計・分析を拡大したものを、その内容について報告するとともに再び各面にわたり審議をも行なったものである。

報告は前回と同様、分担項目別によって次の諸点について行なった。

- (1)経営活動における電子計算機の役割と評価 (2)電子計算機部門と他部門とのフォーマル、インフォーマルな関係 (3)電子計算機部門内の予算測定 (4)電子計算機の経営効果とその測定 (5)電子計算機部門から見た情報システムのあり方 (6)数理的手法の適用と意思決定における意義（小野）(7)電子計算機部門の立地条件 (8)電子計算機部門の建物概要 (9)電子計算機部門の所要室と設置階 (10)電子計算機部門のレイアウト (11)電子計算機室・穿検孔機室・その他諸室のレイアウト（都藤）

執筆者紹介 (執筆順)

- 米 花 稔.....教 營 学 博 士・經營機械化部門
- 佐々木 誠 治.....教 濟 学 博 士・海事經濟部門
- 能 勢 信 子.....教 營 学 博 士・經營計測部門
- 藤 田 正 寛.....教 濟 学 博 士・國際資金部門
- 片 野 彦 二.....教 濟 学 博 士・國際貿易部門
- 中 野 勲.....助 教 授・經營經理部門
- 吉 原 英 樹.....助 教 授・國際經營部門

## 經濟經營研究（既刊）目次

### 第18号（Ⅱ）昭和43年3月25日発行

欧米の現段階における地域開発計画の課題とわが国の場合…米	花	稔
神戸港の発展指標について（その一）……………佐	々	木 誠 治
わが国における百貨店企業の成立と模写的企業者……………井	上	忠 勝
社会会計の統合問題再論……………能	勢	信 子
後入先出法と三つの企業利益概念……………中	野	勲

### 第19号（Ⅰ）昭和43年12月18日発行

神戸港の発展指標について（その二）……………佐	々	木 誠 治
累積費用の概念と測定……………能	勢	信 子
経済成長の最適過程……………片	野	彦 二
企業評価と投資理論……………小	野	二 郎
戦前の移民輸送とわが国の海運業・補論……………西	向	嘉 昭
時価主義利益概念の特質……………中	野	勲

### 第19号（Ⅱ）昭和44年9月1日発行

システムズ・アプローチ試論……………米	花	稔
ラテン・アメリカ経済発展政策の課題……………川	田	富 久 雄
わが国における近代的造船業の成立と政府……………井	上	忠 勝
海運業の労働時間短縮問題……………山	本	泰 督
企業行動科学……………吉	原	英 樹

### 第20号（Ⅰ、Ⅱ）昭和45年10月31日発行

欧州経済統合の諸問題……………川	田	富 久 雄
M I S論の位置づけ……………米	花	稔
民間資本による神戸港の港湾設備建設……………山	本	泰 督
企業成長の財務的考察……………小	野	二 郎
戦前の移民輸送とわが国の海運業・再補論……………西	向	嘉 昭
参加的・集团的管理のシステム……………吉	原	英 樹

RESEARCH INSTITUTE FOR  
ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION  
KOBE UNIVERSITY

Director: Seiji SASAKI

Secretary: Tatsuo KURODA

GROUP OF INTERNATIONAL  
ECONOMIC RESEARCH

Fukuo KAWATA	Professor of International Trade Dr. of Economics
Seiji SASAKI	Professor of Maritime Economy Dr. of Economics
Jiro YAO	Professor of International Finance Dr. of Economics
Masahiro FUJITA	Professor of International Finance Dr. of Economics
Hikoji KATANO	Professor of International Trade Dr. of Economics
Hiromasa YAMAMOTO	Associate Professor of Maritime Economy
Yoshiaki NISHIMUKAI	Associate Professor of Regional Study on Latin America
Kazuhiro IKAWA	Research Associate of International Trade

GROUP OF BUSINESS  
ADMINISTRATION RESEARCH

Minoru BEIKA	Professor of Business Administration and Information Systems Dr. of Business Administration
Tadakatsu INOUE	Professor of International Management
Nobuko NOSSE	Professor of Business Statistics Dr. of Business Administration
Isao NAKANO	Associate Professor of Accounting
Hideki YOSHIHARA	Associate Professor of International Management
Hiroshi SADAMICHI	Associate Professor of Business Statistics Ph. D. in Business Econometrics

Office: The Kanematsu Memorial Hall  
KOBE UNIVERSITY  
ROKKO, KOBE, JAPAN

昭和46年6月25日印刷  
昭和46年6月30日発行

編集兼発行者  
神戸市灘区六甲台町  
神戸大学経済経営研究所  
印刷所  
奈良県天理市川原城町  
天理時報社

# Annual Report on Economics and Business Administration

21 (I)

1971

## CONTENTS

- Information System Relating to Foreign Trade and Port  
.....Minoru BEIKA
- On the Kobe-Shipowners (Part II)  
.....Seiji SASAKI
- Distribution Structure of Japanese Household Sector  
since 1955: With a Special Reference to Transfer  
Payment .....Nobuko NOSSE
- International Monetary Crisis and Optimal Reserves  
.....Masahiro FUJITA
- General Process of Economic Development  
.....Hikoji KATANO
- Accounting Measurement and Isomorphism — With Special  
Reference to Income Measurement —  
.....Isao NAKANO
- A Behavioral Science Approach to International  
Management Problems .....Hideki YOSHIHARA

RESEARCH INSTITUTE FOR ECONOMICS  
AND BUSINESS ADMINISTRATION  
KOBE UNIVERSITY